

平成 24 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月18日】

1 宮崎勝郎（緑風会） 21～31ページ

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について

- 1 新しく制定される条例は、どのような条例か
- 2 事業運営について、指定管理者としたのはなぜか
- 3 指定管理料は、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）で提案されている5年間で22,800千円と示されているが、どのような根拠であるのか

議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

- 1 新しく制定される条例は、どのような条例か
- 2 事業運営について、指定管理者としたのはなぜか
- 3 今まで事業運営は関ロッジと一体で運営されていたが、今後においては別途の事業運営とするのはなぜか
- 4 指定管理料はどれくらいなのか

議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、指定管理者選定支援業務委託料249千円は、なぜ一般会計なのか
- 2 第10款教育費、第5項社会教育費、地域の芸術環境づくり助成金600千円は、どのような事業か

議案第51号 市道路線の変更について

- 1 新規事業の市道野村布気線の起点の変更はなぜなのか

2 大井捷夫（新和会） 31～41ページ

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について

- 1 今回の条例制定に至った経緯について
- 2 亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例が存在するが、改正しない理由について
- 3 指定管理者制度の導入について
 - (1) 市職員の処遇について
 - (2) 指定管理者契約について
 - (3) 耐震補強（SRF工法）について
- 4 公募としているが、広くノウハウを持った民間事業者の参入が必要と思うが、どのような取り組みを考えているのかについて
- 5 公募による民間事業者の参入見通しについて

議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

- 1 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定と施行期日が異なるが、その理由につ

いて

- 2 指定管理者制度を導入するための条例としているが、個別に公募する理由について

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為による国民宿舎関ロッジ指定管理料として、期間を平成25年度から平成29年度の5年間とし、限度額として22,800千円を計上しているが、その年度別内訳について
- 2 国民宿舎関ロッジ指定管理料の年度別の債務負担額は理解するが、その算定根拠について
- 3 道の駅関宿の指定管理料は計上されていないが、その理由について

3 竹井道男（市民クラブ） 41～50ページ

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について

- 1 なぜ条例を制定するのかについて
- 2 亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例の扱いについて

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

- 1 指定管理料の考え方について
- 2 経営の如何に関わらず額は担保するのかについて
- 3 損益勘定留保資金からの支出について

4 伊藤彦太郎（ぼぷら） 50～58ページ

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について及び

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

- 1 国民宿舎関ロッジ指定管理料の額の根拠について
- 2 指定管理者の選定について

議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

- 1 指定管理業務の範囲について
- 2 指定管理料について
- 3 指定管理者の選定について

5 福沢美由紀（日本共産党） 58～64ページ

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について

- 1 指定管理者を公募するに当たり、必要な準備の内容はどのようなものか
- 2 現在制定されている亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例との違いは何か
- 3 現在、関ロッジに配置されている職員はどうなるのか

議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

- 1 道の駅全体の管理運営ではなく、関宿地域振興施設のみを指定管理委託することであるが、実際駐車場やトイレなどの管理について、影響が出てくることはないのか

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について

1 条例制定の根拠について

- (1) このたびの議案は指定管理者制を目指す条例であるように見受けられるが、市長の考えを糾したい
- (2) 条例第4条について、宿舎の管理は、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき指定されたものとあるが、選考者は宿舎経営に対する見識を備えた方が行うのかを知りたい

議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、指定管理者選定支援業務委託料249千円について

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

- 1 国民宿舎関ロッジ指定管理料について
(第2条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について)

報告第7号及び報告第8号 専決処分した事件の承認について

- 1 住宅用地の固定資産税及び都市計画税の措置特例を平成26年度に廃止するという内容の条例改正だが、これによりどれだけの人がどれぐらいの負担増となるのか、また、平成24年度と25年度は経過措置が設けられるがこの2年度で増税となる人数とその額はそれぞれいくらになるのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月19日】

1 尾崎邦洋（緑風会） 82～91ページ

非正規職員の雇用について

- 1 現在の雇用状況と今後について
- 2 採用時における扱いについて

職員の守秘義務と市民サービスについて

- 1 正規職員の退職後及び非正規職員の離職後の守秘義務について
- 2 市役所窓口や電話等の対応など市民サービスについて

2 中村嘉孝（新和会） 92～104ページ

行財政改革について

- 1 亀山市行財政改革大綱の見直しについて
- 2 中期財政見直しにおける課題について
 - (1) 財政調整基金、減債基金について
 - (2) 基金の管理計画（特定目的基金等の整理・再編）について
 - (3) 税外収入の確保について
 - (4) 財政健全化における数値目標の設定について

太陽光発電について

- 1 当市の太陽光発電（ソーラーシステム）の利用状況と補助制度について
- 2 大規模太陽光発電所（メガソーラー）について

3 宮村和典（市民クラブ） 104～115ページ

市長像について

- 1 市長としての職務は何か
- 2 副市長としての職務は何か
- 3 市長としてのトップマネジメントについて
 - (1) 考え方を問う
 - (2) 果たす役割を問う
- 4 市長としてのトップセールスについて
 - (1) 以前に質問をしたが、成果を問う
 - (2) 今後の取り組みを問う

4 鈴木達夫（ぽぶら） 116～128ページ

水道事業における市外からの給水について

- 1 市の給水区域内でありながら、実際に給水されていない市民の実態について
- 2 なぜ、何十年も適切な対応ができなかったのかについて
- 3 解決に向けた今後の対応について

過去の一般質問及び提案に対する進捗状況について

- 1 県道28号及び県道41号線交差点のJR和田踏切の改善について
- 2 子育て支援事業の「類似事業の見直し」について
- 3 行財政改革大綱について
 - (1) 「新たな公共領域」とは、具体的にどのようなことなのかについて
 - (2) 歳入改革の推進について
 - ア 広告収入の導入について
 - イ 「白鳥の湯」入浴料の見直しについて
 - ウ 「動物火葬炉」使用料の見直しについて
 - エ 「事業系一般廃棄物処理」手数料の見直しについて
 - (3) 今後の行財政改革の取り組みについて

5 服部孝規（日本共産党） 128～140ページ

リニア中央新幹線建設計画の推進を見直し、建設計画の撤回を求めることについて

- 1 この20年間、東京―大阪間の輸送需要はほとんど横ばいなのに、なぜ新たにリニア新幹線が必要なのか
- 2 リニア建設より現在ある東海道新幹線の地震・津波対策や東日本大震災からの鉄道網の復旧が優先ではないのか
- 3 エネルギー浪費型の社会、交通体系の見直しや安全性の確保はされているのか
- 4 リニア亀山駅誘致で本当に亀山市が活性化するのか

旧国道1号線の野村から御幸にかけての歩道整備について

- 1 平成16年6月議会で質問して以降、歩道整備に向けた進展が何ら見られないがどうなっているのか

6 新 秀隆（公明党） 140～148ページ

健康づくり対策について

- 1 胃がん予防について
 - (1) 亀山市の現在のがん予防対策について
 - (2) 胃がん発生抑止の啓発運動について
 - (3) ピロリ菌検査の助成制度について

市民の安心・安全対策について

1 消防バイクについて

- (1) 狭隘道路を有する地域への消防車の対応について
- (2) 消防バイク導入について

2 オフロードバイクについて

- (1) 災害時の情報収集方法について
- (2) オフロードバイク隊の導入について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月20日】

1 坊野洋昭（緑風会） 150～158ページ

公共下水道について

- 1 市全域の完備への工程計画を問う
- 2 引き込みの進捗率はどうなっているか

道野12号線改良工事について

- 1 計画内容と工程計画を問う

被災地のがれき処理について

- 1 市としての考え方を問う
 - (1) ひ灰の最終処分場はどうなるのか
 - (2) 地元への理解は得られるのか

2 岡本公秀（新和会） 159～165ページ

亀山市衛生公苑について

- 1 現在のし尿処理量と内容について
- 2 現在の運転状況について
- 3 鈴鹿川への放流水の水質及び農業集落排水設備からの放流水の水質について
- 4 乾燥汚泥の焼却及び衛生公苑と農業集落排水の管轄について
- 5 今後の計画について

3 竹井道男（市民クラブ） 165～179ページ

公共施設の再整備について

- 1 寿命を迎える施設の再整備への対応について
- 2 公共施設白書の策定について
 - (1) 公共施設白書の認識について
 - (2) 公共施設白書をアセットマネジメントの基礎資料に出来ないのかについて
- 3 市庁舎の再整備について
 - (1) 公共施設白書に位置づけて再整備を検討できないのかについて
 - (2) 市役所機能の検討を進めるべきではないのかについて

産業の活性化について

- 1 亀山地域産業活性化基本計画の策定について
 - (1) 策定の背景と目的について
 - (2) 亀山地域産業活性化協議会の役割について

- 2 中小ものづくり経営支援事業について
 - (1) 事業内容と期待される効果について
 - (2) 鈴鹿市ものづくり産業支援センターとの連携は検討できないのかについて

4 伊藤彦太郎（ぽぷら） 179～189ページ

東日本大震災について

- 1 「ガレキの広域処理」について、現況報告書にある「更なる研究や情報収集」とは具体的に何か
- 2 市長は被災地に対して「息の長い支援が必要」と言われたが、今後どのような支援を行うのか

溶融処理施設の性能について

- 1 廃棄物に含まれる放射性セシウムは、溶融処理においては全て飛灰に排出されると言われているが、間違いないのか

衛生公苑の長寿命化について

- 1 費用が13億かかると言われているが、額の根拠について

5 福沢美由紀（日本共産党） 190～201ページ

地域コミュニティのしくみづくり支援事業について

- 1 コミュニティを新しいしくみにする目的、目指す姿はどのようなものか
- 2 モデル地区での進捗状況について

市内のJR駅についての市民要望に対する行政のあり方について

- 1 JR亀山駅における視覚障がい者の安全対策について
- 2 JR下庄駅前の舗装・駐輪場について

6 森 美和子（公明党） 201～213ページ

防災・減災対策について

- 1 学校施設の非構造部材の耐震対策について
- 2 市職員の危機管理意識と個々の地震対策について
- 3 実践に即した防災訓練について
 - (1) 夜間を想定した訓練について
 - (2) 災害時に支援の必要な方たちへの訓練の在り方について
- 4 木造住宅の耐震化に対する支援について
- 5 市民サービスについて
 - (1) 転入者に対する対応について
 - (2) 防災マップとハザードマップについて
- 6 防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月21日】

1 宮崎勝郎（緑風会） 216～231ページ

住宅リフォーム助成事業について

- 1 昨年の住宅リフォーム助成事業の検証はなされたのか
- 2 本年度の現在までの申し込み件数と補助金額はどうか
- 3 今後の申し込み件数が多い場合、どのように処理するのか
- 4 来年度以降の事業の継続はどうするのか

亀山市の雇用、失業の情勢について

- 1 亀山市の失業率はどうか
- 2 亀山市の雇用状況はどうか
- 3 今後の雇用対策等をどのように進めるのか
- 4 今後の企業誘致の考えはどうか

教育行政の現況報告について

- 1 児童・生徒の安全対策はどうしていくのか
- 2 ふるさと先生の導入による実績と今後はどうするのか
- 3 道徳教育に対する考え方はどうするのか
- 4 コミュニティ・スクールとは、どのような教育なのか

民間保育所整備事業について

- 1 民間保育所の整備事業において、事業参入する事業所はあるのか
- 2 現在の状況の中、4月に開園できるのか

地元事業の支援について

- 1 地域コミュニティしくみづくり支援事業は、どのような事業なのか
- 2 地域においての事業に対する支援の考え方はどうか

2 中崎孝彦（新和会） 232～238ページ

坂本棚田について

- 1 貴重な地域資源である坂本棚田について、市としてどのようにとらえているのか、考えを聞きたい
- 2 今後の保全について考えを聞きたい
- 3 広く一般市民を含めて棚田の保全、あり方について、議論の場を設ける考えはないか

3 櫻井清蔵（ぽぶら） 238～247ページ

住宅リフォーム助成制度の現況について

- 1 現在の応募状況について
- 2 前年度は抽選であったが、本年は先着順とのことであるが何故か
- 3 議会への内容の変更に対する説明責任について

東日本大震災における震災ガレキについて

- 1 平成23年3月11日より、1年3カ月が過ぎ、国、県、全国自治体においてガレキの処理について議論がなされてきたが、亀山市長のこのたびの対応は筆舌に表わし得ない言動であったが、今後の対応についての見解を知りたい

人権条例の制定について

- 1 先の議会において、条例制定については、今年度中に制定するとのことであったが、聞くところによると平成25年6月予定とのことであるが、その考えについて問う

4 豊田恵理 248～256ページ

亀山市の空き家・空き地対策について

- 1 空き家・空き地におけるトラブルに対する市の現在の対応について
 - (1) 個人所有地の草木等に対する管理指導について
 - (2) 空き家に対する管理指導について
- 2 問題を解決するための今後考えられる対策について
 - (1) 条例について
 - (2) 支援について
- 3 空き家・空き地の活用について

平成 2 4 年 6 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成24年6月7日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について
- 第 6 議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について
- 第 7 議案第42号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 8 議案第43号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第44号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 10 議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第 13 議案第48号 訴えの提起について
- 第 14 議案第49号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 第 15 議案第50号 市道路線の認定について
- 第 16 議案第51号 市道路線の変更について
- 第 17 報告第 3号 平成23年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 18 報告第 4号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 19 報告第 5号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 20 報告第 6号 平成23年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 21 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 22 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 23 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 24 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 25 報告第11号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君

7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達夫 君
9番	岡本 公秀 君	10番	坊野 洋昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	安田 正 君
企画部長	古川 鉄也 君	総務部長	広森 繁 君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏 君	市民部長	梅本 公宏 君
文化部長	最所 一子 君	健康福祉部長	山崎 裕康 君
環境・産業部長	国分 純 君	建設部長	三谷 久夫 君
上下水道部長	高士 和也 君	関支所長	稲垣 勝也 君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一 君	会計管理者	片岡 久範 君
危機管理局長	伊藤 隆三 君	消防長	渥美 正行 君
消防次長	早川 正男 君	教育委員会委員長	肥田 岩男 君
教育長	伊藤 ふじ子 君	教育次長	上田 寿男 君
監査委員	落合 弘明 君	監査委員事務局長	栗田 恵吾 君
選挙管理委員会 事務局長	井上 友市 君		

●事務局職員

事務局長	浦野 光雄	書記	山川 美香
書記	高野 利人		

●会議の次第

(午前10時04分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから平成24年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事においては、お手元に配付いたしております議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書6件が提出されており、印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。また、亀山市土地開発公社から平成23年度事業報告書及び決算報告書が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成23年度事業報告書及び一般会計収支決算書が、財団法人亀山市地域社会振興会から平成23年度事業報告及び決算報告書が、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから平成23年度事業報告書・収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に、閉会中の議会運営委員会委員の選任についてご報告をいたします。

前田 稔委員から辞任願が提出されましたので、議長においてこれを許可し、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、宮村和典議員を委員として指名いたしましたので、ご報告をいたします。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、

2番 新 秀 隆 議員

13番 中 村 嘉 孝 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願います。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いをいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの23日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月29日までの23日間と決定いたしました。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成24年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様とのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済は依然として厳しい状況にあるものの、東日本大震災の復興需要等を背景に、緩やかに回復しつつあります。しかしながら、欧州政府債務危機をめぐる不確実性が再び高まって

おり、これらを背景とした金融資本市場や海外景気の下振れ等によって、景気が下押しされるリスクが存在するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、政府は人口の高齢化や現役世代の減少、家族形態や地域基盤の変化、さらには経済成長の停滞など、日本の社会・経済が大きく変化している状況を踏まえ、安心して希望と誇りが持てる社会の実現に向け、今国会において、消費増税を柱とする税と社会保障の一体改革関連7法案の成立を目指しております。

こうした動向につきましては、市政運営に影響がございますので、引き続き情報収集と審議の動向を注視してまいりたいと考えております。

一方、本市におきましては、本年度を「新生亀山・離陸の年」として力強く踏み切ってまいりべく、第1次総合計画後期基本計画を本格的にスタートいたしました。これを受け、重点的かつ政策横断的に取り組む4つの戦略プロジェクトにつきまして、その効果的な推進に向け、庁内推進組織において連携方策について協議を進めるほか、各分野における施策につきましても、具体的な推進体制を整えながら、施策推進に資する事務事業に順次着手しているところであります。

さらに、今後5年間の市の施策の方向を幅広く市民の方々にご理解いただくため、機会をとらえながら後期基本計画の周知に努めているところであり、特に来月からの2カ月間につきましては、亀山市自治会連合会及び亀山市地区コミュニティ連絡協議会のご協力のもと、「キラリまちづくりトーク」を各地域で開催させていただき、本計画に関する市民理解の向上とまちづくりに対する参画意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

ところで、先月、福岡県八女市において、第34回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会が開催され、出席をいたしました。この協議会は、重要伝統的建造物群保存地区を有する全国77市町村から組織されており、本市も関宿が国の選定を受けて以来、参画をいたしております。東海道の宿場町で唯一の保存地区である関宿につきましては、平成26年度に重伝建選定30周年を迎える中で、長きにわたる地域の献身的な取り組みの積み重ねや、歴史的風致維持向上計画の第1次認定などを通じ、本市の顔となってまいりました。このことは、今回の総会におきましても、全国における関宿の存在感を改めて認識するとともに、本市の魅力や価値を全国に発信し、交流の輪を広げていく上で、今後も貴重な地域資源として磨き上げ、後世に継承していかなければならないと意を強くしたところであります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてございますが、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、企業立地推進法に基づく本市の産業活性化の基本計画となる亀山地域産業活性化基本計画を策定するため、亀山地域産業活性化協議会での協議を踏まえつつ、先般原案をまとめたところでございます。今後は、パブリックコメントを経て、本計画に係る国の同意に向け、諸手続を進めてまいります。

次に、農林業の振興のうち、新規事業である農業者育成支援事業を初め、地域特産品発掘育成支援事業及び耕作放棄地解消事業につきましては、農業者等への制度周知に努めているところであり、既に活用に関する問い合わせ等もいただいておりますので、補助申請に対する関連手続を進めてまいります。

次いで、上下水道の整備のうち、下水道の整備につきましては、本年3月末に関町木崎・会下の一部区域について、流域関連公共下水道の供用開始を行いました。また、公共下水道・農業集落排水事業への接続状況は、昨年同期と比して0.5ポイント増の86%となりましたが、引き続き未接続の方々への戸別訪問や広報等による周知を通じ、接続率向上に向け努めてまいります。

次に、新たな国土軸の形成につきましては、去る4月20日、新名神高速道路の亀山西ジャンクションのフルジャンクション化について、国土交通大臣から中日本高速道路株式会社に対し、事業許可がおりました。亀山西ジャンクションのフルジャンクション化は、広域高速道路網のさらなる利便性向上や緊急時等のバイパス機能の確保を図る上で必要不可欠な機能でありますので、ご尽力いただきました関係各位の皆様には厚く感謝を申し上げます。今後は、フルジャンクション化を含めた新名神高速道路の三重県区間の早期供用に向け、さらに事業調整を進めてまいります。

次に、道路網の整備のうち、都市計画道路和賀白川線につきましては、来年度の供用開始を目指し、鈴鹿川橋梁工事等を継続的に進めているところであります。また、先月、鈴鹿川右岸における道路改良工事に係る仮契約を締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案させていただいております。

次に、公共交通機関の整備のうち、バス運行につきましては、より効率的・効果的な運行体系の実現に向けた総合的な地域公共交通計画の策定を目指し、昨年度において公共交通に関する市民アンケート調査等の基礎調査を実施いたしました。引き続き、本年度は亀山市地域公共交通会議において、バス利用状況調査の実施や住民懇談会を開催するなど、計画策定に向けての調査を進めてまいります。

一方、JR井田川駅前につきましては、地域と協働して進めてまいりました駅前整備工事が完成をいたしました。これにより、当駅が市の東の玄関口として、ロータリー内の朝晩の鉄道利用者の送迎等が円滑になり、バスの乗り入れや待合室の設置等の機能面や安全面、景観面も大きく改善されたところであります。また、先月6日には、地域主催による完成記念イベントが盛大に開催をされ、今後も地域が駅前の環境美化活動にご協力いただけると伺いましたので、地域の拠点として、これまで以上に活用されますことを期待するところであります。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げる自立した地域コミュニティ活動を促進するため、多様な主体による地域の包括的な仕組みづくりや、主体的な活動を支援していくこととしております。そのモデル地区につきましては、地域づくり支援事業の取り組み実績がある6地区に対し、活動や体制整備の状況等の聞き取り調査を行い、その結果をもとに、亀山市地区コミュニティ研究会において、モデル地区として昼生地区及び川崎地区を選定いたしましたので、地域とともにさらに取り組みを進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造につきましては、市民参画・協働の推進を図るため、平成20年度から実施しております協働事業提案制度につきましては、先月13日に、平成23年度に実施した協働事業3件の成果報告会、並びに四日市大学の松井教授による協働事業提案の促進を目的とした講演会を実施し、改めて協働事業の効果や意義について市民に呼びかけを行ったところ

であります。また、本年度の協働事業につきましては、健康増進と歴史文化の研究を目的とした2事業について事業展開を図っており、新たな分野における市民との協働による取り組みの効果が期待されるところであります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、全身の健康には、歯と口の健康が密接にかかわっており、特に乳幼児期は大切な時期となりますので、正しい知識の普及・啓発とともに、疾患の予防や早期発見、早期治療に結びつけることが大切であります。そのため、今月4日から10日まで実施されております歯の衛生週間にあわせ、本日総合保健福祉センターにおいて、歯科医師会亀山支部の共催のもと、3歳児健診を受けられた親子を対象とした「母と子のよい歯のコンクール」を開催しております。こうした取り組みを通じて、健康の保持増進に資してまいりたいと考えております。

次に、地域医療の充実のうち、医療センターにつきましては、三重大学医局との連携・協力により、常勤医師8人の診療体制を維持するとともに、総合診療科等による外来診療のほか、当直支援の拡充をいただいたところであります。一方、医療施設の改善につきましては、先月、高度医療機器である全身用スライスコンピューター断層撮影（CT）装置を最新・高性能な機種に更新をいたしましたので、今後はより正確な診断に活用してまいります。また、本年度から2カ年で実施いたします建物改修工事につきましても、工事請負契約を締結し、今月から工事に着手しております。

ところで、東日本大震災による震災瓦れきの広域処理への対応につきましては、三重県、三重県市長会及び三重県町村長会において、4条件3項目が整うことを前提とした合意書及び覚書が取り交わされるとともに、県から処理に関するガイドライン（案）が示されました。しかしながら、現時点におきましては、市民の健康や生活環境への影響など、震災瓦れきの安全性に対する確証を持つに至っておりませんことから、さらなる研究や情報収集に努めるなど、引き続き慎重な対応を図ってまいります。

次に、自然との共生のうち、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理等を目的とした農地・水保全管理支払事業につきましては、新しく1集落から取り組みの申し出があり、これまでの取り組み集落と合わせ、8集落での取り組みとなりましたので、地域主体による農地等の保全管理の強化がさらに期待されるところであります。

次いで、防災力の強化につきましては、危機管理体制の充実に向け、大規模災害時における遠隔自治体との都市間ネットワークを強化するため、去る4月17日に本市と歴史的つながりの深い岡山県高梁市と災害時相互応援協定を締結いたしました。この協定は、大規模災害の被災市が独自に十分な応急措置ができない場合に、被災していない市による応急対策活動や文化財の復興業務への支援等を行うものであり、本市との協定締結により、こうした自治体間での応援協定は11件を数え、大規模災害発生時の早期復旧を可能とする自治体間の連携基盤がさらに強化されたものと考えております。

また、台風シーズンを前に、来月4日には、県関係部署機関とともに市内の危険箇所点検を実施いたします。未然に危険箇所を把握することにより、災害発生時の対応や被害拡大の防止策について共通認識を持つとともに、相互の連携強化を図り、災害対策に万全を期してまいります。

一方、消防力の充実・強化についてであります。目に見える形で市民の期待と信頼にこたえる消防を実現するため、本年度から新たな布陣による指揮体制を整備いたしましたので、積極果敢を

基本として安全で迅速、的確な消防活動を展開いたします。

また、北東分署の建設につきましては、昨年度実施いたしました常備消防力適正配置調査による候補地7カ所に検証を加え2カ所に絞り込み、さらに用地候補の諸条件等について検討を重ね、最終候補地を選定してまいります。

ところで、火災の発生状況につきましては、本年4月末現在で9件と、前年に比べ15件減少しておりますが、ホテル火災により焼死者が発生したことを受け、再発防止のため宿泊施設の特別査察を実施し、管理体制の強化について指導を行っているところであります。

また、救急体制の強化につきましては、増加する救急出動に対し、地域医療機関との連携強化に努め、救急搬送における一連の行為を円滑に実施し、救命率の向上を図るとともに、市民の理解と協力を得るため、救急車の適正利用について呼びかけを行っております。

なお、将来の地域防災を担う人材の育成を目的に発足した少年消防クラブにつきましては、今月24日の結成式から本格的に始動をいたします。メンバーの小学生16名は、消防防災を学びたいとの純粋な気持ちを持ち、みずからの意思で入団されるなど、頼もしい限りであり、これからの活動が大いに期待されるところであります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

地域福祉力の向上につきましては、亀山市社会福祉協議会と連携し、亀山市地域福祉計画及び亀山市地域福祉活動計画の啓発と、よりきめ細かな地域福祉活動の展開を目的として、来月、シンポジウムを開催し、地域福祉活動の担い手の育成や、市民の地域福祉活動への積極的な参加を呼びかけてまいります。また、両計画の推進を図り、進捗状況の確認、並びに成果に対する評価及び検証を行うため、地域福祉計画推進委員会の設置を行ってまいります。

ところで、東日本大震災被災前の宮城県石巻市などを舞台として制作された映画「エクレール・お菓子放浪記」を通じ、映画に刻まれた美しい風景と心をよみがえらせるための支援活動が行われ、県内各市町におきましても上映実行委員会が組織され、入場料収入の一部を震災復興支援の義援金とする取り組みが広がっております。こうした中、本市といたしましても、この趣旨に賛同すべく、去る4月27日に市内の各種団体で組織する亀山市実行委員会が発足され、今月30日に上映が行われますので、この映画を通じて、市民の方々に地域福祉活動の基礎である支え合い、助け合いの大切さを見詰め直していただきたいと考えております。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち、民間保育所整備事業につきましては、市内保育所の慢性的な定員超過の課題を解消し、保育環境の向上を図るため、新たな保育所を創設する社会福祉法人の公募を実施いたしましたところ、2事業者より応募があり、現在その応募に対する審査を進めているところであります。

次に、歴史文化の継承のうち、屋根のない博物館創出事業につきましては、歴史博物館と小・中学校との連携を深めるために地域学習支援推進員を配置しつつ、歴史博物館、学校、関係部署間の当該事業の推進に係る相互連携について、調整を進めているところであります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

行財政改革の推進のうち、国民宿舎事業につきましては、民間活力の導入による新たな経営形態を確立するため、指定管理者制度を活用し、効率的・効果的な運営を目指してまいりたいと考えて

おります。そのため、本議会に亀山市国民宿舎関ロッジ条例及び亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定、並びに関係経費の予算補正を提案させていただいております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月21日から5月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成24年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、教育に関する国の情勢であります。改正教育基本法を踏まえた平成20年の第1期教育振興基本計画に次いで、本年度中に第2期基本計画が策定される予定であります。直面する危機を乗り越え、持続可能で活力ある社会を実現するための教育行政の方向性や、具体目標等が検討されているところであります。また、昨年度の小学校新学習指導要領に続きまして、去る4月から、中学校においても新学習指導要領が本格実施されたところであります。

なお、県の情勢であります。去る4月に県の戦略計画として「みえ県民力ビジョン」が発表されました。このビジョンの中で、教育の充実として、一人一人の個性と能力をはぐくむ教育を目指し、「地域に開かれた学校づくり」「学校における防災教育・防災対策の推進」などの施策が掲げられております。

こうした国や県の動向・施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、後期基本計画の施策を推進してまいるとともに、本年3月に改定いたしました学校教育ビジョンや生涯学習計画にのっとった取り組みを着実に進めてまいります。

それでは、まず学校教育についてご説明いたします。

去る4月から先月にかけて、京都府、愛知県、千葉県、大阪府において、相次いで登校や下校の児童の列に乗用車が衝突するという交通事故が発生しています。また、県内小学校の修学旅行中のバスに乗用車が衝突するという事案も発生しています。いずれも、安全であるべき通学路や学校行事中に発生した事故であり、改めまして児童・生徒の登下校を初めとする安全確保について、各園・各校に適切な対応を指示したところであります。また、教育委員会といたしましては、先月、新たに亀山市スクールゾーンの設定に関する要綱を制定いたしまして、保護者や地域の方々のご協力を得ながら、小学校区ごとに通学路の危険箇所等の点検作業を進めていただいているところであります。

今後とも、人災、天災にかかわらず、高い危機管理意識を持ち、未然防止や事案発生後の適正な対応に努めてまいります。

次に、ふるさと先生についてでございますが、本年度は、学級の過密状況に応じ、亀山中学校及び中部中学校、井田川小学校、亀山東小学校にそれぞれ2名を、また亀山西小学校と関小学校にそれぞれ1名を配置しました。少人数によるきめ細やかな指導に努め、基礎学力の定着だけでなく、生活面での課題解決にも成果が出るよう努めてまいります。

次いで、食育の推進についてでございます。

自校方式やセンター方式の学校給食につきましては、地元の食材を生かした郷土色豊かな学校給食「かめやまっ子給食」を本年度は20回実施する計画を立てております。亀山コロッケに加え、亀山みそ焼きうどんの提供にも挑戦し、地産地消の推進に向けた取り組みを一層進めてまいります。

デリバリー給食につきましては、「地物が一番みえの日」を充実させ、何よりも安心安全な食材の提供に努めてまいりたいと存じます。

また、生徒や保護者を対象としたアンケート等を実施しながら、その検証にも努めてまいります。

加えて、各学校の食育指導計画の見直しや、担当職員の実践交流を促進させながら、一層、食育を充実させてまいりたいと考えています。

本年度も、市内幼稚園・学校におきましては、園長・校長のリーダーシップのもと、特色ある園・学校づくりを意識した教育目標を掲げ、学校自己評価に加え、保護者や地域住民の方々による関係者評価も取り入れながら、経営の改善に努めてまいります。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、学力向上についてでございますが、学力向上の3本柱である「学習規律の徹底・授業改善・学習習慣の確立」についての取り組みを始めてから3年目を迎えました。研修リーダーを中心にした学力向上研修会において、授業改善の取り組み状況等について協議するなど、市全体で学力向上に向けて取り組んでいるところであります。本年度は、学力・体力向上に係る外部講師を各学校に派遣するとともに、県教育委員会とも連携して、教職員の授業力向上を支援してまいります。

さらに、昼生小学校を道徳教育のモデル校とし、新学習指導要領に対応した情報モラル等の指導を含む道徳教育の研究を進めるとともに、家庭や地域と協力して道徳教育を推進し、子供たちの規範意識の醸成に努めているところであります。

次に、読書活動についてでございますが、これまでのファミリー読書リレー等の取り組みにより、子供たちの読書冊数の増加や読書活動の家庭への広がり等が見られるようになりました。

このような状況の中、市立図書館の機器更新にあわせ導入する学校図書館システムについては、夏季休業中に通信配線を設置し、本年9月には機器の納入や設定を終える予定でございます。このデータベース化とネットワーク化により、学校間や市立図書館との連携を強めてまいります。

次いで、幼児教育についてでございますが、先月に保幼小中等連携協議会を立ち上げ、幼児期からの家庭教育力向上のための協議を始めました。それにより、市内の保育園・幼稚園の保護者や小中学校の児童生徒を対象に、先月末に家庭の生活実態を把握するためのアンケートを実施したところです。今後は、分析結果をもとに啓発資料の作成に取りかかる予定であります。また、本市の幼児教育のあり方についても協議し、幼稚園と保育所の現在の課題や、今後の方向性等について意見を出し合い、調整を進めているところであります。

さらに、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となって学校づくりに取り組むコミュニティ・スクール等の推進についてでございます。本市の教育委員会として、初となりますコミュニティ・スクールに、加太小学校を指定いたしました。さらに、本年度から川崎小学校がコミュニティ・スクールの調査・研究の取り組みを始めたところでございます。今後も、地域と一体となった学校づくりに取り組み、特色ある開かれた学校づくりを進めてまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、少人数教育に対応するための井田川小学校教室等増設事業であります。増設教室4教室の設計業務が完了いたしましたので、現在工事発注に向けて取り組んでいるところであります。

次に、児童・生徒の健康管理を含め、学習しやすい環境整備を行います空調機整備事業（小学校）についてでございますが、設計業務が完了いたしましたので、工事発注に向けて準備を進めているところであります。この工事が終了いたしますと、全小学校の特別支援教室とサマースクール対応教室への空調機が整備されることとなります。

また、亀山東幼稚園進入路等整備事業につきましては、現在関係機関と協議を行い、工事発注への準備を進めているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

公民館講座につきましては、本年度新たに若い女性向けの「なでしこ教室」や学校のALT2名の協力を得て、「エンジョイイングリッシュ」の中央文化講座を開設したところであります。また、パソコン教室については、引き続き亀山高等学校の協力を得るとともに、新たに徳風高等学校の協力を得て、年4回の講座を実施する運びとなりました。ほかにも、フレッシュ体操やサンデーヒストリー等の教養講座や文化講座については、文化部や健康福祉部と連携した講座を引き続き行っているところであります。市民の皆様から多くの応募をいただき、青少年研修センターや各地域コミュニティセンターにおきまして、今月からそれぞれの講座がスタートしたところであります。

次に、青少年健全育成関係でございます。

亀山っ子市民宣言の取り組みとして、本年度も亀山市青少年育成市民会議とともに、来る8月17日から3泊4日でサマーキャンプを鈴鹿峠自然の家で開催する予定でございます。自然体験や生活体験を通して、異年齢の交流や青年リーダーの養成を目的に実施いたします。

また、放課後や休日における子供の居場所づくりにつきましては、本年3月に川崎小学校に次いで野登小学校の「ののぼりくらぶ」が、県の放課後子ども教室推進表彰に選ばれました。また、去る4月から新たに白川小学校区におきまして放課後子ども教室が始まったところであります。

なお、井田川小学校区においても準備委員会が発足し、秋の教室開始に向けて準備を進めているところでございます。今後、残る1校の放課後子ども教室立ち上げに向けて、働きかけを行ってまいります。

続きまして、図書館でございますが、市立図書館と学校との連携を強化するため、本年度も司書の派遣を3中学校に行くとともに、学校への一括図書の貸し出しを行っています。なお、図書館情報システム導入事業につきましては、学校図書館システム導入とあわせて、プロポーザルによる事業者からのヒアリングを行ったところであります。今後業者決定を行い、データ移行を行った後、本年9月中旬から機器の納入や設定を終え、本年10月から新たなシステムで利用者へのサービスを行っていきたくと考えています。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

次に日程第5、議案第40号から日程第25、報告第11号までの21件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定についてでございますが、国民宿舎関ロッジについて、近年の経営状況等を踏まえ、直営での運営を見直し、民間の能力を活用することによる経営の改善及び施設の存続を検討した結果、その管理について指定管理者制度を導入することとし、指定管理者を公募するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず国民宿舎関ロッジは、市民及び旅行者の保養及び健康の増進に寄与し、あわせて観光事業の発展に資するため、設置することといたします。

次に、宿舎の名称は、亀山市国民宿舎関ロッジとし、位置は、亀山市関町新所1574番地1といたします。

次に、宿舎で行う事業について定め、宿舎の管理は指定管理者に行わせることとし、その業務について定めます。

続いて、宿舎の利用時間を定め、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更できることといたします。

次に、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に宿舎を休館できることといたします。

次に、宿舎の利用許可、利用許可の制限、目的外利用の禁止、利用者等に対する指示、利用許可の取り消し等及び利用期間について規定いたします。

次に、利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとし、利用料金は指定管理者の収入として収受させることといたします。

次に、利用料金の減免及び還付について規定いたします。

次に、宿舎の管理上必要な特別の設備等の許可、原状回復及び損害賠償の義務、並びに入館の制限について規定いたします。

なお、施行日は平成25年7月1日とし、宿舎の管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることといたします。また、附則において、亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例を廃止することを規定いたします。

続きまして、議案第41号亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定についてでございますが、現在、国民宿舎関ロッジの一部門として直営管理している道の駅関宿地域振興施設について、国民宿舎関ロッジと切り離れた運営形態とすることから、公の施設として指定管理者による管理を行っ

ていくため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず道の駅関宿地域振興施設は、市民及び観光客並びに道路利用者に休憩及び憩いの場を提供するとともに、地域情報の発信等による人と人との交流を促進し、地域の振興及び活性化を図るため、設置することといたします。

次に、振興施設の名称は、亀山市道の駅関宿地域振興施設とし、位置は、亀山市関町新所674番地8といたします。

次に、振興施設で行う事業について定め、振興施設の管理は指定管理者に行わせることとし、その業務について定めます。

次に、振興施設の開館時間は、午前9時から午後6時までとし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更できることといたします。

続いて、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に振興施設を休館できることといたします。

次に、振興施設の管理上必要な利用者等への指示、損害賠償の義務及び入館の制限について規定いたします。

なお、施行日は平成25年5月1日とし、振興施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることといたします。

続きまして、議案第42号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、平成24年3月31日に公布された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律により、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、年金受給者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合は、市民税の申告書を提出する必要がありましたが、申告手続の簡素化を図るため、その提出を不要といたします。

次に、地方税制度において、地域の自主性や自立性を高めるという国の方針のもと、法律で定める範囲内で地方自治体が特例措置の内容を定めることができる地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）が創設されたことに伴い、下水道除害施設及び特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の軽減率をそれぞれ定めます。

なお、施行日は、市民税の申告書に関することについては平成26年1月1日とし、固定資産税の軽減率に関することについては公布の日といたします。

次に、議案第43号亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてでございますが、平成24年3月30日に公布された中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税について、その適用期限を「平成24年3月31日」から「平成26年3月31日」に延長いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第44号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成24年4月6日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している国民健康保険法第72条の4が第72条の5に繰り下げられ

ることに伴い、条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

続きまして、議案第45号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,372万円を追加し、補正後の予算総額を211億9,252万円といたしております。

それでは、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿の指定管理者選定に要する経費を計上いたしております。

次に、民生費では、総合保健福祉センターの防犯管理のため、監視カメラ設備の修繕経費を計上しております。

次に、教育費では、歴史博物館特別収蔵庫の収蔵資料の保管に適した環境を保持するため、空調機の修繕経費を計上するほか、財団法人自治総合センターの助成対象事業として、文化会館の実施事業が採択されたことから助成金を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、諸収入として地域の芸術環境づくり助成金を計上いたし、補正財源として、前年度繰越金を充当いたしております。

次に、議案第46号亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、国民宿舎関ロッジ指定管理料について、債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めております。

以上が、今回提案をいたしました一般会計、企業会計の補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号工事請負契約の締結についてでございますが、市道と賀白川線整備事業に伴う賀白川線道路改良工事について、平成24年5月11日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は2億8,644万円で、契約の相手方は亀山市東御幸町231番地、堀田建設株式会社代表取締役 堀田 誠でございます。

次に、議案第48号訴えの提起についてでございますが、菅内町地内の樺野下水路敷地につきまして、所有権移転登記手続請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございますが、三重県後期高齢者医療広域連合規約につきまして、住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の変更を行うに当たり、広域連合加入市町と規約変更に関して協議を要するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である北町8号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号市道路線の変更についてでございますが、道路改良工事の施工に伴い、野村

布気線の起点の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第3号平成23年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成23年度に繰越明許費の承認をいただいております災害対策事業など11事業につきまして、繰越額が確定し、平成24年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、施設整備事業につきまして繰越額が確定し、平成24年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、施設整備事業など2事業につきまして繰越額が確定をし、平成24年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成23年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、亀山第2・第3・第4水源地送水ポンプ取りかえ工事等の建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成24年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等により、地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例の改正を平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず平成24年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、住宅用地、商業地等及び農地ともに現行制度を3年延長いたしますが、住宅用地に係る据置特例は廃止することといたします。

次に、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人または一般財団法人が、平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園を直接その用に供している場合は、当該固定資産に係る固定資産税を非課税とする特例制度が地方税法において新設されたことに伴い、その手続に係る規定を設けることといたしました。

次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例制度が地方税法において設けられたことに伴い、本条例においても読みかえ規定等の整備を行いました。

次に、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例制度について、東日本大震災により滅失した住宅に係るローンと再取得等をした住宅に係るローンがある場合には、住宅ローン控除を重複して適用できる等の特例制度が地方税法において設けられたことに伴い、本条例においても読みかえ規定等の整備を行い、その他法令の条項ずれ等に伴う必要な整備を行いました。

続きまして、報告第8号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市都市計画税条例の改正を平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によ

り報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず平成24年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置が整備されたことと同様に、都市計画税についても当該調整措置の整備を行いました。

次に、地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置等の整備が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行いました。

続いて、報告第9号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例制度が地方税法において設けられたことに伴い、本条例附則第8項に規定する長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の読みかえ規定を設けることといたしたものでございます。

次に、報告第10号専決処分の報告についてでございますが、亀山市長明寺町452番地1において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成24年5月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は3万1,500円でございます。

最後に、報告第11号専決処分の報告についてでございますが、亀山市本丸町577番地において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成24年5月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は10万4,895円でございます。

以上、簡単ではございますが、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成24年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目について補足説明をいたします。

初めに、一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

それでは、補正予算書の2ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正の追加でございますが、関宿散策拠点施設等警備保障委託料につきまして、平成25年度から平成29年度までの期間における債務負担行為の限度額を251万円と定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書の歳出から説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

総務費の行政改革推進費24万9,000円につきましては、国民宿舍関ロッジ及び道の駅関宿

の指定管理者選定に当たりまして、応募書類の内容調査、分析等に係る支援業務委託料を計上したものでございます。

次に、民生費の施設管理費、修繕料350万円につきましては、総合福祉センター内の監視カメラ設備の経年劣化に伴う故障のため、取りかえ修繕を行う経費を計上いたしました。同じく、備品購入費150万円は、亀山温泉「白鳥の湯」の温泉用水中モーターポンプが故障し、予備ポンプと交換をしたため、新たな予備用ポンプの購入費を計上いたしました。

教育費の上段、指定文化財維持管理費52万1,000円につきましては、本年4月の暴風雨で市指定文化財「加藤家長屋門」の蔵外腰壁等が破損いたしましたため、修繕を行う経費を計上いたしましたものでございます。

次の、施設管理費735万円につきましては、歴史博物館の特別収蔵庫の空調機が故障し、収蔵資料の保管に適した気温・湿度の保持ができないため、修繕を行う経費を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

一般事業60万円につきましては、亀山市文化会館の実施事業が財団法人自治総合センターの地域の芸術環境づくり事業に採択をされたため、市を経由して助成金を交付するものでございます。なお、財源といたしましては、歳入予算におきまして諸収入として同額を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

第2条でございますが、国民宿舎関ロッジ指定管理料について、平成25年度から平成29年度までの期間における債務負担行為の限度額を2,280万円と定めるものでございます。

以上をもちまして、一般会計及び国民宿舎事業会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

次にお諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

明8日から17日までの10日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明8日から17日までの10日間は休会することに決しました。

次の会議は18日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。
本日はこれにて散会いたします。

(午前11時12分 散会)

平成24年6月18日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成24年6月18日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について
議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について
議案第42号 亀山市税条例の一部改正について
議案第43号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
議案第44号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について
議案第47号 工事請負契約の締結について
議案第48号 訴えの提起について
議案第49号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議案第50号 市道路線の認定について
議案第51号 市道路線の変更について
報告第 3号 平成23年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 4号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 5号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 6号 平成23年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 7号 専決処分した事件の承認について
報告第 8号 専決処分した事件の承認について
報告第 9号 専決処分した事件の承認について
報告第10号 専決処分の報告について
報告第11号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君

13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。議案質疑の通告者をお願いいたします。質疑に当たっては、議題と

なっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超え、また一般質問にならないようご注意をお願いいたします。

それでは通告に従い、順次発言を許します。

14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。

この6月定例会のトップで議案質疑をさせていただきます緑風会の宮崎勝郎でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

テレビ等の報道によりますと、台風4号が襲来するとかいう、あすあさってぐらいに、という報道が流れておりますが、そういう中で防災体制も皆さん方十分整えていただきたいというお願いをいたしまして、質疑に入らせていただきます。

それでは、議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定についてでございますが、これにつきましては議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）も1点絡んでおりますので、含んで質疑をさせていただきます。

まず、新しく制定されます条例については、以前から国民宿舎関ロッジの維持に関する条例はございましたが、それにかわっての条例であろうと思っておりますが、この制定についての考え、流れをお聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

新しい条例の内容はということのご質問をいただいております。

現行の亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例は、公営企業法に基づく公営企業会計による事業を設置する内容、事業条例であることに對し、今回制定しようとする亀山市国民宿舎関ロッジ条例は、現在の経営形態を見直し、民間の能力を活用した指定管理者制度を導入するため制定するものであります。公共の施設として管理することを内容とした条例でございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

経過は聞かせていただきました。

当初の今までの条例は、公営企業法に基づいての条例ということで、この経営形態を見直すということは、これにつきましても今までから議会、さらには市民の中でもあり方についてはいろいろ検討も重ねてきました。特に議会につきましては、特別委員会を立ち上げ、企業体を見直しを図ってきて答申したわけでございます。その中身の答申に沿ったものと私は理解しておりますが、そういう中での議員それぞれの各地の視察等も含めて形態の見直しも提言されています。

今回、制定されましたことにつきまして、いわゆる亀山市国民宿舎関ロッジ条例という名称に少しタイトルが変わっております。これについての考え方はどうなのか、お聞かせ願ひます。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

関ロッジの運営につきましては、議員も先ほど申されたとおり、19年度から国民宿舎関ロッジのあり方検討委員会並びに22年度から私どもの業務委託をさせていただいた、運営手法検討調査業務結果を踏まえて検討を重ねてまいりました。さらには議員ご所見の公営企業経営問題特別委員会からも3つの提言をいただき、さまざまな観点から検討を重ねてきたところでございます。その結果、公設公営による運営には限界があると判断し、民間活力を導入した新たな経営形態の移行を図ることとしたところでございます。民間活力導入につきましては、民間事業者の経営手腕が最も発揮される経営の改善が期待されます指定管理者制度を選択させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

中身を見ておりますと、先ほど答弁のあったように指定管理者制度、指定管理者の導入ということでこの条例の中身もなっておりますが、なぜ指定管理者にしたのか。いわゆる民間経営であります。我々議会としても提言しておりますし、あり方の検討委員会のほうでも検討されておりました。ここでこの事業運営について指定管理者を導入したわけ、さらにはこの導入の制度に基づいて、現在の時点でそのような考えのある事業者が問い合わせでもあるのかどうかを確認したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

先ほどのご質問でございます。

現在、関ロッジの指定管理に関しましての問い合わせということでございますけれども、現在のところ、複数の業者のほうから問い合わせをいただいております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この条例の中身でいきますと、特に指定管理者の導入ということでこの条例が新たに制定されたというふうに私は理解しておりますが、それでいいかと思っております。

それで、指定管理者の導入によりまして、附則でいきますと施行日が25年7月1日となっておりますが、それまでにこの指定管理者がどのように準備を整えるのか。流れはここでもうたわっております。宿舎の管理は指定管理者に行わせるために必要な準備行為は施行日前においても行うことができるとなっておりますが、どのように準備をするのか。例えばあの建物は耐震工事が必要だと、またある程度のリニューアルも必要だというふうに思っておりますが、これをこの行に含んで

おるのか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

どのように指定管理の段取りをするのかということと、耐震とリニューアルの件でございます。

今回上程させていただいております議案のほうをお認めいただいた後、公募のための仕様書及び要領を策定し、指定管理選定委員会のほうへ諮り、その後8月をめどに公募を始めます。10月から11月にかけて選定委員会にまたお諮りをして、審査、選定を行い、12月に当議会に指定管理者の指定についての議案を上程させていただく予定としております。

その際の耐震工事とリニューアルにつきましては、25年の4月から6月にかけて3カ月間を要して耐震工事並びにリニューアルとして各階にあるトイレ並びに大浴場の改修を優先的にやり、その後予算の関係も含めて指定管理者と協議をして決定したいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ちなみに今現在運営されています関ロッジについては、いつでとまるのかを確認しておきたいと思っておりますし、この後、皆さん方同じような質疑がございますので、その辺のほうでまた聞かれるだろうとは思っておりますけど、私のほうで一度確認したいと思っております。

それと、次の指定管理料について、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）で提案されている5年間で2,280万と示されているが、これはどのような根拠なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現在の関ロッジに関して、いつまで営業をするのかということでございますが、今の現計画でまいりますと、本年度いっぱい3月までを営業として、4月から6月に耐震改修及び施設改修というふうなことで、その間一時休館というふうな運びを現在予定させていただいております。

それと、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）の件でございますけれども、現状の関ロッジの厳しい経営状況でありますことから、指定管理料につきましては民間事業者が関ロッジを管理した場合、健全な管理運営を行うために必要と見込まれる経費を480万円とし、年間の指定管理料の限度額を480万円としたところでございます。指定管理期間が25年7月から30年の3月末までで4年9カ月間でございます。平成26年度から29年度までの4年間、480万円の4年間でございますので1,920万円、ただし25年度は7月から翌年の3月までの9カ月間ということでございますことから、25年度は360万円とさせていただき、指定管理料の限度額総計として2,280万円を計上させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

毎年480万円の指定管理料を支払うということでございます。そういう中で、やはりこの根拠は、今、後ろから声が出ておりますように、根拠も求めるつもりでしたが、櫻井議員がなかなかせつかちですので、私の言うまでなしに後ろから声が出ました。

いずれにしても、この480万円、1年間、今までの経営の中から見ると、480万円足さなければ指定管理ができないのかというふうには私は受け取るわけでございますが、それでよろしゅうございますか。それから、私の思いは指定管理した場合、この管理料は要するのかどうか、一つございますし、特に他の施設もいろいろ指定管理はしております。これは指定管理料を払っております。ここもそれに倣って支払うという考えだろうと思いますが、この後の議案に絡んできますので後でも聞きますが、道の駅は指定管理料はないと私は確認しておりますけれども、そこら辺の点を再度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理料は要するのかというふうなご質問をいただきました。それに対して、平成22年度に運営手法、業務委託を民間にして、民間事業者のヒアリングをさせていただきました。そのとき現状の関ロッジについて、指定管理はというふうなことをヒアリングでお聞きをした中で、現状の関ロッジを指定管理として行う場合について、やはり指定管理料並びに施設のリニューアル等のご要望というか、ヒアリングの中での要望がありました。それを含めて指定管理料を設定させていただきました。

それと、道の駅につきましての指定管理につきましては、平成12年から営業開始をさせていただいております。その間、順調な経営状況でございました。ただ、第2名神の開通により、交通量も減るというふうなことで入込客の減少もあるものの、まだ健全な経営状況であるということから指定管理料については計上させていただかないということでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この指定管理料についての経営手法の検討の中でヒアリングされたということで、結局ヒアリングの中で年間480万ぐらい足らんだろうなというふうにはこの数字が出たものと私は確信したいと思いますが、そうすると例えばお客さん、利用者がたくさん入って利益が上がってきた場合、この指定管理料との絡みはどのように考えておるのか。

あとは、指定管理料は480万、年間払いますけれども、もうけていただいた方はそれでもうけていただくというふうには思っておるのか、そこだけ確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理料につきましては480万円、これは限度額として設定させていただいております。その中で指定管理期間の営業収支については、赤字黒字というかそれにかかわらず、一定の額を協定書に従いまして支払うということで、その都度の変更はないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

変更のないものということは、例えば指定管理者が入られて、経営の考え方はいろいろ民間ですので新たな取り組みもされると思います。その中で利用者がふえた場合の利益が生じた場合、これは指定管理者の益ということで、480万円は支払っていくというのでいいのか、再度確認します。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

ただいまの480万円でございますけれども、協定の中でその額を決めさせていただいたその額については変更なく支払いすることでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私もいろいろ多方面にわたって質疑させていただきますので、時間が余らないので後の方々に任せたいと思います。

それでは、次に議案第41号亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定についてでございますが、これにつきましては新しく制定される条例ということでございます。これはどのような条例なのか。この道の駅の運営によるための条例であると思っておりますが、また今回指定管理者をここも導入するわけでございます。そういう中で、どのように新しく制定されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

道の駅関宿地域振興施設につきましては、現在、国民宿舎関ロッジの一部門として直営管理させていただいております。国民宿舎関ロッジの今後のあり方の検討の中で、道の駅関宿地域振興施設につきましては国民宿舎とは設置目的が異なるため、関ロッジと切り離れた運営形態とすることとさせていただきます。

また、国民宿舎関ロッジの管理につきましては、現在の経営形態を見直し、民間の能力を活用した指定管理者制度を導入することに伴い、道の駅関宿地域振興施設につきましても公の施設として指定管理者制度を導入するため、今回、亀山市道の駅関宿地域振興施設条例を新しく制定させていただきたくもでございます。地域振興施設につきましては、指定管理者による管理運営を主な内容と

した条例でございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

道の駅については、今までは関ロッジの一部、聞くところによると売店の一部やという考えだったと思いますが、今回新しく地域振興施設条例ということで制定されるわけです。地域振興施設条例というのは、いろいろ条例の中には書いてございます。休憩、憩いの場の提供、それから地域特産品等の展示・販売、また地域情報と観光情報の発信等々項目が書いてございますが、これについての考えはどのようにあるのか。例えば今までからやられておる食堂部門についてと売店部門、これも一緒のようにやっていくのか。それから、ほかに例えば今もたまにはやられておる朝市と、これは道の駅の経営の中でやっていくのか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

この条例につきましては、今の建物の範囲、振興施設の建物を限定させていただいた管理ということで、食堂部門も含んだ管理を予定させていただいております。

それと、朝市、毎週日曜日、地域の皆さんで頑張らせていただいて、非常ににぎわいを持ってやらせていただいております。この朝市につきましては、その指定管理者の中で独自の企画、計画というふうなものを今後立てていただく中に入れていただいて、それを管理運営の中へ組み込ませていただくような考えでおります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

そういういろいろな今までからもやっておる中でも、新しい指定管理者が考えるという、企画するということがございますが、そのほかに地域情報とか観光情報、こういうのも提供していくわけでございますが、指定管理者にして、これは経営の中で例えば1人は張りつけやんならんとします。最低でも張りつけやんならんとします。指定管理の中でこれができていくのかどうか。物を売る、食堂で食べていただくことについては利益がございますので、人件費は払えると。この部分については市の援助、先ほどもちょっと触れましたが、指定管理料、ここは払わないということでございますが、そこらの絡みはいかがかなというふうに私思います。そういう絡みについて、考えがあったら聞かせていただきたいなど。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理者に観光情報等さまざまな業務をとということで、指定管理料は払わないがどうかというふうなことでございました。

これにつきましては、現在も現従業員でパンフレットの配布または案内等、例えば関宿の案内というふうなものもやらせていただいて現在に至っておりますことから、指定管理者の業務の中に組

み入れて進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ここは指定管理料はゼロですね。そうすると、地域の観光、地域情報を流すために、やはり市の情報を発信する中で、そこらは市の業務の一環として私は何らかの形で支払うべきではないのかなというふうに思いますが、そうやないと指定管理の中での事業運営が成り立っていくのかどうか。指定管理料は払いません、ここでは、払いませんが、市の業務の一端を担ってくださいということだと思います。集客のためにはそれも必要だろうと思いますが、やはりそこらの分は考えてはいけないのかどうかというふうに私は思っております。そういう中で、指定管理者の選定について、この部門についても指定管理したのは何でなのかということで、再度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

道の駅をなぜ指定管理にというふうなご質問でございます。

現在、順調に経営はさせていただいております。ただ、先ほども申させていただいたように、新名神の開通により利用客も減少しております。そのようなことを含めて指定管理の目的でございます。民間のノウハウ、また経費の節減を含めて施設を充実させていくという意味で指定管理者制度の導入を決めさせていただいたものでございます。当然その中に今おっしゃって見える観光、また地域情報、そういうふうなものも含んで集客という意味でもやはりそれのことに関する事業については、指定管理者のほうでもやっていただくというふうなことを現在考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

その部分の答えは聞きましたが、私は逆に先ほど答弁の中に新名神ができて来客する方が減ったということで、それじゃあ経営自体が大変やろうと。今までは関ロッジとの経営体の中でやってきておるので、その当時は、今もそうですが黒字であろうと理解しておりますけれども、これから減りつつある中で指定管理をここはただ、ほかの部門は皆払う、道の駅だけはゼロですよということで、事業運営の中での利益で運営していけということだと思いますけれども、答弁の中ではお客が減るが利益がふえる、そういう考えがあるのか。私ちょっと理解に苦しむんですが、そこらいかがですか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現状の中で、利用者数としては減っているというふうなことの中でお答えをさせていただきました。それについては、指定管理者の導入によりましてさまざまな企画、運営を立案させていただいて、それを実行する。それによる集客というふうなものを期待しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私まだ十分ではないんですが時間がないので、後の方も詰めていただきたいと思います。

この部分については、さらに検討を要するというふうに私は思います。市長の全般両方の経営についての考え、今までの考えから指定管理に移行していく考えを聞きたいと思いますが、市長の考え。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のお尋ねでございますが、いずれも関ロジ、それから道の駅関宿、公益的な性質を持つ亀山市の地域資源の一つであろうというふうに思っております。従来から申し上げてまいりましたけれども、公が直営で管理をしていく、運営をしていくというのに一定の時代の役割は終わったという中で、今後の持続性を考えますときに、この2つの施設をいかに有効に機能させていくのかと。そういう中で、私は就任以来、従来の方検討会の検討経過、それから行政としましても経営形態につきまして、事業運営手法について調査・検討させていただいてまいりました。同時に平成22年7月には議会の公営企業経営問題特別委員会からの調査・検討、提言をいただいております。こういう中で、おおむね直営からそれぞれ施設の性格が違いますので切り離して、より民間活力をうまく活用しながら、今後もそれぞれの施設が亀山市として運用いただけるような環境をつくっていかうという基本方針を持って今日まで準備をいたしてまいったところでございます。したがって、今回条例の制定をお願いいたしておりますけれども、先ほどの指定管理料につきましてもそれぞれの収益性の現状から想定をしました数字の中で、一方は関ロジにつきましても上限が480万と。これは上限でございますので、公募をかけた段階で企業がプロポーザルの提案をいただく一番ベストなところを選定させていただくというふうに考えておりますし、道の駅につきましては現在も非常に収益性が確保されておりますので、より一層他の行政の観光の施策やこういうものとも連動させながら、民間のノウハウを導入していただいて、より効率的に運用いただけるものというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、指定管理者制度の導入はこの2つの施設を今後も持続させて機能させていくために選択肢として判断をさせていただいたというものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の考えを聞かせていただきました。

次に、議案第45号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、指定管理者選定支援業務委託料24万9,000円はなぜ一般会計なのか、お尋ねしたい。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項では、市長は前条の規定による申請があったときは、申請者のうちから次の各号のいずれにも該当する団体で、当該公の施設の指定管理者として最も適当であると認められた者を選定し、指定管理者に選定するものとして規定しております。指定管理者選定委員会における事務は市長の専任事項であるといったところから、一般会計において補正予算を計上いたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の専任事項であるので一般会計と、私はしかしこの国民宿舎関ロッジの経営の中での指定管理者の選定ということでもありますので、公営企業法によつての企業会計、国民宿舎の会計の中で選定料を支払うべきではないのかというふうには私は思いますが、これ法的に見て、聞くところによりますと佐賀県の唐津市から導入されておるといふふうにも聞いております。そういう全国的にもわずか1市ぐらいのところでもあります。そこら辺の点はよう検討されたのかどうか。私は企業会計で支払うべきではないのかというふうには思いますが、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この指定管理者の選定における部分で、そういった例がないかということで調べてみまして、近くのところについては既に一般会計で運用しているようなところもございましたので、先ほど議員申されたような少し遠くの部分の中ではそういった例があるといったところでございます。

それからもう1点は、公営企業法適用というようなことではございますが、今後において一般会計に移行するというふうな部分もございまして、この部分については市長の専任事項というのは地方自治法でいう市長の専任事項であるというふうなことで、庁内的に検討して一般会計において補正予算を計上したということでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

それじゃあ次に、第10款教育費、第5項社会教育費、地域の芸術環境づくり助成金60万円、どんなような事業なのか、お聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

この4月から文化部長を務めております。よろしくお願いいたします。

地域の芸術環境づくり助成金について、ご答弁申し上げます。

地域の芸術環境づくり助成金につきましては、財団法人自治総合センターが実施しておりますコミュニティ助成事業の中の地域の芸術環境づくり助成事業に対して、昨年12月に助成申請をいたしておりましたところ、本年4月に交付決定を受理いたしましたので、予算計上をいたしましたものでございます。地域の芸術環境づくり助成事業は、企画・制作能力の向上や公立文化施設の利活用の推進を図るため、地域の文化会館等が企画・制作する音楽、演劇、ダンスなどの文化芸術事業のうち、地域交流プログラムに伴うものが対象となります。したがって、この事業の実施主体は指定管理者である財団法人地域社会振興会ですが、指定管理者からの申請は認められていないため、市から申請をいたしたところでございます。

なお、財団法人自治総合センターから市に交付された助成金につきましては、財団法人地域社会振興会に地域の芸術環境づくり助成金としてそのままの額を交付し、シャンソンの楽しみ方ワークショップ音楽会の開催経費の一部に充てるものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今後、亀山市の芸術の振興のためにもそういうものを使っていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、議案第51号市道路線の変更についてでございます。新規事業の市道野村布気線の起点の変更についてお尋ねするわけでございます。この事業につきましては、計画でいきますと既に完了しなければならない時期だと思っておりますが、まだ事業に着手しようかという今の時点だと思っております。そういうような中で起点の変更はなぜなのか、まずお聞かせ願います。時間が少ないので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

4月より建設部長を拝命いたしております三谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。市道野村布気線でございますが、都市計画道路西丸関線のうち、約1,800メートルの区間を約900メートルずつ役割分担をしまして、三重県としては県道亀山関線、亀山市としては市道野村布気線として整備を進めているところでございます。

亀山市が受け持つ範囲の市道野村布気線でございますが、平成18年度に市道認定を行い、現在平成26年度の完成を目指して進めております。当該路線の整備区間は平成18年の市道認定当初から変更しておらず、東側は県道白木西町線と国道1号線の交差点部分から、西側は市道落針道野線の交差点部分までといたしております。しかし、市道認定の起点、東側でございますが、県道白木西町線との交差部分、つまり総合環境センターの入り口の東付近からとしておまして、市が行う県道白木西町線の部分は県道のまま整備を行うことといたしておりました。しかしながら、今年度から工事に着手するということもありまして、県と検討してまいった結果、市が整備する部分は

市道区域として行うほうが事業が円滑に進むと、このような判断から起点を変更させていただくものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

そういう事業の円滑ということです。私の思いは、あれは道路改良であろうというふうに思っております。その中で、当初からこの起点をなぜここにしなかったんか。当初から話が出ておったように聞いておりますが、なぜしなかったんかということで私は思っております。そういう中で、どのように考えておるのか。答弁だけそこをいただいて、自分の所管の委員会でございますので、委員会でまた詰めさせていただきたいと思っております。私も時間がございませんので、その考え方だけちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

当初から起点を今度変更するところにしておらなかったのはなぜかということでございますが、当初県道がございましたもんで、県道から新しく分岐する部分というのが市道という考え方でさせていただいております。今回は、県道の部分と市道の部分は分担してまいりますけれども、そういう形ができるということで事業を市のほうで主体的に進めようということで移させていただいた、そういうものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

考え方の違いかと私は思いますけれども、これについては先ほど申しましたように私の所管の委員会でございます。委員会でしっかり詰めさせていただきたいと思っております。

時間がございませんので、ここで終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

10分間休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

おはようございます。

6月議会議案質疑の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今回の議案3点ございます。議案第40号亀山市国民宿舍関ロッジ条例の制定について及び議案

第41号亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定についてと、さらに議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてということで関連をしております。3項目について、それぞれ質問をさせていただきます。

朝から宮崎議員からも質問がございました。極力重複を避けて質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

まず、第1点目でございます。議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定についてであります。そこで1点目は、今回の条例制定に至った経緯についてであります。関ロッジの進むべき姿については、これまでさまざまな調査・研究が行われてまいりました。市ではあり方検討会、耐震診断、運営手法を調査・検討、また私どもの議会では公営企業経営問題特別委員会を設置して、平成20年から22年にかけて関ロッジ、医療センターを含む公営企業について20回近く会議を持って協議をして、関ロッジについては宿舎、交流、会議研修の3つの機能を確保する。施設の建てかえ、改築は採算性を考慮し、専門知識を有する民間事業者等を含め検討すること。3つ目として、経営形態については指定管理者制度を視野に入れて、公設公営から公設民営に向けて検討することという3つの提言をしてまいりました。これらを含めて市当局はいろいろな角度から検討を進めてこられたと思います。その経緯について宮崎議員の答弁にもありましたけれども、重複する点もありますけれども、再度ご答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

先ほども宮崎議員にご答弁はさせていただきましたとおり、平成19年度におきまして亀山市国民宿舎関ロッジあり方検討委員会及び耐震診断、それとあり方検討委員会からの提言、また22年度では運営手法検討調査業務結果を踏まえて、さまざまな検討をさせていただいております。さらに先ほど議員からもご説明いただきました市議会の公営企業経営問題特別委員会からいただきました3つの提言を尊重し、さまざまな角度から検討を重ねてまいったところでございます。その結果、公設公営に限界があると判断し、民間活力の導入による新たな経営形態への移行を図ることから、今議会に亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について上程させていただき、関ロッジを公の施設として指定管理による管理運営にしようとするものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

そこで、市長にお尋ねをしたいと思います。

今回の提案は、指定管理者を提案する前にやるべきことがあったのではないのか。市民からも非常に厳しいコメントをいただいております。そういう点では、市長のマニフェストにあります元気のカタチの中の関宿への観光入込数20万人の突破を目指す。若者、女性、団塊世代の起業家を支援するという中で、関ロッジの再生構想を策定するということがはっきり明言されております。市長のマニフェスト7つのカタチの中で、それぞれ着々と進めていただいていることもたくさんあり

ますけど、この6つのカタチ、元気のカタチについて、この問題については一度総括をして市民にお知らせをするといえますか報告をするというステップが必要ではなかったのかなという思いがございませう。その点、市長のご所見をお願いしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この関ロジの今後のあり方につきましては、今ご指摘をいただいたように、今日まで行政のレベルにおいて、あるいは議会の皆様からもいろいろな調査・検討をいただいて提言をちょうだいいたしました。これらの調査・検討を行って、ちょうど本年の3月の定例議会で今後の後期基本計画の中へ、そして民間活力の導入も含めたあり方につきまして、考え方を整理させていただいて、お示しをさせていただいたところでございます。それを踏まえて、今回条例制定及び関連予算をお願いしておるところでございますが、総括をとということでもございましたので、少し触れさせていただきたいと思っておりますが、これは議会の皆様方も共通の思いの中で共有させていただいておるところでございますが、昭和40年代の国民宿舎を取り巻くニーズ、あるいは今日の観光客のニーズの変化、こういう中で私どもは検討結果を踏まえ、直営による経営は一定の役割を終えたというふうに判断をさせていただいたところでございます。そういう中で、これも少し触れていただきましたが、今後の取り組みとして単に関ロジだけの問題ではなくて、さまざまな施策と連動させることが大変重要であるというふうに認識をさせていただいておるところでございます。関宿全体のまちづくり、とりわけ今日までも進めてきております伝建地区、あるいは歴史的風致維持向上計画、さらに関宿にぎわいづくりのさまざまなプログラム、こういうものとシティプロモーションも今一生懸命やり方も含めて研究をしておるところでございますが、こういうものが一体的にうまく関連づけて、より質を上げていくことが大事であるというふうに考えております。それらが今後の本市の元気につながったり、あるいは関宿を核とした観光につながったり、そのように認識をいたしておるところでございます。そういう背景をもって今回指定管理者制度の導入によって民間の活力を入れていくと。そして、官民共同で、官民一体で本市の今後のまちづくりに生かしていくと、こういう思いで今後も取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

市長も言っていますが、マニフェストといひますのはやはり公約、約束であります。これを一つ一つ確実に形にしていくということだと思ひます。この提唱者の北川元知事が言ひますのは、やはり洞察と実行だというふうにも彼も言っております。どうか櫻井市長みずからも現場へも出向いて、いろいろなノウハウを持った市民の方がたくさんいると思ひます。そういう力も十分發揮してもらいたい。發揮してもらえような、そういう土壌づくりもしてもらいたいというふうにも思ひます。また、指定管理者に一たんしてしまうと、いかに亀山市がどう介入していくかというのは非常に難しい点があろうかなと、そんなことを危惧しておりますので、これはまたいろいろと、私も総務委員

会に所属しておりますので、この常任委員会でも分科会でもしっかりやりたいなというふうに思っております。

次に2点目は、亀山市国民宿舎事業の設置に関する条例が既に存在をしております。これを改正という形ではなくて、今回指定管理者導入を目指すための条例制定を出されてきました。ですので、従来ある条例を廃止するという手続が一つ抜けているんじゃないかなという気がしますので、この点について条例を提案された根拠と理由をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現行の亀山市国民宿舎事業設置に関する条例につきましては、地方公営企業法に基づく事業設置のための条例でございます。一方、今回提案させていただいております亀山市国民宿舎関ロッジ条例は、指定管理者を導入するため制定するものであり、地方自治法の規定に基づき、公の施設として管理することの内容としているところでございます。このように根拠法令や条例の内容が異なることから、現行条例を改正するのではなく、新しく新規制定とさせていただきたくところでございます。また、廃止につきましては、附則の中で記載させていただいております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

新しい条例に対しましての附則事項として提案させていただいて、新たに条例を制定するというふうに理解をさせていただきました。

次に3点目、指定管理者制度導入に際して、まず小さく1点目は、関ロッジが正規職員4名、臨時職員十数名の方を抱えてみえると思います。指定管理になった場合にその処遇、これをどうされるのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在、関ロッジには支配人を含めまして正規職員4名が配属をされております。平成25年7月、来年でございますが、関ロッジの経営が指定管理者制度に移行されれば、当然職員は市のほかの部署に人事異動といったことになってまいります。ただし、スムーズに指定管理者制度に移行するため、平成25年度は最低1人の関ロッジ担当職員が必要であるというふうに認識はいたしているところでございます。あと臨時職員につきましては、関支所長のほうよりご答弁を申し上げます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

臨時雇用職員の処遇につきましては、指定管理者に対し、引き続き雇用の希望のある職員を積極

的に雇用するよう仕様書等で明記し、雇用の機会を失わないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

それで、1点目、再確認の意味の質問をさせていただきます。

指定管理者制度にスムーズに移行させて、かつその後の関ロッジの窓口となるような職員をどこかの部署に配置する必要があると考えます。どこの部署が窓口になるのか、決定しているのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

指定管理者制度にスムーズに移行させていくためには、関ロッジの担当職員が必要ということで先ほどご答弁をさせていただきました。こうした指定管理者との窓口となる職員につきましては、公の施設にかかわってまいりますので、公の施設として管理を行う部署に配置する必要があります。現在のところ、まだ所管をする部署は決定いたしておりませんが、早急に庁内で協議を行いまして、決定次第お示しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

あわせてこの人件費につきましては、現在、関ロッジ企業会計として処理をされております。異動によって企業会計から支出はならないと思いますが、これはどのように扱っていかれるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

25年の7月には関ロッジ会計は廃止となりますので、人件費につきましては関ロッジ会計以外の一般会計等で負担をすることになってまいります。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

次に、小さく2点目でございます。指定管理者契約についてであります。

指定管理者については、これから公募により決定をされることと思っております。決定後、どのような契約を交わされるのか、その内容についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理者の契約につきましては、指定管理期間全体にわたる基本協定と、年度ごとに結ぶ年度協定を定め、協定書を締結することとなります。その協定書は公募要領並びに仕様書に基づく参入事業者による事業計画を含め、これから行う関ロジの運営及び施設管理について指定管理者が行う業務について定めたものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

契約を交わされた後、その管理期間中に何らかの理由によって指定管理者が管理運営ができなくなった場合、あるいは撤退されるというような事態になった場合は、どのように対応されるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理者の選定に当たりましては、十分審査を行う予定とするものでございます。そのような不測の事態はないものと考えているところでございます。しかし、万が一そのような事態が生じた場合、指定管理者と交わす協定書の中で対応していくもので、市に不利益が生じた場合は損害賠償等を求めていくものと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

この契約の一連の中で、もう1点確認をさせていただきます。

什器類、ワゴン車、バスとか、あるいは備品、テレビ等も新しく購入される。これらについての指定管理者への貸与はどのようにされるか。無償なのか、有償なのか、その辺のところもあわせてどういう考えであるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

先ほどのマイクロバスや備えつけの備品等の件でございますけれども、備品またはマイクロバス等につきましては、無償で貸与させていただきます。ただ、その維持経費に関しましては指定管理者の費用とさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

次に、小さく3点目でございます。耐震補強についてであります。

指定管理者制度導入に際しまして、耐震補強を計画されております。以前にSRF工法とかこういう工法も決められておるようでございます。この耐震補強が指定管理者に移行するまでに工期的に間に合うものなのか、その辺のところ、建物の改修も含めて、宮崎議員のほうにも答弁がありましたように、トイレ、大浴場等の改修も含めてどういうふうに進められるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジにつきましては、平成19年度実施しました耐震診断におきまして、耐震強度不足と診断されたところでございます。本年度、実施設計を行い、平成25年4月から6月の3カ月間をかけまして耐震補強工事を行うものでございます。

S R F工法とはどういうものかというふうなこともお尋ねいただいております。この工法につきましては、ポリエステル製の化学繊維を包帯状に編み込んだもので、現状の柱や壁に接着剤で巻いて行う、または張っていくという工法で、従来のプレスやコンクリート圧を補強することなく、大きく改変しなくてもよいS R F工法を現在予定させていただいております。なお、安価にできること、工事の短縮ができることなど、さきの東日本大震災においても実績を残しているものでございます。それと本年度、実施設計を行います関係において、第三者機関において耐震補強に対する判定会を開催していただき、安全性についても確認する予定としております。あわせまして施設のリニューアルにつきましては、宮崎議員のほうにも答弁させていただきました共用のトイレや大浴場を中心に施設の改修を行いたいというふうな予定でおります。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に、小さく4点目でございます。公募として広くノウハウを持った民間事業者の参入が必要と思います。公募をどのような範囲まで広げるのか。今の関ロッジをソフトでどこまで変革できるのか、期待するものでございますが、公募によって民間事業者のいろいろな企画と効率的な運営の中、関宿を盛り上げるために指定管理者となってもらふ団体の力量が求められるというふうに思います。どのように公募を呼びかけていくのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

公募につきましては、さまざまな機会をとらまえて情報提供をさせていただきます。それと、市のホームページに掲載するなど現在計画しております。その中で、参入意欲のある事業者から提案をされた管理運営に関する企画や計画書及び事業者の実績や経営基盤など、亀山市指定管理者選定委員会において審査し選定するものとしております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

最後に5点目でございます。民間事業者の参入の見通しについてでございます。

今回、指定管理者制度を前提として条例制定を行おうとしているものであります。条例制定や債務負担等を講じたが、受ける民間事業者の参入の見込みが現時点で、宮崎議員の答弁でもありましたけれども、3社ということは聞いておりますけれども、再度確固たる見込みのほうをお聞かせ願

いたい。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

宮崎議員にもお答えしました。現在、複数の事業者から関ロッジの指定管理についての問い合わせがございます。前向きに検討していただいているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今、全国的に見まして、国民宿舎がバブルの時期から比較しますと、400あったものが今は120まで減っているというような現状だというふうに聞いております。亀山市内のビジネスホテルの立地条件などを考慮しますと、民間活力を導入して関宿観光と合わせて関ロッジの再生を図るという今回の提案は、今の時期としてはやむを得ない対策でないかなという気はしております。昭和42年の12月にオープン以来、関のシンボルとして愛され親しまれてきた関ロッジが今後も市民の皆様、市外からお越しの方々に今まで以上に利用される施設として末永く存続するために、利益追求の企業だけではなくて、経営者の顔が見える市民に親しまれるような方に指定管理者になってほしいということを希望をすることでございます。指定管理者が経営することになって、利用者の苦情などの対応窓口を担当する部署を市役所内に置いて、明確にさせていただいて、市として責任を持った体制をつくっていく必要があると考えます。今後、市長として指定管理者、市の関係について、この責任ある窓口、苦情処理等も含めた体制をどのように構築していくのか、市長、ご答弁願いたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員お触れいただいたように、今回の民間活力導入による関ロッジの今後の魅力ある運営、効率的な運営に向けて最善の体制で臨んでいきたいというふうに思っておりますし、先ほど総務部長が答弁をさせていただきましたけれども、今後スムーズに移行させ、また関ロッジが機能していくためにも、関ロッジ担当職員が必要であるという考え方をお示しさせていただきました。したがって、今後、現時点では決定しておりませんが、その組織あるいは所管する部署についてしっかり見きわめをさせていただいて、決定をしていきたいと。その上で関ロッジがスムーズに民間へ移行ができて、連携ができるように、そういう視点から万全を期していきたいというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

冒頭にも申し上げましたけれども、一たん指定管理者に移行することになれば、なかなか

行政側から、市長のほうからいろいろと意見を申し上げるような機会が少なくなると思います。その点、関係を密接にとっていただいて、いろいろ情報交換もして指定管理者がさらなる経営に寄与していただくことをひとつ行政側からも後押しをしていただきたいということを希望しておきたいというふうに思います。

次に大きく2点目でございます。議案第41号亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定についてであります。

道の駅関宿は、現在、関ロッジの一部門としております。今回、関ロッジから切り離して、新たに運営管理を行うものとしているということでございます。そのために道の駅関宿地域振興施設条例を制定するものでございます。

まず小さく1点目は、議案第40号の関ロッジと本条例41号との施行期日が異なります。その理由についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

亀山市国民宿舎関ロッジ条例と道の駅関宿地域振興施設条例の施行日が異なることについてでございます。

平成25年度に行います改修工事の工事期間の違いによるものでございます。関ロッジにつきましては、平成25年4月から6月までの3カ月間を要して耐震補強あるいは施設改修を行い、7月から指定管理者による管理運営を予定していることから、亀山市国民宿舎関ロッジ条例の施行期日を平成25年7月1日とさせていただいたところでございます。

一方、道の駅関宿地域振興施設につきましては、平成12年建築と建物も新しいことから平成25年4月に施設改修を行い、5月から指定管理者による管理運営を予定しているところでございます。このことからおのおのの施行期日が異なるという結果になったものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

次に、2点目でございます。指定管理者制度を導入するための条例として個別に公募するという提案でございます。関ロッジと道の駅を個々に公募するというところでございますけれども、その理由、ねらいについてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたように、施設の設置目的が異なることから、関ロッジと道の駅を個々に事業として成り立たせ、指定管理者を募集するようなこととしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

個別にということではありますけれども、入札の意向、動向によっては両施設とも1社になるという可能性はなきにしもあらずではないのかなというふうに思っておりますけれども、それは公募の状況を見ていろいろと議論していただきたいというふうに思っております。

次に大きく3点目で、議案第46号でございます。亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、小さく1点目は債務負担行為限度額として2,280万を計上されております。年度末内訳を25年度から29年度までの5カ年間ということでございます。この件につきましては、宮崎議員の質問からもありましたように、初年度は360万で、26年から29年までは480万ということでございますが、この額の決定の算出根拠が答弁によりますと、いわゆるプロポーザルといいますかその意見を拝聴して限度額が480万というふうにお聞きをしましたが、これは契約動向によってはこの限度額が下がるということもあり得るのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

この480万円につきましては、あくまでも限度額としての上限額でございます。そのことから公募参入していただいた業者から事業計画等提案の中で、指定管理料につきましても明記があるというふうに考えております。その結果によりますが、その可能性ということもあるように考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

最後に、開設をして42年から平成19年までは黒字であったというふうに伺っております。20年度が約1,200万、21年度が約1,700万、22年度が約2,000万という赤字ということで、この3年間赤字が続いて留保資金も目減りの一途をたどっております。これにつきましては、減価償却を除くキャッシュでの赤字はどのようなものなのか、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

議員申されました平成20年度1,200万、平成21年度1,700万、22年度2,000万というふうな額につきましては、減価償却を含んだものでございます。そのことから減価償却を除きますと、22年度において約850万円程度になるものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

時間も迫ってきました。いろいろと質問させていただきました。この案件、3点につきましては、冒頭も申し上げましたように総務の分科会でも十分議論し、私もその委員の一人でございますので、

やらせていただきたいというふうに思っております。どうか指定管理者に移行するに当たりまして、官から民へ移したからすべてこれで任せ切りということにならないように、櫻井市長のほうへも強く要望しておきたいという旨を申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時39分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをします。

最初に、議案第40号亀山市国民宿舍関ロッジ条例の制定について、2点質問させていただきます。

最初に、なぜ条例を制定するのかについてお尋ねいたします。午前中もさまざまな議論がございましたが、今回の条例の制定と改廃では指定管理者の制度の導入と。指定管理者を公募するため条例を制定するとしております。私も3月定例会の予算質疑で指定管理者については確認をいたしました。改めて条例制定に係る指定管理者制度の導入の背景について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

条例を制定するに至ってということでございますけれども、近年の国民宿舍関ロッジの営業につきましては、利用者のニーズの多様化、施設の老朽化など、平成17年度をピークに利用者の減少があり、それに伴い平成19年度からは赤字経営となってまいりました。このような状況下、一般会計からの繰り入れもなく、独立採算制を確保してまいりました。今後においても厳しい経済情勢のもと、このままでは内部留保資金の枯渇も予想されることなど、また市のほうではあり方検討委員会、また議会のほうでは特別委員会等開催していただき、さまざまなことから検討してまいり、直営による経営は難しい、困難であると判断させていただきまして、今回このような条例の制定をさせていただくことになったということでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

平成19年から赤字基調になってきたというふうな話でした。確かに22年の決算の質疑でも、

21、22、2カ年連続で純損失を計上してきたと。これまでは道の駅と関ロッジをくっつけて、それぞれ補完し合うというか、その中で黒字基調というものであったのが、道の駅自体も経営的に厳しくなった。多分道の駅自体も赤字になってきた。そうすると、経営基盤である2つの事業を合体して、それぞれが経営をしていくという私は基盤自体も少しおかしくなってきた。そのことが昨年の決算の質疑の内容だったと思います。当時の答弁でも、現在の内部留保資金の活用によって3年程度は経営は確認できるけれども、その先は内部留保を削っていくんだというふうな話だったと思います。やはり私は今回の指定管理者の制度の手続の話ではなくて、まず関ロッジ自体が今後継続していけるのかどうか、その辺の判断がまず一番重要であって、それを受けてじゃあ直営なのか、民営なのかという議論に至ったんだろうと思うんですよね。私はそういう説明が少し足りないんじゃないかというふうな気がして、改めて背景について確認をさせていただきました。このまま経営を続けていけば一般会計からの投入という議論に入ってしまうと。私はやっぱり公金投入は避けるべきという立場でありますので、これは水道のときでも随分議論して、やはり公営企業会計の持つ特性から言って、公金投入というのは非常に難しいというふうな判断をしておりますので、そういう意味からいけば今回の民間活力導入のために指定管理者になったということは確認をさせていただきます。

それから、施行日時について、25年7月1日というふうになっています。1年後のことを今提案をされておりますけれども、なぜ1年後の施行日のものを現段階で制定をするのか、あわせて確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

施行日時につきましては、平成25年7月1日、1年後の時期になるわけでございますけれども、国民宿舎関ロッジの経営形態については、指定管理者制度を予定しておりますことから、管理運営を指定管理者に行わせるための必要な準備は相当期間必要と考えております。このことから、条例に基づく指定管理者の公募を行うため、今回この時期に提案を行ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっとわかりづらい。要するに指定管理者を公募するための手続として現段階で条例がなきゃならないと。ただし、その施行が来年になるという。もう一度そこら辺のところは重要なんで、別に来年の4月にとか、来年の今の時期に出せばいいじゃないかというふうな印象を持つんですが、なぜ指定管理者公募のために今の段階で来年の手続の議決をしなければならないのか、もう一度説明をしてほしいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

議員おっしゃるとおり、本条例に基づいて指定管理者の公募等の手続的な事務を進めるため、本議会において上程させていただいているものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

指定管理者を導入する上で担保する条例というふうなことで理解をさせていただきます。

それでは、次に現条例との違いについて、少し確認をさせてほしいと思います。

現在は亀山市国民宿舎事業の設置に関する条例というのをございまして、ここに今回の国民宿舎関ロッジ条例との比較をしますと、第3条の経営の基本、第4条の重要な資産の取得及び処分、第5条の議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条には議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第7条には業務状況説明書類の作成というのがありますが、これが全部なくなっていると。多分これは今までの答弁を聞いておりますと、公営企業から外れるんだみたいなことはおっしゃっていますので、それが必要でないということかもしれません、私は特に3条、経営の基本、読みますと、国民宿舎事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない、こういうふうに書いてあるわけです。まさしく国民宿舎の事業自体の目的がここに記載されておるんですが、今回の条例には全くそういうものが記載はされておりませんが、その扱いについて確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現条例の第3条、公共の福祉に関することにつきましては、新たに制定する本条例は地方自治法の一部改正に伴い、公の施設の管理について指定管理者制度を導入することからこの条例を制定するものでございます。このようなことから公の施設として公共の福祉に寄与するものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

少しそこが解釈が違うというか、関ロッジ自体は残っているんですね、公の施設として残すんですよね。その関ロッジを運営する上で最大の基本である、経済性とかは企業会計の絡みですけども、公共の福祉の増進というのがきっちりうたってあるわけですね。今回の条例については、4月16日に総務委員会協議会でも指定管理者制度の導入の中身について説明の資料がありました。それを見せていただきますと、地方自治法とおっしゃいましたけれども、地方自治法第244条第2項と第3項については触れてある。これは利用制限みたいのところとか、不利益な行為だと思うんです。私が今言っているのは、第244条1項のことを言っているんです。それであれば今の答弁がもし正とすれば、なぜ16日の開催のときの説明に第244条1項が入れてなかったのか。担当からすれば当然のことかもしれませんが、審議をする議会にとってみると、2項、3項についてはそういうことなんだと、指定管理者にそういうことは遵守させるんだなということはわかりますけれども、関ロッジ自体がなくなるわけではなくて、管理が直営から民間になると。経営の基本である、いわゆる公共の福祉を増進するということは、どこかできっちり抑えて、そのことが指定管理者にきっちり守っていただくというか、要するに自由な経営はできませんよと、あくまでも公共の

福祉の増進に寄与するんだということを指定管理者にやはり確認してもらおう。それがこの条例の持つ意味でもあるかなというふうに思っただけで読ませていただいたんですが、ない。4月16日の説明では、2項、3項は今の条例でも触れてありますけれども、それだけが議論として上がってきた。いま一度、この国民宿舎事業の経営の基本部分である今の3条の部分、こういう表現とか考え方が今回指定管理者を審査する上で、指定管理者にそこがきっちりわかっただけでいいのかどうか、もう一度確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

公共の福祉ということでございますけれども、やはり公の施設としての責務というふうなことで私どもは考えており、また指定管理者への公募要領、または仕様書の中でその意味というふうなものを明確にして、公募をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そうすると、今の条例上の判断では、公共の福祉を増進するというのは十分理解できるというふうなことでいいのかなどうか。私はどう読んでも条例上で読み切れないと。あくまでももう1項用意して、それが地方自治法になるんでしょうけど、それになると。そういう2本立てになるのか。私はこの条例で読み切れないんで、その部分についてももう一度間違いなく指定管理者との間では確認ができるのかなどうか、契約書や仕様書だけでできるのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理者には地方公共団体の代行という意味で、当然要領または仕様書の中でそのような内容について明記して、意思疎通を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

細かい議論はまた総務委員会であると思いますので、一応私としてはその部分が若干問題提起としてお話をしておきたいと思います。

次に2点目に、現在の条例、亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例の扱いについてお尋ねをいたします。

この条例につきましては、今回提案されております条例の制定にあわせて附則において廃止をするというふうになっております。指定管理者のスケジュールについては、これもご答弁でございましたが、8月に公募をされ、12月までに選定をするスケジュール、そのことを是として実施設計や改造に入ると。その日程を追いかけると7月1日というふうになると思います。これはあくまでも指定管理者がうまくいったというケースですけれども、これもしおくれた場合、一月おくれたら一月おくれるんで、当然3月の質問でも指定管理者が決まってから改装についての詳細を詰めると

いうふうな答弁でしたので、指定管理者が見つからないと工事に入れないという状況ですので、もしこれがおくれた場合、7月1日に施行する条例、それからそのときに廃止する現条例の扱いはどうなるのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理者制度につきましては、本議会で上程させていただいており、条例及び補正予算をお認めいただいた後、議員のご指摘のとおり予定を現在進めていこうとしているところでございます。このように万全を尽くしてまいりたいと、不測の事態はないものと考えているところでございます。しかし、万が一不測の事態により平成25年7月からの施行ができない事態となれば、条例の施行日については、改めて検討するものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これも公募して、今の経営状況を見てやるわけですので、相当慎重にお願いをいたしたいというふうに思います。

2点目に、そういうおくれた場合は、また何らかの形で議会のほうにも話があるのかもしれませんが、あとこれも答弁でいろいろ出ておりますが、今回廃止をする意味について確認をしたいと思うんです。現条例の第1条第2項には、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、国民宿舎事業に法の財務規定等を適用するという部分が入っているんです。当然今回はそれが外れています。この意味、今まで多分答弁の中で一般会計という言葉が出ておりますけれども、改めて第1条第2項に地方公営企業法の部分が削られている意味、現在の企業会計の扱いは今回の新しい条例ができたときにどうなるのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

今回、条例制定は指定管理者制度導入を目指したもので、指定管理者による管理運営を開始する平成25年7月1日をもって現条例は廃止とさせていただくこととなります。このことで、現在の公営企業会計による運営は完了することとなり、したがってその後は一般会計に引き継ぐことを検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今制定をしようとする条例が指定管理者の設置のために条例をつくるんだと。その結果、古いほうはなくすよ、公営企業会計から一般会計に移るというふうな話でしたけど、多分この部分ほとんどわかっていないとか、条例がなくなることによってそれは自動的に企業会計を抜いたんだからなくなるよという答弁だと思うんですけど、私はその辺がもう少し議会の事前の中で説明があつてよかったんじゃないか。ちょっとこの後の予算とも絡みますので、そこでもう一度言いますけ

れども、私はこの部分も簡単に議論していいものかどうかという懸念は持っております。ただ、提案されてないんで、明確にね。多分来年でしょう、提案されるのは。公営企業会計のまま走ったほうがいいのか、一般会計に変化させるのがいいのか、そこは十分議論した上でやるべきことで、でもこれ条例を認めれば自動的にそうなるという、非常にその辺は私は説明不足の感があるということだけ申し述べて、次に入らせていただきます。

次に、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、3点質疑をさせていただきます。

最初に、指定管理料の考え方についてお尋ねいたします。これも5月16日、総務委員会協議会でも説明があったと聞いております。その資料も見せていただきました。3月の定例会の予算質疑でも私質問させていただいて、今回の指定管理制度はこれまで市の直営であった、要するに市の行政財産みたいなものの指定管理とは違うんだと。公営企業会計における指定管理の導入というものはやはり違うのではないかというふうな質問をさせていただきました。ただ、使用料収入で経営を任すものというふうには私は考えておりましたので、そういう意味からいくとこの指定管理料の必要性について、これもさまざまな答弁ございましたが、いま一度指定管理料が本当に必要なかどうか、本当にそう思われているのか。まずその必要性について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

民間活力の導入に向けた平成22年度亀山市国民宿舎の運営手法検討調査において、民間事業者からヒアリングを実施したところ、現状の収益状況から参入するのであれば指定管理料を含めた施設のリニューアル等さまざまな条件により検討するという意見が複数の事業者からあったことから、今回、指定管理料の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

当然ヒアリングをすれば今の経営状況を見れば、今のままでは難しいというふうになるんですけど、何か答弁がわかりにくい。要は赤字補てんの意味合いなのかどうか。今でも総額で年間で2,000万近い赤字が出ているわけですけども、今の担当分としてはこのままの状況で渡しても来ないだろうと。だから、赤字補てんの意味合いで出されるのか。その積算根拠ですね。年間480万というのはわかったんですけど、480万の内訳というのか、何が根拠になって月40万みたいな数字になるのか。少しその説明が午前中でもなかったように思いますが、改めてどんなものでそんな額になってくるのか、どんな意味合いなのか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理料の根拠というふうなことでございますけれども、指定管理料につきましては平成22年度決算をもって算出をさせていただいております。これは民間事業者のヒアリングの結果、5年間の指定管理期間において指定管理者のノウハウ、創意工夫により経費の節減及び増収が期待でき

ることから、平成22年度決算をもとに市直営での5年間の収支額と比較して、民間事業者では収益が約2%増、経費については1%減という見込みの中から今回この指定管理料480万円を算出させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

22年度の決算をもとに指定管理者制度を指定するメリットとして考えられたのが収入の2%増、経費の1%減、その辺から算出されたということで、それは確認をさせていただきます。

次に、これも議論ございましたが、経営のいかににかかわらず額は担保するのかという問題、例えばそういう根拠のもとに最大月40万円、年間480万という額が今回債務負担行為で出ているんですが、黒字化した場合の話は午前中にも質問ございました。逆に赤字になるケースだってないことはない。そうすると、赤字になろうが黒字になろうが指定管理者と決めた額、例えば今ですと最大40万ですけど、この額をずっと5年間担保していくのかどうか、まずそこを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

債務負担に定める指定管理料は限度額として定めたものでございます。公募により指定管理者が希望される指定管理料につきましては、限度額以下も提案されることと考えております。それにおきまして、40万という今のご質問でございますけれども、指定管理期間中の事業収支のいかににかかわらず変更することはないものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

経営のいかににかかわらず最大40万は担保していくんだと。ただ、それも公募の段階で指定管理者との契約の中で数字が変わるのかもしれませんが、決めた額で5年間走るということで確認してもらいました。

ただ、私が若干疑問に思うのは、直営が限界を迎えたというのは、今の経営手法ではもう限度があると。そこに民間のさまざまな知恵を入れて、そういうものを活用して民間活力ということで指定管理者を入れようとしているんです。そうすると、2,000万って大きな赤字かもしれませんが、さまざまな手法によってそこは解消できると踏めば、当然指定管理者が来るわけですので、それが40万、年間480万あげるんでどうですかという、それだと私は指定管理者自体の経営意欲というか経営努力というものが、少なくとも月40万の黒字はあるわけですよ、そこだけ担保されてしまっている、マックス。そのことも含めて私は指定管理者の企業努力に期待をして今回指定管理を求めようとしているわけだから、まずそこでやってみるべきではなかったのかなという。そこによってゼロであれば、また次を考える。こういう言い方はおかしいかもしれませんが、そうしないと最初から40万の努力というものはこちらからあげますよということになると、経営改善をして、関ロジの特性や特徴を生かして、新しい集客になるような知恵が絞り切れるの

だろうかと思うんですけど、そういうことですのでそれは理解した上で、私とすれば赤字のときには当然返さないにしても、私は黒字のときぐらいは何らかの形で返還させるような、そういう1項を入れてもいいのではないかと思いますけど、要は40万の範囲内ですよ。それ以上もらうわけにはいきませんので、少なくともこれも公金ですわね。だってこれ収入じゃないんですから、渡すお金は。税金から指定管理料を払うので、改めてそういう考え方を織り込むようなことは考えていなかったのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきました民間事業者のヒアリングによることにより、現状での指定管理参入は非常に難しいというふうな調査結果に基づきまして、今回指定管理料限度額として上げさせていただいているところでございます。議員ご所見の黒字が生じた場合の対応でございますけれども、やはり指定管理期間中はおのおのの契約のもとで管理運営をしていることから、非常に難しいと考えているところでございます。なお、指定管理期間のさまざまなものについては、指定管理者と年度協定の中で協議をすることにもなりますので、その辺も踏まえた中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

4年何カ月ですけども、約5年という期間をこの契約によって担保してしまう。もしこれがうまくいったと、黒字基調になってきて利益が出始めた、それでも40万入れなきゃだめですね、5年間の契約です。私どもが昨年視察に行った町にもそういう三セクの営業している施設がありました。そのときに町長さんが言うには、黒字の分については寄附か何かでいただいておりますというふうなこともおっしゃっています。これは三セクじゃありませんので、完全な民間との経営協定ですけども、やはりそこに税金が投下されているという問題と、黒字化の問題はまたどこかで議論になってくるということは申し上げて、次へ入らせていただきます。やはりいま一度、そこは契約の中などの議論ができないのかどうか、少し検討は願いたいと思います。

最後に、損益勘定留保資金からの支出についてお尋ねをします。

先ほどの答弁では、現条例がなくなることによって企業会計がなくなるんだと。そのことによって一般会計へ今後移行するんだということでもございました。今回は、25年度の7月から予算執行する財源について、今回の提案は国民宿舎事業会計の補正予算という形で提案をされております。当然財源がありませんので、損益勘定留保資金からそのことを財源として今回債務負担行為の予算補正の説明があるということなんですが、現実に予算執行段階ではどのような会計処理を考えておられるのか。今の予算の財源は損益勘定留保資金ですので、現実に予算執行されるときはどうなるのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理制度の導入により、指定管理料としての限度額2,280万円の債務負担をお願いしているところですが、平成25年7月1日から平成30年3月31日の期間といたします。さきにも申し上げましたが、指定管理による運営を開始されることから、企業会計から一般会計に引き継ぐことを検討しているところでございます。それにより企業会計に基づく3条予算、4条予算の区別なく、一般会計からの指定管理が支払えるものと考えているところでございます。

なお、企業会計につきましては、25年4月から6月までで打ち切り、決算を現在見込んでおります。このことから、耐震補強並びに施設改修費につきましては現企業会計からの支出を予定しているところでございます。近年の赤字経営が続くものの、国民宿舍会計の赤字等もなく、健全な企業会計であることから、比較的容易に企業会計から一般会計に移行していけるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

少しわかりづらいというか、今回の確認をしたときに現条例の廃止が企業会計がなくなるんだという話だった。ところが、そういう答弁がありながら、補正予算は現国民宿舍会計で補正予算を組んでいる。でもそれは実際執行するときにはなくなっているんですよ。ということは、この財源自体がないんですよ、執行する段階で。もし一般会計に移ればですよ。それだって議論があると思うんです。打ち切り会計だっておっしゃっているけれども、その是非というか議論は来年の予算のときにはあるんだと思うんですよ。そうすると、現実に債務負担行為、指定管理料を払うという状況ですね、来年の4月1日。この段階ではそれは一般財源から出ているんですよ、指定管理料として。通常の会計みたいになるんです、これ。さっき古川部長も一般会計になるとおっしゃっていましたが、そういう内容すら全く聞かされていないんじゃないですか、4月、5月の協議会の中でも。申しわけないけど、予算の説明で副市長の説明でも一切なかったと思うんです。今後、これが今は企業会計しか置けないんで、お金が。担保する財源がないからここでなっているけれども、現実にこの条例がもしオーケーしていただきましたら、執行時には変わるんだったら一切ないと。私はもし今回の質問せずに答弁もらわなかったら、損益留保資金で本当に運用できるのかどうか、もっと追及したいところですよ。3条でやれないんですから。4条はもっとやれないですよ。どこにもできない金を使って予算を立てているんですから。結果的にどうやと聞くと、4月1日からは一般会計だとおっしゃる。何でもっとそういうところを丁寧に説明されないんだろうか。わからないんですよ、こっちが。専門でやっているわけじゃないので。そういう大きく制度が変更される、当然会計まで変更される、そういう大きなターニングポイントにただ指定管理だけの話をするんじゃないかと。資料を見ても、条例の制定とかに何も触れてないし、補正予算の説明でも一切触れられていない。逆に聞きたいですね。損益留保資金から出すけど、どうやって予算を執行するんだと。もう一度聞きたいです、これ。一般会計なんてだれも見えてないですよ。だから、そこに私はだめだとは言わない。もうちょっと丁寧に今の条例をつくることと廃止されることの違いであったり、そのことによって会計方法も変わる可能性があるんだとか、こういう検討をしていくんだとかって全く説明がないままこの補正予算をつくられたことに関しては非常に疑問があるんです。いま一度、

これはどなたに聞いていいかわからないですが、その部分ですね。条例が変わる、会計まで変わる。どんな説明を議会にしようとしたのか、最後にもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

条例の制定と廃止に伴いまして、会計自体の変更も伴ってくるというふうなことでございます。指定管理者制度の話が終始した結果、このようなことになった部分もでございます。今後は、平成25年度予算編成までには明確にさせていただき、また議会にもご相談させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

来年のそんな話をここでするわけにはいきませんが、今までの答弁を聞いておきますと、国民宿舎の事業会計はなくなるんだ。指定管理料は一般会計からいくんだ。だから多分広森部長が担当者を置くんだという話になってきた。指定管理の手続のお金も行く行くは一般会計から出るからここでいいんだという答弁。全部皆さんのほうは一致しているんですね。企業会計が一般会計に移るということを前提に私らに答弁をもらっている。議会側は何人の人がこれをわかって、済みません、そう言うと失礼になって、私はわからずに質問に入ってきたと。当然通告に入ってきたと。その中で何か違和感があったんですね。何で損益留保資金から出るのかなという違和感があった。結果、聞いてみると、こういうことになっている。私はぜひ25年の予算審査も随分難しいものになるというか、企業会計がなくなるということは、国民宿舎の事業実態が見られなくなるんですね、経営状況が。指定管理ですから。決算報告何もなくなってしまう。それをじゃあどうやって追いかけるのか。さまざまなテーマがこれから出てくるんで、やはりもっと丁寧な説明というものを私はやっておくべきじゃなかったかということ指摘して、質疑を終わらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時40分 休憩）

（午後 1時51分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について及び議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、関連するのであわせて質疑をいたします。

通告の中では、国民宿舎関ロッジ指定管理料の額の根拠と指定管理者の選定ということでは、お示ししていただいておりますけれども、ここの2つも関連しますと思いますので、合わせた形になるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

この辺につきましては、朝から3議員の方から質疑がありまして、まず今回、特に1点目として上げさせていただいている指定管理料の根拠というのもお示ししていただきました。そんな中で、公営による限界という言葉がありました。この公営による限界とは一体具体的にはどのようなことであるのか。まずその点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

公営による限界というふうなお話でございますけれども、近年、関ロッジの経営状況といたしましては、3年間、20、21、22年度赤字経営となっておりますのでございます。そういうことを含めて公としての運営が限界にあるということをお示ししていただいたとともに、国の施策でもございます地方自治法を含めて民間の事業者のやるものは民間でというふうな財政経営の根本的なこともございまして、今回限界というふうな判断をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

公営による限界ということではないような気がするんですが、それもあわせて後からちょっとお聞きしようと思っておりますけれども、先ほどの公営の限界云々の話の中で、大井議員の質疑の中でバスとかテレビとかこういう関ロッジの資産は無償貸与ということで、維持経費のみ管理者負担ということでもありますけれども、維持経費といえば通常償却費とか租税公課である固定資産税等も含まれてくるわけなんですけれども、その辺も管理者負担とするのでしょうか。その点お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

私どもが申し上げさせていただいたものは、備品、例えばマイクロバスとか空調機器等そのようなものについて無償貸与というふうなものでございますので、建物云々の固定資産とかそういうふうなものではない備品というふうなものについて無償貸与を考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それもまた含めまして後からちょっと聞かせていただきたいと思いますけれども、もう1つ、指定管理者選定の中で公募のいろんな内容とかをどうするかという話がありましたけれども、当然公募の仕様書というものは必要になってくると思っておりますけれども、仕様書はできているのか。その内容がわかればどういうものなのか、お示ししていただければと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

公募要領及び仕様書につきましては、現在策定中でございます。なお、指定管理者選定委員会のほうへお諮りをして、それをもって公募に当たりたいというふうなところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、先ほど答弁いただいた話の中で、バスとかテレビ、この辺は備品やというふうなことを言われました。通常ですと、普通の企業やったらこの辺は当然固定資産として計上されて、固定資産税は払うことになります。当然その辺の償却云々の話とかいろいろありますけれども、こういった税金、この辺が結構企業の業績においてはかなり大きな話になってくる。資産を買う、資産を自分のものにするだけでなく、それに対する償却とかそういうふうなものも払わなあかん。これも経費になってくるんですよね。要はその辺を心配しなくていいということですね、この指定管理者は。

その上でもう1つ、今までの話をいろいろ聞いていますと、まず公の限界の話を言われました。赤になる、赤字補てんというのが公ではできない、こんな話でした。ただ、こんな赤字補てんができないって、赤字であることを認められるのは民間でも一緒なんですよ。公営による限界という言葉は私も以前から使ったことがあります。本会議の場でも言わせていただいたこともありますけれども、私も今回こういうふうな指定管理者という話がありますけれども、公営のこういった国民宿舎を指定管理で既に経営しているところ、2カ所を1回視察させていただきましたけれども、長浜市の豊公荘というところ、ここは昭和40年代の導入当初から指定管理のようなことをしていた。あと、山梨県の北杜市の八ヶ岳いずみ荘というところがある。ここははっきり言って、老朽化とか言われましたけれども、関ロッジの比にならないぐらいの老朽化した施設ですけれども、この場合、いずれも共通していることは指定管理料とかこんな必要ないというぐらいのことでやっている。このいずみ荘に関しましては、そこまで老朽化したような施設であるにもかかわらず、指定管理料は幾らぐらい市からもらっているんですかと私聞いたら、逆に言われました。そんなとんでもない、私らが払っておるんですわと、こんな話でした。

すなわち何が言いたいかといいますと、先ほど竹井議員がそういうふうなことを言われましたけれども、先ほど厳しい経営状況と言われて、民間がヒアリングから、要は年間480万円もらわんとできやんというふうなことを言っているわけですよ。そもそも今回指定管理者にするということで、民間の活力を導入する。そのことによる営業形態の確立とか、民間の能力を活用することによる経営の改善とあります。もともとの目的は、指定管理者制度の導入ではなかった。とにかく関ロッジを立て直すためにはどうすればええかという話やったはずで、要は今回改修費とか初期投資とか償却費、固定資産税、この辺は要らないと言われておる。リニューアルも市の金でやると言われておる。こんな状況で、さらに年間480万も必要ということが私は理解に苦しむんですけれども、それであっても480万円要るということは、これは公営の限界と言われたんですけれども、民間としてもお手上げなわけですよ。要はこれは公営の限界ではなくて、それなら公営の限界と言

われるけれども、もう1回公営としてやるべきことを探るべきじゃないのかなと思うんですけどね。先ほどのほかの国民宿舎の指定管理の方にいろいろお話しして、公営の限界というのは私もともとそこでその話をされたんですわ。公営の限界というものは主に人事面の話でして、1つはまずサービス業とは異なる雇用形態をとっているもので、公務員として当然雇用しているわけです。ただ、サービス業ですので、深夜勤務というのが定常的に起こる。こういうことがまず一番の問題。これが1つの限界。もう1つ、市の人事異動に左右されるんですね、これ。配置職員の給与によって経費の増減が生まれることがある。実際関町でも給与の高い年配の方が配置されたことによって一気に経営というかその辺が悪化して、若い方にかわったら一気に改善されたという、こういうものもある。結局この辺の人事面の話が採算性という意味での公共の限界と言われるもんやと思います。でも実際そうじゃなくて、今回は民間ですら赤字、これ実際そんな赤字補てんじゃないとかその辺の話もありましたけれども、実際赤字補てんですよね、これ。赤字補てんをするという前提で、民間の活力導入というんですけれども、そんな民間活力を導入する意味があるのかというふうに思います。民間の経営手腕というふうに言われましたけれども、民間の赤を黒にするんやったら、これは民間の経営手腕と言えるでしょう。今の赤をちょっとでも縮小する、はっきり言ってそれやったら民間の経営手腕に期待するというんじゃないんじゃないでしょうか。民間としてもあかんと言われるんやったら、下手にこの2,280万という補正を組まんと、継続費ですけれども、これで先ほど言われたようなりニューアルとかそのあたりにももっと別の形でお金をつぎ込む必要があるんじゃないのか。その上で公営としてもう1回できることを探ってみたほうがいいんじゃないのかなというふうに思われますけれども、そういうふうな発想にはならなかったのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

今日に至るさまざまな検討の経過、その局面局面でどのような検討をし、どのような考え方を積み上げてきたか、これも議員ご案内のとおりであろうと思います。

一方で、今触れられました、もう1回公営としてどうだというようなそもそも論を今ご指摘をいただいたわけですが、先ほどおっしゃられました公営としての限界、直営としての限界、そのように考えておるところですが、あくまでこの四十数年来、関ロジは独立採算の企業会計の考え方にのっとり、非常にその事業を健全に今日まで積み上げてきたところであります。平成17年度、過去最高の単年度収入で約2億という、これをピークに19年度以降、単年度収支がかなり悪化をしてきておる中で、実は一般会計から、税金からそれを補てんするという考え方はなくて、今日まで内部に積み上げてきた内部留保資金を赤字補てんとして独立採算で回してきたという状況でございます。

一方で、現在の施設の老朽化、それから多様な消費者のニーズ、こういう中で検討の過程の中では、例えば完全民営化という選択肢もなかったわけではありません。しかしながら、関ロジという施設が地域資源としてこれからもやっぱり亀山市にとって必要であるという考え方の中で、多分議会からのご提案もそういうことが背景であったと思いますし、我々も検討の過程でさまざまな選

択肢を検討いたしましたけれども、最終的にこの内部留保資金が現在1億5,000万あります中で、次の一手を考えていかななくては大変な状況に陥る懸念がありましたから、今回指定管理者を導入し、そして指定管理料の問題を少し触れておられますが、これはあくまで民間の事業者を公募させていただいて、プロポーザルでさまざまな提案を引き出していくという思いで準備をさせていただいてきておるところでございます。最終的に上限額は決めておりますけれども、その内容を亀山市にとって一番いい状況で最終的には選定をしなくてはならんと、このように考えておるものでございまして、公の限界という意味と合わせて申し上げれば、やはり一定の内部留保資金を前提に一般会計からの税金でもって赤字を埋めていくという考え方ではない中で、どういう手法がベストかという検討の上で今回提案をさせていただいておるということでございました。その点につきましては、深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市長じきじきに答弁いただけるとは思っておりませんでしたけれども、先ほど市長の話からもありましたけれども、確かに指定管理者を導入する、経費面だけではないやろうなというのは思います。ただ、今回やはり根底にあるのが経費ということで、その点で聞かせていただいていたんですけれども、ただそんな中で、まず今回赤になってきた原因というか、赤の原因は利用客の減少というふうに言われています。確かにそのとおりでしょう。その理由が消費者ニーズの多様化、施設の老朽化、この2つが挙げられていまして、はっきり原因が明らかなわけですね。それに対してリニューアルが行われる。はっきり言って原因が明らかで、その原因に対する対処をしようとしておる。この中で、指定管理者にしなくてもとりあえずこれが解消された上で、一たん公営でもう1回やってみて、やっぱりこの辺の限界があるよねというふうになってから指定管理ということを考えてもよかったのではないか。私は担当者にいろいろ会議の場でも聞きましたけれども、方向性が決まってないのにこういうことをしたらどうや、ああいうことをしたらどうやという提案、私以外の議員さんも結構言われていました。それに対してまだまだ方向性が決まっていけませんので、それに対してはというようなことでした。やっどこさ耐震して、できるだけの話やけれども、最低限のリニューアルはするというふうな方向性が決まったんやったら、この上で公営でやってみるとい、できるだけのことをやってみるといことを考えてもよかったのではないのかというふうに思いましたもので、この辺を指摘させていただきました。

もう1つ、この辺を全部公営でリニューアルをすると。不十分かもしれんけど、ある程度のリニューアルはするというんやったら、その上やったらそれこそ民間でやる。もちろんこれは上限やというふうに市長言われましたけれども、上限なのはよくわかっています。ただ、その中でまずは指定管理料を計上しないで募集する。竹井議員もちらっと言われましたけれども、私もそのとおりやと思います。募集して、一遍指定管理料ゼロでも応募者がなかった。そのときのもう1回どうするべきか考えるべきなんじゃないのかなというふうに思われましたんで、その辺を今回指摘させていただいたんですけれども、その中で公募の仕様書の話为先ほど言わせてもらいましたもので、そうしますと、先ほど市長が言われたような経費以外の部分の期待するべきところというのはあるとは思うんですけど、先ほど午前中でも市長が言われました関宿の観光客の増加とかその辺も言われま

した。当然こういったことも指定管理の業者に期待しているはずなんです。言われた施策との連動性という意味では。プロポーザルの仕様の中に、もちろん料金をどうするかというのは入れるというような話がありました。それ以外に関宿の観光について、あるいはあそこに存在する観音山公園、このあり方について、それに対して関ロッジが一体どういう役割を果たしていけるのか、この辺まで含めたプロポーザルにすべきと考えますけれども、そのような仕様書にされるのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

全体の施設だけじゃなしに、関宿または観音山といった全体的なものをとらまえてというふうなことでございます。現在策定中ではございますが、基本的には建物を含めた管理というふうなことの運営を仕様書の中にうたい込んでいきたい。ただ、その中の資源としてこういう今の歴史的な価値のあるもの、また自然背景のものというふうなものについての資料を当然つけさせていただきながら、それを指定管理参加者がどう生かしていくか、それはその時点での企画または計画の中で反映されるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まだそこまで決まっていないというのが実情かなというふうに思われますけれども、そんな中でももちろん480万、私は480万というのはちょっとどうかとは思いますが、仕様の中で考えていくと。私はやはり民間に委託するのであればまずゼロから始めるべきやというふうには思っておりますので、またその中でお聞かせ願いたいんですけども、今回継続費、5年間ということですけども、5年間やってみて、私は実際黒であっても指定管理者にお金を出し続ける。それでなくてもそれこそ5年後に何億も収益が上がるような施設になる、極端な話ですけどね。何千万も、それぐらいの黒になるというんやったらそれこそ経営立て直しの経費として2,280万払うても、それは逆に言うたら安いかもしれないです。そんな中で5年後、一体どういう判断をされるのか。この5年終わった後、まだ関ロッジを存続させる、そういうふうな考え方があるのかどうか。その後、5年でもし採算が合わない、こういうふうな状況であったときどうされるのか。現時点でのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

5年間の指定管理、その後というふうなことでございます。そのことに関しましては、現在、指定管理5カ年の経過、その状況を検証する必要もあろうかと思っております。

ただ、私どもとしましては、指定管理者制度に移行するということにつきましては、その目的である経費の節減または民間事業者のノウハウ、創造的なものというふうなもので改善されるということを考えて指定管理者制度の導入を図っているものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それならなおさら直営でやってみて、それで探ってみたほうがいいんじゃないのかなというふうには私は思います。ただ、それ以上は質疑の域を超えてきますし、この後、同会派の櫻井議員もその辺を質疑されるそうですので、次のもう1つの亀山市の道の駅関宿地域振興施設条例の制定について、こちらのほうに行かせていただきます。

議案第41号ですけれども、これについて3項目上げさせていただきますけれども、まず指定管理業務の範囲について。あそこは道の駅といいますが、トイレもある、情報施設もある、売店は多分一番想定されていると思いますけれども、そのほか駐車場もあります。どこまでが指定管理の範囲なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

道の駅関宿につきましては、議員ご指摘のとおり、国土交通省の管理するトイレ棟または情報棟、駐車場等がございます。今回指定管理を業務とする範囲につきましては、現在の建物のみというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

これにつきましては、午前中からほかの議員さんからもありましたけれども、指定管理料についてなんですけれど、2つ目の項目として上げさせていただきましたけれども、これ指定管理料は取らないということでした。こちらからも払わないかわりに取らないとありました。

ただ、管理料、前々からの話やと指定管理していく上で引受手はロッジよりも多いんではという話もありました。先ほどの範囲を聞きますと、売店、はっきり言って一番金をもうけるところです。金が生み出される施設。一方で駐車場とかほかの情報施設、こういった維持費だけしかかかんような、そういうふうな施設は国の管理とかこういうふうな話になると、これ当然指定管理料として逆に市がもらうぐらいの、こういうふうなことも考えなあかんのと違うのかなと、普通は思うんですけれどね。

一方で、今回関ロッジのほうではあった民間活力の導入というのは、この道の駅のほうにはない。採算性は今のところ道の駅は健全であると言われてはおるんですけれども、ただ、今まで売店の賃貸料からの収入がかなりあったと、そんな中で実際の運営費が賄われていたという状況もあります。そんな中で、指定管理料というのをそこまで採算性が見込めるんちゃうか、人気があるという施設であれば、一定の要件を満たした上で、その管理料の入札を行わせるという手もあったんじゃないのかなと思われましてけれども、その選定の中で管理料の額についてという、先ほども仕様の話ししましたけれど、この辺の項目というのを設ける考えがあるのか。あるいはそういった入札というような可能性、こういうふうなことも考えられなかったのか、この辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

道の駅関宿の公募に関しましては、現在公募等による選定、いわゆる入札ではなくプロポーザルにより企画・提案をしていただいて、道の駅の発展をどう考えるか、そういうふうなことを踏まえた中で選定させていただく予定としております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど関ロッジの話をしていろいろされる中で、その前の議員さんの答弁の中で関ロッジの公益性という話がありました。やはり道の駅も公益性というものはあるはずで、その辺の話も含めて先ほどの話だったんじゃないかなとは思いますが、若干その辺の指定管理者制度を導入するに当たっての関ロッジと道の駅の、今回提案理由の説明とかありましたけれども、ニュアンスが何か違うような感じがするんですね。採算性があるかないかという点もあるんでしょうけれども、それ以外に同じような情報発信やったら当然関ロッジも行っていると思いますし、広告塔みたいな役割も関ロッジも果たしているやろうし、一方で採算性は道の駅のほうがあるとか、こんな話もありますけれども、その辺で公益性という観点の上で、今回指定管理者の理由づけのところではニュアンスが違ってくるように見受けられるのは何か理由があるのか。単なる私の気のせいとおっしゃるのか、その辺見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジ、道の駅の件でございますが、関ロッジと道の駅の大きな違いは、道路施設としての道の駅、宿舍施設としての関ロッジという2つの設置の内容の異なりがあるというふうに判断させていただいております。それと、ニュアンス的なものというふうなご指摘でございますけれども、経営面の状況から判断させていただいたとき、その2つについては違いがあるというふうなことは事実だというふうに考えております。いずれにしましても、公共施設としてその設置目的に合った指定管理を今後とも進めていくつもりでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

採算性云々の話も出ささせていただきました、それに対しての実際事実としてそういうこともあるとかいうことでありましたけれども、正直私もいろいろと関ロッジの話をしてはおりますけれども、一方で道の駅というのは非常に健全なような話が出ていました。ただ、道の駅というのはもともと関町でつくるときにはあっては、採算性云々というよりも関町には観光案内所がない。観光案内所がないので、まず道の駅というのが今回国のあれで来るから、これに乗っておいたほうがええ、そんな話を聞きました。ほかに意図があったんかどうか、そのときは私はそこまで聞いてないでわかりま

せんけれども、まずはそこがスタート地点であって、実際その売店収入に関しては二の次、三の次やった。その中で、売店の収入が予想以上に上がったもので、最初たしか観光協会か何かで運営していたかと思えますけれども、その辺で余りにも額が多いもので、税務署が当初の話とは別に、これやったら税金払ってもらわなあかんとかそんな話が出てきてしまうたもので、話が違うやないかというような対応の中で、公営にせざるを得なかったとかそんな話を聞いておりますけれども、そんな中で道の駅自体も減価償却とか考えたら全然計上されていない。経営がええ、経営がええとか言いながら、賃貸料で賄われていた、こんな状況になっていた。その辺のことを含めると、手放しで道の駅は経営状況がいいからということでは片づけられないんじゃないのかなということもあって、この辺の指摘をさせていただきました。その辺、また総務委員会とかでも審議されるでしょうし、この後もほかの議員さんも指摘されるでしょうけれども、今回私の質疑としてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢でございます。よろしく申し上げます。

午前中からこの議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について質疑をずっと聞いておりまして、今から私もさせてもらうわけですが、ちょっと疑問というか確認しておきたいことが1点出てまいったこともありますので、お聞きしていきたいと思えます。

まずは最初に通告してあります指定管理者を公募するに当たり、必要な準備の内容というのはどういうものを指すのか。一応けさから聞いておりまして、結局この条例を制定する目的として最後に書いてある「指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとします」というこの一言のためにこの条例を制定したのだろうかという気がしたんですけれども、この必要な準備という内容についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジにつきましては、平成25年7月から指定管理者による管理運営と、新たに制定いたします亀山市国民宿舎関ロッジ条例の施行日が25年7月1日としているところでございます。この条例の附則にございます議員ご指摘の準備行為につきましては、指定管理者が平成25年7月1日から関ロッジの管理運営ができるよう、事前に指定管理者の公募や選定など、指定管理者に関する準備の行為を指すものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、現行の事業条例のまま指定管理者を公募するということは不可能なんですか。可能か不可能か、法的にどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現行条例は午前中にもお話しさせていただいたとおり、企業会計として地方公営企業法で経営をやるというふうなもので、事業条例として設置されており、管理者につきましては指定管理者ができることという条文はございませんことから、今の現条例での指定管理はできないものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

公営企業かどうかで違うのかもわかりませんが、今までも指定管理者制度、体育館であるとかいろんなことを指定管理者制度に移行したことがありましたけど、今までもこういう手続を踏んでいたんでしょうか。これどういう場合にも必要な手続なんんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

公の施設に関する条例がございまして、その中に指定管理者制度を導入することについて1項設けておりまして、そのときには条例改正をさせていただいておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

はっきりよくわからなかったんですけれども、それは今回公営企業だからこうやって条例を制定する必要があって、今までの体育館やほかのことについてはしてこなかったですよ、こういうことは。わざわざ1年前に条例を制定してから指定管理者を募集するということはしてこなかったと思うんですけど、その違いについてもう少しわかりやすくご説明願えないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

例えば文化会館などにつきましても、条例を見ていただくと指定管理者制度でいくというようなことで書いてあると思いますので、こういった部分については指定管理者を導入する場合については1年前から、ちょっと私今手元がないんで記憶がないですけれども、条例を改正した以降に指定管理者の公募を行うというようなことになりまして、例えば文化会館ですと従前から指定管理というようなことになっておりましたので、こういった手続が最近ではなかったというふうなことでございます。ですので、今回の関ロッジとかあるいは道の駅についても、これは地方自治法でいう公の施設になりますので、こういった手続は必要だというようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今おっしゃったのは、文化会館については1年前に条例をきちんと指定管理者ということはどうたって、その上で選定を行ったと。ほかについてもそうであったかどうかということはおっしゃらなかったんですね。もう一遍お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど文化会館と言ったのは一般論でございまして、120ぐらいの指定管理がございまして、すべての条例を見ていただくと、条例改正はなされておるということでございまして、一般論でございまして。すべてそのようなことでございまして。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

すべて条例を改正した上でやっているということがやっとわかりました。ありがとうございます。

それでは、けさからいろいろ質疑をなされた中で、2番の質疑に移っていきたいと思うんですけども、現在制定されている事業条例と今回制定された条例との大きな違いというのをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

2つの条例の違いということでございましてけれども、現行の亀山市国民宿舎事業の設置に関する条例につきましては、先ほどもご答弁させていただいたとおり、地方公営企業法に基づき国民宿舎を設置する内容、事業条例であることに対し、今回提案させていただいております亀山市国民宿舎関ロッジ条例は、現在の経営形態に指定管理者制度を導入するための条例として、地方自治法の公の施設の管理ということで上程させていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

私、2つの条例を見比べさせていただいたところ、先ほど竹井議員も質疑の中でおっしゃっていましたが、会計上のことが今回のところはないということと、あと公共の福祉という部分が抜け落ちているということと、あと指定管理者制度になるもんやから市長の責任のとりようが、範囲が今までと狭まっているということと、あと資産の取得とか処分とか書類のこととかも上がってきていますけれども、今回の新しい条例について先ほどからもいろんな、これから検討していくとか、足らんものについては仕様書でうたっていくとか、そういうおっしゃりようだったんですけども、今私がざっと言うただけでも公設ですから施設の例えば処分とか取得とか、これからも考えてきちんとうたっておかなければならない部分というのは指定管理者制度になってもあると思うんですけども、この現条例は25年7月で廃止するとおっしゃってございますけれども、2つの条例を比べて、ない部分で今後必要な部分というものは全部仕様書でうたうということなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現条例と今回お願いしております条例の中でございますけれども、公の施設としての管理というふうなものに関しては、当然一つのものとして考えております。それと公営企業を廃止することにより、地方自治法に基づく指定管理者制度の導入ということで、公の施設としての位置づけも明確にさせていただいているところでございます。そういうことの中で、附則というふうなものについては、例えば建物等は財産的には公のものとして市が所有させていただく。今回の指定管理は、運営と維持管理という部分を指定管理にするものでございます。そういうことでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

建物の管理については、今までも公設であったわけですがけれども、建物の管理についてはうたわなくても公の施設ということで、必要ないということですか。建物の管理については、例えば私伺ったのは資産の取得とか処分とか細かいことがうたってありますよね、現条例。あれについてはどうなるんですかということをお聞きします。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

その分につきましては、公営企業法の法に基づく処理としてのものを現条例にうたわせていただいております。新たに制定させていただく条例は、公営企業法に該当しないということの中から判断していただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ですから、該当しないから特に今までのようにうたわなくてもきちんと管理ができるわけですかということを知っているんですけれども、該当しないからここにうたっていませんよということはよくわかるんですけれども、その部分についてはどのようなものを根拠に、どうやって管理していくんですかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

午前中にも答弁させていただきました。会計的に企業会計から一般会計にお願いするということを検討しております。ということで、一般会計の取り扱いということは公共施設、従来の文化会館等と何ら変わりのない一般財源での管理というふうなことで行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

次の質問ですけれども、この関ロッジについては今まで私は公的な役割というのを随分果たしてきたなと思っていますけれども、先ほども公共の福祉という部分が抜け落ちているというところが少し心配になったんですけれども、例えば野村の事故のときであるとか、台風で避難所への食料調達であるとか、いろんな部分で公的な役割も果たしていただいていたなと思うんですけれども、そういうところが今後も担保されていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

今回の関ロッジを指定管理にした場合でございますけれども、指定管理者には行政の代行としての基本姿勢に立ち、関連する法令等を遵守し、適正な管理運営に努め、市民の信頼にこたえることとしております。また、災害が発生した場合においては、本市の求めによるところに従い、必要な一切の行為に協力することを指定管理の条件とすることから、公的な役割として守られるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

わかりました。

次に、関ロッジに配置されている職員のことですけれども、午前中大井議員の質問で、正規職員については配置がえということで、それで非正規の方についても希望があれば仕様書にうたって雇用機会を失わないよう配慮するというご答弁でしたので、これについては理解しました。

ただ、前に体育館を指定管理されたときにも雇用について問題が起こりかけたり、いろんなことがあったと思いますので、うたっても本当にきちとなされるかどうかということはこれからきちと見ていただきたいなと思います。

それから、あと25年度については1人を残すと、そのようにおっしゃったと思うんですけど、26年度はなしということでいいんですか。確認です。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

連絡調整をする職員といたしまして、所管する担当部署に職員1人は配置をする予定でございます。26年度につきましては、来年度1年の経過を見ながら検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質疑に移ります。

亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定についてです。

道の駅という、私は普通お土産物屋さんみたいなんがいっぱいあるのが道の駅というふうに理解していたんですけども、調べさせていただいたら道の駅というのは要綱を見るとそうではなくて、きちんと清潔なトイレがあるとか、駐車場が24時間使えるとか、電話が24時間使えるとかいろんな要綱があって、それを一体のものを道の駅というということなんですけれども、今出された条例はその中の地域振興施設というものだけについてうたってあるわけですね。これだけを指定管理委託するということなんですけれども、実際駐車場やトイレ、あと電話などの管理については今までどうであって、今後新しくなることによってどうなるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

道の駅関宿の施設のうち、亀山市が所有する施設は地域振興施設、今の売店部分、それだけあります。駐車場、トイレ棟、情報棟など道路施設については、国土交通省の所有となっているところでございます。国土交通省が所有する施設の管理につきましては、国土交通省と亀山市の間で取り交わした確認書により、市が行うこととなっております。現在の管理の状況といたしましては、早朝のトイレ清掃はシルバー人材センターに委託し、駐車場の清掃やトイレの消耗品の補充、雑草の除去などは地域振興施設に従事する職員が行っているところでございます。

今後につきましては、亀山市が管理を行うことになっていることから、指定管理者に管理の一部を委託することも検討し、これまでと同様適切な管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

確認ですけれども、今は市が受けて、シルバー人材センターや今の道の駅の地域振興施設の職員がやっただけのこと、今のままで行くということではなくて、新たに検討してまた決めていくということではよろしいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

管理につきましては、今後決定する指定管理者とも協議していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

この国土交通省の道の駅の登録の案内要綱を見ると、サービスとかの要件が書いてあるんですけども、その中に駐車場、便所、電話は24時間利用可能であることというのが一つうたってあって、案内サービス施設には原則として案内人を配置し、親切な情報提供をなされることというのが

書いてあって、あといろんなバリアフリーですとか、女性や高齢者に使いやすいということ、いろんなことがうたってあるわけなんですけれども、駐車場やトイレは国土交通省、地域振興施設は今市で、今後指定管理者制度ということで、きちっと分けた上での条例になっているんですけれども、国土交通省の道の駅の要件としては施設の中の案内員のことも含まれていますし、そういう先ほどのいろんな管理のこともあるんですよ。だから、完璧に分かれるわけではないんだなということがわかるんですけれども、その上で私はこの条例の中で道の駅のコンセプトというか要件というか、求められているサービスということが何もうたわれてないということはどうなのかなど違和感を感じたんですけれども、その点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

今回の条例でございますが、この条例の適用範囲といたしましては、現在の地域振興施設、建物などの部分を示しておることでございます。

ただ、今私も申しましたとおり、国土交通省と亀山市の間で確認書を交わして、通常の日常管理については市が行うことというふうなことで、トイレ、駐車場のことにつきましては、市が亀山市として今後決定する指定管理者とも協議して、管理のあり方について決定していくものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

理屈の上ではわかるんですけれども、この道の駅というものを理解する上で、非常にこの条例だけですと理解がしがたいなという印象を受けました。

もう1つ、最後に確認ですけれども、道の駅が駐車場、便所、電話が24時間利用可能ということがうたわれているんですけれども、駐車場、便所、電話の管理についてもこの指定管理者へうたっていく可能性も先ほどあるようなことを言われていましたんで、今電話についてはどんどんNTTが引き上げていく方向にあるわけですけれども、でもやっぱり地震のときなんかで一番使いやすいというかつながるのが公衆電話であったりすることがあったので、ここについて管理がかわることによってなくなってしまったりということがあるのかなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

現在といたしましては、そのようなことがないと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時50分 休憩）

(午後 3時01分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは質疑をさせていただきたいと思います。

議案第40号でしたかな、朝から稲垣関支所長、ほんまにごくろうさんですわ。5人の方があらゆる角度から質問をされて、そのたびに苦しい答弁をされましたし、よう答えてくださったと思う。私ちょっと質問入らせてもらう前に、以前の機構改革の折に申し上げたと思う。関支所長に、関ロッジの管轄の、直轄の上司という形で配置をされた。あくまでも関ロッジは公営企業であると。関ロッジの経営全体を見ていくのは、市長及び副市長がやはりやるべきであると。なのに、その機構改革で関支所長が間に入ったと、だから朝からの答弁で、再三このような形で質問を受けておる。

各議員からそれぞれ、この指定管理に関する条例の、この6月に提案を出したその背景についてわからないということで、答弁は同じ答弁が戻ってきたんですけども、公的な役割は終えたと。民間のニーズを利用したいがために指定管理者制度の条例を制定したと。現在の条例ができています、国民宿舎事業の設置等に関する条例があります。それを今回の条例制定において廃止をし、指定管理者制度にすると。

この条文の中で、竹井議員もおっしゃられたんですけども、指定管理者制度の条例制定することによって、今まで現行の条例の第3条の中に経営状況というのがあります。その中で、施設の管理、または修繕、それから経営状況。経営状況においては手元にあるんですけども、経営の基本の中に、定員数が120名、資産の取得及び処分、2,000万円以上の不動産もしくは云々と書いてある、第4条に。第5条には賠償責任、免責ですな、これ10万円以上。それから第6条には事業の100万以上の云々と書いてあります。それで第7条に、市長は事業経営に関して各半期ごとに書類を提出して議会に示さんならんと。これは当然、この関ロッジの運営状況について監査委員さんの監査も受けてみえると。今回提出された、その指定管理者制度に関してその文面が一行もない。それはどういうわけですか、市長。

同じような関連のことで、指定管理料が480万ですか、払うと。竹井議員の質疑からも明らかになったように。リニューアルするには、ここにたまたま私は担当委員長として、いろんなことで委員会での資料も提出してもらうように言いました。その中に指定管理者に選定した根拠、それから指定管理者業務仕様書、概要書ですけども、公募要領の概要書等々も委員会に提出いただいた。

常に、私どもこの関ロッジの問題については、公営企業ですから病院の経営も踏まえて、市立医療センターのことも踏まえて、関ロッジと2本抱き合わせで、私ども議会としても、私もその一員でしたけれども、2年間、病院及び関ロッジについていろんな協議をしたと。それで答申というものも出させてもらった。その中に、指定管理者も踏まえた中でいろんな協議をせんならんけれどもというような話をしたんですけども、私が委員長を就任してから2度ほど協議会も開かせていただいた。そのとき常に、市長に出席をして、指定管理者制度の選定に至った経緯について説明を求めたんですけども、あなたは一度も委員会に出席して、その旨の報告もなかった。それで、突

如このスケジュールに基づいてこの議案が提出されました。

あなたのマニフェストの中で、関ロッジ再生というようなことがありますけれども、あなたは一体この関ロッジを指定管理にして、何を求めてみえるのか。この条例を制定するに当たる市長としての次の一手というようなことを言われたんですけれども、経営を安定して、市民の公的な機関として継続して関ロッジの運営をやっていくのに、次の一手として、この指定管理者を選んだというような答弁がございましたけれども、あなたの思いが私には通じやん。今まで5名の方がいろいろ質問されたけれども、私も聞かせていただいております、市長の思いが一つもわからない。一度ここで、あなたの腹のうちの一遍述べていただきたい。

私も旧関町から議員に出させていただいております。関ロッジ建設以来40年たっています。それなりの40年の歩みについて、私はわずか二十五、六年ですけれども、その歩みもしっかり見させていただきました。ちなみに、平成20年、21年、22年と赤字が続いたので、市としての限界を迎えたと、公的機関としての限界を迎えたというふうなことを言われたけれども、それ以前にも関ロッジは赤字に陥ったときもあります。それでなにか、やはり地域の公的機関、安心してその施設を使える、それは前提としては、これが町営の直営であるから、関町民及び周辺の自治体の利用者が直営ということでこの施設を利用させていただいたと私は思っております。それをこのような形で、ぼんと行政から手を離す条例を提出されたことについてのあなたの思いを聞かせていただきたい。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

過去にも何度か、この公の議会の場で私自身の考え方も明確にお示しをさせていただいたと思っておりますが、今、まず冒頭やなくて最後におっしゃられた、直営に限界があつて、それは先ほど来申し上げてきたことなんです、公から手を離すということをおっしゃられましたけれども、今後もこの関ロッジ、公の施設として持続をさせていくという判断をさせていただいております。

ただ、その経営形態につきましては、この間、私どもも調査・検討いたしてまいりましたし、議会の皆様も、2年間にわたりさまざまな調査・検討をされて、提言をいただいておりますので、その提言も尊重させていただいて今日に至っておるということで、まずご理解を賜りたいと思います。

その上で、私自身の思いということでございますが、昭和42年の開設以来、時代、時代の節目はございましたが、本当に関ロッジは独立採算の形態の中で、市民並びに観光客のいやしや、健康増進や、まさに福祉の増進に寄与してきたというふうに思っております。国民宿舎の事業だけではなくて、宴会や、会議や、研修や、本当に地域の皆さんにも愛されてきた施設であろうと思っておりますし、その中で健全経営を積み重ねて、今日に至ってきたというふうに高い評価をさせていただいております。現在、内部留保を1億5,000万持っておるということは、まさにその象徴ではないかと、そのようにも感じさせていただいておりますし、そういう中で、平成16年も液晶産業の企業立地以降、本当におっしゃるように年間1億数千万の単年度の赤字収支という時期もございましたが、平成17年度には、過去最高の2億円という売り上げにも達してきたと。

しかしながら、その後の施設の老朽化の問題もこれあり、あるいは利用者の皆さんのニーズの多様性もこれあり、19年度から赤字経営が続いてきておるということでございます。この間、ちゃんとやってきたのかということでございますが、例えばメニューの再開発でありますとか、あるいは営業展開のあり方でありますとか、ネット上への集客の方法等々とも導入しながら、私就任以来も頑張ってきたところでございますが、現状、今の実態の中で今後の関ロジを考えてまいりますれば、これはいろんな検討の過程でも積み上げてきていただきましたけれども、やっぱりこれからも継続して、関宿と一体として活用していけるような方策を検討し、この3月にお示しをさせていただきました。

その方法として、民間活力による指定管理者制度を導入して持続ができるように、あるいは地域の今後の地域資源がうまく活用できるように、今回の条例の制定、あるいは今後の公募を初めとし、さまざまな万全の体制で臨ませていただきたいという思いで、今日まで進めてまいったところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、内部留保資金で1億5,000万、いろいろ改修あり、耐震リニューアルというんですか、恐らくそれで1億二、三千万の費用は要るやろうと。この指定管理料が25年から29年まで2,280万ですか。それは平成29年と伊藤議員も言われたように、それは竹井議員も言われたように、480万の指定管理料を払うんやったら、今も恐らく正規職員が4名というようなことを聞かせてもらったけれども、正規職員で、大体で3,000万弱の人件費が関ロジの特別会計から当然支払っています。私は過去の関町時代のときに、せめて支配人と事務長ぐらいの給料は一般会計で持ったらどうかという提案をしたんですけれども、やはりこれは企業会計やからそれは持ち出せないということで、それが今日に至っておるんですよ。4名で3,000万弱ですよ、それが指定管理者になった場合に、3,000万の人件費が要らんということは、当然黒字が見込めると。単純ですよ、私の頭の中の簡単なそろばんでいくと、そこで指定管理料の480万が不要になるんやないかと。480万の指定管理料を一遍言えと言ったら、その資料もきょう本会議で出してきた。

私は、委員会で再三それを言った。それすら出さなかった。それで、本会議でそれを詰められたら何らかの数字を出してきた。それは一体どういうことですか。私は委員会協議会やっておる中で資料提出もできやんことが、本会議で言われたら出してくる。それでこの議案審議が、私は総務委員会でこれを今から審議せんならん。そうすると、本会議の資料に基づいて委員会は審議をさせていただくんですかな、そんな不親切なものかな、委員会に対して。それを市長に聞きたい、どう思うのか。委員会のあり方と本会議のあり方を。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本会議のあり方、委員会のあり方、資料の提出も含め、情報共有はどうだというご指摘であろうと思っております。

一応3月の議会に、後期基本計画の策定の中で関ロジのあり方をお示しさせていただき、あるいは予算委員会等々でも、公の場で議論をちょうだいしてまいったところでございます。その議会がお認めをいただいた方針に基づいて、あるいは予算に基づいて、今日まで庁内におきまして万全の体制で積み上げて準備をいたしてまいりました。この6月定例議会へその必要な関連条例の制定の案と、それから関連する予算をお示しさせていただいて、この定例議会でご審議をいただくということであろうかというふうに思っております。

今、議員は総務の委員会等々の協議会も大変お世話になって、この間、情報共有に努めさせていただいてまいったところでございます。その間に、例えば議事録も拝見をさせていただいておるところでございますけれども、例えば公募要領、仕様書、これにつきましても決定をする前に委員会のほうへ示してほしいと、委員長というお立場からも要請をいただいておりますが、今回の公募に当たりまして、たたき台や考え方はその間お示しもさせていただいておりますが、今回の仕様書、事前にお示しをさせていただくことは選定の過程で支障が出るのではないかと懸念もございますので、公募を、本当に公に募集するその段階で、この点につきましてはお示しをさせていただくのが本来ベストではないかと、このような認識もさせていただいております。

しかしながら、きょうの午前中からの議論も通じ、さまざまな視点からご意見をちょうだいし、そして考え方を議論の中で整理をさせていただいて、この関連する条例、予算、これをお認めいただく中で、次なる段階へ万全を期していきたいという思いで、この6月定例議会に臨ませていただいておりますので、大変今日まで、委員長としていろいろご尽力をいただいております。本当に感謝いたしておりますが、ぜひとも深いご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

もう1点、ちょっと答えてもろうてないけれども、指定管理者制度、この条例出してきた。ここで今も言ったように、経営の基本の中での議会監査委員さんのかかわり、それはどういうふうにされるつもりかな。結局、この前条例については、経営内容の報告義務があった。物品等の損害賠償をするのにも、すべて議会に報告があった。指定管理になった場合に、これは条文に書いてない、この中。どこを探してもないんや。どこに書いてあるのか教えておくれなはれ、そのこと。どこにありますか、そのことは。経営基本の第3条から7条までの項目が抜けておる、この条文に。仮にやるならこの条例が制定になったときに、これはどこに書いてあるのかな、これ文字で。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多分、ご懸念は民間事業者の事業の年間の報告や、その中身、先ほどの竹井議員のご質問もそういう視点ではなかろうかと思いますが、これも地方自治法におきまして、指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後事業報告書を提出、これによりまして管理業務の実施状況、利用状況、管理経費等の収支状況と管理の実態を把握することという法令に基づくものでございますし、民間へ委

託をいたしました、もちろんその決定をした事業者が年度年度の事業計画は出していただきますが、事業結果、その収支の状況につきましては、しっかり把握をさせていただいて、従来企業会計上、決算や損益の収支につきましてもお示しをさせていただいておりますように、年度の事業の収支につきましては当然把握をさせていただいて、お示しをさせていただくという考え方を持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

もう一遍言いまっせ。この本会議に提出された条例の中に、その文言がどこに書いてありますかということをお聞きするやがな。ごたごた言うたらんでええねん。今回提出された、附則まで書いて、21条まであるけれども、ここに現に生きておる条例の文言がどこにあるのかなど。絶対それ必要やと思うの。というのはなぜ必要か言うと、債務負担行為で480万払うんでしょう。それが上限が480万であって、経営状況によって上限は480万やけれども、それが少なくとも済むか、少なくならんという基準が要るやないかと。毎年480万払うということを言うてない、上限がと言うてますやんか、480万やと。経営状況によって、それは下回ることもあるというようなことも答弁出ていますやんか。そういうようなルールをこの中でどこに書いてあるのか教えてほしい、僕は。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

第3条から第7条の、現条例のことですけれども、それにつきましては現条例に規定しております地方公営企業法に基づくものとして、第3条から第7条が成り立っております。

このことから、今回新しく制定させていただく条例につきましては、その地方公営企業法自体の適用にならないということから、その条例については記載していないということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、議会は物申せんわけですか。額が出てくるわね、額が出てきてこそ、物が申せるといことかな。そこら辺、市長どう思うとるのや、そこは。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず今回の条例において、地方公営企業法から一般の地方自治法のほうの適用に変わるということの部分で、公の施設になるということでございます。

この中で、亀山市公の施設の指定管理者の制定の手續等に関する条例がございまして、この中で、先ほど市長が申しました事業報告書の作成及び提出というのは、法244条の2第7項の規定により、事業報告書の提出は毎年度終了後60日以内に市長に対してしなければならないとなっております。

まして、これにつきましては、今の指定管理者ということであれば、現行の地域社会振興会とか、あるいは三幸・スポーツマックス等がこれに該当しまして、60日以内に事業報告書の提出を受けておるといふことでございます。ですので、今の関ロジにおいても、同じような方法で事業報告書については提出をいただくということになろうかと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ごちゃまぜにしてもよろうたら困る。運動施設は、使用した料金徴収がその管理委託料より上回ることはないはずや。このロジ経営は、新たな民間活用しようによってはかなりの利益を上げる可能性がある。見込んでるんでしょう、見込んでおるから指定管理料が、480万が不要なこともあるやんかな。それはだれがするのやというの、どこで決めのやというの。どこの審議で出てくるの、払い過ぎやないかと。私は監査委員さんも言えるのかと、私どもも言えるのかと、そこを聞きたいの。それがここの中に入っていないやないかと、それを聞きたいの僕は。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の、毎年度の管理料の上限480万円につきましてなんですけど、先ほどもご答弁をさせていただきましてけれども、今から、これをお認めいただいた上で公募をかけてまいります。公募につきましては公募要領、それから業務仕様書を策定させていただいて、そのために少しシンクタンクの仕様書作成を支援していただく業務をお願いしようと思っております。経営上の視点からのアドバイスをちょうだいもしたいというふうに思っておりますし、選定委員の皆さんで、さまざまな民間企業の持ってみえる意欲とか、あるいはノウハウとか、こういうことをやっぱり引き出していくというのが公募のねらいでもございますし、その過程で、指定管理料につきましては、上限は480万という設定をさせていただいておりますけれども、さまざまな提案をいただくものというふうに考えておるものでございます。また、それを期待もいたしております。

最終的には、そういうことを総合的に判断をして、選定委員会で決定をするということでございます。その上で先方との協議や、協定や、そういう手続に入っていくということと考えております。

なお、このスケジュールにつきましては、議会のほうにもお示しをさせていただいておりますが、本年度の12月をめどに選定が完了するように、そういう中で手続を進めさせていただければと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それじゃあ、1つ確認だけ、古川部長にしておきたいんだけど、補正で45号で一般会計で24万9,000円が出ておる。それがしかるに選定委員にアドバイスする人たちの報償費として計上されておる、そういうふうに認識させてもらってもよろしいかな。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

これは先ほど申されたとおりでございまして、関ロジッあるいは道の駅で経営的な知識は必要であることから、専門業者、コンサルタントでございまして、選定支援業務を委託する費用というようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

そのアドバイザーの意見に、この選定委員の名簿もいただいています委員会で、市内のいろいろな役職の方が3名、庁内から3名、副市長がトップかな。その人らに誘導されることなく、きちっとした選定ができるかと。その人らが選定をした人らは、ここにも書いてあるようにきちっと責任をとれるのか。仮に5年もたと3年で撤退したと、その選定をした6名、アドバイザーした3名、当然責任をとっていただけるのか。こういうようなこと決定をするのは、市長が腹切りやそれで済むことやけれども。そんだけの気構えを持った人を選定した、ここに気持ちがあるのか。この人らは皆プロか、選定する人は。

ちょっと参考までにも、この間も民間保育所配置法人の選定についてファクスをいただいた。得点550満点中361点というのが1位だった。あんまりにもかけ離れとるじゃないですか。そんな採点になるのかな、それで採点基準表もこの仕様書の中に、私は委員会でいただいた。その選定した人らはきちっと責任をとれるのかな。また責任とれる人を市長も選んでおるんやけども、その人らに難がならんように市長はちゃんと、途中で選定をした人が辞退したときに、市長としての責任はどういうふうに感じているのか、一遍お聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政として民間の活力を導入していくと、とりわけ今少し触れていただきました民間保育所の選定につきましても同様でございますけれども、やはりその公平性、フェア、公平、公正、こういう視点、それから特に専門的なノウハウの評価、経営の評価、こういう総合的な視点を検証する、それも独立をして、それが機能していただく必要があろうかと思っております。

したがいまして、少しご懸念も示されましたが、さまざまな何かに誘導されてそれが行くようなことではだめだというふうな認識を本当に重要視させていただいておるところでございますし、専門家の視点もやっぱりしっかり入れていただくというような仕組みを考えて、今回臨ませていただきたいと思っております。

その上で選定委員会が選定をされた候補者につきまして、当然これは市長の責任において、行政の責任において、最終の判断をさせていただいて決定をするということでございますので、そういう気概といいますか、そういう責任を当然認識しながら、今日までこの作業あるいは準備をしてきたところでございます。基本的な考え方は、そういう思いでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

時間も、もうわずかしかないですけれども、いろいろな質疑をした中で、平成25年4月から6月まで3カ月休館としてリニューアルを行いたいということをおっしゃっています。

現行職員4名、支配人、事務長、接客それから料理長、これが4名で、1名の方が準備期間中に残ると、1年かわかりませんよ。他の3人の方は、総務部長が言うには適材適所で配置をさせていただくというようなことです。それでその方々はそれでよろしかろうと。現行のパートで働いてみえる方の処遇については、指定管理者に積極的に働きかけるという稲垣関支所長の答弁がございました。

ただ、関ロッジ40年の歴史の中で、長年関ロッジで勤務をやられて、関ロッジの隅から隅まで熟知しておるパート職員の方も、急きょ人が足らんようになったで、あのおばちゃんがやめたで、かわりに来ておくんなはれというて入った人と、給与格差はあるが。この方らの、どう思ってみえんのやな、3カ月間。一月に幾ら報酬として賃金をいただいているのかわかりませんが、その人らの、今長年、あそこで僕の知り合いで20年以上勤務してもろうとパートの人がお見えになると思うんですけれども、その人らの行く末は切るといえることですか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

稲垣関支所長からも考え方を答弁させていただいておりますし、先ほどの正規職員につきましては、指定管理者制度を導入しましたら配置転換を考えておると、職員の不利益にならないよう最大限の配慮を行っていきたくて考えておるものでございます。総務部長が答弁させていただいたとおりでございます。

それから、今次にご指摘いただきましたパートなどの臨時雇用の職員の処遇につきましては、決定をされた指定管理者に対し、引き続きの雇用を希望する職員を積極的に雇用するよう仕様書に明記もさせていただきたいと現時点で考えておりますし、そのパート等臨時雇用職員の雇用の機会が失われることのないように努めてまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

久しぶりに最後の質疑者となりましたが、通告に従い質疑をします。

報告第7号及び報告第8号専決処分した事件の承認についてであります。この議案は市税条例の一部改正であり、本来であれば議会の議決事件であります。ところが、市長が専決処分をしたため報告となり、議会に承認を求めるといふ議案になりました。

この専決処分については、国会で法律が3月30日に可決され、翌31日に公布、その翌日の4月1日に施行されるという、議会の全く開く余裕もなく、やむなく市長が専決をしたものであります。

まず私が指摘しておきたいのは、口を開けば地方分権だと言う政府が、地方議会を開き、審議することができない状態で法律を平気で成立させたという問題であります。私は、こういう地方議

会の審議権を奪ったことについては、強く抗議をしたいと申し上げておきたいと思えます。

では、本題に入ります。今回の一部改正は、幾つかの内容がありますが、市民に大きな影響があるのが、固定資産税の負担調整措置を平成26年度に廃止するという問題であります。

平成24年度、今年度は3年に1度行われる固定資産税の評価がえの年度です。住宅用地の固定資産税や都市計画税の評価額については、そもそも今から20年前の平成4年に、政府が一遍の通達で評価額を取引価格、公示価格に近づけるとして公示価格、つまり公的に発表される地価のことで、地価公示法に基づき国土交通省が毎年公表する1月1日時点の全国の土地の価格のことであり、土地については、自由な取引が行われるとした場合の取引で通常成立すると認められる価格というふうに言われております。これは土地取引の指標となるとされているものであって、この公示価格の、当時2割から3割程度の課税標準額であったものを、一気に7割までこの通達で引き上げるということを行いました。憲法84条では、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」という規定があります。当然地方税法の改正や、地方議会での条例化が必要だったのに、これをしなかった、そして通達で押し通してきた、ということが経過としてあります。

この通達による7割水準への引き上げが実施されたのが、平成6年の評価がえからであります。このときに全国的に評価額が一気に上がりました。当然ですね、2割から3割程度のものが7割まで評価額を引き上げたわけですから。全国で3.02倍、ひどいところでは20倍と言われるようなところも出ています。評価額が上がることによって、課税標準額が上がるという問題がある。課税標準額が上がれば税額が上がるという仕組みになっておりますので、非常にこの当時、国民から怒りが噴出をいたしました。

そして政府がとったのは、こうした批判をかわすために、平成9年、その次の評価がえから、急激な税額の上昇を抑えるために、負担水準を見て負担調整措置をとるということを導入したということですね。この負担調整措置によって、平成4年以降、全国的には地価の下落がずうっと続いているわけです、今もね。ところが、この本来の課税標準額の80%に達するまで、毎年上限として5%を上乗せしていくというようなことをしたために、地価は下がっているのに固定資産税額が上がるという現象が起こってきたわけでありまして。

そこで、今回、こういうことを前提に質問をしますけれども、今回の改正の内容と改正理由について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の改正についての背景と趣旨ということでご答弁を申し上げます。

議員がおっしゃられるように、平成24年度の評価がえに伴います、今回の改正の土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直しのことでございますけれども、議員から先ほどもご説明があったように、平成6年に、評価の均衡を図るため、土地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割をめどとする評価がえが行われました。同時に、税負担が急増しないようにするため、なだらかな課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられたと。評価水準が市町村ごとに異なりましてので、

宅地の評価額の上昇割合にも全国にばらつきが生じたことになりました。

これらの解消を図るために、平成9年に評価がえにおいて地域や土地によりばらつきのある負担水準、これは評価額に対する前年度の課税標準額の割合を示すものでございます。それを均衡化させるため、宅地について負担水準が高い土地は引き下げ、また据え置きを、低い土地はなだらかに税負担を上昇させていく仕組み、いわゆる据置特例が導入され、課税の公平性が図られてきたところでございます。

結果、一部には依然としてばらつきが残っておりますが、負担水準の均衡化は相当程度進展をしている状況となったことから、据置特例は経過的な措置を講じた上で廃止となりますが、課税標準額を徐々に是正をする負担調整措置は継続するものでございます。

以上が、今回の改正の内容でございます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

言葉では非常にわかりづらいと思いますので、パネルを用意しています。

これは、たまたま東京都の資料を使わせていただいております。東京都の場合のこの資料については小規模住宅用地というんですけれども、200平方メートル以下で限定した表だということを理解いただきたい。200平方メートルを超える部分については、この6分の1というこれが3分の1に変わりますので、これはあくまでも小規模の200平方メートル以下ということで理解いただきたいと思います。

23年度、つまり昨年度まではどうだったかという、この負担水準が80%、つまり国が調査をした公示価格と実際の評価額との差が8割というラインまで引き上げようということやってきたのが昨年までです。今度の改正は、この26年度を見ていただきたいんですけれども、もう一気に100%。つまり、こういう80%であるとか90%とか、こんなことをせずにもう100%丸々公示価格に合わそうと、簡単に言うところのことなんですね。ただ、それを一気に26年度にやってしまうと、余りにも急激に税額がふえる人が出てくるので、24年と25年についてはとりあえず80と100の間の90まで引き上げようということですね。90に達した人は90でとめるんですけれども、90に達しない人は90になるまで5%ずつ引き上げていくということですね。最終、26年度で廃止されますと、100に達するまで毎年5%ずつ、例えばその人が75%の負担水準であれば、80、85、90、95、100というふうになるまでずうっと上がり続けるということですね。これは地価の大幅な下落がないということが前提になりますけれども、負担の水準としてはこういうことになってくるという問題なんですね。

わかりにくいんですけど、私のところへ来た課税明細書なんですけど、ちょうど今年度からですけども、真ん中あたりのところに90とか100とか数字が入っています。負担水準なんです、これが。だからそれぞれの方が見ていただいて、自分の土地は負担水準が今どこにあるのかということは、この課税明細書の真ん中あたりの数字を見ていただくと、今どこにあるのか、例えば75にある人は、24、25の間に90までに向けて引き上げようとする、だから固定資産税が増税になるということね。最終的に26年度には100まで上がってくるんだということがわかるわけです。既にもう100に行っている方も見えるんです。公示価格と評価額とがほぼ合致しているとい

うことで、100に行っている方については26年度まで、ここまで引き上げられても増税になることはないということを見ていただきたいということなんです。

私、固定資産税をいろいろ調べてみたんですけども、非常に説明しづらい税であるということ、わかりづらい税であることがあります。やはりここを、まず基本的なことをお伺いしながら議論をしたいと思うんですけども、まず固定資産税というのは、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産を所有している人が固定資産の価格をもとに評価をされて、算定された税額でもって市に支払うという制度なんですけれども、まず固定資産税や都市計画税のもとになる評価額がどのように決まるのか、この点について説明をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

評価額につきましては、住宅につきましては議員が言われたように、住宅用の特例措置によって小規模、面積によって違うんですけども6分の1、3分の1の課税標準を適用して決定をされると。家屋につきましては建てた資産でありますので、家屋調査等々で、どういう資材を使ってというような評価をもとに評価額を決定してしていると。

それから、償却資産につきましては、これは申告でございますので、幾ら購入にかかったかというような申告に基づいて評価額というのは決定をされます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

先ほども言いましたけれども、やっぱり各公示価格が、まず調査をされて、それをもとに評価額が決まってくるということですね、簡単に言えばね。3年に1回その評価を見直しするという、これが評価額になるわけですね。

ちょっと前後しますけれども、私抜からかしましたんですけども、今回の改正で、住宅用地の固定資産税及び都市計画税の措置特例を、これにありますように平成26年に廃止をするという場合、どれだけの人がどれぐらいの負担増になるのかということをお聞きしたいと思います。平成24年度と25年度は経過措置です。26年度にはもう完全になくなるわけですけども、それぞれの人数、額をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の改正によりまして、この据置特例が26年度で廃止となった場合の影響額でございますけれども、概算となりますけれども対象者は約1万1,000人、それから税額は約1,100万円ほど見込んでおるところでございます。

また、経過措置が設けられております平成24年度と平成25年度の2年度の影響でございますが、対象者は約8,000人で、税額は約600万ほどを見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

1万1,000人という数は、本当にこれは少なくない数字だと思います。非常に大きな影響があるということを、私はまず言いたいと思います。

次に、また戻りますけれども、今、評価額というものがはっきりいたしました。今度はこの評価額が決まると、それをもとにして課税標準額を決めるというふうになっています。この課税標準額は評価額をもとにどのように決められるのか、この点についての説明を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の改正に伴って、具体的に数字を入れた中でご答弁を申し上げますと、200平米の宅地で平成24年度の評価額が300万円であった場合、すべての面積が評価額の6分の1となります。50万円が上限額、本則でいう課税標準額となります。

また、先ほどの上限額、本則課税標準額と前年度課税標準額の負担水準、議員が言われた負担水準なんですけれども、これを比較し、負担水準が90%以上であれば、前年度課税標準額を据え置きます。90%未満の土地については、前年度課税標準額に先ほど言いました最高額、この場合だと50万になると思うんですけれども、50万の5%を加えたものが今年度の課税標準額となるわけでございます。つまり、前年度の課税標準額が40万円であった場合、40万円割る50万円で、負担水準が80%となりますので、40万円プラス50万円掛ける5%、42万5,000円が平成24年度の課税標準額となり、この課税標準額に標準税率の1.4を乗じて固定資産税を算出したすものがございます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

評価額そのものが課税標準額になるのではない。先ほど言われたように、200平米以下の小規模住宅用地であれば、その6分の1を課税標準額にする。例えば600万の評価ということであれば100万と、単純に言うとなるとということですね。200平米を超える一般住宅用地は200平米までが小規模ということで6分の1にして、それをを超える部分についてだけ3分の1の計算をして課税標準額を求めるとということですね。

今回、こういう形でこの負担水準が上がっていくことで、東京都のこれにも書いてありますけれども、このブルーの部分の方については、例えば23年度であれば、負担水準が80%までの方であれば上がりませんよ。ところが24年度、25年度については、これが90%に引き上がりますので、90%以上の人については固定資産税は変わりませんよ。ところがこれを下回っている人、例えば85%であるとか、80%であるという負担水準の人は、その分だけ、年5%は90に達するまでこの2年間は増税しますよということなんです。最終的に26年度は100%ですから、これに満たない人はすべて100%になるまで毎年5%ずつ上がっていくということ。こういう計算をするがために、先ほど言われたような1万1,000人の1,100万円、こういう大きな影響が出るという問題であります。私はこれは小さくない問題だというふうに思います。

今回、こういう質疑をするに当たって、いろんな問題を私も調べてみて、わかったことがあります。

1つは、固定資産税の評価額というのが、いわゆる公示価格、先ほど言いましたように新聞に年1回出ますよね、例えば四日市市諏訪栄町は1平方メートル当たり幾らというようなのが出ますけれども、これが公示価格といわれるやつですけれども、これをもとに全部計算をされるということなんです。ところが、土地を所有するのでもさまざまな目的があります。例えば銀行とか証券会社、それから企業のオフィスビル、これは収益を上げるために土地を所有するんですけれども、そういう土地であっても、私たちのような、ただ単に生活を続けていく、住み続ける、売ることもなくとにかく住み続けていく、こういう土地も全く同じ物差しではかられるということですね。この辺が一つ問題があるんだろうというふうに思います。

だから、共産党が提案しているのは、こういう公示価格に基づく取引価格方式ではなしに、収益還元方式という言い方をしていますけれども、特に銀行やオフィスビルなどでは、やはりこれは収益を目的として土地を所有しているんだから高くすると。それから一般商店はそれよりも低くする。さらに個人が住み続けるだけの土地についてはもっと下げるといような、使用目的に合わせて差を設けるとい方式にすべきではなかろうかという提案をしております。なかなか実現はしませんけれども、やっぱり方向としてはそうなんだろうというふうに思います。

それから、もう1つの問題は、この固定資産税が単に固定資産税だけではなしに、都市計画税にも直結をしますし、それから国民健康保険税の資産割にも影響してくるわけですね。だから固定資産税が高いということは、資産割の額も高くなるということですね。逆に言うと、それを下げることによって固定資産税を下げることでできるんですね。そういう意味で、固定資産税というのは非常に大きな役割をしていますし、それから住宅家賃、これはもちろんこの固定資産税というのが大きな要素を占めて、家賃が決まるということがあります。だから、そういう意味でいくと、やはり固定資産税というのはできるだけ抑えるということが私は必要だろうというふうに思っています。

今、たまたま市・県民税の今年度の納付書が来ました。1回当たり私で8万円ぐらい支払うんですね。物すごいびっくりしました、金額を見て。そんなことも含め、この間から言っております介護保険料は上がる、後期高齢者の医療保険料は上がる、それから消費税も、どうも今の議論だと政府は国民の反対を無視して上げそうだといようなこともあります。こういう状況の中で、さらに負担増となるこういうことをやるということは、やはり私はやるべきではないんじゃないかならうかというふうに思います。そのことを指摘して、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第40号から議案第51号及び報告第7号から報告第9号までの15件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第3号から報告第6号までの4件については、地方自治法施行令及び地方公営企業法

の規定による報告、また報告第10号及び報告第11号についても、地方自治法の規定による報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について
- 議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について
- 議案第42号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第43号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第44号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第49号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 報告第7号 専決処分した事件の承認について
- 報告第8号 専決処分した事件の承認について
- 報告第9号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

- 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 議案第48号 訴えの提起について
- 議案第50号 市道路線の認定について
- 議案第51号 市道路線の変更について

予算決算委員会

- 議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小坂直親君）

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明19日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時04分 散会)

平成24年6月19日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成24年6月19日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局 長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 松村大
書記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

皆さんに申し上げます。

昨日も申し上げましたとおり、本日、台風4号が接近しておりますので、警報が発令されましたら災害対策本部が設置されますので、質問の途中ではありますが暫時休憩し、議会運営委員会を開催しますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

緑風会の尾崎です。本日は、この後、これから強い台風4号が上陸してくるというふうに言われておりますけど、進路に当たる地域、特に亀山におきましてはどんな小さな災害も起きないことをご祈念申し上げまして、本文に入らせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず質問の前にお断りしておきたいのは、今回の非正規職員に関する質問は、私が過去に約5カ月弱ですけれども、亀山市の非正規職員として働かせていただいたときに感じたことや、経験したことから今回の質問をさせていただきますので、決して現在お勤めの方から相談を受けた上での質問とか、情報収集したりした上での質問でないことを明言した上で質問させていただきます。

それでは、最初の質問としまして、現在、亀山市では大勢の正規の職員の方や非正規の職員の方が採用され、お勤めいただいておりますけれども、現在働いてみえる方の正規職員と非正規職員の定義についてお聞かせ願いたいのと、非正規職員におきましては、現在、亀山市が雇用しております臨時職員と非常勤職員の定義についてもお聞かせ願いたいと思います。

また、先ほど言いました非正規職員と正規職員、この方らの職務内容や勤務形態などについて、簡単にお聞かせ願えればと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

初めに、正規職員と非正規職員の定義は何かということですが、正規職員とは任用期間に定めのない職員を指しまして、非正規職員とは任用期間を定める、いわゆる有期任用の職員を指すものでございまして、臨時職員と非常勤職員に大別をされます。

臨時職員は地方公務員法第22条の5に規定されます任用でございまして、緊急の場合、また臨時の職に関する場合には6カ月を超えない期間で任用できると規定をされておりまして、緊急雇用での任用及び育児休業等の代替で配置している職員でございます。この臨時職員は6カ月を超えない範囲で更新ができることとなっておりますことから、最長で1年の任用となっております。

また、非常勤職員は地方公務員法第17条の任用で、保育士、幼稚園教諭や給食調理員などの有資格者も任用しているところでございます。任用期間につきましては、同法に特に規定はございませんが、臨時職員と同じ労働条件で雇用をいたしておりますことから、任用期間も臨時職員に合わせて1年と定めているところでございます。

職務内容につきましては、主に正規職員の補助的な役割を担っていただいておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、詳しく定義のほうをお聞かせ願いましたですけど、現在、正規職員と非正規職員をそれぞれ何人雇用しておられるかについてお聞かせ願いたいと思います。

また、非正規職員につきましては、臨時職員と非常勤の雇用人数がおわかりになっているようであれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

正規職員と非正規職員の人数でございますが、本年4月1日現在で、市長、副市長、教育長を含む正規職員は587人で、非正規職員は574人でございます。

非正規職員574人のうち、臨時職員は44人、非常勤職員は530人でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、臨時職員が44名で非常勤職員が530名とお聞きしましたが、実際に勤務されておられる方の中で、非正規職員でありながら正規職員を望んでいるけれども実際には現状のままで非正規の職員でおられる方、そういった方も中にはおられると思いますし、またこのまま非常勤職員として働くほうが自分の都合にいいという方も中にはいらっしゃると思いますんですけども、そういった数字を現在つかんでおられるかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在任用をしております非正規職員の中で、正規職員としての任用を希望されている方がどれぐらいお見えになるかといったことにつきましては、アンケートや調査をいたしておりませんので、まことに恐縮ではございますが、把握をしていないといった状況でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

これだけ大勢の方が非常勤職員として勤務されているわけなんですけれども、今後、先ほどお聞きしましたようなアンケート調査、そういったことを行って正確な数字をつかんでみようかとか、その辺のところの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在の非正規職員の中で、正規職員に任用を希望される方がどれぐらい見えるかということで、現在のところアンケートとか調査は行っておりませんが、少しそういった面でも今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

非正規職員の方が五百何十名ということで、正規の職員の約同数ぐらいの方がいらっしゃいますが、先ほどの説明の中では、仕事の内容については補助的な仕事をやられているとおっしゃられておりますが、例えば仕事の内容によって、無資格者でも働ける職場とか、有資格者でないと働けない職場もあると思いますけれども、有資格者でないと働けないという職場で働いておられる非正規職員は何名ほどおられるのかお聞かせ願いたいのと、また職場によっては、必ず1名は有資格者がいなければならないという職場もこの亀山市においてあるかと思っておりますけれども、そういう場所で非正規職員が唯一の有資格者としてその職場で中心になって働いていられる、そういう場所があるか。あれば教えていただきたいと思いますけれども、これについては差しさわりがあるといけなないので、職場の名前ははっきり申されなくても結構ですけれども、そういうような職場があるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

もしそういう方がいらっしゃれば、補助的な仕事をしている臨時職員とは私は違うように感じるんですけれども、まずとりあえずそういう方がおられるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

非正規職員で資格を必要とする職種につきましては、保育士、幼稚園教諭、看護師、給食調理員

等多種多様でございますが、本年4月1日現在、先ほど574人と申しあげましたけど、そのうち253人の方を任用いたしております。

それと、有資格者の配置を必要とする職場についてでございますけれども、具体的に申しあげます。小学校の給食調理場がこれに該当するかなあというふうに考えてございます。小学校の給食調理場では、学校給食の衛生管理基準といったものがございまして、最低1人の調理師免許を有する職員の配置が必要とされておまして、小学校すべての給食調理場におきまして、調理師免許を有した給食調理員を配置しているところでございます。

しかしながら、1校におきまして正規職員が調理師免許を未取得でございますので、免許取得に向けて現在鋭意指導を行っている状況でございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

非正規の方は補助的な仕事ということでお答えいただきましたですけれども、そういう仕事の内容からすると、補助的ではないような仕事に携わっている方というところには、やっぱり正規の職員を配置すべきであるかというふうに思います。

また、地方公務員法によりますと、職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないとあり、給与は職員の勤務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任に応じて決定されなければならないとなっています。

ということで、その方の給与は、細かい金額は結構ですけれども、通常の非正規職員と同等であるのか、またそうではなくて正規職員と同等扱いになっているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

有資格者につきましては、賃金に差がついているのかといったご質問でございますけれども、非常勤、臨時職員の賃金は、その職務と責任に応じ職種ごとに細かく定めているところでございます。

給食現場におけます有資格者の非常勤職員につきましては、その職名を給食調理員といった形にしてございまして、具体的に申しあげますと、1時間当たり1,150円といたしておまして、資格を有しない給食調理補助員につきましては時間当たり820円ということで、賃金面で差異がございまして。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど給与においてはそういう単価の違いで、非正規とは若干違って、正規職員と同等かどうか確認できませんが、そういうふうに一応はなっているということをお伺いしました。

それと、現在亀山市では臨時職員の方、1年契約を結んで契約期間が満了すると一たん雇用契約を切って、その後に再度雇用契約を結んで、そういう形をとりながら雇用を繰り返していると思いますが、実際にそのとおりであるのか。また違うようであれば、どのように雇用をやっているのか

をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げましたように、臨時職員と非常勤職員の任期は最長で1年でございます。次に、再雇用させていただけるかどうかは、ご本人の希望と職場における必要性であるというふうに考えてございます。

こうした要件が満たされた場合、再度の雇用をお願いしているといった状況でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

非正規職員の場合、非常勤とか臨時職員とかいう呼称で呼ばれておりますが、通常、臨時という言葉を開いたりしますと、本当に臨時であって、毎年契約を更新していくということがもし現実にあるとすれば、それはもう臨時とは言わないような話だと私は思います。ということは、常勤が当たり前になっていて、そういうところはやっぱり必要な方ではないかというような考えを持っております。

また、私は安定した雇用の中で責任ある仕事が遂行されるというふうに考えておりますけれども、現在雇用されている非正規の職員を、全員正規職員にしろとかいうような乱暴なことを決して考えているわけではありません。仕事の度合いや責任の度合いなどを考えた上で、必要に応じたそのような場所においては、正規職員の採用または非正規職員の正規職員化、こういうことを図っていくべきだと思います。

そういうことで、今後の非正規職員の雇用についてどのように考えられているのか、市長のご答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のように、財政状況は厳しくなります中で、定員適正化計画によりまして平成21年度末までの5カ年におきまして、本市の場合、正規職員で23名の削減を実施してまいりました。その後、平成22年度に策定をさせていただきました新たな定員適正化計画におきましては、一定率での削減は行わず、現状の体制の職員数を基本といたして展開していくというふうにお示しをさせていただいたところでございます。

これにつきましては、正規職員として雇用した場合の生涯賃金により、人件費を考慮した上で、新たに発生する事務事業などさまざまな市民ニーズ、行政需要、この要素を勘案して決定させていただいたものでございます。少なくとも、本計画の期間中につきましては、この定員適正化計画の考え方に沿って進めてまいりたいというふうに考えております。このような状況の中で、議員ご指摘をちょうだいいたしておりますが、市民サービスの低下を招くことなく事務事業及び行政課題の

増加に対応するため、現在の状況がそうでございますが、非常勤、臨時職員が増加傾向の流れの中でございます。

しかしながら、これにつきましては、他方では雇用機会の提供という面も持っておるわけでございまして、今日の雇用や経済の情勢を考えますと、その役割も行政としてあるというふうに認識もいたしておるところでございます。

ご所見がございましたけれども、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれます中で、総人件費を抑制しながら、国からの権限移譲も今後どんと進んでまいります。この権限移譲に伴います事務事業の増加などにしっかりと対応していくために、非常勤職員の効果的な配置を行いながら事業を進めてまいりたいと存じておりますが、正規職員全体の配置を見直す中で、必要がございましたら非正規職員にかえて正規職員を配置していくことも検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、非常勤、臨時職員の待遇に関しまして、全体の財政状況とのバランスもございまして、非正規職員が責任とモチベーションを持って業務に当たることが出来ますよう、その待遇改善に取り組んでまいらる必要もあろうかと思っておりますし、現在、国におきまして、今は認めておりません非正規職員への諸手当について、支給可能とする地方自治法の改正を検討しておるといふふうに伺っておるところでございますので、今後、国のその動きもしっかりと注視をしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどお話しになられたご答弁のように、ぜひ進めていってほしいと思います。

次に、非正規職員の採用時における取り扱いについて質問していきたいと思っております。

これは私の経験上なんですけれども、市役所で非正規職員として勤務させていただいたとき、たしか10月に一応採用になりまして、11月から勤務してくださいということで出ていきました。

作業服を支給していただいて、それを着て仕事するという職場だったんですけれども、勤務すべき日に来て、その日に服のサイズをはかり、それから服が到着するまで1週間の上待ってやっと来た。その間は何をしたかというと、本来の仕事は外でやる仕事だったんですけれども、その間、机へ座って内勤をやっていた。特にやる仕事もなかったんですけれども、外へ出てやる仕事の内容を一応確認していたという時間が長かったんですけれども、私らが勤務していた企業では、当然、勤務する日にちが決まれば、それ以前に、服が例えば在庫がないようであれば、当然採用の後に出てきていただいて服を合わせ、仕事をやる初日から支障を来さないような、そういう配慮をやるはずなんですけど、私の勤務していた会社は各サイズにおいて10着以上を全部持っていて、いつどんなときに作業服が要るとなっても一応対応できるような体制はとっていた。

それは作業服の話なんですけれども、実際にこの市役所のほうにも総務部門があり、総務部門で勤務したわけではなかったんですけど、そういうことはすべてその現場に任されている。そういう仕事を中心にしてやってきた人でない方が面倒を見ようとしても、非常に無理のあるところがあると。そういうところは、総務部門の方がそういうことが起きないようにやっていただくことが、非常勤であれ非正規であれ費用対効果というか、賃金を払う以上はそれだけの効果というのは生み

出すようにできる仕組みだと思えるんですけども、そういったことをぜひ心がけていただきたいということですね。

その上、実際にこういう職場なんかなあと感じてびっくりしたことがあるんですけども、私らが勤務していた民間企業では、請負の作業員であれ派遣の作業員であれ、当然勤務する会社の作業服を着用する以上は、その会社の就業上の注意事項や安全衛生に関する教育というのを徹底的に行った上で現場に配置するというのは当然だったんですけども、残念ながら私が入って非正規職員として勤務させていただいたときには、就業上の注意事項も全くなく、公務員倫理のそういったことに関する説明も全くなかったもので、非正規職員の仕事に対する、私への期待感は全くないのかなあと感じたわけですけども、総合環境センター、事務職と違ってそういうところで働いておられる方は当然安全教育とかそういったことをやられておると思いますけれども、そういった方々について安全教育の実施記録、そういったことを作成し保管されているのかのことにしてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

具体的に、総合環境センターにおきましての安全教育といったご質問でございますけれども、就業時におきます安全教育につきましては、所属長が口頭で行いまして、必要があれば講習会等にも積極的に参加をさせているところでございます。

また、労働安全衛生規則に、特別の教育が必要な業務につきましては記録を作成しておくことが定められておりますが、同規則には、十分な知識、技能を有していると認められる労働者については特別教育を省略することができるといったこともあわせて定められているところでございます。

現在採用の職員につきましては、十分な知識及び技能を有しているといったことで、特別の教育を省略しているところでございますが、今後、新たに特別教育が必要な職員を採用する場合につきましては、労働安全衛生法の趣旨に基づきまして、安全教育、実施記録の作成また保存といったものを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

安全教育というのは、就業される方本人の安全を管理すると同時に使用者側の責任を果たすことにもなりますので、事故が起きたときに、そういう安全教育を行ったかどうか、やっぱり実施したのであれば書類として一応教育した側とされた側の教育にかかった時間とか、それとかサインをいただいて、受けましたよという記録をとっておくのとおかないのとでは、もし何かの災害が起きたときは、そういったことが亀山市自体を守ることにもなると思いますし、また実際にそういうことを書類で残すということは、それなりの教育を行わざるを得ないということにもなると思いますので、ぜひこのことについては励行していただきたいというふうに思います。

次に、職員の守秘義務と市民サービスについてなんですけれども、正規職員、その方が退職された後、及び非正規職員の離職後の守秘義務についてお伺いしたいと思います。私が働いていまし

た民間企業では、当然、就業している期間は就業規則の中で守秘義務規定が規定されており、それによって守秘義務を守るとなっており、退職するときに、特に個人情報だとか特許など企業の秘密にかかわるようなことを今まで仕事として携わっていた方については、退職時に、今後そういった個人情報を守ったり企業の秘密は守るという誓約書を交わしているわけなんですけれども、亀山市ではそういったことをどのように管理して周知徹底されているのか、お答えいただきたいと思ます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

正規職員、非常勤職員、臨時職員のいわゆる非正規職員ともに、地方公務員法におけます一般職に該当をしますことから、これら職員はすべて同法の第34条に規定されます秘密を守る義務が課せられております。

これによりますと、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とすると規定されておまして、明確に退職後における秘密を守る義務が規定されているところでございます。

また、地方公務員法にはほかにもさまざまな服務義務が規定をされている中で、この秘密を守る義務に違反しました場合には、同法の第60条でございしますが、罰則規定が設けられておりますことから、特に厳しい義務となっております。

職員に対しましては、常日ごろから研修の機会等を活用して、秘密を守る義務のほか地方公務員法に規定されております服務義務の周知徹底を行っているところでもございます。

なお、非常勤、臨時職員に対しましては、採用時に機密及び個人情報の守秘に関する注意事項といたしまして、守秘義務に関する事項について教育をいたしているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

ただ、先ほどの中で、非正規職員の私は、守秘義務についてのお話というのは全然伺ってなかったことだけ申し添えておきますんで、ぜひ全員にそのようにやっていただくようお願いしたいと思ます。

次に、市民サービスについての質問をさせていただきます。

私も公務員になりまして、余り好きでもない言葉には、お役所仕事という言葉があります。どんな意味かなあということで、パソコンを開いて確認しましたら、一般的には、融通がきかない、縦割りなのでちょっとでも管轄が違おうと動かない、たらい回しにする、しゃくし定規である、マニュアルどおりにしか動かない、前例がないことをしたがるらないなどの不親切な仕事を非難してという言葉と出てきました。

先ほど言いましたように、私も公務員の端くれになりますので、こういったことはぜひ亀山市では当てはまらないようにしていただきたいと思うんですけれども、気づいたことをお話ししますと、ちょうどことしの確定申告時だったんですけど、たまたま私が座っていた隣の方が、書類が足りな

いという方で、市の方から指摘を受けておられました。

その方は、「これは市役所の別の部門からそういった書類をいただかないと出せないもので、催促はしているけどもらっていないと。それはあんたらのほうから言ってくださいと、同じ市でしょう」という話しをすると、それは私に言われても困るもので、そこへ行って言ってくださいというようなことを言われているんですね。

確かに市の方の言うことも理解できないことはないんですけども、これも私の働いていた会社がそれほど立派な会社でもないんですけども、私ら物づくりには携わってなくても、お客さんからつくったものの苦情なんか来たときは、それは私はつくっていないから、向こうへ行って話してくれというようなことは一切言ったことはなく、申しわけありませんということで一応その場で事情を聞き、それを担当の部署に伝えるか、それとも丁寧に話しして、その担当の部署へ電話を回すとか、そういったことを扱っていたんですけども、そのお話しになられた方は、私に言われてしょうがないからその部署へ行って言ってくださいと。そういう言い方だと、やっぱり同じ聞いていてもあんまりいい印象は受けないと思うんですね。その辺のところの気遣いというか、そういったことも今後は考えてやっていただきたらと思います。

また、これも経験上なんですけど、私は3月31日に市で働いていた雇用期限が切れて、翌4月1日から失職したわけですけども、健康保険の取得については2週間以内ということが定められているんですけども、いつまでたっても退職証明書が来ないということで、9日ぐらいに亀山市役所へとりに来ました。退職証明書ももらえないから、健康保険証ももらえないということで。

そうしましたら、何か書類を、3カ所ぐらい回った上で発行していただいたんですけども、その部署の方は、その方がおくれることによって次の手続がとれないし、また病院にかかるにも実費で受けなきゃいけないということがあるんですけども、そういったことも考えていただいて早目に発行するとか、そういったこと。たまたま私は職員だったんですけども、これも亀山市の仕事に携わってない方が市の書類を待つようなこともあると思いますけれども、そういったときにやっぱり自分のこととして早目にやっていただきたいということがあります。

幸いにして書類をいただいて、健康保険証の手続をとったわけなんですけれども、市の方の控えとしてコピーをして、私に返していただくのが、その間でなくしてしまわれまして、その方が。ビニールのこういったケース、手元にありながら、もういいですということで言われたもので健康保険証を私いただいていませんということを話して、コピー機とかその辺を探しに行っていたんですけども結局はなかったということで、再発行しますということで、何か変な気分だったんですけど、まあとりあえず再発行していただいたことがあります。

それから、うちへ帰って、健康保険証も悪用される可能性があるしということだったんですけども、その後役所内でもし出てきたのであれば、電話の1本でもしていただいて、もう出てきましたから処分しましたとか、そういったちょっとした気遣い、こういうこともぜひ心がけていただきたいと思います。

最後になるんですけども、先ほど確定申告のお話ししましたんですけども、確定申告の時期になると非常に市の駐車場が混雑します。そのときだけではないんですけども、駐車スペースも少ないし、駐車台数に限りがあるせいかな常に混雑しております。

そういったときに、西小学校の東側にある駐車場なんですけれども、あちらのほうへ車を移すよ

うにといった説明がなされているんですけども、そんなにしょっちゅう来ない人は、あの第2駐車場というんですか、あそこに駐車場があるということも知らない方も大勢いらっしゃると思うんですけども、ぜひああいうところにも駐車場の看板を掲げていただいて、あちらへと言ったときに一目でわかるようなことも大切ではないかというふうに考えております。

そういったことで、私の愚痴に近いような意見を申し上げましたんですけども、最後に、市民の方々にサービスを今後よくしていただきたいという思いから、せめて駐車場に看板をつけていただきたいと思うんですけども、その辺についてのお考えをちょっとお願いします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

初めに、市民サービスへのことでございますけれども、市役所などにお越しになられました市民の方々に対します窓口サービスにおきましては、親切丁寧で迅速な対応を心がけるとともに、窓口の対応アンケート及び接遇研修を実施することによりまして、その向上に常に努めているといったところでもございます。

しかしながら、議員のご指摘のようですと、窓口対応におきまして配慮の足りないところが見受けられたといったところでございます。市役所をご利用になられます市民の方にとっては、どこの部署も同じ市役所でございます。今後、部署間におけます連携を十分に図りながら、常にお越しになられました市民の方々の立場に立ったサービスを行うよう、各所属におきまして徹底をいたしたいというふうに考えてございます。

それと、駐車場の案内看板でございます。

ご指摘のとおり、市役所前の駐車場は非常にスペースが十分でないということで、特に確定申告のときは大変混雑をして、来庁されます市民の方々にはご不便をおかけいたしております。市役所の駐車場には整理員1人おりますけれども、こういった混雑の激しい時期につきましては2人を配置して対応しております。

さらに、駐車場が満車になった場合は西小学校東側の駐車場をご案内いたしておりますが、場所がわかりづらいといったところのご指摘でもございますので、案内看板の設置だとか、案内地図をその場で配付するといったことも考えまして、案内方法の改善を検討していくといったことを考えているところでございます。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

どうもありがとうございました。終わります。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

本日は、大きく2点質問したいと思います。

昨今、国を初め世界でも大変経済的にも厳しい状況の中で、亀山市も同じ状況でもございますんで、今回は行財政改革といった観点から全般にわたってお尋ねしたいと思うところでございます。

1点目は行財政改革ということで、皆さんもご承知のとおりでございますけど、現在、日本でも国債や借入金、ずばり国の借金ですね。

このごろ借金時計というのもございますけど、そういった中でその総額がとうとう1,000兆円近くに達すると言われておるところでございます。この中には地方の借金も含まれておることとございまして、その中で、日本国民全体のそれぞれ預金してみえる預金高の資産、家計の資産といえますか、それが約1,400兆円と言われておることとですね。

そういった中で、一般の市民の方が銀行へ預金して、その銀行預金などを經由しながら国の借金を国民みんなの貯蓄で賄っていると。そういった状況の中で、他国と違って日本は多額の借金を、世界でも一番たくさん借金をするけどもっているんじゃないかと、そのように言われておるところでございます。住宅ローン等を差し引くと、もう1,400兆もないと言われておりますね。大体もう1,000兆ぐらいしかない、そのように聞いておるところでもございます。

これは数年先にこの1,400兆円を上回ってしまうと、この赤字国債が。そうなれば国内だけで国債を購入ということができなくなりますんで一体どうなるのかと。そうなりますと国債価格が暴騰して、金利が今低いですけど、金利が上昇して今のヨーロッパのギリシャのような状態になるかもしれない、そういった危惧もあるわけでございます。これはちょっと極論かもしれませんが、そういう可能性もなきにしもあらずということで、かなり国も厳しい状況の中で、亀山市におきましても今後財政が大変厳しくなるということで予測されるわけでございます。

そういった中で、3月もちょっとお尋ねしたわけでもございますけど、大変重要な問題であるところから上げさせていただきました。

本年度から、市の方向性として総合計画の後期基本計画を着実に推進し、選択と集中を基本姿勢に4つのプロジェクトにより事業を進めていくということとです。将来の亀山市を見据えた上で、着実に行財政改革を進める必要があると。そのため、現在の行財政改革大綱というのがありますね。いただいたものですが、その見直しを行い、財政運営の健全性を高めるための方策について、検討を加えた上でさらなる改革を行うとあります。

持続可能な健全財政を行うということでございますが、そこでまずこの行財政改革大綱を具体的にどのように見直していくのかをお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

行財政改革大綱の見直しのことでございますが、進捗状況とかスケジュールの観点からご答弁さ

せていただきたいと思います。

現在の行財政改革大綱につきましては、平成23年2月に策定いたしまして、その後平成24年2月に中期財政見直し、ことしの3月に総合計画後期基本計画を策定いたしましたところでございます。

この中期財政見直しと総合計画後期基本計画を踏まえまして、現大綱における行財政改革の施策、取り組みが有効に機能しているかの観点から検証、見直しを行っておるところでございます。

進捗状況といたしましては、部長級で構成します行政改革管理委員会における検証、見直しを経て、市長を委員長とします行政改革統括管理委員会、これも庁内組織でございますが、ここに諮り、そこで出された意見について現在調整を図っているところでございます。主な論点といたしましては、財政改革、それから2点目には職員の意識改革、3点目には公と民の役割分担についてでございます。

現段階における見直しにつきましては、現大綱における基本的な考え方は変わりございませんが、さらなる行財政運営の強化の必要性があることから、現在の取り組みについては実効性を高め、また新たな取り組みを入れるなどの見直しを行うものと考えております。

今後の予定といたしましては、市の見直し案の決定後、7月には、これは外部の方々で組織するものでございますが、行政改革推進委員会へ諮問したいと考えており、そこでの審議を経まして答申をいただき、その後パブリックコメントの手続を行いたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

現在調整中ということで、7月に行革のそういった委員会に諮られてということで、わかりました。

計画期間というのは平成22年から26年の5カ年ということで、22年から23年が前期で、24年から26年が後期となっているわけでございますけど、その後期分3カ年につきましては、実施計画書等は作成するおつもりなのか。また、作成されるのでありましたら、いつごろを目安にされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この後期実施計画につきましては、大綱の見直しとあわせまして現在策定中でございますが、大綱と同時にお示しをしたいと考えております。

ですので、スケジュールにつきましては、7月に行政改革推進委員会のほうにこれも同時にお諮りをして、その後お示しできるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

先ほどちょっとお触れにもなったんですけど、行政システムの再構築とかということにつきましても検討、見直しを行うのか。例えば、適正な人員管理とか職員の意識改革、人材育成、事務事業の効率化などでございますけど、その辺についても見直されるのかお尋ねします。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現大綱につきましては、政策が3つございまして、効果的・効率的な行政システムの構築というふうな政策については変わりございませんが、その中でマネジメントシステムの構築から国からの権限移譲までの8つの項目がございますので、こういった部分の中で現在見直しを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、組織機構改革の取り組みということで、権限移譲に伴う事務事業の増加というのは先ほどご答弁にもあったんですが、それと育児休業等の長期化に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供しさらなる組織機構改革を行うと、先般のいただいた資料の中にもこういった表現がございました。

現状と、具体的な改革のイメージをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

組織機構改革のご質問でございますけれども、今回検討いたしております組織機構改革の目的につきましては、先ほど議員ご指摘のように、権限移譲に伴います事務事業の増加や、育児休業等の長期化に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供していくことでございます。

特に、地域主権改革によります法定権限移譲事務につきましては、昨年12月にも総務委員会にも資料としてお示しをさせていただきましたが、本年と来年4月に、32の法律で285の条項にわたる事務が県より移譲されることとなります。

本市には該当がない事務もございますが、社会福祉法人の定款の認可や未熟児の訪問指導、養育医療の給付、簡易専用水道の給水停止命令等新たな権限が付与され、事務の増大や担当部署が現在の機構にそぐわない業務も出てくることが予想をされます。

今後、権限移譲の進捗状況も勘案し、各部局と協議を行いながら、実施時期も含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

現状につきましては、現在、関係する部長、各室長とのヒアリングも終わっておりまして、その取りまとめを行っているといった状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

かなりたくさんのお事業が権限移譲されると理解しました。今ちょうど検討中ということでございます。

そして、現在の建設部でございますけど、まちづくり整備室とかまちづくり計画室とか、以前は3種類ぐらいあったんですかな。そういった関係でいろいろ土木工事とかそういうことで各自治会長さんたちが要望しに行く場合に、どの課に行ったらいいのか、ちょっとその辺のところはわかりにくいという声も聞いておりますし、そういった中で今後そういった部署についてもわかりやすい形の部署にさせていただきたいと、そのようにも考えるところでございますけど、その辺についてもお考えあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

具体的に建設部の所管室につきまして、現在、まちづくり整備室、まちづくり計画室がございまして、名称がわかりにくいとのご指摘につきましては、去る平成22年4月に実施をいたしました組織機構改革におきまして一定の整理をさせていただいたところではございますが、再度こうした部分も含めて十分に協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

よろしく申し上げます。

次に、中期財政見通しにおける課題ということでございます。

本年の初め、平成24年から28年の5カ年の中期財政見通しというのをいただいたところでございます。歳入面で、今後市税の増収は期待できないと。地方交付税についても、平成27年以降合併算定がえが段階的に減額となると。一方、歳出においても高齢化の進展に伴う扶助費の増加、定年退職者の増加による人件費の増、多額の財源不足が見込まれるということでございました。

このところ長きにわたって、この財源不足を補うために財政調整基金とか減債基金の活用をされてきたわけでございます。平成28年度には各基金が枯渇すると、そういうふうな予測が出ておりました。財源手当が大変厳しくなり、財政運営が極めて困難になると、そういったシミュレーションも出てきたところでございます。

そういった中で、これは大変亀山市にとっても厳しい状況であるということでございますので、あえてまたこういうお尋ねをしておるわけでございます。こういった状況が予測されるということでございますけど、これに対する対応等でございますが、市のほうではどのようにお考えか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本年2月にお示しをさせていただきました中期財政見通しでは、第1次実施計画に位置づけた各事業の実施経費を計上しない見込みにおいても、実施のための財源を確保し27年度、28年度では投資的経費を計上しない見込みにおいても、28年度には財政調整基金が枯渇をすることとなり

まして、将来の財政運営は極めて困難なものになることが予想をされております。

このような見通しであることから、現在、23年2月に策定を行いました行財政改革大綱について、そこに掲げる基本方針に沿って行財政改革の施策、取り組みが有効に機能しているかとの観点から検証するとともに、見直しを行っているところでございます。

見直し後の行財政改革大綱では、基本的には今ある大綱を踏襲しつつ、歳入においては新たな企業の誘致や市債権の管理に関する条例に基づく収納対策の強化による市税収入等の確保、また新たな財源として広告収入の確保、基金の有効活用、受益者負担の適正化などを図ってまいりたいと考えております。

一方、歳出においては、政策的経費については選択と集中により事業の効率化、重点化を進めることや、標準的経費については事務事業の見直しや、効率的な行政運営により徹底した経費の削減に努めるとともに、先ほどの財源確保を図りながら、一律の削減も視野に入れた財政運営も考えているところでございます。

今後改定をいたします行財政改革大綱に基づきまして、歳入歳出両面からの取り組み強化に努め、財源不足額の圧縮を図ることで持続可能な健全財政の確立といったものを目指してまいりたいと存じております。

○議長（小坂直親君）

質問の途中ですが、ただいま11時5分に三重県北部に暴風警報が発令されましたので、暫時休憩をさせていただきます。

（午前11時11分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、中村議員の一般質問を再開いたしますが、ただいま警報が発令中ですので、台風による被害等の状況に応じ会議を閉じ、延会することもあり得ますので申し上げます。

なお、災害対策本部設置により、渥美消防長と危機管理局長はその任務に当たるため欠席しておりますのでご了承願います。

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

6月に台風が来たというのは、本当に珍しいことであります。被害のないのを祈念するものでございます。

それでは、引き続き入らせていただきます。

先ほど総務部長からの答弁の中で、今後、財政的に厳しくなると財調も枯渇する可能性も十分あるというようなお答えでございました。

そういった中で、28年ごろに財調も枯渇するんじゃないかという予想があるわけですが、果たしてこの可能性はどれほどお考えになってみえるのか、わかる範囲で結構ですでお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどご答弁をさせていただきましたとおり、中期財政見通しでは、平成28年度には基金が枯渇する見通しとしております。

そのために、行財政改革大綱の改定も現在やっておりますし、歳入歳出両面からの取り組みを徹底することで財源不足額を圧縮して、それを補てんする各基金の活用額を抑制してまいりたいというふうに考えております。

こういった取り組みを進めることで、必要となる基金の確保といったものを図っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

今般、シャープのスマートフォンの操業開始の見込みとか、新たに新しい企業誘致の会社もあつたわけでございますけど、そういったところもある程度は期待ができるという望みもあるわけでございますが、今後、財調の積み立てが大変厳しい状況になると。

そういった中で、それに関連してお尋ねしたいと思います。

次に基金の管理計画ということでございますが、特定目的基金の整理や再編ということで、本年度当初は財調に13億円、そしてまた減債基金に5億円を繰り入れて予算に充当しておるわけでございます。当市は、特定目的基金や果実運用型基金等17種類あると考えております。その総額が現在約111億円ということで聞いております。

市の抱える課題と今の財政状況のもとでは、現時点での市民のニーズに合わせて、基金の目的とする事業の優先度や実施の可能性そのものを見直していくことがより現実的な今後の対応と、今広森部長も少し触れられましたけど、その辺が大切なところだと思います。

こういった特定目的基金やら果実運用基金の整理再編、今後は必要となってくると考えられますが、このことにつきまして、こういった見解をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

議員ご所見のとおり、現在、本市の基金につきましては財政調整基金及び減債基金のほか、リニア中央新幹線亀山駅整備基金などの特定目的基金が15基金、土地開発基金などの定額運用基金で2基金の合計で17基金で、平成23年度末残高の見込み額につきましては約111億7,000万円でございます。

これまでから、これら基金の活用につきましては基金条例の設置目的に沿って基金から繰り入れ、事業の財源として活用をしております。本年度におきましても、財政調整基金のほか減債基金、地域福祉基金、下水道事業基金などを活用して財源の確保を図ったところでございます。

基金の整理再編につきましては、行財政改革大綱の中でも特定目的基金や定額運用基金の積み立て、運用など、基金の必要性及びあり方を検討するとしておりまして、こういった取り組みにより

基金の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

財政的にも大変厳しい状況になっていく状況下、これからは基金設立当初からの社会経済情勢等の大きな変化によって成立しなくなっている現状をかんがみながら、優先度の見直しという形で整理していかなければならないと、先ほど言われたとおりでございます。つまり、より優先度の高い政策に向けて基金の再配分をするといったことが必要だと思います。確かに、現在あるハードやソフト事業に対する基金は、設立当時は市民の思いがあったと思います。そういった経過は十分尊重しながらやっていかなければならないと、そのように思っております。

亀山市にも、先ほども言われた基金条例は確かにあります。こういった中で、基金の活用指針はまだないと思いますが、必要になってくるであろうと、そのように考えるところでございます。

今後その基金に対する活用指針でございますが、作成するおつもりがあるのか、また作成するおつもりがあるのであればいつごろになるのかをお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今後、基金につきましては、財政運営も厳しさを増してまいりますので、計画的な積み立てを行うことはもちろんでございますが、これまで以上の有効的な活用も必要になるものというふうに存じております。

このようなことから、基金の設置目的に沿った、具体的な活用事業などを踏まえた基金の活用指針といったものを来年度の予算編成に活用できるように、12月を目途に策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

12月を目途に作成ということで、よろしく願いいたします。

次に、税外収入の確保ということでございます。

これも財政が厳しいという中で一つの手段ということでお尋ねするわけでございますが、税外収入の確保については、以前少しお尋ねしたこともありました。歳入不足が今後続く中で、少しでも租税収入以外の収入を確保するのは当然のことでありまして、たとえそれが少額でも、努力をしていくことは大変必要なことだと、そのように考えます。

方法としてはいろいろあるわけでございますが、普通財産、国有財産の譲与によりまして赤道等行政財産として利活用が見込めない財産については売却したり、あとは貸し付けを推進したり、これは今の市のほうでもやってみえることでもございます。また、広告導入事業によってホームページのバナー広告にも準備を進めているということも聞いております。市の広報等も活用できるわけでもございます。

その後、バナー広告等庁内協議を進めて対応していくというご答弁をいただいておりますんですが、現在の進捗状況について、今どういった状況であるかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

税外収入の確保といたしましては、特に広告収入の導入に向けて、県内各市の取り組み状況を見ながら研究、検討を進めまして、平成23年2月に策定をいたしました行財政改革大綱においても広告収入の導入を掲げております。

本年の4月に、広告掲載に関して募集や内容の適否の審査など必要な事項を定めました亀山市広告掲載要綱を設けたところございまして、今後、要綱等に基づき取り組みを進めてまいります。まずは市ホームページへのバナー広告掲載を試行的に開始し、新たな財源として確保をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

広告掲載要綱というのを作成されたということで、大変結構なことだと思います。確かに、こういった事業では多額の増収というのは見込めないと、そのようには思いますが、少しずつでもやっていくことが肝要だと、そのように思っております。

先般は3月議会ですか、私債権に関する条例も制定されたところでもございます。ちなみに県内の、三重県を初め四日市市、伊賀市等では、例えば市役所の封筒に広告を導入しているということも聞いております。

そういった中で、各県内市町もいろんなことでバナー広告等税外収入の努力をしておるわけですが、こういったことにつきまして、市としてはどんな見解をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

各市さまざまな媒体で広告を掲載しておるところでございます。

市が使用する各種封筒に掲載をする自治体もふえておりますので、先進事例を参考にしながら、例えば内容によっては信頼性に課題があるといったこともございますので、研究、検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

なかなか封筒等の収入では多額な増収というのは見込めないとはいえませんが、ちりも積もれば何とやらとか、そういったこともございますし、小さいことからでも徐々に始めていくべきだと、そのように考えます。

次に4番目の、財政健全化における数値目標の設定ということで少しお尋ねしたいと思います。

今後5年間の後期基本計画もございませし、先ほど行財政改革大綱の見直しの中でも後期の3年間の実施計画の策定と、そういった中もございませ。

そういった中で、将来にわたり持続可能な財政運営を目指すといったことから、やはり今後先5年間程度の数値目標の設定というのは大変重要であると、そのように思ひませ。例えばどんな数値目標といひませと、実質収支比率とか経常収支比率、あとは市税の収納率の向上や公債費比率の抑制とか、公共工事のコストの削減等々いろいろ数値目標の設定といひませはあるわけございませけれど、やはり5年間ぐらいのある程度を目安といひませか、そういった数値目標を設定して、それに向かつて事業を行っていくことが必要だと考えませが、この辺について考えをお伺ひいたしませ。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在の行財政改革大綱におきませは、平成26年度に財源不足となる約20億円について、23年度から26年度までの4年間で除しませ5億円を、各年度における削減目標として設定をいたしませ。

今回改定を行ひませ大綱におきませは、後期基本計画の第1次実施計画の事業費を含めた中期財政見通しの策定によりませ、平成26年度までの財源は確保できる見通しとなつたことから、現在のところでは数値での削減目標といひませものは設けることは考えていないところございませ。

一方、行財政改革大綱を、今改定を進めていくところございませけれども、財政健全化のための個々の数値目標としませは、財政構造の弾力性を判断するための指標でもございませ経常収支比率では、後期基本計画の目標値でもありませ85%以下を、また公債費負担比率では15%以下、財政調整基金では残高を20億円以上の維持、これらを行財政運営の数値目標としていく考えございませ。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

その大きな3点ですね。これはある程度数値目標と考えさせたいだきませ。確かにこれは重要な3点ございませるので、大きな視点で目標を持ってみえるといひませことで理解させたいだきませ。

ただ亀山市はまだまだ余裕があると、そういった考えがあると思ひませ。全国でも、県内も含め財政的にも厳しい市町といひませはたくさん今出ておるところございませ、破綻寸前の市町がないわけでもございませ。

そういった中で、それがそういった破綻に近づいておるような市町村におきませは、すべての分野において数値目標をきちっと設定してやってみると、そういうところも多いと聞いておひませるので、今のうちに亀山市も、3つのこういった指標も大事ですけど、もう少し踏み込んでいろんな数値も考えて事業を行っていただくようにお願ひしたいと。やっぱり早目の準備が肝要だと思ひませるので、ひとつよろしくお願ひ申し上げませ。

それでは、次の大きな2つ目に行きたいと思ひませ。

次に、太陽光発電のことございませが、この太陽光発電といひませは再生可能エネルギー、枯渇

することのないエネルギーで、一般家庭の屋根にソーラーパネルを取りつけるもので、また電力の節減やら余った電気を売ることもできるということでございます。もうこんなの皆さんご承知のとおりでございますけど、かなりメリットのあるもので、近年、亀山市内にも、全国的にも大注目をされているのは各新聞紙面でも出ておるところでございます。このごろ本当毎日といってもいいほど、新聞にそういった太陽光発電の話にもぎわせているところでもございます。安全でクリーンなエネルギーといって、いろいろ今注目されておるところでございます。特に、東日本の震災以降、今後の電力不足が大変深刻化する中、注目を浴びておるわけでございます。

三重県知事も先般、伊勢新聞でしたか掲載されておりましたんですけど、太陽光発電に力を傾注していくと、そういったことが報じられておりました。もともと日本は、大分昔になるわけでございますけど、オイルショック以降、太陽光発電にはかなり力を入れておりました。そのころは、たしか日本の技術は世界一だったと、そのように認識しておるところでございます。今は中国とか、そういったところがトップを占めておるようなことを聞いております。

そういった状況下、当市の太陽光発電ソーラーシステム、一般家庭用の話でございますが、現在の設置状況と補助制度についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

設置状況と補助制度でございますが、家庭用太陽光発電に関します補助金につきましては、平成18年度から新エネルギー普及支援事業として交付をしておりました。さらに、22年度からは補助内容を拡充いたしまして取り組んでまいったところでございます。

そのような中、23年度までの各家庭に対します補助件数の累計でございますが、467件となっております。また、現在の補助制度でございますが、補助金額は上限を10万円といたしまして、1キロワット当たり3万円の補助を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

市内で467件ということでございます。

それで、一般家庭がソーラーシステムを導入する場合の平均的な工事費と、それを償還できる期間はどれぐらいなのか、何年ぐらいなのか。また、電気の売電でございますけど、そのメリットについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

工事費でございますが、一般社団法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センターの発表でございますが、こちらによりますと平成24年1月から3月までの平均工事費は、新築家屋の設置の場合はキロワット当たり46万6,000円、それから既存家屋への設置の場合は、これもキロワット当たり52万3,000円と公表されてございます。

それから、設備投資額の回収に要する期間でございますが、屋根の構造や日照時間などによりま

して収益も異なりますことから、明確な回答につきましては国やメーカーなどからも示されてはございませんが、経済産業省の資源エネルギー庁による検討委員会の資料によりますと、おおむね10年程度となると試算をされております。

また、設置に対しますメリットでございますが、買い取りの電力料、今42円という形で取り組みをされておまして、またこの7月1日からの制度改正におきましても同じように42円ということで提案をされておると、そのような形になるということで情報は得ております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

46万、52万ということでご答弁あったんですけど、一般家庭の一軒家に1つのソーラーシステムを屋根に取りつける費用全額で、もう少しわかりやすく、100万かかるとか、その辺についてちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

各家庭におきまして、その家庭の新築家屋の大きさとか、そういう形にもよりますさまざまでございますが、今大体3キロワットから4キロワットが、新築の一般家庭に設置をされる場合そういった規模が多いということをお聞きしておりますので、先ほど申しました新築の46万6,000円掛ける3及び4という形が設置工事費になるのかなというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。大体3倍すると150万ぐらい、その辺がかかるということだと理解させていただきました。

聞くところによりますと、こういった補助金も当初から年々減少して、国の補助金ももう来年ぐらいから廃止の方向に向かっていると、そのように聞いておるわけでございます。今後の動向を見ておかなきゃわからないんですが、国がそういった補助金を廃止された場合、もちろん今三重県の場合は県の補助金はないわけでございますが、当市の補助金のあり方といいますか、そういった方向性につきまして、どういった考えをお持ちか伺いたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、全国的に住宅用の太陽光発電の導入は増加しております。亀山市のこの事業につきましても現在のニーズに合った制度と考えておりますが、市単独の制度でもありまして、限られた財源を有効に活用するためにも、今後は再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度や国の支援の状況等を勘案して、新しく策定いたします地球温暖化防止対策実行計画の方針も含め、総合的に検討をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

これからは再生可能エネルギーというのは大変重要だと思いますし、市のほうも前向きに、補助金とかそういった面でも奨励していただくようお願いしたいと思います。

今回、市内に学校等そういった施設があるわけでございますけど、小・中学校でございますが、施設のソーラーシステムの設置状況、それと今後の小・中学校についての取りつけの方針についてはどういったお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、亀山市の公共施設への設置数、設置状況でございますが、あいあい、西小学校、東幼稚園、アスレ、この4施設でございます。

今後の導入につきまして、基本的な考え方でございますが、基本的には新設の施設に設置をするということを原則として考えておりますが、施設の配置とか景観への配慮とか、そういったことを勘案しつつ取り組んでいくというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

他市といいますか、国内でも学校とかそういう施設にこのごろソーラーシステムを取りつける件数もふえておると聞いておりますので、当市も前向きに行っていただければと、そのように思うところでございます。

次に大規模太陽光発電所、メガソーラーについてでございますが、このメガソーラーに関しましても、今新聞紙上かなりにぎわせている問題でもございます。

このメガソーラーの新設計画が全国各地で40件以上あると、先般載っておりました。また、年々これが増加しているということでございます。先ほど言いましたように、三重県知事もメガソーラーシステムについて県内で前向きに検討しておるということも載っておりましたし、中部電力さんも以前からこういった事業には力を入れているところでもございます。ほかにも、さまざまな大企業がこの事業に力を入れている現状でございます。当市の関係の深いシャープにおきましても、全国で4カ所ですか、そういったところを選定してメガソーラーシステムをやっているやないかと、そういうことが記事にもかなり載っていた現状でもございます。まんざらシャープさんとは亀山市も関係も深い仲で、こういったことも大切なことだと、そのように考えております。

今後、ますます再生可能エネルギーが重要視されている中で、また歳入財源の確保、そういった観点からも、当市においてもすぐにこういったソーラーシステムを導入ということも難しいことも考えられますが、メガソーラーの全国的な設置の流れ、そういったところもかんがみまして、市長として、メガソーラーの建設等々こういった事業に関しまして、どういった見解をお持ちか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

今後の市長としての取り組みの考え方はということでございましたが、申し上げるまでもございませんが、エコシティかめやまを目指して、この施策、事業を強化していきたいと基本的に考えております。

具体的には、地球温暖化防止対策の推進、それから災害時の電力確保、地域産業の活性化などさまざまな観点から、新エネルギーの施設等に関します新たな導入を促進していく必要があると、私自身も考えておるところでございます。

今後、24年度から25年度にかけて見直し作成を行ってまいります環境基本計画や地球温暖化防止対策地域実施計画の中にも、そういう視点からの導入をしっかり位置づけて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、少しシャープのご指摘もございましたが、ちょうど本年2月であったかと思えます。社団法人太陽光発電協会の会長でもございましたシャープ株式会社の片山社長と面談の機会がございました。ちょうどその折に、ぜひとも亀山市内で大規模ソーラーの建設をやっていただけないかというご提案もさせていただいたところでございます。しかしながら、建設の具現化には大規模な土地が必要であったり、あるいは日照条件や景観などの諸条件の要件が必要であるということから設置には至っておりませんが、今後、シャープ株式会社に限らず、広く民間の事業所が参入あるいは整備をいただくような促進を亀山市としても図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

市長も前向きに考えてみえるということで、理解させていただきました。

確かに今の工業団地でメガソーラーを活用すると、単価的にも、いろんな面であの工業団地を利用するということももう難しいと思います。かなり広い遊休地も必要ですし、そういった問題もクリアせなあかんので、急には難しい問題だと考えます。

しかしながら、メガソーラーシステムというのも増収のための一つの例でございますが、三重県も、市長もご存じだと思うんですけど、新しいビジョンで2020年までに46万世帯分の再生エネルギーを導入すると、そういった計画も県は掲げておるところでもございまして、メガソーラーシステムにも積極的であるといった状況の中で、当市も企業誘致を含めさまざまな分野で前向きにビジョンを持って取り組んでいただく。先ほど、市長もそのように言われてみえましたので、今後ともメガソーラーシステムも含めて、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

6月は衣がえの月だということで、服装だけじゃなくして心身ともに新たなる、そんな自然体で思っておるのは私自身の現実であります。

衣がえといえば、昨日は議案質疑で、何名かの方がされましたが、亀山関ロッジの条例制定は、言い方を変えればこちらも衣がえのような、そんな感じが私自身はいたしております。

いろんな方から要望いただいている中で、1つだけ今回質問を選択いたしました。そういった中で、キーワードは期待される側イコールというか、正反対なんですけど期待する側。だから、される側、する側で人、物、金、あるいは市民というんですか、企業も含めて顧客満足度が行政経営でどのように生かされているのか。櫻井市長の市長像と、言葉ではこういう表現を捉まえておりますが、ひとつ何分範囲が広いもんですから、私なりの焦点を絞って、通告に従いながら一般質問に入りたいと思います。

まず1番目に、僭越ではございますが、恐らくや市民の方、きょうの放映等で関心を持ってみえる方もおられます。ありきたりの、わかりやすい市民向けの、失礼ながら市長としての職務はどうなんでしょうかと、こんな尋ね方をいたしたいと思います。

責任、権限はすごいものがあるかと思えますもんで、そういったものを含めて、ひとつ市民にわかるようにお答えをしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市長の職務につきましては、地方自治法の第147条で規定をされておりますとおり、市全体を統括し市を代表することでございます。

また、同法第148条では、市の事務を管理し、及びこれを執行することとされております。ここで言う市の事務とは、同法第149条で規定されております議案の提出、予算の調整、執行及び地方税の賦課徴収などでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

総務部長からの答弁なんですけど、ここからは市長なんですけど、市のトップとしてすごく権限を持っていると、平たく言えばそういう言い方だったと思います。

そこで、地方自治法に基づいてというくだりがありました。だから、後ほど副市長に対しても同じことをお尋ねしますが、亀山市での行政組織条例の規則がありますが、ここでは市長は入ってないというか別枠だと。もっと言えば殿上人なのかなあ、そんな思いがしますので、自治法でこう決められていますとかたいご説明じゃなくして、ひとつ市長みずから、後の質問にも関係してまいりますので、何年となく首長の姿も見られ、そして櫻井市長、市長としてのキャリアも数年済んできてみえますので、思いでも結構ですので、ひとつご答弁をよろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮村議員のご質問にお答えをいたします。

今、総務部長が答弁をしました。法に基づく市長の職務、ある意味それに基づいて、先ほどの市全体を統括しそれに対して代表すると。この統括代表権という責任、機能、これは私自身就任をさせていただいて、大変大きなものであるというふうに改めて感じさせていただいております。権限と同時にその責任は非常に重いということと、先ほどの予算の編成あるいは執行、管理、行政サービスすべてにおけるその運用につきまして、市長自身が持つておる役目というのは非常に重たいというふうに考えておるところであります。

一方で、少し副市長との絡みでおっしゃっていただきましたが、市長の権限につきましては、やはり地方自治法で縛られておると。それ以外にもいろんな意味で、道義的、政治的、いろんな要素はあろうかと思っておりますが、行政上の職務についてはそこでしっかり縛られておると。殿上人という言い方をちょっとされましたけれども、そういうことではなくて、例えば副市長の職務につきましては、地方自治法に規定されているもののほかに、例えば、市長の職務を代理することができるというふうにされておりますので、亀山市の事務分掌規則におきまして、別に副市長の職務を定めているところでございます。

いずれにいたしましても、自治法に基づく責務、職務、それからその他政治的にも行政上も、そういうことをひっくるめて統括代表権は非常に範疇の広い重たいものであるという認識のもとに、職務に専念をさせていただいておるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

市長のほうから、亀山市の市役所を統括し、その代表であるということをもまず認識と、私自身確認をさせていただきました。

次に、副市長にお尋ねしたいと思うんですが、先ほど市長のほうからも地方公共団体の自治法があって、そして副市長を含む副市長以下は亀山市で行政組織条例を具体的に知らしめるというのか、共通の、ここに見える理事者側の方も含めて、組織上いろんな役割分担も含めたそういう条例ができております。

そこで、ちょっと時間の関係上簡潔で結構ですが、市長を補佐されるというご答弁をいただけるかと思うんですが、条例で書いてあることをそのままおっしゃってもらっても結構ですが、ポイントだけ、副市長としてどういう責任ある職務を毎日遂行されているのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

私の職務に関しましては、亀山市事務分掌規則第14条におきまして定められております。

その職務には3つの点がございまして、1つ目は、市行政の基本方針の決定及びその推進について市長を補佐すること。2つ目は、市長の命を受けて、政策及び企画をつかさどること。3つ目は、組織の適正な運営を図るため、理事、部長、支所長及び局長を指揮監督し、権限の裁定を行うとともに、事務事業の実施について総合調整を行うことと、このように規定をされております。

こうした職務を着実に進めていくことが、私の使命と強く認識をいたしております。以上でござ

います。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

副市長みずから、条例の規則第14条のご説明がありました。まさにそのとおりだと思います。

そこで、まず1つ目は市長を補佐しますよ。私は、補佐よりももう少し上の段階の、市長にかわってと、こんな解釈もできるんじゃないかなと私なりにそう解釈をしておりますが、要は補佐をされるということです。

それと、政策、企画、これはもう当然市長の命令を受けて携わってみえるかと思うんですが、3つ目なんですね。

副市長は、組織上、上司は市長お1人です。そうなってくると、副市長は副市長を除く部長、理事以下オール市役所をこの手に握ってみえるわけですね。そういった意味で、理事とか部長とか、そういった方の指揮監督をしながら事務事業の実施について総合的な調整も図っていきますよ、そういうことですので、事務事業のトップであるということをはっきりとここで申し上げておきたいと思います。

そうした中で副市長に、余り比較するのは、私、嫌な性分、性格なんですけど、はっきり言ってナンバーツールのポジションに見えるわけですから、例えばこの本会議で議員それぞれが思いがあって質問されます。そのときに、部長とか市長が答弁されるのが大半なんですけど、どうも副市長が登壇されて答弁される機会が、私、本会議場でおつき合いさせていただいて、数少ないかなあと、このように思っております。

そういった意味で、前の副市長さんは部長の答弁で言葉足らずというんか、答弁の打ち合わせ等でもう一つ質問に対して説明、答弁不足だなあと思ったらみずからが登壇されて、そこどけという感じで、まあいいんですよ、積極的で。そんな方とどうしても私は、副市長はお2人しか仕えておりませんので比較しがちなんですが、いい悪いは別にして、ナンバーツールの、事務事業のトップという認識を持たれたわけですから、その辺これから登壇されて説明、もう少し詳しくしたいなという思いがあるのかどうか、この1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

ご指摘されましたことについては、今後とも前向きに対処してまいりたいと思います。

また、いろいろ問題がありましたら、特に先ほど、各部長にかかわるようなことになりましたら、私がまた代表してご答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

副市長、どうもありがとうございました。

それでは、本来の中身に入っていきたいと思います。

まず櫻井市長として、トップマネジメント、1つ目に、私が理解しているトップマネジメントと

というのは、官も民も関係なくしてあくまでもトップがどんなマネジメント、絵をかいて、ということは、あくまでも施策を、政策、施策、事務事業とこんな一連の流れになっているのが現実なんです。そこで、企業経営、市長も以前コンサルタントで一生懸命勉強されて実績を上げてみえると、そんなことも聞いておりますので、ひとつ企業経営というのか、市役所経営ですね。この経営方針の意思決定は、これは市長しか見えないわけですね。

そこで、トップマネジメントの定義、ちょっと私のほうから申し上げます。もし間違っておればご答弁願えれば結構ですが、一番上のトップですね。最高位で組織を指揮し管理する、そんな方だと。組織とか企業の最高経営者、だから経営者ということをまず含んでいただきたいんですが、その組織の基本方向を決定したりするのは、私、何回でも本会議場でこういう関連することは、人、物、金、この3つが要素で、これの責任と権限を握っているのがまさに地方自治体の首長、市長、当市においては櫻井市長ですよとこんな思いがしますが、この定義でよろしいでしょうか。いいと思えば、もうそのまま着席で結構ですが、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一般的にトップマネジメントと、今少しお触れいただいたことは当然そのとおりだと思っておりますが、いわゆる組織、特に企業の経営層、一個人、社長だけではなくて、あるいはその役員、経営幹部といいますか経営層を指すものであるというふうに思っております。ご指摘のようにその経営管理の最高方針を決定する部門をトップマネジメントと、このように指しておると理解をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

まずお考え方を聞きたいと、そして果たす役割はどうなんでしょうかと。これはもう一連のものですので、どちらがどうなのかわかりませんが、両方と絡んでの確認をさせていただきたいと思えます。

市長、ナンバーワン、オンリーワンってこんな言葉があるんですが、どちらを選ばれますか。両方とも選ばれますか。市の経営に際してです。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市の経営とこうおっしゃられました。本市のまちづくりということで、過去にもご議論の機会があったような記憶がございますが、本市のまちづくりにつきまして、少し私の考え方を申し上げたいと思えます。

その基本構想に位置づけますまちづくりの基本的な考え方に基づいて、さまざまな地域資源を最大限に生かして、連携、交流を促進しながら市民力で地域力を高めていくことであると。その成果として、亀山の独自性が発揮をされ、だれもが愛着と誇りを持って暮らし続けられるまちを形成することが大切であると考えておるといふふうに、基本的に思っております。

そのことがやはりこのまち独自のオンリーワンといいますか、独自のもの、愛着や誇りにつながるもの、オンリーワンに向けたその取り組みそのものであると、このように考えておりますし、将来の亀山市の都市像の実現に向けて、当時から申し上げてまいりました「小さくともキラリと輝くまち」に通ずるのではないかというふうに思っております。

オンリーワンのまちづくりを進めていくことが、その延長線上の結果として広くナンバーワンの評価をいただければ、本市のまちづくりの大きなインセンティブになるのではないかなど、このように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

私の考えどおりということで、恐らくオンリーワンをおっしゃられるんじゃないかなど。

だから今はソフトの面で、また後ほど地域力について確認させていただくんですが、ソフト面のオンリーワンを目指したいと。市民の方、いろいろとよく知ってみえますが、ハードの部分でいうとオンリーワン、たった1つしかありませんよ。シャープ株式会社の液晶テレビ、まさにこれは宣伝効果が大抜群で、たった1つしかありません「亀山モデル」、そんな思いがしますので、ぜひとも私はハード・ソフトともに、地域力も私は同感でございますが、ひとつ時間の関係上、トップリーダー、リーダーシップをぜひとも発揮していただきたいなあ、そんなことを思っております。

そこで、最上位計画である総合計画の後半の部分、市民の方も、10年の大きな計画があって、残りの半分の5年間のこの4月からスタートしたんかなど、市長も恐らく政策について説明その他いろいろとされるであろう。市長に限らずですよ。

副市長以下されるわけですが、ひとつこの4月から向こう5年間、後期基本計画がスタートするわけですが、この中で、市長、簡単に政策の中で1つ、2つで結構です。目玉になるもの、こんなものが政策、施策として公約したんだということを端的にちょっと申し上げていただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さきの3月議会で、後期基本計画につきましていろいろご審議をちょうだいいたしました。

本年度からこの基本計画をスタートさせていただきましたが、その中の主な取り組みということで、端的にちょこっと上げてもらえないかというご趣旨でございました。

例えば、後期基本計画における主な取り組みの中で、いろいろご議論いただきました市北東部への消防分署の設置を初め、亀山市の顔づくりとなりますJR亀山駅前の再生とか、健康都市連合加盟市としての市民の健康寿命を延ばす本格的な取り組みへの移行、あるいは医療センターを核とした地域医療の再構築、さらには地域コミュニティの活動拠点の整備や、地域の判断と責任で課題解決を図れる仕組みづくりなどにつきましての主な取り組みになろうかというふうに思っておりますし、今後、後期基本計画の計画推進力を高めるとりわけ4つの戦略プロジェクトに呼応した取り組みでもあるというふうに思っておりますので、この戦略プロジェクトの実効性を向上させつつ、マニフェスト等々で掲げておりましたその達成に向けて全力を挙げてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

オンリーワンというのは、余り大きく考え過ぎるとなかなか難しいんですが、亀山市の全域、地域地域によっていろんな歴史とか風土とか、過去からの、先祖からのいろんな風習とか流れがあって、それぞれの地域にオンリーワンにすべく施策は私は満ち満ちているかと思しますので、先ほどご答弁していただいたのを本当にありがたく思っておりますし、ひとつ今後とも力を入れていただきたいと。オンリーワンの材料はどこにでも落ちていると、そんな思いだけは、市長だけの責任ではありませんが、トップマネジメントとしてそんな考え方を持っていただきたいなあ。

ちょっと話は変わりますが、国にしても混沌としております。細かいことは言いません。円高、デフレもそうですね。それから電力料金が、これはもう値上がりします。どこへ痛みが来るかというのは、もうおのずと決まっておりますが、大変問題の多い、そんな不透明な先行きであることは間違いないんですが、当市においても非常に厳しい財政状況が続いていきます。ご説明も受けておりますので、そのとおりだと思います。

そこで、地方分権の中で市長いつもおっしゃっておられました、あれもこれもから、あれかこれかに変えていくんですよ。先ほどご答弁願ったのは、まさに市だけでは、オール亀山市だけではわずか5万、されど5万。わずか5万だけどされど5万です。だからこのされどというところ、よく認識して、理事者側全員が共通の認識で持っていて、それでこの亀山は先ほど、もう地域の力をかりないといけないんだと。オール市役所だけではもう限界とは言いませんけれども、限界という言葉は行政運営をやっていただいております間は、私は死語です、一切ないと思っていますから、字引には。

そうしたことで、他人の力をかりるということは、先ほども人、物、金、やっぱりこれ人になってくるかと思うんですね。ある程度補助金は交付、補助金を出されるかどうかは別にして、これも共通しています。やっぱり地域力を上げないといけないと。これも市長は先ほど述べられました。

そこで、地域コミュニティしくみづくり支援事業、これ簡単に、3月でご説明ありました。要は地域にお世話になりたいと。お世話になりたいけれども、地域も自己責任を持っていただきたいなあ、やっぱり口説き落とさんといけない部分もあるかと思うんですが、まずこの仕組みですね。簡単に、ちょっとどういったものかお尋ねしたいと思います。市民の方がわかるようお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現在、地域コミュニティしくみづくり支援事業につきましては市民部のほうで行っていただいておりますが、主要事業という観点から、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

市町合併から7年余りが経過する中で、前期基本計画の施策推進を通じて市町の一体感というのは醸成されてまいったと考えておりますが、地域内分権を初めとした地域自治の組織づくりについては、まだまだ取り組みが進んでいない状況にあるということでございます。

そのため、今後は市民力で地域力を高めるまちづくりを進めるための舞台となります地域コミュ

ニティの活性化に向けた取り組みを展開すべく、後期基本計画において4つの戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みといたしまして、多様な主体による自律した地域コミュニティ活動を推進するための仕組みづくりや、その担い手となります人材の発掘、育成を位置づけたところがございます。こういったところが地域コミュニティの仕組みづくりでございます、人口5万人の都市規模から、人と人との関係が築きやすい地域特性を生かしながら、地域の力強い取り組みに対し市も積極的にサポートさせていただきながら、特色のある元気な地域づくりをつくる取り組みとして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご説明はよくわかりました。

やっぱり市民力と地域力、これ重なって、一応サポート的なことを言ってみえたんですが、サポートではないと思うんですね。やっぱり前へ、サポートというと単なる後ろから応援するのかなあと。横文字ですから、私は余り横文字は詳しくありませんから間違っているかわかりませんが。もっと積極的に、積極果敢に地域を育てようというのか、協力していただくこうというんですか、行政と一体になってという、そんな考え方だと思います。まして最上位である総合計画の後期5年間の計画の中で4つの大きな戦略的な進め方の中の1つ、これ目玉に入っています。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、今現在、この所管の担当は、私なりに解釈しますと市民部の市民相談協働室だと思うんですが、室長はよくやってみえますよ。だから、人を動かすとかいうことは申し上げませんが、1つ、機構改革ですね。前回から広森部長も、時期が来れば機構改革もと答弁されています。

そういった意味で、どうなんですか。相談、協働というと受け身ですわね。だから先ほどの、もうそんなサポートじゃなくして前向きに協力をお願いするというのか、もうさしで協力、一体となってやっていくというのであれば特化して、私なりの名前ですけれども地域の活躍の場、言葉はちょっとここでは浮かんでできませんが、要は地域がみずから進んで地域づくりに取り組むような、そんなまず部・室の名称と、中身はもうご説明していただきましたので、何かちょっと室の編成、人数も含めて、そんな考え方がもしあれば簡単にお答えください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、検討いたしております組織機構改革の考え方につきましては、先ほど中村議員にもご答弁を申し上げたところがございますが、議員ご指摘の地域づくり支援と、こういったキーワードも欠かすことができないものと強く認識をいたしております。

組織機構改革に伴います行政組織条例の改正につきましては、議員の先ほどのご指摘の趣旨も十分に勘案をいたしまして、検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

広森部長のほうから、非常に心強いつてそんな言い方はしません。やはり的を射たご答弁をいただいたなあ。これこそまさにそのように実行していただければ、これが市民顧客満足、いつも私が言っている顧客満足度イコール市民、企業満足度につながるんじゃないかなと思います。

そこで次は、市長のトップセールスについてお尋ねしたいんですが、ちょうど1年前だったと思うんですが、3月定例会で、市役所にとっては入りの部分、歳入が非常に大事ですので、その中で大いに貢献していただいているシャープ株式会社さん1社を例にとって、トップセールスとしてどういった情報交換なさってみえるんですかとお尋ねしました。その後、回数をお尋ねしたいと思います。

それと、5月、6月の新聞紙上によりますと、シャープ株式会社さんは台湾の鴻海という企業と資本提携をなされて、そして生産と販売の拠点は中国本土だと発表されましたが、まずこの情報は確実なのか、いつ知り得たのか、これがまず1つ。

2つ目に、シャープ株式会社さん、社長が片山社長から奥田社長にかわられましたね。だからその辺も、何か密にしておれば内々に、こんなことは新聞紙上か総会がないと発表しないんですが、そんなことも時間差なくして適切な、適度な時間帯で情報が入っているのか、その辺を含めてまずシャープさんに限ってちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のシャープ株式会社でございますけれども、市長就任以来、毎年、片山前社長との懇談の場を持たせていただいてまいりましたし、日常的にも長谷川常務さん初め経営幹部の方や亀山工場の皆さんや、情報交換を私もさせていただいておりますし、組織としても担当部局、担当所員、それぞれ情報交換を密にとらせていただいてまいったところでございます。

直近では、先ほども少し中村議員のときにも申し上げたんですが、2月10日にシャープ大阪本社にて前社長とお話をさせていただきました。その後3月に、これ突然でございましたが、新しく奥田社長さんがご就任をされたということでございまして、来月、新社長さんとは懇談をさせていただく予定となっておりますところでございます。

その他のシャープ以外での対応でございますけれども、これは申し上げるまでもございせんが、雇用の確保、それから財政力の強化、地域活力の創造などのため、ぜひとも市内事業所のますますの充実した事業活動の展開を願ってきたところでございまして、亀山市といたしましても、できるだけ市内事業所との情報交換に努めて、事業の継続やあるいは新事業展開にできるだけ支援を行うことができるといふふうに考えておるところでございます。

機会を見つけて、各事業所のほうへ私も訪問させていただいておりますし、同様に各担当部局も情報の交換といいますか、情報の共有というか、こういうところを大切にされた組織的な対応に努めてきたという今現状でございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

まさに、トップセールスは情報収集しかないと言っても過言ではないかと思います。

そこで、シャープ株式会社さん、事あるごとに、月に1回とかってそんなことは申し上げませんが、それぞれの適切な時期に、市長だけじゃなくして担当所管の部長、室長、その辺の方も表敬訪問を含めて共有していると。

そこで市長、市長と語る会で「キラリまちづくりトーク」というのがございます。これは地域編と市民編というこの2編しかないんですね、ご存じだと思いますが。それで私がちょっと、提案になるのか、答弁次第では要望にいたしますが、ここで1つ抜けておるのがあるんじゃないかなあと。市長、まさに地域と企業が連携して、綿密な連携をとりながら雇用の促進も図っていきたいですよ。私は雇用の促進だけじゃないと思うんですね。だからここで企業編というのを1つ入れてもらうたらどうかなあと。

例えば、なぜここで私が企業編と。全社とは決して申し上げません。いただいている資料で、入りの部分で申し上げます、なぜ必要なのか。

当市の今年度、24年の当初予算に占める法人市民税と固定資産税の額は、全体の何パーセントぐらい、幾らぐらいの額かなあというのを、亀山市の主要企業15社。15社ですよ、30社、50社と違うんですよ。法人市民税は当初予算7億1,780万、まあ7億1,000万、7億2,000万。上位15社で占めるのは4億8,000万ですよ。4億8,221万6,000円、約67%。法人市民税のうち15社でこれだけ占めておると、70%近い割合。それから固定資産税、これはことしの予算58億2,980万、58億3,000万と。上位15社で30億なんですよ、52%ほどなんですよ。

だからこれぐらい亀山市にとって大事なお客さんなんですよ。だからひとつ企業編をつかって、そして雇用対策とかもうそんな視点じゃなくして、やはり企業はいろんないいことばかりじゃないかと思うんですよ。だけど民間企業は赤字になってはだめなんです。黒字だから企業は存続できます。当たり前のことです。社員も守らないかんし、家族も守らないかんし、社員のね。そんな思いで、経営者というのはすごく繊細でスピーディーで、行動力もあって、すごい経営者の方たちばかりだと私は思っておりますので、ひとつ各企業個別に、これは団体での、市民とあるコミュニティで一堂に会して要望を聞きましょう。総合計画できました、後期が。こんな施策でこうです、はい、あと少しの時間、失礼な言い方しますと、ちょっと要望だけ聞きましょうか。

そうじゃなくして、生の声をいかに早く正確にキャッチするかというのは、そういった意味で15社がいいのか知りませんが、一つのめどとして、各社ちょっと企業訪問していただいて、そしてその企業の設備投資がありますよといえば税収にはね返ってくるんですし、あるいはお困りのことがあったらひとつ、そこがA社であれば、話の内容によっては仲人役というのか、どこかでこんなことを応援してもらえればということがあれば、これはまさに市長の最高の仕事じゃないかなあと。何かこんな問題があるんだけど、どこかちょっとお得意先とか紹介していただだけませんか。できるできやんは別にして、そういう綿密な関係をつくっていくがための企業編的なものをひとつ組んでいっていただきたいと思うんですが、簡単にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

「キラリまちづくりトーク」につきましては、平成21年度から実施をしております。その中で

は、地域編とそれから市民編ということで2つに分けて行っております。

議員がご提案していただきました、企業への呼びかけというような部分につきましては、市民編の一つの形態といたしまして現在まで取り扱ってはきておりますが、亀山エコー名店街、あるいは亀山商工会議所の婦人部の方々とも開催をさせていただいているところでございます。しかし、一企業での要請をいただいたケースはございません。

今後におきましては、市内主要企業に対し、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会にご相談を申し上げながら、開催に向けた要請を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

そういったことで、企画部長のほうから一応個別も含めてということで前向きな発言がありました。発言だけじゃなくして、これはずうっと私も議員生活やっている間は注視してまいりますので、ご答弁に沿うように、ひとつアクションを早速起こしてください。それだけちょっと申し上げておきます。必要性はわかっていただけたと、そのように解釈します。

それで、最後のほうになってきたんですが、市長のこの6月定例会の市政報告の中で、企業立地促進法について、亀山地域産業活性化基本計画の策定をするというか、これからしていきますよと。要は策定すると、そんな報告がありました。

この原案をまとめたとあるんですが、原案ってどんな内容なのか、簡単で結構ですよ。それと、この企業立地促進法の法律は一体いつできたんですかね。数年前なのか、ずうっと古くからあったのか。それで、このねらいは何ですかということと、この地域活性化協議会のメンバー構成、もしおわかりでしたらお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず企業立地促進法の制定の時期でございますが、平成19年6月に施行をされております。

それから、法のねらいでございますが、地域の特性や強みを生かしまして、地域が主体的に企業を促進することによって地域産業の活性化を図ることが法のねらいでございます。

それから、この亀山地域産業活性化基本計画そのものでございますが、地域における産業集積の形成、また活性化を図るというようなことが主なねらいでございます。

それから、協議会のメンバーでございますが、会長に四日市大学経済学部准教授の岡 良浩氏、それから副会長には商工会議所の会頭、その他といたしまして鈴鹿工業高等専門学校の校長補佐、それから公益財団法人三重県産業支援センター常務理事、また各金融機関の支店長、それから市行政といたしまして副市長など11名で構成いたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

一生懸命取り組んでいただきたいと。平成19年なんですよ、法律ができたのはと。何年たって

いるのかなというのはおのずとわかるんですが、遅きかなという思いもしながら、取り組んでいただけるということは非常に大切なことですので、この辺頑張ってくださいたいなあと思いながら、市長のトップセールス、トップマネジメント、垣根は非常にはっきりしないんですが、そういった意味で進めていただく以上は、政策、施策、事務事業と行くなれば、やはりその情報収集の大きな範囲は国もあれば、細かいことは言いませんが、国へ行っていただくなり、あるいは県の情報、あるいは地方自治体、要は市ですね。近隣の市とはいろいろな意味で、防災協定も結んだりしています。何だかんだと親しくなっていますから、他市との協調・協働というんですか、そんなんでも私はやっぱりトップセールスとして必要じゃないかなと、範囲の対象を申し上げたんですが、そこでこのことは、詳しいことはまた我が会派の竹井議員が、企業立地法に関しては質問されるかと伺っておりますのでよろしくお願いします。

時間が来ました。最後に市長に、市長の職務は何ですか、副市長の職務は何ですかと、失礼なことをお尋ねしたかと思うんですが、これもひとえに市民の皆さんは名前、市長さんだ、副市長さんだ。イベント等とか関係があるそれぞれの総会等で顔を出してもらって、それ以外も幾つか場面があるでしょうけど、本来の仕事の本質の責任と権限を知っていただいたと思いますので、私は大変いい質問の機会をいただいたなあと、そう感謝しております。

市長、最後に提案あるいは要望も含めながら、市長のトップリーダーとしての使命感を確認させていただきました。そこで、今後ともご答弁願ったその政策、施策、実行ですね、事務事業の。この姿勢を貫いていく考えと、サステイナブルな行政経営は市長の望むところだと思うんですが、その辺ですね。貫いていくんだと、お考えがあればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

後期基本計画の目指す目標、具体的に本年度からスタートをいたしましたので、この確実な前進を果たしていきたいというふうに考えておりますし、おっしゃるように持続可能なまちづくりをしていかなくはならんという中で、公の責務をしっかりと果たしてまいらなければならないというふうに今考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

櫻井市長から、私の質問等に関して最後の確認事項についてまで、かたい意思表示をしていただきました、このように私は感じます。

これで質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時24分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぼぶらの鈴木でございます。

少し慌ただしい中、質問がソフト・ハードにたくさん項目を用意しました。少し足早に、台風も足早に去っていただきたいという気持ちを込めまして、大風でなく、さわやかな風を吹かせたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、水道事業における市外からの給水についてという項目を上げました。

まずわかりやすくするために、パネルを見ていただきたいと思います。

ごらんのように、この赤い線のこちらが鈴鹿市の小田町でございます。こちらが亀山市の田村町でございます。このパネルは市外からの給水が必要な一例ということで挙げました。

亀山市の水道事業給水事業条例によれば、管理者（市長）は地形等給水が困難な場合は、やむを得ず給水をしなくてもいいと。あるいはそのとき、第2項で、給水を受けようとする者は、自己負担によってそれをしなさいということでございます。まさしく地形的に、ごらんのように、この方は亀山市の市民でありながら亀山市の水道管が通っているここまで約400メートル以上もある中で、非常に地形的に配管が困難だという事例でございます。

そんな中で、そういう法の解釈の中で、この方が仮にここまで水道配管をするためには、アバウトでいいですから、およそどれぐらいの費用がかかるかお示しをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

私、この4月から上下水道部長を拝命いたしました。今後ともよろしくお願いたします。

それでは、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきますが、議員が申されるとおり、亀山市水道事業給水条例施行規程第2条では、水道事業の管理者の権限を行う市長は、給水区域内にあっても配水管の布設計画がないところは給水しないことができると定められております。また、第2項において、給水を受けようとする者がその給水に係る工事費に要する費用を負担したときは給水することができることも定められていますことから、これに該当し、先ほどの概算事業費といったところの費用負担が伴います。

概算事業費でございますが、既設の排水管から、パネルでお示しをさせていただいておりますが、400メートルでございます。また、配水管を布設する道路は県道長明寺井田川停車場線でございますので、県の舗装の復旧基準や舗装構成を考慮いたしますと、約1,800万程度かかるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

受益者負担ですと、この水道を引くためには約1,800万ということでございます。

もう一度パネルをごらんください。実は、この田村町にお住まいの方の自宅の真ん前に、鈴鹿市の水道管の配管がここまでございます。ごくごく市民目線で考えれば、同じ水道が真ん前にありながら、なぜこれが利用させていただけないかと、単純な疑問だと思います。法的に、水道法に始まり給水条例の規定に基づいて、この方、私が相談を持ちかけられてもう18年以上、その前に十数年悩みを市のほうに伝えていたそうでございます。

何十年も、なぜそういうことが簡単にできないか、法的な根拠をお示し願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

水道法第6条第2項におきまして、水道事業の経営主体は原則として市町村が経営するものと規定されております。この考えは、水道事業が一定の区域を給水区域とする公益事業であることから、地域の実情に通じた市町村が経営することが最も公益に合致するものとされております。

また、給水区域の設定の際には、給水人口や計画給水量等、市の土地利用や将来人口も含めさまざまな観点から検証し定めております。給水区域内は、需要者から給水の申し込みがございましたら、正当な理由がなければこれを拒むことができないともされております。これは市民の方々に等しく水道による給水サービスを提供する必要がある、その性質上、自由競争の原理になじまない事業であるとされております。

隣接する鈴鹿市からの給水については、鈴鹿市の給水区域の変更や条例の改正、または水道事業の変更手続等も必要となります。本市も同じこととございますが、先ほどご答弁いたしましたように、水道事業は公益事業ということですから、個別的な事情のみに基づいて行われるのではなく、広く不特定多数の者の日常的な需要に応じるものであることから、現在に至っていると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、水道事業は公益事業であるから、個別な案件に対しての対応はなかなかできにくいという答弁だったと思います。

私、この相談を持ちかけられたときは、この案件のみを頭の中に入れて対応しようと図りました。しかしよく考えてみたら、この方だけでなく、ひょっとしたら亀山市、あるいはお隣の鈴鹿市、津市で同じような、いわゆる制度のはざままで悩んだり、あるいは苦しんだりしている方が見えるんじゃないかと、そんな思いもしました。この給水区域という一つの法のはざままで悩んでいる、あるいは困っている方が鈴鹿市、あるいは津市でどのぐらいいるのかとか、そんな確認ができれば数字を教えてくださいたいと思います。

もちろん井戸水を掘られた方や個別な案件は別として、いわゆるこの区域の境界の中で悩んだり少し困っている方がいたら、確認できる範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

現時点で、ほかにこのような相談がないかということでございますが、亀山市におきましてはこの方からご相談をいただいております。

鈴鹿市にも確認を行いました、このような相談は受けていないといったところをお聞きしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

鈴鹿市にも確認したけれども、亀山市もこの1件、どれくらいの精度の確認かは私はわかりませんけど。

少し法解釈、地方自治法の第244条の3、地方公共団体は他の地方公共団体との協議により、当該他の地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができると。こういう法律、自治法から見れば、何らかの工夫をもってすれば解決の糸口が見つけれられるんじゃないかと、そんな思いがします。

1,800万自己負担をさせる前に、行政がもう少し汗をかいてこの対応できそうにも思いますが、解決の糸口はないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

まず法的な手続となりますと、先ほど議員申されますように、地方自治法第244条の3、これは両市長間の協議といったところになるわけでございますが、こういった中で水道施設は公の施設ということでございますので、その協議に先立ちまして議会の議決が必要になってくるといったところがございます。

また、先ほども申し上げておりますが、水道事業の給水条例の改正や水道法第10条に基づきます水道事業認可における給水区域の変更、これは亀山市につきましては除外と、鈴鹿市については編入といったようなことがございますが、県、国に対しましても認可の許可が必要となってまいります。

このような手続によりますと、やはりここでも1つ出てくる言葉が、公益性であるので個々の問題に関してはそのようなことがないよということが定められておりますので、これを解決するといったところについてはなかなか難しいものがあると考えております。

また、私どもも市内ほかの既設配水管、ここら辺については調査を行い、少しでも費用負担が少なく済むような新たなルートについて、また地権者ともご相談をしてみたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

確認をさせていただきます。

この案件が1件であるから、地方自治法第244条の3が適応できないということなんですか。複数あれば、両当局の協議により、あるいは市長同士の協議により、議会の議決をもって給水の可

能性があるということなんですか。1件だからだめだと、公益性がないということでもよろしいんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

最終的には、公益性の議論といったところになるかとは考えております。

公益性につきましては、議員もご存じですけれども、特定の個人や組織のみではなく広く社会一般の利益に関することというような文言になっておりますことから、1人、2人ということにつきましては当然公益性はないと。何人が公益性があるかというのは、ちょっと判断には難しいところがございしますが、今はそのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私は、行政が汗をかいていただいて、協議の上あるいは議会の議決をもって、時間はかかってもいいですから汗を流してもらいたいと思います。

今の答弁ですと、複数の人が対象でないと公益性になじまないんだと。自治体のサービスを得ることができない。しかし、日本国憲法、あるいは亀山市のまちづくり基本条例、すべて見ても「すべての国民は」とか「何人も」という表現をしているんです。亀山市のまちづくり条例は、市民は行政サービスを受ける権利を有するということがある。一市民であっても市民、公益性がある市民だと思うんです。

市長、今の議論を聞いていただいて、たまたま今対象が1名、ひょっとしたら2名と少ないから公益性がないということに基づいて両市の協議が始まらない。あるいはそれをもって、議決をもって水道の供給、いわゆる給水ができないということが果たしてこの新しい民主主義の時代の中でその答弁が正しいかどうか、少し判断をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

今、ご指摘をいただいておりますこの事例、これ以外にも現在市内には、さまざまな理由があるかと思いますが、井戸で生活をされておられる方々が存在いたしております。

1つには費用の問題が大きいことも十分認識をいたしておるところでございますけれども、先ほど来より答弁をさせていただいております個々の問題において、特に今回の案件でございますが、隣接する鈴鹿市との行政間の協議は困難であるというふうに考えておるものでございます。

一方で、行政区域内におきましてもさまざまな法規制において制約がかかっておるのも事実でございます。これは個々の問題よりやはり公益性が優先されるものであるというふうに解釈をいたしておるものでございます。

新しい民主主義にふさわしいかというご指摘でもございますが、できる限り市民の皆様の個別の案件に対してきめ細やかな対応を心がけてまいりたいというふうには思っておりますが、いろんな

制度のはざまとおっしゃられましたが、制度についてご相談いただいたものの残念ながら対象とならなかった場合等々、市の制度だけではなくて、国や県などが行う他の制度が利用できないかなどのできるだけ多くの選択肢を提示できるように、市としてはご案内をさせていただきたいというふうにも考えておるものでございまして、今の新しい民主主義にふさわしいかどうかということなんですが、やはり行政が行う中で法規制の問題はありますが、公益性を重視していくことが大変重要なことであるというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんのでまとめますけれども、やはり私が、はいわかりました、これはできないんですねとおさまったら何にもならないんです。いま一度、先ほど言いました制度のはざまで悩んでいる方、困っている方、もう一度精査していただきたい。私はもっといると思うんです。

それと、やはり1人であってもしっかりとした人格であり、行政サービスは受けられる権利があるということだけを主張させていただきます。2年前にぼぷらで市長に提案をしました。その中の1項にこういう文言がございます。「行政は各種制度のはざまで悩んだり苦しんだりしている市民や団体をつくらない。丁寧な行政運営に細心の目を向けること」という項でございます。

次の項に移りたいと思います。

もう1つ、ハードな質問をさせていただきます。

県道28号、同41号交差点、JRの和田の踏切でございます。ここですよということだけで、パネルを用意しました。JRの踏切、ややこしいクランクの交差点のところでございます。

以前に質問をさせていただきました北東部のまちづくり推進協議会が2年前に調査をしました。朝6時から夕方6時まで、約8,500台くらいだったと私は記憶しております。たまたま朝6時から夜6時ですから、仮に朝7時から夜7時だったら9,000台くらいではないかなあという報告書を出させていただきました。

このときの混雑度は、当時の国道1号線の羽若、今は改良されましたけれども、その地区と同等の1.15から1.17くらいではないかというご指摘もさせていただきました。どうにかならないかという質問に対して、当時の里部長は、根本的な解決は高架であるけれども、これは現実的ではないと。踏切の拡張等を含め、県あるいはJRと協議するという答弁でございました。

そこで質問をします。

今の混雑度、交通安全の問題、あるいは市民の生活環境の中で、この和田の踏切がどれほどそういう面で大変なところであるかと、どんな認識をしているかということと、あわせてこの前の答弁、市としては過去の答弁どおりの認識でいるのかということをあわせて質問します。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

県道亀山鈴鹿線のJRの和田の踏切につきましては、県道とJRが近接をして併走しておりますため、特に大型車がスムーズに踏切を曲がりにくく、朝夕を中心に交通渋滞の発生原因となっているだけでなく、交通事故の危険性も高い箇所であるという認識をいたしております。

当該箇所における平成22年の交通量調査によりますと、前回に調査した平成17年の約85%と、少しは減少をしておるんですけども、亀山と鈴鹿を結節する重要な路線であることについては変わりはないというふうに考えております。

また、これらの課題を解消する方法としては、立体交差が原則であります。費用や地域への影響などの理由によりすぐさま実施することは困難であるため、現在の踏切を拡幅するなどの対策について、三重県やJR東海と協議を行うこと。さらに、踏切拡幅については、市内における他の踏切廃止が条件となることが課題となり、実現には困難が伴うこと、このことについて前回のご質問において答弁をさせていただいておりますが、現在も以前と同様の状況であるというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

交通面、生活面で改善を図るべく対象であるという答弁だったと思いますけれども、ただその認識の、僕は強さだと思うんです。

これはさまざまな要件の中で喫緊に解決を図らなければいけない事案なのか、あるいは、亀山市にはこの場所ではなくさまざまな問題箇所があると。いわゆる全体の中の1つだという程度なのか。喫緊に解決をしなければいけないのか、いわゆる全体の中の1つだと、ワン・オブ・ゼムだというぐらいの認識なのか、これだけ確認させてください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市としまして、他の交差点などの整備と同様に重要な課題であると、そういうふうに認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

他と同様に重要だということですね。

ひとつ話がずれますけど、ギリシャの哲学者の一人でありますアリストテレスが、非常に知性の多い知能多い人だったと。そんな中で、弟子が、アリストテレスさん、あなたのように知を獲得するにはどうしたらいいんですかということをお聞きしました。そうしたらアリストテレスは、その弟子を川に連れて行って、水の中に思いっきり頭をつけたんです。もう死ぬかなと思ったときくらいにぼっと離して、弟子さんにこう言われたそうです。あなたは水の中で何が欲しかったですか。そうしたらその弟子は、先生、空気が欲しかったです、そんな答えです。それで最後にアリストテレスはそのお弟子さんに、あなたが水の中で空気が欲しがったくらい知を欲しいとしたら、あなたは私以上に知を獲得するであろうと。

まさに喫緊の課題かどうかということをお聞きに、私は、市長、北東部のまちづくり推進協議会、あるいは11支部、それから今の現状を見て、あそこは回生病院の大事ないわゆる救急車両の通路でもございます。また和田の踏切がああいう状態の中では、井尻の中では朝夕非常に混雑を

し、交通安全にも非常に危ない地点だという報告はもう十分ご認識だと思うんです。

市長が喫緊の課題だと本当に認識しているのかどうか、市長の答弁を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この県道につきましては長年の懸案課題でもございますし、交通量が若干減少しておるといのはそうでございますが、亀山市内における重要な課題を持った踏切であるというふうにも感じておるところでございます。

今日まで、これも亀山市で単独で完結をいたしませんので、道路管理者であります三重県、あるいはJRに要請をいたしてきておるところでございますけれども、残念ながら、現時点で具体的な内容に進展していないという状況でございます。いずれにいたしましても、今後も、市としてもこの改善に向けて関係機関へ要請をしていくという姿勢に何ら変わりはありません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

市長の本気度を試すバロメーターにさせていただきたいと思います。

時間がありませんので、次の項に移りたいと思います。

今度はソフト事業でございますが、子育て支援事業のうちの類似事業の見直しについてということで質問させていただきます。

昨年6月、ちょうど1年前ですね。特に児童センター、それからファミリーサポートセンターの事業を上げて質問をさせていただきました。私の質問あるいは提案の趣旨は、細かいことから言えば、ファミサポ事業の委託している「かめのこ」さんに323万円委託料を払っています。1割程度の、今非常に短期間の依頼が多くなった、援助会員の初期動作費用というのか、これにオンできる制度はできないかという細かい質問。

それから2つ目は、ファミサポ事業の事務所がある下で、いわゆる児童センターがございます。児童センター、就学時間が延びて、あるいは実績的にも地域的にも非常に偏りがある中で、どうか同事業を再編成することはできないかという趣旨。あわせて323万と五百四十何万の両事業、合わせて900万程度の事業規模でないと、これからの協働とか市民感覚の推進は難しいんじゃないかということも同時に質問をしました。

細かいこの2つについて、その後1年を経て、この提案、担当部としてどう整理し議論をしたか教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

昨年の2つの提案に対する整理はということにつきまして、お尋ねをいただきました。

まずファミリーサポートセンター委託料の一部を援助会員の活動費用に充てられないかという点でございますが、このファミリーサポートセンターの委託料につきましては、会員の募集や登録、また相互援助活動の調整など事業運営に対する支出でございますので、それを相互援助活動そのも

のの料金の補てんに充てるということとはできないものと考えております。

料金も含め、さまざまな課題につきましてはファミリーサポートセンターとの協議の中で検討してまいりたいと、このように考えております。

それから次に、児童センターとファミリーサポートセンターの事業をあわせることによる見直しはという点でございますが、児童センターは児童に健全な遊び場を与え、その健康を推進し情操を豊かにするために設置している児童厚生施設で、対象をゼロ歳から18歳までとしております。利用者数は年々増加しておりまして、平成23年度は年間合計9,000人ということで、前年比で約300人増加をしております。

増加の内訳を見ますと、小・中学生の利用は減ったものの、そのかわりに幼稚園児を中心といたしました乳幼児と保護者の利用がふえております。また一方、ファミリーサポートセンターはおおむね生後6カ月から小学校を卒業するまでの児童を対象に、子供の送迎など会員間で相互援助活動を行い、安心して子育てができる環境を整備するものでございまして、年間約800件ほどの活動が行われております。

このように、これらの事業は多くの方に必要とされてご利用いただいております、その設置目的や事業内容も異なりますことから、現在のところ両事業を合わせるという考えには至っていないところでございます。

それぞれの事業の利用の状況や実施内容等につきましては、個々に協議をしている現状でございますので、運営組織のあり方など、見直すべきところは見直すスタンスで慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

少し意外な答弁だったんです。

私は今のところ、この案件については整理がついておりませんという答弁かなあというふうに思ったんです。なぜなら、櫻井市長の答弁を見ますと、児童センターであったりファミサポ事業であったり、学童保育であったり放課後子ども教室であったり、そういう事業単体でとらえることなく、全体の子育て支援のうち、放課後対策の類似事業を整理しながらしっかりと再構築することを優先すると。個別のことは後だという答弁だったから、私はまだできていないと。

ということは、まさにこれはその類似事業が一定の整理がついたということで判断してよろしいんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご答弁をさせていただきました児童センターとファミリーサポートセンター、これにつきましてはその統合を含め検討しているところでございまして、その運営組織のあり方につきましては、今後も協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、子育て支援全体のあり方といいますか、全体につきましては、個々の事業に優先してしっかりと整理をしていきたいという答弁をしておりますが、健康福祉部のほか市民部や教育委員会

で合計70の子育て支援事業を展開しておりますが、それらは総合計画の後期基本計画策定の中でもそれぞれ必要な事業として確認をいたしたところでございます。

現在、国におきまして子育て支援の制度改正も検討され、今後もさまざまな保育ニーズに対応した新たな事業の創設等も考えられますので、ただ単に新規事業に取り組むだけでなく、地域の力の活用も考慮に入れながら、既存の事業との関係を再確認し、必要であれば整理・統合を含めた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

余り時間がありませんので、整理をします。

子育て支援の事業が非常にさまざまな部、室にわたり大変なことは十分わかりますが、1つこの問題がなかなか整理つかない理由として、私がたびたびしつこいぐらい質問しているんですけども、簡単に言えば、子ども総合センターが保育所や児童センター、学童保育所等、いわゆる子ども支援室とか子ども家庭室を統括するのは、私は酷だと。今のつまずきのある方や戸惑いの子供たちを総合型のいわゆる相談室で、十分それに特化して仕事をしているんだと。

その意味では、先ほども組織改革の議論もございましたけれども、やはり子ども総合センターの位置づけを変更する、再度位置づけを明確にすると、こういう必要があるんじゃないかなあと思いますけれども、少し勇み足ですけれども、機構改革の話も先ほど総務部長から出ましたので、今のところの中間報告でもよろしいので、この辺を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

子ども総合センターにおきましては、現在、センター長を健康福祉部長が兼務しておるといったこともございますし、また健康福祉部自体非常にすそ野の広い部局でもございますので、必ずしも十分にマネジメントし切れていない部分もあろうかというふうに存じております。

また、国におきましては、幼保一体の施策として総合こども園等の構想も検討されておりますことから、こうした部分につきましても検証を行いまして、今回、組織機構改革におきましては子ども総合センターが子育て施策の中心として十分機能するよう検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

子育て支援、今健康福祉部長、子ども総合センターが核になっているとはいえ、教育委員会、この子育て支援に対してますます大きな力を、目を向けていかなければならない等々の発言を次長からもよく聞きます。

子育て支援に関しまして、特に放課後支援に対しての教育委員会としての見解を聞きたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教育委員会としての子育て支援策の見直しの考え方ということで、特に子供の居場所づくりの中で放課後子どもプランの運営委員会というのがございまして、放課後子ども教室と放課後児童クラブというのがございますけれども、そのあり方について健康福祉部と連携をしながら、今後のあり方の見直しを検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

教育委員会の独立性等難しい問題がございますが、やはり本質的に教育委員会も一緒になって子育て支援、放課後対策、取り組んでいただきたいと思えます。

通告によりますと3番目、行政改革大綱についてという項目がございます、そのうちの1番、新たな公共領域とは具体的にどういうことかという質問を用意しましたけれども、残り時間を見るに、これを広げてしまうと多分結びがつかないという意味で、2番目の歳入改革の推進についてということに入りたいと思えます。

パネルも用意をしましたので、これをやらせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

先ほどもございました中村議員、広告収入の導入ということでございます。

本年4月に広告掲載要綱が施行されて、いよいよ本腰を入れてやるのかなあとということでございますけれども、この要綱の中の広告媒体として、1番として市が発行する印刷物、2番目が市が管理するホームページ、3、その他、市長が定める活用できる資産とございます。

ホームページだけはわかりますけど、印刷物はたくさんありますね。印刷物と活用できる市の資産について、具体的にどんなものか上げていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市の広告掲載要綱第2条に定めます広告媒体の具体的なものでございますが、まず市が発行する印刷物とは「広報かめやま」や封筒といったものを考えてございます。その他、広告媒体として活用できる資産として、市長が別に定めるものといったものにつきましては、ケーブルテレビの行政情報番組だとか、例えば公用車、それと公共施設の空きスペースへの広告看板等を想定いたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

中村議員の答弁にもございましたけれども、例えば「広報かめやま」とかケーブルテレビ、これらの広告宣伝は公共としてなじまないんじゃないかというご意見もあると思えます。これに対して、どうお考えになっているか聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

「広報かめやま」やケーブルテレビの行政情報番組につきましては、広告の内容にもよりますが、市への信頼性の問題といった懸念もございますので、もう少ししっかり時間をかけて検討していく必要があるものというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私は行財政改革の一環として、広告収入、これは長い間市がしたためてきて、いよいよやるんだという結論であるから、私はこれ推進すべきだと思うんです。

そんな中で10条に、要綱の実施に関して必要な事項は別に定めるということがございますが、定めてございますか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

広告媒体への広告掲載の可否を判断いたします詳細な基準として、亀山市広告掲載基準を別に定めまして、本年4月1日に要綱と同時に施行したところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

要綱並びに基準は読ませていただきました。それを見ますと、特に基準を見ますと、いわゆる公序良俗の中で、これはやってはだめ、これはおかしいですよということばかりなんですね。いわゆる公序良俗の説明に過ぎない。

私、今から提案をしたいんです。今お手元にも資料がございます。皆さんにも見ていただきたいと思います。

これは電柱広告でございます。避難所は、城北コミュニティはこちらですよという矢印、それから3分の1弱をスポンサーの名前で、一番下が地名ですね。こういう広告、いわゆる電柱の広告がございます。それから、電柱広告でいえば、地域の未来を開く子供たちとか、あるいは何かあったら110番をなささいというような広告もございました。

これを見ますと、この広告には市民のためにも、いわゆる公的にも非常に有用であって、しかも企業のイメージにもつながる。そして広告主も何らかの広告収入が入る、いわゆる3者がウイン・ウインの関係でこのものが成り立っているわけです。

要綱とかその基準を見ると、これをやってはだめだ、これはだめですよと、そういう書き込みだけなんですね。私は、これ本当に細かい事業なんですけれども、行政改革でこれをやろうという場合は、とにかく推進するような形で物事を進めないかん。いわゆるこの広告収入の導入に関しては、こういうものであったらば広告としてなじむだろうと、こういう案を行政が出していく工夫が足りない。だから、総論賛成ですべて各論が足踏みになってしまうんです。

ぜひ広告収入導入、行政改革の1つとして上げたわけでありますから、推進できて、こういう広告ならいいんじゃないかみたいなものを提案するのが行政の役割だと思います。

もう1枚用意しましたので、見てください。

これは「広報かめやま」の一部にコマーシャルを入れてみました。ある時計メーカーのをちょっとばくったんですけれども、ここに「たった1秒程の交わす言葉で人はやさしくなれる「ありがとう」」と、何とか時計ということです。

これにも、やはり市民に対して温かいメッセージがありながら、全体の中でいわゆる広告収入のスペースが3分の1におさめたつもりでございしますが、なっていくと。こういう一例もございします。

本当に私の一例に過ぎないんですけれども、これはだめだ、これはだめだというよりも、こういうものをやっていくという発想でこういうことを進めていただきたいという一例を挙げましたので、もし仮に、少しでも参考になればご活用いただければありがたいと思います。

その次、白鳥の湯の入浴料の見直し、動物火葬炉の使用料の見直し、事業系一般廃棄物処理手数料の見直し、3つ合わせて簡単に答えてください。時間がございません。どうなったかということですね。あるいはランニングコストはどのようなのか、あるいは近在の市町と比較してどうなのか、今後どう進めていくのか、簡単をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

白鳥の湯の入浴料につきましては、近隣の市町等の調査も行っております。

その結果によりますと、ほとんどが500円以上でありました。亀山市は非常に安価に設定されている、市民の健康福祉増進が目的ということでございますので、格別に安価に設定しているということを確認しております。

検討の状況としましては、去る1月にアンケートをやっておりますので、その結果等を見まして今後整理し、料金の見直しの検討を進めてまいりたいと思います。ランニングコスト等についても、その検討材料になるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず動物火葬炉でございしますが、こちらの使用料金につきましては、火葬に係るランニングコストの面、また市民サービスの観点からいろいろ検討をいたしました。

そのランニングコストでございしますが、まず23年度で積算をいたしましたところ、1件当たり約1万2,000円、それから他市との火葬料金の検討、比較でございしますが、他市の場合はほとんど1,400円から6,000円の間で設定をされておまして、亀山市の料金3,000円は、他市との比較ではおおむね平均的などころであるというふうに考えてございます。

しかしながら、他市におきましては、ペットの大きさや火葬後の収骨の有無などによりまして料金に差をつけているところもありますことから、さらなる検討を重ねてまいりたいと思っております。

それからもう1点、事業系一般廃棄物の処理手数料、こちらにつきましては、調査しましたところ亀山市の場合、搬入件数のうち個人の商店さん、また農業者の方々の搬入割合が約6割を占めていると。それから、搬入量につきましては、中小企業から排出される割合が6割を占めているとい

うようなこともありまして、景気低迷のこの時期に手数料を見直すことは経営に影響を及ぼすことが懸念されますことから、慎重に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今上げたもの、行政改革大綱の中では22年、23年で十分検討、いわゆる24年度には一定の結論が出てしかるべきだということに私は思っております。

行政改革、今後の取り組み等残した課題については、また別途質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まずリニア中央新幹線建設計画の推進を見直し、建設計画の撤回を求めることについてであります。

私たち議員団は、これまでリニア新幹線の亀山駅誘致に対して、その実現の見通しも必要性もない中でリニア基金の積み立てに反対するとともに、亀山に駅ができたときの効果などを市民に明らかにするよう求めてきました。しかし、いまだに、後期基本計画でさえ市内停車駅の設置については、その経済効果等の検討を進めていく必要があるとするだけで、そのできた場合の経済効果等も明らかになっておらず、駅誘致運動等基金の積み立てだけを熱心にやっているという状況であります。

また最近では、市民団体であるリニア市民ネットが指摘をする建設の問題点や課題、長野県知事環境アセスメントへの追加意見書を紹介しながら、駅誘致や積み立てをする前にこうした団体や沿線住民の意見、自治体、こういう指摘されている問題の検証をすべきだということも指摘してまいりました。これも、現在まで検証が行われておりません。

そんな中で、5月17日に我が党の志位委員長が遊説先の山梨県で記者会見をし、リニア新幹線について党の見解を発表し、リニア新幹線建設に反対し計画の撤回を求めると述べました。志位委員長は、建設反対の理由について次の5点を上げています。

1つは、輸送需要、時間短縮などに国民的な要望も、経済的、社会的な要請もなく、建設には大義がない。2、事業失敗の穴埋めで、国民への多大な負担と犠牲の押しつけが起きる可能性がある。これまで、全国で空港や高速道路など、失敗した大型開発は山のようにあります。3、リニア建設ではなく東海道新幹線の地震・津波対策や、東日本大震災からの鉄道網の復旧を行うべきである。4、リニアは使用電力が新幹線の3倍以上で、エネルギー浪費型の社会、交通体系を導入することには道理がない。5、運転士が乗車せず遠隔操作で運行するなど、安全確保への大きな不安を置き去りにする建設になっている。

以上の5点を指摘した志位委員長は、リニア建設はやめるべきで、東海道新幹線の防災、東日本大震災の鉄道復旧に力を注ぐことが最優先されるべきだと語りました。その上で、リニアにまちづ

くりの将来をかけていいのか、考えるべき大きな問題と提起をいたしました。

そこで、この20年間、東京―大阪間の輸送需要はほとんど横ばいなのに、なぜ新たにリニア新幹線が必要なのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

このリニア新幹線の建設につきましては、昨年5月に建設主体に指名されましたJR東海に対し、国から建設指示が行われ、現在、着工に向けた取り組みが進められております。

こうした中で、リニア中央新幹線につきましては、東京、大阪、名古屋の3大都市圏を高速かつ安定的に結ぶ幹線鉄道網として充実するものでございます。また、東日本大震災の教訓を受けまして、災害に強い国土づくりのため、リスク回避の観点からも日本経済の大動脈の二重系化を可能とするとともに、開業後50年弱が経過します東海道新幹線の経年劣化に伴う大規模改修工事についても、その運行に及ぼす影響を低減する効果が期待されるところでございます。

このように、リニア中央新幹線の整備につきましては、3大都市圏間の高速かつ安定的な旅客輸送を中長期的に維持・強化するものでございまして、国民生活及び国家経済にとって極めて重要なものと、国あるいはJR東海でされておまして、こういったところから必要というふうな認識でございまして。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

まず先ほど言いましたように、この20年間横ばいなんですよ。

だから前はJR東海も、輸送力の限界に達している、だから新たなものが必要だというふうな主張をしてきましたけど、最近はそれをもう言いません。というのは、人口が長期的に見れば減っていく、特に新幹線の利用が多いと言われる15歳から64歳、この年齢層が20年後には17%減少するんです。だから、どう見ても利用者数は減っていくと、そういう予測が立つわけですね。だからそういう意味でいくと、まず1つ、輸送力が限界に来たから新たなものが要するという従来のJR東海の主張というのは、もう根拠がないというふうにJR東海自身も認めているんだろうと思います。

それからもう1つは、今、新幹線と飛行機で東京―大阪間、頻繁に運行しています。これをさらに時間を短縮せよという強い国民的な要望や、そういうものがあるのかどうかということですね。私はないと思います。

それから、もう1つ考えなきゃならないのは、東海道新幹線の問題です。これは地震・津波対策、それから今部長も言いましたように、老朽化対策ということもそろそろ考えなきゃならないという状態があります。

近い将来、やはり東海道新幹線の施設の改修というのがどうしても必要になってくるわけですね。こういう改修のために、新たにバイパス路線をつくる鉄道会社というのは、一遍思い出してください。日本で今までないですよ。老朽化してきたから、新たにバイパスで鉄道をつくりましたという

ようなところはないと思います。その鉄道を運行しながら、改修しながらやっているというのが今の日本の鉄道会社のあり方であります。

そういう意味でいいますと、当然、リニアをつくったとしても東海道新幹線の大改修はしなきゃならん。そうすると、リニアを9兆円ものお金をかけてつくりながら、さらに東海道新幹線の大改修も同時にできるのかということですよ、財政的な問題を含めて。そういうことを考えると、到底、私は無理な話だろうというふうに思うわけです。

最近、南海トラフの地震予測で、さらに従来よりも津波とか地震の被害が大きくなるということが言われています。だから今必要なのは、こういう大震災を受けて何が必要かということ、やはり日本の鉄道全体として優先させるのは、東海道新幹線を初めとした地震・津波対策をまずやらなきゃならん、これが優先だろうと思います。

同時に、東日本で鉄道がかなりやられました。これの復旧も国家的な事業だと思います。JR東日本にその鉄道の復旧は任せておいて、JR東海はリニア建設だということでもいいのかということですよ。JRが発足した当時、旧国鉄の債務を24兆円、国民が肩がわりをしています。毎年、数千億円程度の税金でこれの穴埋めも行われています。現在、まだ19兆円が借金になっています。9兆円もかけてリニア新幹線をつくる余裕があるんなら、その利益の一部を国に入れて国民に返すことを考えること、そしてそれを東日本大震災で被災した鉄道の復旧に充てる、このことが優先されるべきであって、リニア新幹線の建設が先だと、こういうことにはならないだろうということ、このことを反論しておきたいと思います。

それで、2つ目にお聞きしたいのは、先ほどから強調していますように、リニア建設よりもまずやることあるんじゃないかということで、東海道新幹線の地震・津波対策、それから老朽化対策、それから東日本大震災からの鉄道網の復旧、このほうがリニア建設よりも優先ではないかと考えるんですが、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

リニア中央新幹線建設につきましては、東日本大震災発生後、国の諮問機関であります国土交通省交通政策審議会の中の中央新幹線小委員会の中でも、東北新幹線の被災状況等も踏まえながら、地震対策やJR東海の財務的な事業遂行能力について審議が行われているところでございます。

こうした審議会での審議を踏まえつつ、超電導リニア方式の安全確保が確認され、答申、さらには建設指示へと至っておりますので、その経緯を真摯に受けとめるとともに、大震災以降、リスク回避の視点から、東海道新幹線の代替補完機能を有するリニア中央新幹線の早期整備の必要性についてはむしろ高まっているところと考えております。

なお、リニア中央新幹線の建設は、JR東海がみずからの経営判断に基づき、全額自己負担で行うことを前提とした民間事業でございます。こうした中で、事業投資の優先度につきましては、大量輸送を営む国内屈指の鉄道事業者としての判断であり、リニア建設自体も、国の建設指示を受けて進められているものとして認識しております。

なお、先ほど言いました中央新幹線小委員会の中で、東海道新幹線大規模改修工事に与える効果ということがその小委員会にも出されておまして、この資料によりますと、平成30年以降に約

1兆円で大規模改修をするという計画が出されておると、こういったことはJR東海では可能だと考えておるといふふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

まず反論したいのは、民間企業が全部お金を出してやっていることだからって、こういう言い方をされました。しかし、考えてみてください。東京電力、あれ全くの民間企業ですよ。今どうなっていますか。国有化をする、税金を投入する、こういう事態が起こっているじゃないですか。

だから、公共鉄道としての公共性があるものについては、民間だから民間に任せておいていいんだという話にはならないんですよ、これは。そこのところを考えなきゃならん。だから、もし何かあれば、当然、国として税金を投入するなり何なりやらなきゃならん。民間であるから、それはもうつぶれてもよろしいよということになりますか。ならないでしょう。だから、民間が全部金を出すからいいという話にはならないんですよ。

先ほど、小委員会の話が出ました。私は、1つ考えていただきたいのは、これがその小委員会の開かれる前に行われたパブリックコメントが1つ入っています。これはリニア中央新幹線に関するパブリックコメントを、国土交通省の鉄道局が実施したものであります。下から古い順に、上を向いて新しくなっています。一番上が3・11の大震災後に行われたパブリックコメントです。

私が言いたいのは、一番端が促進、これはリニア新幹線を早くつくれと。それから赤は、大阪まで早く開通させよ。緑は、いや中止もしくは再検討せよと。黄色はそれのどちらにも属さない意見ということでこれ分類してあります。これを見ると、1回目、2回目、3回目とずうっと見ていきますと、3回目で劇的な変化が起こっているんです。つまり、私はこの73%の中止・再検討が国民全体の意見だとは言いません。あくまでもパブリックコメントに意見を寄せた人だけですからね。私が注目してほしいのは、これだけ大きな変化が大震災後起こっているということですよ、国民の意識の中に。

反対の意見の中にどんなのがあるかというのと、震災の影響がおさまっておらず、新たな大規模事業を進めるような社会的状況ではない。中央新幹線の整備に係る費用、エネルギー、人的資源などは、まず東北地方を初めとする被災地の復興に充てるべきだ。福島第一原発事故が収束しておらず、今後の電力供給が不透明である。つまり、新幹線の3倍以上の電力を使うということですよ。そういうリニアの安全性やら環境破壊、国民への財政負担を危惧する声が多く寄せられたと、こういうことなんですよ。

ところが、こういうパブリックコメントをしておきながら、この直後に開かれた小委員会では、先ほど部長が言われたように、全くこの反対意見は考慮もされず、最終答申がまとめられた。その直後に国土交通省が中央新幹線の建設指示を出すという、本当に出来レースのようなことをやったわけですよ。一体パブリックコメントって何なんだと思うんですね。単なる手続で、前もってやらなきゃならんからやる。その結果については、もう無視しますよと言わんばかりのことですよ。

おもしろいのは、国土交通省のホームページを読むと、パブリックコメントとはと書いてあるんですよ。この案に対して、国民の皆様から提出していただいたご意見、情報を考慮して意思決定を行う手続、平気でこれ書いてあるんですよ。これだけ反対意見がありながら、ゴーサインを出して

おきながら、こういうことを平気で書いておるわけです。

市長に聞きたいんですよ。このパブリックコメントの結果を見て、本当に国民の意識は変わっているんだと思うんですよ。その点のことについて、このままりニア建設を進めるべきだというふうに、市長、考えてみえるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

このままりニア建設を推し進めていく考えはどうだということでしたが、過去にもいろいろ議論させていただきましたけれども、国家プロジェクトでございますリニア中央新幹線につきましては、ご指摘のように、昨年5月に整備計画が決定をされまして、東京一名古屋間についての環境影響評価に係る手続が行われました。大きく前進をしておるというふう感じておるところであります。

その建設に当たりましては、これはご案内のとおりでございますが、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づく手続により進められており、国の諮問機関であります国土交通省交通政策審議会の中央新幹線小委員会において、営業主体、建設主体、走行方式並びにルートなどにつきまして集中審議が行われたところでございます。

また、東日本大震災後におきましては、東北新幹線の被災状況も踏まえながら、その整備について、意義や防災対策について改めて確認がなされたその後、国土交通大臣に答申が行われて、昨年5月の建設主体に指名がなされたと、建設指示に至ったというふうにお考えしております。

こういう流れも受けまして、亀山市といたしましては、この審議の経過をしっかりと受けとめさせていただくとともに、災害に強い日本の大動脈の二重系化という側面からも、東海道新幹線の代替補完機能を有する機能として重要な役割を担うインフラ整備でもあるというふうにお考えをしております。今後名古屋一大阪間を含む全線同時開業が実現されますよう、県並びに経済団体また沿線の自治体等とも連携を図りながら、取り組みを継続していきたい、進めてまいりたいというふうにお考えをしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

納得できませんけどね。小委員会の意見、私も読みました、答申。

結局、何も根拠を示さずに、大丈夫です、安全です、可能ですと、こういうことばかり並べてあるんですよ。説得力ないんですよ、一遍読んでください。

J R東海の試算でいっても、使用電力という問題は新幹線の3倍以上ですよ。実際に完成する路線の勾配などで、よりもっと多くの電力が使われるだろうという指摘もあります。

今、大飯原発の再稼働の問題が大問題になっていますけれども、このリニアの使用電力が新幹線の3倍以上ということになれば、東海道新幹線はそのまま継続して走らせるわけですから、それにさらにプラス、リニアができるということになれば、原発をつくらないと電力が賄えない、こういう議論になりかねないわけです。

今、原発事故を契機にして日本がどんな社会に変わろうとしているのか。大きな流れとしては、省エネの社会に切りかえていこうというのが全体としての流れですよ。やはりリニアというのはもっと前の段階で、それこそ日本が高度経済成長で右肩上がりに何でも上がっていくような時代に計画をされたものですよ。だから、こういうようなことが平気でやられるわけですよ。消費電力3倍ですよ、これ。こういうものがそのままやられる。やはりこれは今の時代に逆行する浪費型の交通体系だと言わざるを得ません。省エネ型の交通体系、こういうものにすべきだと思います。

それから、もう1つ大きな問題は、路線の8割がトンネルなんですよ。8割トンネルですよ。これ楽しむどころじゃないですね。鉄道に乗っておっても、トンネルが8割だったらちっとも楽しくありませんよね、旅行は。地下40メートルですよ、そこを走るんですよ。運転士は乗りません、遠隔操作です。もしこれで事故、火災、地震、こういうことが起きた場合の安全の確保ができるのかという問題があるわけですよ。何人乗るのかわかりませんよ、乗務員が。そんなに数多く乗らないと思いますよ。その中で、1,000人近い乗客を乗せると言っています。それをトンネル内で事故が起こったら、どうやって1,000人もの人を少ない乗務員で避難させるのか。

例えば、トンネル内に避難時の脱出用の縦くいという縦にエレベーターかリフトかわかりませんが、上がれるようなものを何本かつくっています。しかしこれ、1,000人の人が短時間でどれだけ乗れるか、考えただけでも疑問が残ります。

それからもう1つ、これは余りわかってないんですけど、電磁波という問題あります。これは、リニアというのは車体を浮上させるコイルと推進力を得るためのコイルが、ガイドウェイいわゆるこの枠の中に取りつけられて、車両側には低温超電導磁石が搭載されるというんですね。磁石があるわけですね、強力なる磁石がある。この磁力でもって電磁波が発生をして、車中の人に対する影響であるとか、沿線の住民に対する影響をどういうふうに制御するのかという問題があるというふうに言われています。

よく言われるのは、高圧鉄塔の下は居住禁止というふうになっていますよね。だからそれも電磁波の影響ですよ、これ危ないということです。それと同じようなことがこのリニアにもあるわけですから、これに対してどうなんだという、国は規制値を設けていません。いわゆる電磁波、これ以下なら人体に影響ないよという基準がないんです。それが無いにもかかわらず、問題ないというふうに小委員会の答申は出されているわけです。山梨の実験線での数値も公表されていません、はっきりとはね。だから、そういうこともやらずに、安全性の確保が本当に心配だという声が多くあるんだろうというふうに思います。

私は、このエネルギーを大量に浪費するような社会交通体系の見直しというのは、今本当に、震災後、国民の思いではないかというふうに思います。それから、こうしたトンネル内の事故に対する対応、それから電磁波を本当にきちっと制御できるのかどうかという安全の問題、この問題についてきちっとされているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今議員申された部分につきましては、私どもとしては、中央新幹線小委員会での議論ということによらなければ、そういった部分についてはお答えできませんので、こういった部分について議論

された部分についてはご紹介させていただきながら、そのような考え方をっておるということのご答弁させていただきたいというふうに思っております。

議員申されたとおり、さまざまなパブリックコメントが寄せられておまして、その中でもそういった部分に対する反論等も書かれておるということをご承知だろうと思っております。

それで、中央新幹線小委員会では、東日本大震災を踏まえての今後の電力供給につきましては、建設主体であるJR東海に対し、維持運営費用を含めたコストダウンの重要性について、エネルギー効率性の向上に取り組むべきとして指摘も行われており、今後もエネルギー効率向上のための技術開発に取り組みが行われるものと考えられております。

ちなみに、先ほど議員申されましたリニアにつきましては新幹線の3倍ということでございますが、リニアにつきましては、東京―大阪間については1時間と。これに競合する輸送路としましては航空機しかございませんので、CO₂につきましてはリニアの3倍ぐらいが航空機はかかるという部分で、一方でそういった低炭素の乗り物だということも言われております。また、磁界の影響による健康被害につきましては、山梨実験線での実験結果から、国際的なガイドラインを下回る水準に抑制することが可能であると確認もされております。

さらに、地震時の安全性につきましては、阪神・淡路大震災に見直された耐震基準と同等の基準で建設されることとなっております。東日本大震災における東北新幹線の被災状況を踏まえれば、所要の耐震性は確保できるものと考えられております。なお、国におきましても、東日本大震災の経験も踏まえこれまでの地震対策の検証も行われており、その検証結果や最新の技術の知見をできる限り反映させてリニア中央新幹線の建設がなされるものと考えております。

なお、この検証の中で書かれておるのは、長大トンネルというのは全国で4つほどあろうということでございますが、こういった部分の中での経験も踏まえて、最新の技術が導入されるというふうなことで書かれておまして、こういった部分の中央新幹線小委員会の考え方があると。実際に、国においてもきちっと確認はされておるというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私はやっぱり原発の安全神話と一緒に、今まで推進、推進でずうっと来たわけですね。それでほとんどそれに対して検証もしてこなかった。どんどん進んできた。このことに対して、一度とまって疑問を投げかけるべきではないかということなんですよ。

というのは、今、大飯原発でもそうです。実際にいろんな安全の確保しなきゃならんということがありますけれども、計画ができておればオーケーだというふうなことでゴーサインが出ているわけですね、再稼働の。一緒ですよ。今の話で言うと、例えば消費電力も下げるように、抑えるように考えるということでしょう。そういうような、要するに方向性だけを出しておるだけで、実際にどれだけになるのか、下がるのかということにはならないわけですよ。

だから、そんな方向性だけを示して、計画がありますから、こうなりますからというだけで、それでオーケーですという話には私はならないだろうと。そここのところをもう一度考える必要がある。

それからもう1つ、重大な問題があるんですけども、南アルプスを抜くんですね、トンネルで。これはやはり自然破壊、環境破壊ということでは非常に問題だろうというふうに思います。2

0キロのトンネルをつくるっていうんですね、あそこに。

これ事実、2009年10月に山梨実験線のトンネル工事をやったときに、山梨県笛吹市の簡易水道の水源が枯渇したと。これはネットでニュースを調べてもらえばわかりますけれども、載っています。だから、当然トンネルを掘れば地下水脈を壊してしまって流れが変わる、とまる、こういうことはあり得るわけですね。そういうことが現実にかかるということですね。

それから、南アルプスには中央構造線、糸魚川静岡構造線の大断層があります。こういうことも含めて、トンネル工事をやることによって地すべりが起こる、こういうことだって考えられるわけですね。だから、どう考えても南アルプスを20キロにもわたってトンネルを通してまで、第2の鉄道を引かなきゃならんという大義がないということですね。それよりは、本当に今ある東海道新幹線、乗客も減っていくんだから、そこをしっかりと改修していくという方向に行くべきだろうと私は思います。

それで、こういう自然破壊までやって進めようとしていることについて、櫻井市長、どうですか。こういう自然破壊、環境破壊をやってでもリニアはつくるべきだと思いますか。この点、市長の見解を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員の考え方、あるいは御党のお立場とか、触れていただいてまいりました。

当然、今の話、安全性の問題とか環境への影響とか、時間の短縮が必要かどうか。昭和30年代の東海道新幹線の整備の折、当時は国鉄が事業主体でございましたけれども、その折にも計画段階から同じような議論があったというふうに承知をいたしておるところでございます。

しかしながら、長い歴史の中でその高速鉄道が果たしてきた役割とか、あるいは社会や経済や、さまざまな人の生活やビジネスにおいて大きなインパクトを与えてきたということは事実であろうと思いますし、環境や安全に対する問題につきましても、ご案内のように、東海道新幹線を運行してきた国鉄並びにJRは、本当に大きな事故を起こさずに今日に至ったと、世界でも称賛される状況でございます。

したがって、リニア中央新幹線の建設の促進、あるいは駅誘致について、それはやはり議員のお考え方よくわかるものでございますけれども、しかし亀山市といたしましても、本年まで多くの市民の皆さん、あるいは経済界、あるいは議会の皆さん、そういう中で今日まで積み上げてきたそういう流れの中で、技術的な問題や安全面やコストの問題や、これは国において、あるいはJRが主体となる事業でございますので、その過程でさまざまクリアをされて今後も展開されていってほしいというふうに思っておりますし、亀山市といたしましてもこういう流れの中で、やっぱりこのリニア中央新幹線が本市の将来の発展に大きなインパクトを持ち、大変重要な政策テーマの1つであると、このように認識をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の市長の発言でおかしいのは、それは静観をする人ならそれでいいですよ。JR東海がどう

いうふうにしていくのか、今後どういうふうにか、こういう問題をクリアしていくのか見ていこうと。あなたはそういう立場じゃないですよ。推進の立場なんです。これを進める立場にあるわけですよ。そういう人がやるべきことは、こういう問題に対して、市民にきちっと答えができるということが推進する立場の人の責任やと思うんですよ。それができないのなら、推進という立場をとるべきじゃないと思うんですよ。そういうことがクリアされるまで私は静観しますというのなら、今の答弁でいいんですよ。ところが、推進の立場でありながらそういうことを言うのは、やっぱり私はおかしいと思う。だから、そこをきちっと整理していただきたい。そういう問題が解決するまで静観させてもらいますというのならわかりますよ。その辺をきちっとする必要があると思います。それから、最後に、亀山市にとってどうなのかということをお聞きしたいと思います。

問題は、こういうリニアの駅をつくることで地域が活性化するかどうか、こういう問題なんです。これまで全国で、大規模プロジェクトということで道路、空港、空港なんて本当にたくさんできましたよ。で、みんな赤字ですよ、これ。本四架橋、東京湾アクアライン、こういうものもつきました。これも採算に合っていません。こういうことをどんどんやってきたんですよ。

ところが、そういう地域が活性化したかということ、活性化してない。多くはその事業によってストロー効果、すうっと吸い込まれる。東京、大阪というような大都市へむしろ地方の人口が吸われていくというストロー効果、こういうようなことが出て地方が疲弊しているというのが現実やないですか。新幹線についてもそうです。全国に広がっています。しかし、中小の都市を見てみますと、やっぱり人口が大きくふえて地域が活性化したというのは余り例がないですね。

むしろ、ここに1人紹介しますが、まちづくり・地域再生の専門家である久繁哲之介という人がこういうふうに言っています。新幹線や高速道路の開業前はメリットだけを語る報道が特に多い。しかし、開業後の地方都市は、すべてがメリットよりデメリットが圧倒的に大きくなって衰退している。つまり、メリットとデメリットを比べるとデメリットのほうが圧倒的に多いということ。メリットがないと言っているんじゃないですよ。メリットよりもデメリットのほうが多いと、こういうことを指摘しているわけです。

そこで聞きたいのは、亀山市に駅を誘致して亀山市が活性化するか、その辺の見通し、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

新国土軸となりますリニア中央新幹線につきましては、圧倒的な時間短縮効果により我が国の3大都市圏を結ぶ巨大な都市集積圏域、これ6,000万人と言われておりますが、こういった集積圏域が生まれまして、交流機会及びライフスタイル転換の可能性が拡大することで、産業経済分野を初め学術研究分野、観光分野など幅広い分野における経済波及効果が期待できるところでございます。

また、その停車駅誘致がもたらす地域への効果としましては、亀山市が首都圏、近畿圏へのターミナル機能と三重のゲートウェイとしての位置づけを持つことによりまして、リニア駅の利用を通して県内・外の人、物、情報の流れが大きく変化し、市民の移動性はもとより市の拠点性や求心力、知名度が向上し、さまざまな分野でのプラス効果が生まれるものと考えておるところでございます。

それから、先ほどの中央新幹線小委員会におきましても、中央新幹線の整備効果拡大のための駅及び周辺の整備についても議論されたところをごさいます、こういったところも参考にしながら今後のまちづくりを進めるということになるかと思えます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

結局、いつもこれは質問で聞いていますけど、要は亀山駅におりて、亀山駅にとどまって何かをしたいと、そういう魅力がなければ駅におらないわけですよ、駅ができて。やっぱりその問題をクリアしない限り、駅をつくっても私はふえないと思いますよ。年に何回利用するのか、利用する人の中でもわかりませんが、確かにその駅ができたならリニアを使って短時間でいけるということはありますよ。しかし、それが市民の圧倒的な声やないと思いますよ。年に利用しても1回か2回かなあという程度の利用しかないわけです。

問題は、駅をつくることによって亀山でおりにていただいて、亀山で泊まっていたらとか、亀山を散策していただいてとか、そういう人がふえることが駅をつくる意味だというふうに思います。

そういう意味でいうと、本当に亀山にそれだけのものが今あるのかどうか、そういうことを考えた場合に、今の交通の中で、リニア駅がないとそういうことができないのかということ、道路網は整備されていますし、それから不十分ながらも名古屋から1時間ちょっとで亀山、関へは来るわけですよ。そんな中で、果たして江戸時代の、例えば関宿、町並みを訪れたい人がリニアを利用するのかどうか、その辺も含めて考える必要があるんじゃないかなあというふうに私は思います。だから、そういう意味でいくと、亀山に駅をつくることの効果というのは、本当に十分考える必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

最後に、私は幾つかきょう課題を言いました。これはぜひ人ごとではなしに、推進するんであればこれはきちっとJR東海にも確認をするなり何なり、検証を求めるべきだというふうに思いますけれども、1つ紹介したいのは、去年の5月30日の中日新聞の社説、抜粋ですけど、ちょうどこれで、このパブリックコメントの後、小委員会が結論を出して、建設のゴーサインを出した直後の社説なんですけど、こういうふうには書いています。

JR東海のリニア中央新幹線計画に国がゴーサインを出した。都市部の深い地下や南アルプスの長大トンネルを超高速で走るだけに、耐震性と地震対応が気がかりだ。十分な説明が聞きたいとの書き出しで、企業と国でつくられた安全神話のように聞こえはしないか。絶対に安全とされてきた日本の原発が、巨大地震と大津波でレベル7の世界最悪の事故を起こしたことを思うとなおさらだ。リニアが原発と同じとは言わないが、人命を預かる以上、安全第一でなければならない。災害時の対応について、まだ情報が少ない。東京―名古屋間の南アルプスを貫く直線ルートは約8割がトンネル。深さ数十メートルの都市部地下は直下型地震に耐え得るのか。フォッサマグナの横断に支障はないのか。想定外はないのだろうか。JR東海の計画では、長時間にわたって停電した場合、5キロから10キロ間隔の縦くい、先ほど私が言ったやつですね。縦くいや斜坑、斜めのものがあるらしいですね。脱出経路とする。停電でも地上へのエレベーターは動くのか。運転士がいなくてもリニアに乗員は何人乗り込み、最大1,000人の乗客をどう誘導するのか。綿密な脱出マニュアルをつくり、国民に示してほしい。

こういう問題点を中日新聞の社説は掲げています。これはもっともだと思いますよ。やっぱりこういう点をきちっとやるべきだと思います。

最後に、市長に再度お聞きしたいと思います。こういう問題がまだ検証されずに、クリアもされていない中で、推進一辺倒ということでもいいのか。それとも、先ほど言ったように、そういういろんな問題提起、そういう検証が済むまで一時立ちどまる、ここにあるような、中止再検討という立場に立つべきではないかというふうに思うんですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このリニア中央新幹線の建設促進や駅の誘致活動、亀山市にとりましても長い間時間をかけて、これは市民の皆さんにも参画をいただいて、JRの複線電化とあわせて市民会議を推進してまいりました。

本当にさまざまな思いが積み重なって今日に至ったというふうに感じております。特に、今時間軸の話が欠けておりますが、先ほど申し上げた東海道新幹線が生み出したさまざまなインパクト、あるいはその技術的な問題やいろんなものや英知をそれぞれの立場でクリアして今日の時代をつくってきたということを考えますと、先ほどご紹介をいただいたような課題につきまして、本当に英知を結集して乗り越えられるものというふうにも感じておりますし、その間立ちどまれというご指摘でございますけれども、今日まで積み上げてまいりました市民会議の活動、例えば山梨の実験線には亀山の次代を担う子供たちも数百名が試乗したり、夢をはぐくんできたと、こういう時間軸の重要性もあろうかというふうに思っておりますし、未来への可能性につきましてもまちを挙げてはぐくんできたと、また今後をはぐくんでいかななくてはならないというふうに思いを持たせていただいております。

半世紀以上かけて、この国家プロジェクトでありますリニア中央新幹線が、価値があるプロジェクトであって、先ほども企画部長が答弁をさせていただきましたけれども、今後も市として積極的に推進をする方針を堅持していきたいと考えておるものでございます。

市の将来を展望して、その発展を考える上で、少し長いスパンの中で、単なる新国土軸の通過地域ではなくて、その活用拠点地域であることはもとより、さっきご指摘をいただいたような交流が盛んになっていく、あるいはその中でさまざまな経済効果が生み出されていく、そういうような状況も同時につくり上げていくために、東京一極集中ではない状況をつくっていくためにも、このリニアの駅を核とした魅力的な都市空間の形成やアクセスが本市の将来にとって不可欠であるというふうに思っておりますし、その意味で、来るべき時期に向けてやっぱり私どもは市民の皆さんや議会の皆さんや、行政の力、経済界の力を総結集して備えてまいりたいという考え方を強く持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

まあ残念ながら、そうはならないと思いますよ。

私がきょう1つ提案というか課題として出しました問題、一つ一つ本当にまじめに検討したら、

おのずと推進から僕は中止、再検討になると、このことを申し上げて、時間がもうありませんので次の問題に移ります。

次に、旧国道1号線の野村から御幸にかけての歩道整備についてであります。

この問題は、旧国道1号線、今もうバイパスができたために旧国道1号線と呼びますけれども、太岡寺のあたりから井田川までの間の歩道、県道になりましたけれども、一部を除いて歩道がないという問題ですね。特に、この歩道整備については16年6月議会でも取り上げました。

特に、私が住んでいる野村のところから郵便局、エコーへ高齢者の方が徒歩もしくは自転車で、いわゆる平たんなところですので、国道1号線が。だからそこをずうっと行かれると。ところが、歩道がない上に、ガードレールのあるところと一部ガードレールのないところもある。非常に危ないところになっています。やっぱりこういう問題を早急に解決しなきゃならないなというふうに思っています。

まず1つ目は、16年6月以降、どんなふうに取り組まれたのかというのが1点と、もう時間がありませんので、もう1つ、バリアフリー構想というのが新たにできました。その中で、ちょうど河合石油のあたりからエコーのあたりまでのエリア、重点地域に入っております。そのバリアフリー構想の中でこの歩道を何とか整備するという道がないのかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

平成16年にご指摘いただきました御幸地区の歩道におきまして、県道と隣接する宅地で急勾配になっている箇所、その辺につきましては、現在できる範囲ではございますが、道路管理者である三重県において改善を行っていただきました。

ただし、河合石油前からバリューセンター前までの区間の歩道を連続的に整備することにつきましては、道路橋や擁壁などが支障となっておりまして、新たに歩道を設けるスペースを確保することが難しいことから、歩行者や自転車については、タカラブネ前へ迂回していただくように案内看板を設置していただいたところでございます。

亀山市交通バリアフリー構想におきまして重点整備地区に設定されたこの地域につきましては、生活に関連する施設を結ぶ経路を選定して、バリアフリーに対応した歩道整備を亀山市と三重県で分担して計画的に進めております。

県道関係としては、農協前から商工会議所前までの歩道整備を進めていただき、今年度からは商工会議所前からエコー方向への整備に着手していただけると伺っております。現在、三重県において進めていただいております歩道整備は、先ほどご説明しましたバリアフリー関係の事業と、歩道が未整備の箇所において外側線の設置やカラー舗装などの簡易な手法も含めて、短期間で経済的に効果を発現することをねらった「安心路肩事業」がございまして。

当該箇所については、構造物等の取り合いの問題や、側道との合流・分流に伴う安全性が確保できるかなどの課題もありますが、「安心路肩事業」としての整備の可能性について、三重県に相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ前向きに検討していただいて、県とも協議をしていただいて実現していただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時13分 休憩）

（午後 4時24分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、2番 新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

2番、公明党、新 秀隆でございます。

通告に従いまして、始めさせていただきます。

まず初めに、健康づくり対策についてでございますが、現在の国民の死因の第1位となっておるのががんでございます。国民の命を守る、これが私が思うに政治の重要な責務だと思っております。

子宮頸がん、ヒブワクチン、そして肺炎球菌等の3種の予防ワクチンについても、昨年来より全額助成、無償という形になっておりましたが、本年の3月をもって期限が切れて、そして有料になるという方向ではございましたが、ことし第4次補正に組み込まれ何とか継続するという形にはなりました。しかし、これも1年限りという実におかしな話でございます。

今、亀山市といたしましても中学生までの児童の医療費の無償化、この件につきましては県内はもとより全国レベルでも確かに高い評価と誇れるものと、一市民として自負させていただいておる次第でございます。

こうやって国会を見ても、現在まだ1年限りで3ワクチンの補助が決まっておらんという事態にある中、本当に憤りを感じる昨今でございます。こういうことにつきましても、すべては亀山市の予算にも即はね返ってくるのは実情でございます。予防接種の抜本改正によるのは、これは制度の恒久化を求めるものでございまして、我が公明党初めみんながこの辺については強く求めていきたいと思っております。

さて、それでは現在の亀山市におけるがん予防対策について、現在の予防対策の実施の状況をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

2番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

がんにつきましては、先ほどご紹介いただきましたように日本人の死亡原因の第1位となってお

りまして、年間30万人以上の方が亡くなっております。この状況につきましては、亀山市においても同様でございます。

そこで、胃がんのみならず、がんの予防につきましては1次予防と2次予防がありまして、このことは平成23年3月に策定をいたしました亀山市食育推進・健康増進計画の中でもあらわしておりますが、1次予防というのは、喫煙や塩分の多い食事などがんにかかる危険性を高める生活習慣を改め、バランスのよい食事や適度な運動など、がんにかかりにくい生活習慣を築くというものでございます。まずは市民の皆様一人一人が、日常の生活の中で自分の健康管理に心を配っていただく、そういった考え方でございます。

そしてその次に、がん検診を定期的に受け、早期発見、早期治療につなげるのが2次予防でございます。がんの多くは無症状で進行しまして、明らかな自覚症状が出たときは重症化している場合も多くあります。

そこで、市では健康管理の重要な施策といたしまして、がん検診を主要事業に位置づけまして、胃がん、肺がん、大腸がんなど主ながん6つにつきましてその検診を行っております。

そして、検診につきましては、検診バスで行う集団検診と、市内の医療機関で実施をいたしております個別検診の2つの方法で行っております。

集団検診は気軽に受診できますように、あいあいや健康づくりセンターのほか、地域のコミュニティセンター等でも実施をしており、検診内容といたしましても、胃がん以外にも肺がん、大腸がん、前立腺がん、それから健康診査、これらを同時に受けられるようにしております。自己負担金も、1つの検診につきまして200円から400円と県内で最も安価で受診をしていただけることとなっております。また、個別検診におきましては、すべてのがん検診につきまして6月から翌年1月の8カ月間、市内の各医療機関で受けていただくことができます。

このように、市民の皆様自身で取り組むそういったがん対策、それからがん検診と、この両面からがん予防に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

そこで胃がんの発生、特に30万人とも言われるがんの発生が起こっている中でも胃がん、今はがんイコール死というものではないというような、がんの治療をあらわす5年生存率は、日本のがん患者全体の57%と年々上昇しております。

がんと診断されたときには衝撃を受け、本当にその悩みははかり知れないものがございます。そういった中でも、30万人のがん発生の中で、胃がんの発生は日本では年間約5万人が死亡するということまで言われております。胃がんの発生につきまして、これらを抑止する啓発運動の実施についてもいろいろ努力されておると思います。先ほど、山崎部長がおっしゃっていただいたいろいろ案内があります。

実際に、ことしの6月1日号でございましたが、このような「健康づくりのてびき」というのを各戸に配布していただいたと思います。これらの「健康づくりのてびき」には、しっかり私も拝見させていただきましたが、個別診断、集団検診の実施日や、また実施の会場に至るまで、そしてま

た「適正飲酒のススメ!」「こころの健康管理」に各種教室の案内等々、実に丁寧かつ親切に記載されておりました。

そういう中で、胃がんについてちょっと特化させていただきますが、胃がんについての特化した啓発運動についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

がんの予防の啓発につきましてでございますが、先ほど議員ご紹介いただきましたように、このような平成24年度「健康づくりのてびき」保存版ということで、広報の6月1日号と同時に各世帯に配布をさせていただいております。

そして、この「健康づくりのてびき」におきまして、その12ページ分をがんの予防に充てております。全体で22ページのところ、その半分以上をがん予防に充てているわけでございます。そして、その6ページには、がんを防ぐための新12カ条、これは財団法人がん研究振興財団が発しているものでございますが、これを掲載いたしまして、胃がんを含むがん発生抑止のための取り組みを訴えております。

それを見ますと、まず第1条は、たばこは吸わない。それから第2条は、他人のたばこの煙はできるだけ避ける。それから第3条は、お酒はほどほどにと、こういったことで胃がん予防に対しまして、その新12カ条の中でも大きく割いているところでございます。

さらにこの「健康づくりのてびき」では、1年間の検診日程の一覧表を掲載して、市民の皆様ご自身がご自分の生活の予定にこの検診も組み込んでいただきますように、そういった思いも込めまして、先ほどご紹介もいただきましたが、検診の日程も載せております。そのほか、広報やケーブルテレビ、地域で行う出張健康福祉講座、各種教室などさまざまな機会をとらえまして、がんを防ぐ生活習慣について啓発も行っているところでございます。

このように、がんの予防につきましては、1次予防、2次予防の2つが合わさってこそ効果が発揮されるものでございますので、市といたしましては、がん予防対策全体の中で受けやすい検診の体制づくり、それからがんを防ぐ生活習慣の啓発に力を入れて取り組んでいるところでございます。

市民の皆様には、ぜひこの「健康づくりのてびき」を身近なところに置いていただきまして、日ごろの健康管理に役立てていただきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

先ほどの、がんを防ぐための新12カ条と、まさに何か新（あたらし）の12カ条のようにですね、たばこも吸わない、お酒はほどほどにと、ちょっとちくちくとしている方も多々見えるんではないかなと思いますが、実際のところ、非常にがんというのは怖いものでございまして、やっぱり自己抑制、その辺もしっかりと自己管理によって防げるものは防いでいきたいと思ひます。

この問題は、先ほど来からがんにちょっと特化いたしまして、発生抑止についてでございますが、今回はピロリ菌検査の助成制度について提言させていただきたく、そして亀山市の医療制度は確かに県下でも、先ほど申したように群を抜いたものでございます。しかしその反面、医療費の高騰、

そして財政の右下がりの実情ではございます。それゆえに予防検査の推進により、少しでも大事に至る前に、迅速な手当てにより健康な状態を維持できることで医療費の抑制につなげてまいりたいとも思います。

そこで、長野県飯島町での実例を少し紹介させていただきたいと思います。

日本で、先ほども言いました年間5万人という胃がんによる死亡が発生しております。この原因の1つが、日本人の2人に1人が胃に持っている言われるヘリコバクター・ピロリ、つまりピロリ菌でございます。長野県の飯島町では、胃がんを減らすためにピロリ菌の検査費用を、2007年度から補助制度を実施しており、対象が19歳から69歳、約6,400人のうち1,489人がこれまでに検査を受け、そのうち491人にピロリ菌が見つかった事例がございます。

そこで同町は5年間、胃がん撲滅キャンペーンとして助成制度を始め、検査は尿素呼気試験と血液検査の2種類を実施し、合計で5,000円の費用のうち町が3,500円を補助し、自己負担が1,500円と。検査にもよりますが、大体30分ぐらいで終了すると。その検査は集団検査を年2回、同病院での検査を毎週実施されたそうです。

そして、キャンペーンの開始3年後に町が行った検査では、検査でピロリ菌がいるとわかった人の約84%、検査後に病院で受診してピロリ菌が見つかった場合、除菌により発がんの確率を3分の1まで押し下げたという成果を上げられております。

このことで、国が昨年ピロリ菌を胃がん発生の因子であると認めたことに触れ、胃がんの死亡率が減るかどうか、またピロリ菌がいなくなったことによってトータル的に医療費が減るかどうか、その点は私はよい結果が出ると信じております。

さて、亀山の予算にも上がっていない現在のピロリ菌検査の助成制度について、この件につきましてはお考えをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ピロリ菌でございますが、これは胃の粘膜に感染する細菌で、1980年代に発見されまして、その後の研究で胃がんや慢性胃炎、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などいろいろな病気の発生に影響を及ぼす原因となる病原体であることが明らかになってきております。

ピロリ菌の感染を検査する方法としましては、胃カメラを使い直接胃の粘膜を採取して検査する方法や、血液検査のほか便検査などの簡単な方法でも検査することが可能でございます。

しかしながら、現在のところ、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などにかかっている場合には健康保険が適用されますが、がんの予防のための検査には保険が適用されず、全額自費での検査となり、検査方法にもよりますが、費用が数千円ほどかかるものと聞いております。

このピロリ菌を退治することで胃がんの発生リスクを大きく下げられるということもわかってきておりまして、ピロリ菌の検査は胃がんを初めとする胃の病気を予防することにもつながるものと考えておりますが、まずは現在行っておりますがん検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見、早期治療につなげていくことが急務と考えております。

そのため、ピロリ菌検査への助成につきましては、その後の課題といたしまして、県内他市の状況も見ながら、がん予防施策全体の中で研究をしてみたいと、このように考えているところで

ございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

ピロリ菌検査の助成制度をしっかりと提言いたし、また早期ピロリ菌除菌で胃がんの撲滅につながり、そして市の財政の医療費抑制につながっていきたいと思いますので、どうかよろしく願いしたいものでございます。

続きまして、大きく2つ目の点でございますが、市民の安心・安全対策についてということで、消防バイクについてということでございますが、現在、狭隘道路を有する地域への消防車の対応についてということで、亀山市におきましては、1号線や名阪国道のような自動車専用道路以外ではそうそう渋滞とか発生する地域ではございませんが、亀山市ならではの土地柄、狭隘道路、すなわち軽トラでも走行が不可能な非常に狭い道とかがたくさんございます。

このような場所への消防車の走行は、非常に困難な状況であります。このような地域であっても、やはり火災というものが発生することもあり、消防署員の方、そして各地域の消防団の決死の消火活動により大事を免れたという事例も多々聞き及んでおります。

そこで、この狭い道を持つ地域への消防車、消防活動はどのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

狭隘道路への消防の対応でございますが、救急や火災発生時の狭隘道路への対応につきましては、平常業務のほか非番等休みを利用して、管内の道路状況また水利等を調査し、把握に努めております。

災害時の指揮者の判断によって、可能な限り現場まで直近し、消防車両を進入し、その後は徒歩にて対応しております。また、消防団につきまして、台車付きの小型動力ポンプが市内に9台配置しておりますので、狭隘な道路でも進入は可能であると考えております。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

出勤のないときに、日々市内を回って土地柄をしっかりと頭に入れて、惨事のときには早々に駆けつけられるというふうな日ごろの努力には感謝いたします。

そういう中で、消防バイクの導入についてということで、では本題のこの消防バイクについてですが、地震や火災などの災害時にすぐれた機動力を発揮し、初期消火活動や情報収集に大きな効力が期待されると言われる消防バイク、通称赤バイとも言われておりますが、昨年の3・11東日本大震災はもとより、平成7年にさかのぼる阪神・淡路大震災を受け、それらの教訓以降、その機能と役割に注目が集まっております。

既に災害現場での第一線へ導入している自治体の現状と、バイクの性能、全国的な導入促進に向

けた課題について少し考えてみたいと思います。

今現在、総務省消防庁といたしまして、3つの機能の把握というか状況の把握の調査依頼が打ち出されております。

まず1つ目としまして、消防バイクの配備台数と車種、2番目に運用方法の体制、3番目に積載機材など消防バイクの全国的な運用状況の実態調査を6月中には把握したいと。また、その結果を取りまとめ、各地の消防本部へ適切な助言を行っていくことを示されております。

亀山市には消防バイクの存在はございませんが、先ほど次長がおっしゃってございました9台の手押しと申しますか、あの車で対応もあるし、またホースをつないだりとか、そういう形で対応をとっていただいております。先ほど報告をいただきました。

でも、即駆けつけられて、初期消火で消せたという事例も各県でも出てきております。そういう中で、三重県の消防バイクの保有の実態を伺うとともに、また消防バイクを保有している他市の活用状況がわかればご一緒にお答えいただけますか。

○議長（小坂直親君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防バイクの導入についてでございます。

消防バイクの導入についてのご提言をいただきましたが、火災現場における消防活動は部隊活動が大原則であることや出動体制の確保、安全管理の徹底、さらに免許取得や高度な運転技術を要するなどの要因から、当消防本部では配置はしておりません。また、現在策定中の亀山市消防力整備基本計画の中でも議論の対象とはしておりません。

なお、消防バイクを配備している県内3つの消防本部の運用実態は、運用日数もわずかであり、出動体制の確保面からも苦慮していると聞いております。

また、消防バイクの導入の目的から考えると、当消防本部といたしましては、発災直後の情報収集等の任務を、今年度設置しました指揮支援隊の指揮のもと、迅速、的確に対応することとしております。

さらに初期消火につきましては、発見者等の関係者による効果が最大であるため、各自治会が設置の消火栓ボックスの活用や自主防災組織の配備した消火器などの活用により、効果的な初期消火に努めることが重要であると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

現在のところは予定もないという、検討段階にもなかなかなっていない状況が現状だと思います。

しかし、オンロードタイプでは走行等、瓦れき等の災害時には難しいものがありますが、オフロードタイプというのが最近では主流になってきております。そういう中で、やはり足場の悪い道とか、そして砂利道など、また岩場、その辺等走行しやすい最大の特徴を持つのが消防バイクであり、何と申しても機動力を生かし、渋滞でも、倒壊場所にいち早く駆けつけ、通行車両が行けないような場所にでもはせ参じていける、そしてまた1分1秒を争う交通網の遮断されたところへも入っていくと。

そして、今の事例ではございますが、各県のを調べてみましたが、パネルにできないのが残念でございましたが、山を駆けめぐることができるという乗り物というのが貴重なところであり、そして先ほども申しあげました災害時に非常に走行困難な道であっても走り抜けることができると。また、中には「インパルス」という、消火銃とも言われる、空気を圧縮して水を強い力で、至近距離では車のフロントガラスでも割れるほどの威力のある消火機能を持ったバイクも存在しておるといふこともございます。

ただ単に火事だけではなく、亀山市におきましてもいろいろ行方不明とか、そういう話でいろいろの人が出てきております。山岳地域やまた河川敷、川の中とか川を渡っていくとか、捜索について、そういうふうな面についてもまた貢献できるのではないかと。そしてまた、今新名神で何かあったときの出動時にも迅速に行けると。排気量の関係もございますが、いろいろ消防士の方のプロの目を見た状況を、しっかりした始点の情報を後発隊に伝えていくというのが大切なことではないかと思われまます。亀山市にはないアイテムではございますが、貢献度の高い役割を担うことを確信するものでございます。

消防バイクの機動力、特徴のイメージをどこまで皆様に伝えられたかわかりませんが、やはり北東分署を控えた、財政の逼迫しているところではございますが、その点はお察し申し上げますが、先日も鈴鹿市のほうで新しい消防署の竣工式が、6月3日に中央消防署竣工式ということで行われました。そういう中にも、今回は本田技研さんのほうから寄贈という形で2台贈られたそうでございます。現在、鈴鹿市の消防署のホームページに載っているのが旧のオンロードタイプで、ちょっと山道を走るには難しいような形ですが、今回の寄贈されたものはそういう難所でも走れるような車両を2台寄贈されたそうでございます。

亀山市にも広域という形では考えてみますと、我々も鈴鹿市というナンバーをつけておりますので、そういう面でも、またホンダさんと言えば、当初、東京消防庁が正式に入れたバイクがホンダのバイクであると。地元の鈴鹿ともに広域の中であるメーカーでもございますので、その辺をしっかりと意向を担っていけるような亀山市にもなっていきたいと思っております。そういう中で、消防バイクの導入に強く関心があり、また提言したいものでございます。

最後のオフロードバイクの件についてでございますが、先ほど、渋滞や倒壊の難所の道路に行くことにつきましては、再三消防バイクのところでご説明いたしましたので省略させていただきますが、今現在の災害時の情報の収集方法についてというところでございますが、インフラ切断時、こちら確かに衛星携帯電話等々ございますが、こういうところについて、まずインフラ切断時の情報収集の方法についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

伊藤局長が災対本部業務に従事しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

孤立した被災地における情報収集の手段といたしましては、通常用いております有線電話、これが通じますかどうかはわかりませんが、そういうもの。そして携帯電話、そして特に衛星携帯電話が亀山市の中で一番主流になっております。

そのほか、防災行政無線や消防団車両が所有しております消防無線などが重要な通信施設である

ということで、活用していくということで現在考えております。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

やはり電波の飛ぶものが主流になってくるとは思います。

先日、静岡市の危機管理部の防災対策課の方のお話を伺うことができました。その中でも、静岡市のオフロードバイク隊というのが、しっかりお話を伺うことができまして、確かに静岡市と言えれば政令指定都市で人口が72万と、亀山市の1.4倍ほどの規模ですので同じ感覚で考えるのは難しいものがあるかもわかりませんが、こちらでは平成8年設立のオフロードバイク隊、バイクの数が40台、そして配備されている、これは市職員になるんですが、35名を待機しており、地元のバイク製造メーカーもございまして、そちらのボランティア等の方の協力を得て、バイクの操作技術を教育、そしてまた指導ということを展開され、昼間だけではなく夜もバイクの練習とか、そういうものを実施されているようでございます。

先ほど、消防バイクでオフロードバイクの機能性についてはお話しいたしましたが、直接現場で状況を把握する、その現場に行くことにより状況をしっかり把握できると。そしてまたその情報を伝えると。確かにバイクですので、救援物資等を運ぶというにはちょっと荷が重過ぎるとは思いますが、そういう中でオフロードバイクの活用について、どのようなお考えをお持ちかという点についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

オフロードバイク隊の導入についてでございますが、建物の崩壊による瓦れきの散乱などによりまして、道路網の寸断によって自動車の利用が制限された場合の有効な手段となるというふうに思っておりますが、先ほど、消防バイク隊の導入で、消防次長から答弁させていただきましたように、安全管理、運転技術の確保などの諸問題が考えられるところでございます。

現在、県下各地の導入状況は、消防以外の配備はございませんが、今後効果等を検討、研究してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

そうですね。やっぱりないものを一から始めるというのは非常に危険なものがあるかもわかりませんし、不安なものがあるかもわかりません。先ほどの消防バイクも同じでございますが、実際に危機管理を備えた各市町村、また県におかれてもそうですが、危機管理意識の持ちようのレベルというか、意識の感じ方の違いだとは思いますが、実際にこのように配備されて、惨事に心得るよう対応をとられているところがあるのは紛れもない事実でございます。

当亀山市におきましては、津波というところにつきましてはかなり薄いものがあり、そういう点につきましても、亀山市の危機管理の体制を今問うところではないかと私は思います。

実際に、このように日本各地で装備されているところを、もう一度亀山市としてもこれでいいの

かというところを確認していただき、そして亀山市としては、やはりバイクの好きな方も見えますし、たけた方も見えます。

実際、私も十数年前にはオフロード車もオンロード車もいろいろ乗り継いでまいりまして、現在、亀山市の職員の中にも乗っておられる方もお見えになります。確かにこういうバイク隊というところにつきましても、市職員を募るか、また民間の協力を得るのかと。またその車両についての保障について、民間だったらどうなるんだと、いろんな問題があると思います。そういう中で、いろいろな企画を募ってみてはどうかとか、また賛同をいただける職員の方やそういう方が見えないかとか、そういうところにも今後気を配っていただけるようなことがありましたら、考えていただきたいと思います。

最後に、行政の考えをお伺いということでしたが、副市長のほうからもお話しいただきましたように、またその辺についてしっかり資料をお届けし、今回の消防バイク、そしてオフロードバイクについても提言を続けていきたいと思っています。

それも皆さん、先ほどのピロリ菌のがんをなくすという目的に置き、すべては市民の方が健康に、穏やかに過ごしていただける、そのようなことを望んで私は今後また提言を続けていきたいと思しますので、以上をもちまして質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りいたします。

質問はまだ終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明20日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 5時04分 散会）

平成24年6月20日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成24年6月20日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 松村大
書記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

おはようございます。

緑風会の坊野洋昭でございます。よろしくお願いをいたします。

昨日の台風、大したこともなく過ぎ去ったと思っておりました。先ほど登庁いたしますと、会派室が雨漏りをしておりました。降り込みと言われますので、何かもうけ話があるのかなというふう
に期待をいたしております。

早速質問に入らせていただきます。

まず1番目の公共下水道について。

平成24年5月、産業建設委員会で示されました所管事務事業概要書で、上下水道部、下水道室の主要事務として4つの事業があります。1番目、公共下水道施設整備事業、2番目、流域下水道整備費負担金事業、3番目、農業集落排水事業、4番目、企業会計化事業、以上4つです。2番目の流域下水道整備費負担金事業につきましては、亀山、鈴鹿、四日市、3市を処理区域とする四日市楠町にある南部浄化センターの整備拡大を図るための建設負担金です。8,919万4,000円が亀山市の本年度負担金です。4番目の企業会計化事業につきましては、平成27年度からの地方公営企業法の適用を目指すという新規事業で、本年度の事業費は300万円です。

以上、2つに対しては特にお伺いすることはありませんが、3番目の農業集落排水事業につきまして、まずお伺いをいたします。

農業集落排水事業は、農業振興地域内で14の地区を計画的に進めているが、既に13地区で供用を開始されています。14番目の昼生地区が、平成26年度末の供用開始を目指し、現在実施しているということですが、農業集落排水事業につきましては、この昼生地区で最後になるものなのかどうか、それとも、新たに農業集落排水事業として計画しなければならない地区があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。
高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

おはようございます。

坊野議員のご質問でございますが、農業集落排水事業、現在13地区が供用をしております、最後、昼生地区、これが最後の地区になっております。これにつきましては、県のアクションプログラム、要するに農業集落排水事業、公共下水道事業と浄化槽の事業がございますが、その3つの中で枠組みを決めまして、農業集落排水については、亀山市は14地区ということを決めております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

農業集落排水事業につきましては、もうこれで、一応昼生地区で終わりですよというふうな答弁だったと思います。

そこで、公共下水道施設整備事業についてお伺いをいたします。

公共下水道施設整備事業は、平成6年から始まり、平成30年までの32年間を要する息の長い事業です。公共下水道事業は、都市計画区域内の用途地域及び将来市街化が予想される地域における計画です。都市計画区域内で用途地域の指定のない白地と呼ばれる地域が一番最後に公共下水道が整備されることになっているものと思われまます。整備の順序に関する考え方は、用途地域の指定のない地域が最後になるということに理解していいのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

本市の公共下水道事業につきましては、県が事業主体の北勢沿岸流域下水道、南部処理区に当たりますが、その関連公共下水道として、先ほど議員申されましたとおり、平成6年度から事業を開始し、井田川町地内から関町新所地内までの旧国道1号を含む、国道1号沿いの流域下水道幹線の接続点に向けて、下流から上流へ、主に都市計画上の用途地域、とりわけD I D区域、これは人口集中地区でございますが、これを先行して整備してまいりました。昨年度末現在で、全体計画区域が1,885ヘクタール、そのうち事業を実施するための認可を受けた区域が838.1ヘクタール、供用開始した区域が651.9ヘクタールで、この18年間の面積での進捗率は34.6%となっております。また、公共下水道処理人口普及率は、平成22年度末でございますが、43.4%、三重県の整備率が46.3%となっている状況でございます。今後、まだ南部、特に天神、阿野田、天神はこのD I D区域にも一部入るといったところで、今後の整備を目指してまいりますが、議員申されますとおり、白地の区域、特に国道1号が流域関連公共下水の本管が入ってございますので、それから遠ざかるところについては、整備としてはおくれるものというふうにご考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

公共下水道施設整備事業につきましては、処理人口が3万9,500人のうち、平成23年度末で供用人口が2万934人で、普及率が43.8%となっております。平成6年度から平成37年度までの32年間の工程のうち、18年間に経過しました。計画期間の半分が過ぎましたが、普及率は50%に至っておりません。本年度の事業費は6億8,000万円強です。ここ数年は、毎年6億円を超える事業費が計上されているものと思います。しかし、近年の国の経済状態を考えますと、今までより年間の補助金は縮小されるのではないかと考えられます。

第1次の亀山市総合計画・後期基本計画では、平成28年度の公共下水道処理人口普及率の目標値を50%とされています。今までの事業の進みぐあいから考えて、計画期間の平成37年度までに普及率が70%行くのも難しいのではないかと思います。市内全域の下水道の管理までの工程をどのように考えておられるのか、37年度までというふうな計画を変更される予定があるのかないのかというふうなことも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、18年間を駆けまして、下水道の公共下水道処理人口普及率、22年度で43.4といったところまでございまして、このように、全市を整備するに当たりましては、長期間にわたることや、財政面におきましても巨額な投資が必要となってまいります。最近では、国の財政の低迷や、市の財政も長期的には厳しい状況となることから、公共下水道の建設事業費も十分確保することは難しいものと考えておるところでございまして、このような状況のもとでございまして、平成37年度の全市域の完成といったところは非常に厳しいというふうには考えております。

下水道の整備の仕方につきましては、5年間ごとに、おおむね次期5カ年の整備計画を立ててまいります。その段階で、当初計画から大きくずれる場合は、やはり全体計画の延期といったところも視野に入れながら進めてまいりたいというふうには考えております。

なお、最近の補助事業の推移でございしますが、平成22年度に市が国に対しましてご要望させていただいた金額は5億4,000万、それで、交付決定額につきましては約4億円ということで、約78%程度、23年度は8億6,000万要求をさせていただきまして、約7億円、そして今年度、6億1,000万を要求させていただいておりますが、4億2,700万程度と、70%ということで、国のほうの財源も非常に厳しいといった状況でございまして。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

実は私は、20年ほど前に浄化槽を単独浄化槽から合併浄化槽へ切りかえを行いました。金がかかりました。これにつきましては、市から、いわゆる単独浄化槽と合併浄化槽との差額分に相当するぐらいの補助金をいただきました。ありがとうございました。

そこで、意見を言わせていただきたいんですが、最近、私は、周囲の方々から、公共下水道はい

つ来るのかという質問をよく聞きます。住宅を新築したいと考えている人、浄化槽の更新を考えている人たちからの質問です。合併浄化槽を設置するのに、いつ公共下水道が来るのかということは、重大な問題です。そうでないと、急いで家をつくった、合併浄化槽をつくりました。元を引かないうちに公共下水道が来ましたと。それに接続をしなければならないというふうなことになるたら、非常に困ったこととなります。ですから、家をつくりたい、あるいは改造したい、そういうふうな方たちが、いつ下水道が来るのかということ聞かれるわけです。こんな不景気な時代に、できるだけ仕事をしてほしいんですけども、もうちょっと様子を見ようかというふうなことで手控えておられる方もたくさん見えます。

そこで、私はどう答えているかといいますと、大丈夫やと、今から合併浄化槽を入れても十分元を引けますよと。我々が生きておる間にはまず来んから、心配するなど申し上げることにしております。ある意味では非常に無責任な対応です。非常に困ったものです。

公共下水道の市内全域での完備までの工程計画をはっきりと市民に提示して、市民に不安を与えないようにしていただくことを強く要望しておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

2番目です。公共下水道の管路の布設工事の済んだ地域での住宅や建物への引き込みの進捗率についてお伺いをいたします。

農業集落排水につきましては、処理人口普及率は88.1%となっておりますが、ほとんどの地域が普及率90%を超えているというふうに書いてあります。公共下水道事業につきましては、処理対象の7,166戸に対して6,117戸が引き込みを完了し、普及率は85.4%とされています。1,049戸がいまだに接続されていないこととなります。

下水道への未接続につきましては、この公共下水道施設整備事業区域での接続が、環境や衛生の観点から見ますと、非常に影響が大きいものと言えます。公共下水道の管路布設の済んだ地域における公共下水道への接続について、普及率を上げるためにどのような努力がなされているのか、また、今後どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

5月の産業建設委員会の所管事務事業概要でもお示しをいたしました。先ほど坊野議員申されたとおり、公共下水道全体では、平成23年度末現在、7,166戸中、6,117戸が接続しており、接続率は85.4%となっております。ところでございます。

公共下水道への接続については、下水道法を受け、市条例で、排水設備の設置は、供用開始後1年以内に、くみ取り便所から水洗便所への改造は3年以内と規定されており、そのことは、測量前、工事前、供用開始前の3回の地元説明会についても周知を図っておるところでございます。しかしながら、接続のための宅地内排水設備等の設置には多額の費用が必要になることから、接続がとれている世帯も見受けられておるところでございます。そのようなことから、3年経過後の未接続につきましては、文書や戸別訪問により、早期の接続を啓発いたしております。

なお、低所得者に対する助成制度や、3年以内であれば、資金の融資あっせん、利子助成制度もございませうことから、今後も広報等によりそれらを周知することにより、接続の推進に努めてまいりたいというふうにお考えおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

下水道の接続の問題、いろんな方から話を聞きます、金がかかったと。特にくみ取り便所から水洗便所へ切りかえるというふうなことになりますと、家の改築とかいろいろなことも当然出てまいります。非常にたくさん金もかけたと。非常に無理をしたんやというふうな感覚の方がたくさん見えます。そういうふうな方々にしてみますと、わしらはこんなに無理したのに、何にもせんと、いわゆる下水道を接続せずに、周りに迷惑をかけておるやないかというふうな思いをされる方も相当数見えるようです。そういうふうなことで、接続率をしっかりと上げるような努力をなさいと。市は下水管路を布設するだけかと。後のことをきちんとやってもらわな困るやないかというふうな話を聞くことが多々ありますので、今後さらなる努力をしていただくことを要望しておきます。

2番目の質問に参ります。

市道道野12号線改良工事についてです。

市道道野12号線が、社会資本整備総合交付金事業として認可され、今年度、道路拡幅と歩道設置のための用地購入費が、平成24年度予算に土木費、道路橋梁費、道路新設改良費として道野12号線整備事業費を計上していただきました。平成24年度に道路の拡幅と歩道設置のための用地購入が始まることとなりました。道野12号線は、神辺小学校児童の通学路です。地元の皆様は大変喜んでおられます。地権者の方々も気持ちよく協力していただけることになっております。今月中にも、地元地権者への説明会が開かれると聞いております。しかし、歩道設置を強く要望してきた地元自治会には、どのような幅員で、どこからどこまでを改良していただけるのか、説明がなされておられません。

そこでお伺いをいたします。市道道野12号線改良工事の内容と規模、時間的な工程計画をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

道野12号線は、布気町道野地区の西部におきまして、市道道野下白木線から道野太岡寺線までを南北に結ぶ道路でございます。本路線は、中間において三重県が整備中の亀山関線と交差する道路であり、道野地区から神辺小学校への通学路にもなっていることから、現道を拡幅し、歩道を設置することにより、交通安全対策を行うものでございます。幅員につきましては、車道の幅員が4メートル、歩道幅員2.5メートルの片側歩道で計画をいたしております。総延長は560メートルでございますが、亀山スマートインターチェンジの整備にあわせて、平成19年までに130メートルの整備が既に完了しており、残る区間430メートルの整備を進めているものでございます。

スケジュールのほうでございますけれども、本年度は、県道亀山関線と交差する区間から用地買収に着手をいたしまして、平成25年度には、県道亀山関線の施行に合わせて、当該箇所の工事に着手する予定でございます。その後、残る箇所の用地買収と工事を進めまして、平成27年度末の全線供用を目指してまいります。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

この道野12号線、スマートインターができましたときに、地元へ協力依頼がございました。ただ、通学路でありますし、狭いし、歩道はありませんし、スマートインターができて車がどんどん出入りするようになってきたら、とても安全が保障できないのではないかというふうなことで、大きな問題になりました。そのときに、道路拡幅して、そして歩道をつけようというふうな話で、それをしてくれるんなら協力しましょうというふうなことになった経緯がございます。スマートインターが設置されたときに、一部区間だけは拡幅されて歩道がついておりますが、スマートインターを中心にして北側と南側の部分が手つかずのままで来てしまっていたというふうな経緯がございます。ですから、スマートインターが一番最初、実験線としてスタートするんですよと、実験インターになったのが平成17年からですね。もう相当な期間がたっておるわけです。地元としては、遅いな遅いな、何やってくれているんやというふうな形で、非常に待ち望んでいた事業でございます。地権者の方々は、もろ手を挙げてというわけではありませんけれども、地元の子供たちのために全面的に協力をするというふうなことを言っておられます。ですから、これ以上この工事がおくれるようなことがあっては、これは市としては言いわけがきかないところまで来ておりますので、その点を十分心得てやっていただきたいというふうなことを注文しておきます。

神辺地区連合自治会では、毎年、連合自治会から市への要望の1番目としまして、道野12号線から太岡寺のばんた橋、ばんた橋から神辺大橋、そして県道鈴鹿関線までつながる地域生活道路をつくっていただくことをお願いしております。神辺地区の中心は神辺小学校、保育所、JAの神辺支店、コミュニティセンターの集中している江戸の道、桜での名所であります太岡寺畷のあたりが中心でございます。神辺地区は、鈴鹿川、JR関西線、国道1号線と、非常に近接した形で3つの路線によって分断をされています。この分断されている神辺地区を南北につなぐ地域の生活道路が何としても必要だというふうなことで、前々市長の今井市長の時代からずっと要望をしてきております。田中市長の時代になりまして、やっとJR関西線と国道1号線をまたぐばんた橋が完成いたしました。つくっていただきました。神辺地区キラリまちづくりトークでも毎年要望していることは、市長さんを初め、出席いただいた市の部長さん方もよくご存じのはずです。櫻井市長も、市長就任以来、毎年、神辺地区を南北につなぐ地域の生活道路、通学道路でもあります。これの要望は承知されているはずです。

前教育長の伊東靖男氏の時代に、通学路を歩いていただきました。実情を視察していただきまして、当時の田中市長にも報告をしていただきました。大変なところを通っておるのやなあ。こんなところを通っておるなんていうのは知りませんでしたというのが、当時の市長の反応でした。そういうことも踏まえて、これから、新しく教育長に就任されました現教育長、新しく市長に就任された櫻井市長にも実情を知ってほしいという要望が、PTA、あるいは小学校、あるいは神辺地区の連合自治会から出てくるものと思います。歩いてもらって、実際を見てもらって、これは何とかせなあかんのやということをおわかっていただきたいという思いからでございます。そういう要望が出ましたときには、ぜひPTAの方々と一緒に歩いていただいて、よく考えていただきたいというふうなことをお願いしたいと思っております。私個人としましては、建設部長さん、あるいは教育次長さ

んも一緒に歩いてもらって、よく地域の皆様の気持ちをわかってほしい、実情を見てほしいという気持ちがございます。いろんなことでお願いに参りますけれども、その節はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問、震災瓦れきの処理について、市の考え方を伺いたします。

質問に入る前に、現在の亀山市では、熔融炉を使いまして焼却をしております。最終処分場はどこにあるのか。いわゆる焼却して灰になったものは、最終的には現在どこへ持って行っておられるのかをまず先にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市では、廃棄物の熔融処理後に発生をいたします飛灰につきまして、最終処分量ゼロというような、環境負荷の低減ということを基本といたしまして取り組んでございまして、現在は県外の民間の処理施設におきまして、この再資源処理を行っております。県外といいますのは九州でございしますが、そちらで処分をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

最終処分は九州のほうへ持って行っておると。再資源化をするんだというふうな形で処理をされているというふうなことをお聞かせいただきました。

それでは、被災地の瓦れきを亀山で焼却することになったとしまして、その飛灰の最終処分はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

震災の瓦れきを処理いたしますと、当然そちらには放射性物質であるセシウムが含まれるというような形になろうかと思いますが、そちらにつきましては、現在、三重県におきまして、その飛灰の処分先の確保ということで調整を進められているところでございますが、現在のところはその処分先の確保にはまだ至っていないというところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

最終処分場をどうするのかというふうなことをお聞きいたしましたのは、先ほど、4月20日付で、いわゆる災害廃棄物、瓦れきの広域処理への対応にかかわる合意書というのが、県と市町村との間で合意をされました。それで、その4項目の合意点があるわけですが、4番目に、災害廃棄物処理後の処理体制が整備されることと、これが整備をされたときに初めて対応できる市町村から瓦れきの処理に協力をしていただこうと、多分こういうふうなことだろうと思います。

それから、もう一つ同時に出された、県と市町村での広域処理への対応に関する覚書というのがございます。3つの項目がございます。その中の3番目を見ますと、災害廃棄物焼却灰等の処分

先は、県が国と協議して確保すると、こういうふうなことになっております。そういうふうなことになるますと、処分先が決まらないうちに瓦れきを受け入れて焼却を始めますと、焼却灰をずうつと保存しておかなければなりません。引き取ってくれるところがない、処分先がないということで、そういうふうなことになるますと、私ども、いわゆる焼却場の近くに住んでおる、一番近いところに議員の中では私が住んでいるのではないかと考えております。私の次に焼却場に近いのは、議員さんでいうたら岡本議員さんが見えます。焼却場の地元に住んでおるというふうなこともありまして、この瓦れき処理につきましては、いろんなご意見を伺います。ほとんどが反対であると。承知ならんぞというふうなご意見ばかりでございます。

昨年の9月の議会で服部孝規議員が、瓦れき処理について質問をされました。亀山市が瓦れきの焼却を認めたと、受け入れを始めるそうじゃないかと、こういうふうな報道がなされたとか、市民の間でうわさが広まっていますよというふうな形での質問だったろうと思います。そのとき市長は、そういうことはない、きちんと安全が確保されてからだというふうな形で、受け入れを決めたという事実は一切ございませんというふうな答弁をされたものと思います。私も、申しわけない話ですが、そのときの議会でのやりとりは、ある意味気楽に聞いていたわけです。ところが、その日のうちに電話がじゃんじゃんとかかってくるようになりました。瓦れきの受け入れを決めたそうじゃないかと、亀山市は。承知ならんぞと。おまえもまさかそんなものに賛成したんと違うやろうなど。絶対これは地元としてはだめだぞというふうなご意見でありました。私としましても、それほど鋭い反応がいろんなところから出てくるとは思っておりませんでした。それは昨年の9月の段階です。

それで、その後10月になりますと、小学校の運動会の時期でございます。神辺小学校の運動会に市長さんがお見えになりました。運動会を見るどころの騒ぎではありませんでした。本部席のわきにテントが張ってありまして、来賓席としてつくってありまして、コミュニティの方々、それから地元の自治会長さん方もお見えになっておりました。運動会そっちのけで自治会長さん方と櫻井市長との懇談会が始まりました。私も聞いておったんですけども、とにかく受け入れは絶対だめだというふうな形での話であつたらうと思います。そこで、いや、受け入れは決めたのと違うと、まだまだ決まっていませんよ、そんなことはありませんよというふうなことは申し上げてあつたんですけども、なかなか承知してもらえませんでした。そのときに私、市長に申し上げたんです。市長さん、1年に1遍やで、ようけ話を聞いてやってくださいと。私はこの方々に毎日いじめられておるんですよ、怒られているんですよと。市長さんはたまのことやから我慢してくださいよというふうなことを申し上げた覚えがあります。市長、間違いございませんね、この話は。ところが、被災地については非常に不幸なことだし、お気の毒なことですし、いろんなことを協力していかなければいけないものだというふうなことは考えております。しかし、現状では、多分地元の合意は得られないだろうと。とんでもない反対運動が起こってしまうんじゃないかというふうな感じさえ受けております。飛灰の処分場が決まってから受け入れるんだというておつたら、まず時間がたち過ぎてどうしようもないというふうな事態に陥るであろうということは、目に見えております。

そこで、受け入れの安心は100ベクレル／キログラム以下ですよとか、いろんな条件がかかっておりますが、安心なのかどうかは我々にはわかりませんし、市民の皆様方にもなかなか理解できないものだろうと思います。そこで、市民の不安感を払拭することというふうな、いわゆる合意文

書での事項がございます。そこらのところを考えてみまして、地元への理解はどういうふうにして得られるのか、どういう手だてをを考えておられるのか、そういう点についてお考えがあったらお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

坊野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、少し触れていただきました4月の下旬に、三重県並びに市長会、町長会と、3者におけます4条件3項目の確認書、覚書が結ばれたところでございます。その間、いろんなことがございましたけれども、先日、三重県のほうから、三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドラインが示されたところでございますが、震災瓦れきの処理における安全性の確認について、現在、整理する課題がまだ残されておると私どもは感じておりまして、三重県に対しまして、その見解を求めているという状況でございます。

今、当然、処理施設の周辺の住民はもとより、市民の皆さん、ある意味放射能が付着した瓦れきに対する懸念や不安というものが、これは亀山に限らず全国で起こっておるところでございますが、私どもは、この震災瓦れきの受け入れの是非については、まずはその処理の安全性に関する課題が整理確認をされ、その上で、少し触れていただいた飛灰の処理先が確保されることが必要であると。同時に、住民の協力、あるいは議会の皆様方の賛同が必要だと、この4条件をクリアしなくては次の段階には移れないという認識を持たせていただいております。

したがって、今、さまざまな動きがございますけれども、私どもといたしましては、現在、震災瓦れきの安全性に対する確証を持つに至っておりませんことから、さらなる情報収集や研究に努めさせていただいて、引き続き慎重な対応をとってまいりたいというふうな立場でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○10番（坊野洋昭君登壇）

時間がございませんので終わりますが、とにかく地元の理解を得るというふうなことについては、非常に私の感覚でなかなか難しいんだろうと思いますけれども、やろうというふうなことになりましたら、やっぱりあらゆる手だてを使って地元の市民の皆様方に理解を得られるような努力をしていただきたいと。そのための方策も考えておいていただきたいというふうなことを要望しておきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従って、亀山市衛生公苑について質問を行います。

和賀町に現在ございます亀山市の衛生公苑は、今井市長の時代、昭和62年に、当時の費用で9億5,000万の事業費をかけてでき上がったと。以降、もう26年間にわたって延々と稼働していると、そういう状況であります。最初の設計仕様というのが、当時のパンフレットがありますが、最初の設計仕様は、処理対象人口が4万1,356人と、えらい細かいことまで書いてありますね。1日当たり処理能力は、生し尿4万6,000リッター、生し尿というのは、要するにバキュームカーでくんできたやつのことですね。浄化槽汚泥が1万4,000リッター、合計6万リッターが1日処理量の設定で設計されているという状況であります。ところが、あれから26年たちますと、生し尿と浄化槽汚泥の比率というのは、その当時は77対23の設定であったんですが、大きな状況の変化が起きましたね。先ほど坊野議員もちょっとおっしゃっていましたが、個人住宅への合併浄化槽というものが普及しました。そして、農業集落排水というのもできました。そして現在、公共下水道も整備が進んでおると、そういう状況でありますとどうなるかという、浄化槽汚泥というのはどんどんふえるわけですね。その一方、バキュームカーが活躍することはどんどん減って、生し尿は減少すると、そういう状況が26年の間に起きてきたわけです。当初とかなり異なった状況になってきたと。

そこで、現在、衛生公苑で処理している1日当たりの生し尿の量と浄化槽汚泥の量、それぞれどのくらい処理しているのかと。その量と比率をまずお示しいただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在処理しております量でございますが、手元に年間の搬入量の資料しかございませんので、日のもはまた後でご報告させていただきます。

年間の搬入量でございますが、23年度におきまして、し尿が3,027キロリットル、浄化槽汚泥が1万5,185キロリットルとなっております。この比率は、し尿が17%、浄化槽汚泥が83%となっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほど申しましたように、最初の設計段階では、生し尿が77%で、浄化槽汚泥が23%という設計条件であったのが、現在は生し尿が17%と浄化槽汚泥が83%ということで、まるきり搬入されるものの内容が逆転しておるといふような状況であると、これははっきりしておりますね。

それで、次に行きますが、この浄化槽汚泥というのは、生し尿とはかなり成分というか内容が異なりまして、生し尿には有機物がかなり含まれておるわけですね。ところが浄化槽汚泥は、それを一たん粗処理といいますか、そういった処理をした後ですので、有機物は非常に少ないと。それは、

処理施設において細菌の栄養になる有機物が少ないということですから、細菌が活動しにくく、施設建設時の当初の状況とこれだけ異なってくると、果たして現在の亀山市の衛生公苑でその設備全体、プラントの運転が順調に行っているのか、それとも苦勞してだまされ何とかがやっているような状況なのか、そういった状況に関してお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

し尿と浄化槽汚泥の処理比率が、操業開始当初と比べまして大幅に逆転していることもありまして、安定処理を維持する上で、搬入量の変化を踏まえた運転調整というのが必要となってまいりますが、そのことから、微生物の活性化促進剤、またメタノールの投入量及び投入回数を調整するなどいたしております、放流水への影響などを十分考慮して、安定処理に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

あそこの管理を行っている会社は、浅野環境ソリューションという会社がやっているわけですが、かなり私も内心苦勞しながらやっておると思うんですよ。それで、こういうふうな運転がだんだんと設定と変わってきてやりにくくなるということは、どうなるかということ、最終的に鈴鹿川へ放流する放流水の水質基準にまで悪影響を及ぼすんじゃないかという疑いも持つわけです。そういうふうに毎日検査はしていると思いますけど、そうなってくると、水質基準がなかなかきちんと守ることが難しくなるような状況になると、例えば水で薄めて水質基準をクリアするとか、そういうふうなことも考えるんですけども、そういうふうにして量がふえると、今度は排水の総量規制というのがありますから、薄めてどんどん出すんやったら、どんどんどんどん量がふえるんで、これは、排出物の総量規制にはならんから、高い煙突をつくって、余り好ましくない物質を広範囲にばらまいたら薄まるからええんやないかというのが、昔、四日市でやられた手で、よく四日市にはえらい高い煙突がありました、あれも結局、薄めたらいいんじゃないかという発想で起こったけど、それじゃあだめですよ。出さんようにせんことには。

そういうことで、こういった排水、鈴鹿川へ放流する放流水の水質を維持することがなかなか困難で、以前、水で薄めて放流したとか、そういうふうな事故のようなものが果たしてあったのかなかったのか、それをまずお伺いしたいし、次に、川に放流するといったら、農業集落排水も同じく放流水、例えば椋川とか中ノ川とか、ああいうところへ放流するわけですが、その農業集落排水施設から河川に放流される水の水質基準もきちんと守られているのか、これも重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

水質基準等でございますが、亀山市衛生公苑から排出されます放流水につきましては、さまざまな法等で管理されておまして、水質汚濁防止法、三重県条例、及び三重県水質総量規制基準のほ

か、鈴鹿川浄化対策推進協議会との覚書で取り交わしております水質に関する基準値を遵守することが求められているところでございます。

代表的な水質基準値を申し上げますと、生物化学的酸素要求量でありますBODは、10ミリグラム／リットル、全磷は1ミリグラム／リットル、水素イオン濃度でありますpHは、5.8から8.6、大腸菌群数は立方センチメートル当たり3,000個となっているところでございます。これらは手分析により定期的に測定を行っており、さらには、第三者機関に委託し水質検査を月1回実施しておるというところでございます。加えて、総量規制の対象となります規制値は、化学的酸素要求量のCODが10.7キログラム／日以下、それから全窒素は21.4キログラム／日以下、全磷が1.6キログラム／日以下となっておりまして、測定器を用いまして毎時1回の測定を行っているところでございます。これらの測定項目におきましては、すべて基準値を下回っているというところでございます。

し尿と浄化槽汚泥の処理比率が操業開始当時と比べて大幅に逆転しているということから、処理後の放流水に影響を及ぼさないよう、搬入量の変化を踏まえた運転調整に努めておりまして、水質基準値を遵守しているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

農業集落排水の排水基準でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

現在、農業集落排水施設は13地区で供用をしており、それぞれ処理場を有しております。その処理場は、処理場の規模、計画人口、日平均汚水量、または建設時期等、それと放流先の河川により適用される法令等が分かれ、放流水質の規制、維持管理、水質測定の頻度も異なっております。

まず、放流水質の内容については、項目的に、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）のみの規制から、COD（化学的酸素要求量）等の測定機による連続測定の必要のある処理場までございます。

次に、維持管理、保守点検の頻度は、計画人口が201人未満か以上によって分かれてまいります。月1回ないし週1回の違いがございます。また、水質測定の頻度については、同様に年2回、または月1回に分かれます。

放流先は、鈴鹿川水系の代表的な処理場の水質規制値を申し上げますと、BODは10ミリグラム／リッター、SSは30ミリグラム／リッター、CODは30ミリグラム／リッター、全窒素は20ミリグラム／リッター、全磷は3ミリグラム／リッター、pH（水素イオン濃度）は5.8から8.6と、大腸菌群数は3,000個／立方センチメートルとなっております。

先ほどの衛生公苑との規制値の違いは、排水量や建設時期の違いによるものでございます。

なお、処理場の維持管理につきましては、市内4清掃業者に業務委託を行っております。また、水質測定につきましては、その受託業者が検査機関に依頼をして行っておりまして、その結果は規制値の範囲内で推移しているというところでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁では、水質基準はきちっと守られておるということで安心いたしますが、私、実はこの前、衛生公苑へちょっとお邪魔して、分析室とやらをちょっと見せてもらったんですが、BODとかCODとかSSとか、トータル窒素、トータル燐とか、こういうのはそう難しい分析装置は要らないわけで、一通りそろっておるなあと思って見せてもらってきたんですけども、本当はややこしい化学物質を分析するような機械もあってもええんかと思えますけれども、それは別の話として、この場では触れることもないと思います。

それから、次にお伺いしますが、この最初の設定では、乾燥汚泥というものは施設内の焼却炉で燃やすとなっておりますわけですが、現在でも衛生公苑では焼却炉でそのような乾燥汚泥を燃やしているのか、それとも、それは使用を取りやめて、野村の総合環境センターへ持ち込んで焼却を行っているのか、お伺いをしたいと。

それからもう一つ、次に、浄化槽汚泥と放流水の大きな排出源であるのは農業集落排水施設もそうですけれども、この農業集落排水施設というのは、管轄は上下水道部ですね。そして、先ほどから言っている衛生公苑は、環境・産業部の管轄なんですよ。管轄が別という一種の縦割り行政の中で、こういうふうな農業集落排水のところから出た汚泥を衛生公苑へ持ち込んでいろいろ処理しているわけですが、こういった縦割り行政の中で、亀山市を流れる河川の水質をきちっと維持することがうまくできているのか、そういったことに問題はないのか、お伺いをしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、汚泥の焼却に関してでございますが、衛生公苑に設置しておりました汚泥焼却設備は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行によりまして、環境汚染の防止やダイオキシンを除去するための設備改修などの必要が生じたこと、またさらには、汚泥の焼却のための燃料費を削減することなどを考慮いたしまして、平成15年の3月に設備の使用を取りやめたところでございます。現在、衛生公苑で発生する汚泥につきましては、施設内の汚泥脱水機で含水率を80%にした上で総合環境センターへ搬入して、熔融処理を行っているところでございます。

また、農業集落排水との関係で、所管室との調整でございますが、こちらにつきましては、所管室であります下水道室から事前に年間の搬入予定表を提出いただきまして、これを確認いたしまして、大型合併浄化槽の汚泥搬入時期などと重ならないように協議、調整を行いまして、水質に支障がないように努めているところでございます。

それから、一番最初、日の処理量でございますが、現在、平均しますと、し尿は約9キロリットル、浄化槽汚泥が約50キロリットルという形で処理をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁で、きちっと年間計画を出して、そういったまずいことのないようにやっていただいておりますと、それをきちっと守っていただけたら結構だと思います。

それから、これからのことですが、これからまだまだ生し尿はどんどんどんどん減ると。もうくみ取り便所というのがどんどんなくなるからね。そういう状況であり、浄化槽汚泥というのはそ

れほど減らないと。そういった状況を考えますと、今の状況でずうっとこの設備を使い続けるというのは、かなり無理があると。これはもう明らかなことであります。

衛生公苑というのは、環境センターのような、一般の人がいろいろごみを持ち込んで、絶えず多数出入りする、そういった施設じゃないですわね。衛生公苑に出入りする人というのは、業者の人だけでしょう。ほとんど一般の市民があそこへ、昔みたいに肥だるを担いで持ち込むとか、そんなことはもうあり得やん話やから、ほとんどの人は知らないよ。衛生公苑があそこにあることもご存じない人もようけおると思うんですよ。けども、鈴鹿川の水質の保持ということに関しては、非常に重要な施設であることは間違いないことです。そういうことですので、これからの衛生公苑の設備の改修といいますか、そういったことに関して、今後の目算をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市衛生公苑と関衛生センターにおきましては、いずれの施設も浄化槽汚泥の搬入比率が年々増加してきているということですが、一方では、公共下水の整備に伴いまして、市域全体のし尿量、それから浄化槽汚泥の搬入量が減少をしてきていると。このことから、数年後には亀山市衛生公苑の1つの施設の処理で十分対応できるというふうに考えております。加えまして、農業集落排水設備の整備や、合併処理浄化槽の普及に伴いまして、し尿の搬入量や搬入比率は、より一層減少するということも見込まれまして、今後の安定処理に、議員ご所見のように、影響を及ぼすということが懸念をされるところでございます。

これらのことから、本年3月に亀山市衛生公苑長寿命化計画を策定いたしまして、搬入比率が増加する浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善を図るとともに、老朽化した主要な設備機器を更新いたしまして、施設を延命化することで安定した処理を継続して行っていきたいというふうに考えてございます。またあわせまして、関衛生センター処理施設を廃止いたしまして、亀山市衛生公苑に統合することで、施設の効率化も図っていくというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほど部長のおっしゃった長寿命化計画が、ちょっとこの前資料が出ていましたが、これが現実のものとなって新しい施設ができるまでには、まだあと四、五年ぐらいはかかると思うんですよ。もっとかかるかわからん。その間、今現在、着々と公共下水道が整備されておるわけですけども、だから、どんどんどんどん比率はまた変動していくという状況で、あと4年とか、5年とか、6年とか、その間の衛生公苑の安定的な運転ということに関しては特に問題はないとお考えか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

改良工事を行うまででございますが、日常点検によりまして設備機器の状況把握に努めるとともに、定期的な点検整備を実施いたしまして、事前保全対策として、機器の更新や修繕などを実施す

ることにより、支障なく運転をいたすというふうに考えてございます。今後も計画的に点検整備を実施いたしますとともに、搬入量の変化を踏まえた適切な運転に努めて、安定処理を行ってまいり所存でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

搬入量はこれからどんどん変化をいたしますけれども、もうこれだけ既に変化すると、小手先のいろいろな手ではなかなかやりにくくなるのは事実ですから、根本的に設備をころっと入れかえるというのが、非常に現実に即したことであろうかと思えます。

そういったことをやると多くのお金がかかるわけですが、そこで、いつも思うんですけど、環境センターであれ、この衛生公苑であれ、非常にお金のかかる施設なんですよ。そういった施設をきちっと維持するには、やはり市民の理解というのも要るんですよ。ところが、今度、環境センターの長寿命化で3年間で12億とか、今度の衛生公苑の設備の更新で何億で、これから継続的にいうと全部足すと13億とか、そんな話が出てきておるわけですが、これは大事な施設けれども、やはりこれだけの多額のお金を使うには市民の理解が必ず必要であると、私はそう思うんですよ。

そこで思うんですけども、例えば環境センターは、よく私もごみをほうりに行ったり、多くの方がごみをほうりに行っておられますね。そこでいろいろ見るわけですが、その溶融炉のあるタワーといいますか、ビルというか、あそこはエレベーターに乗ると、いきなり1階から4階へ行って、2階、3階にはエレベーターはとまらないと。なぜかという、2階、3階は、オペレーションルームといいますか、一般の人には関係ないからエレベーターがとまらないようになっておると思うんだけど、私もあそこの2階、3階のオペレーションルームとか、そこで現実にどういうふうな人たちがどんなことをやっておるのか見たことがない。だれも見たことないですわね。見る人は、あそこにおられる職員ぐらいじゃないですか。私ら見たことないですよ。それと同時に、衛生公苑でも、あそこは逆に、見せやんというよりも、見に行こうというような必要性のある人がいないから、逆に人が見たことないと思うんですけど、やはり大きなお金を使うこういって施設は、やはり市民の方にある程度定期的に、ちょっと見に来てくださいと、こういう施設があると、これは非常に重要だけれども、金もかかると、そういったことをやはり市民の方対象に、定期的に施設見学といいますか、もちろんエレベーターで1階から4階まで直接行くんじゃなくて、2階、3階を見るとき、そういったことを一回検討してもらおうというようなことはできませんか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

溶融施設でございますが、市民の方々にその見学をしていただくというような形も取り組んでございまして、その際には、今言われた、2階にある中央操作室でございますが、この辺も十分見ていただいたり、また、ごみピットを2階のほうの窓からのぞいていただいたり、それから、直接溶融、出湯の状況を、これは1階でございますが、大きな窓から見ていただくというような、市民の方々にどんどん処理状況等を見ていただくようには対応してございますので、またそういうお声が

あれば、受けたいと思います。

それからもう一つ、衛生公苑のほうでございますが、今から長寿命化により整備をしていくわけでございますが、その整備の際に、今議員が言われたような、市民の方にどんどん見ていただけるというようなことも考えていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

最後でございますけれども、衛生公苑にしる、農業集落排水設備にしる、やはり亀山市を流れている河川の状況をきちっといい状況で保つためには非常に重要な施設であると、私たちはそう考えておりますので、きちっと管理運用して、亀山市の鈴鹿川を初めいろんな川を非常にきれいな状態に保つためにいろいろと努力をしていただきたいということを申し述べて、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは早速ですが、一般質問、通告に従いまして、順次質問させていただきます。答弁につきましても、よろしく願いをいたします。

最初に、公共施設の再整備について、大きく3点質問させていただきます。

1点目に、寿命を迎える施設の再整備への対応についてお尋ねをいたします。

今も長寿命化の話が出ておりましたが、公共施設は、これまで社会的ニーズや市民的ニーズによって多くの公共施設が整備をされてまいりました。当然、戦後、高度成長期に従ってさまざまな整備をされてきた。建築をされて30年以上たった段階で、少し再整備と申しますか、寿命みたいなものを迎えてくるんだということを聞いております。ただ、人口減少であったり、そのことによっても含めて、税収の右肩下がりがずうっと続いてまいりました。そういう状況に入り込む中で、公共施設の再整備というのは、今後重要な問題になってくるだろうと。これはいろんな研修会でもこういう話を聞いております。

後期基本計画の都市づくりの推進の中にも、都市施設の長寿命化や、市庁舎や社会福祉施設などの都市施設について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と機能連携ということが書き込んでございます。耐震対策についてはほぼ完了したというふうに理解をしておりますが、建物の寿命がやってまいります。寿命前の補強は終わったわけですが、寿命はいつかやってくると。築30年以降でそういうものが今後検討課題になるとしますと、昭和56年以前の建物が大体対象になると。

今回、資料の提出を求めて、いただきましたが、教育委員会所管の施設では半数以上、保育園も半数以上、その他、一般的な市の施設について4割程度がその対象に入ってくると。特に市庁舎は、白川小学校を除けば一番古い部分になってまいりまして、昭和33年の建築ですので、古いほうです。築54年を迎えてきたと。一部改修の話も報道されておりました。

こういう、徐々に築30年を過ぎる、そんな建物が徐々にふえていく中で、寿命を迎えていく施

設等の再整備についてどのようなお考えを持っておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

公共施設の再整備の基本的な考え方でございますが、市庁舎や市民協働センターなど、耐震補強は終わっておりますものの、建築年数が40年以上経過しているものや、学校においては、昭和50年代に建築をされまして、30年を経過するものも多くありまして、いずれは建てかえが必要となってまいります。市庁舎や協働センター、学校などの行政財産につきましては、それぞれ所管する担当部局で管理等を行っているところでございます。

そのようなことから、各担当部署におきまして、施設の現状や使用形態等を十分勘案して、必要なものから順次優先順位をつけて判断をいたしまして、実施計画に整理をした後に、整備を進めているところでございます。また、ライフサイクルコストの意識とアセットマネジメントの考え方に基づきまして、今ある施設を有効に長期間活用するという観点で、ごみ溶融処理施設やし尿処理施設の長寿命化といった事業も進めることといたしております。基本的に、公共施設の改築、改修につきましては、公共施設を所管する部署の個々の施設の判断によりまして、改修や再整備の計画が立てられ、財政状況や他の施設の優先順位等を総合的に勘案をいたしまして、基本計画、実施計画に整理をして、事業化を行っているという状況でもございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今のご答弁の中で、行政財産であるので、当然これは所管部が管理をしていると。そういう中で、それぞれ、ある意味個々に判断をしながら優先順位を決めていくんだというふうな答弁でした。そういう認識ということ踏まえて、2点目の公共施設白書の策定について、少しお尋ねをしたいと思っております。

公共施設白書とは、最近こういうものを知りましたが、市の保有する施設の実態を正確に把握する有効な手段として、保有施設の一覧であったり、その施設の費用やトータルコスト、それから利用状況や利用率と、またさらには利用単位当たりのコストも出してみたりとか、要するにどのような使われ方をしているのかということをも一つ一つのデータとしてあらわしていると。それとともに、今おっしゃったように、老朽化をしていく場合における改修や改築の必要性の有無のチェックであったり、想定される費用、このようなものもそういう白書の中であらわしていくんだというふう聞いております。さらに財務状況も加えていけば、非常に市民にとってはわかりやすいものになってくると。

私は今、答弁でありましたが、個々のそういう所管部としてはデータを持っているというふうに思いますが、今後どのような、再整備をするに当たってそれは新しく作り直すのか、いや、また再配置をするのか、さまざまな方法があると思っております。そういう、どのような配置や、どのような管理をしていくのか、そういうことの検討する上で、まずは現状を知ること、このような公共施設白書については非常に重要性のあるものというふう認識をしておりますが、この公共施

設白書について現段階でどのようなご認識をお持ちなのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本市の公共施設については、耐震補強は終了したものの、全体として老朽化や、設備、機能の低下が進んでおりまして、また利用者ニーズの変化等によります利用率の低下といった課題も指摘をされております。

厳しい財政状況のもとでこれら施設にかかわる課題を解決していくためには、施設の利用実態やコストパフォーマンス等を踏まえた検証を行い、長期的な視点に立って、再編整備計画の策定といったことや、具体的な対策を考えていく必要があると認識をいたしております。

また、行政財産につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、それぞれ担当する部署で管理をいたしておりますので、現時点においては、市の公共施設全体を把握する一覧資料といったものはございません。そういったことから、各公共施設の実態を把握した、こういった公共施設白書のような資料については、必要であろうというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

個々の管理を全体的に見る視点は必要だろうというふうなことで、白書についての認識はいただいたと思います。特になぜ必要かというところで、もう一つ質問をさせてほしいと思います。

今回、この質問をするに当たって、どういう施設が築何年か知りたかったものですから、そのような資料の提出を求めさせていただきました。ところが、この資料は市長決裁が必要だということで、まず行政側、教育委員会部局以外のはいただいたんですが、学校のほうを忘れておりましたので、慌ててそれもとろうとした。そしてまた3日ぐらいかかるというふうなことでした。ただ、現在、決算のときには財務書類というのが4表提出されておりまして、行政コスト計算書というのには減価償却費みたいなものを計上するようになっておると。ただ、亀山市は総務省モデルですので、一個一個減価償却はしない方式をとっております。ただ、私たちが以前に臼杵市というところへ行ったときには、まだ総務省モデルの前の取り組みでしたので、そこにはホームページにも全部公共施設一覧が入っておりまして、当然これは築年次から建築の費用、それから当然減価償却しないといけませんので、その費用、さまざまなデータが今でもホームページで載っております。

そういうふうにと考えると、亀山市は今総務省方式をとっておりますので、有形固定資産一覧表なるものは出ておりませんが、これを求めようとしても3日、4日かかって、すべてがあるわけでもない。そうなりますと、少なくともこの公共施設に関する情報の一覧というものは、今ないわけですね。公開されてはないと。求めても数日かかる。市長の決裁まで要ると。出された資料を見ますと、いつつくって、面積だけです、そういうものがやはりそういう決裁まで経なければならぬ。税金でつくった建物なのに、なぜそんなものかなと思うんですけど、そう思うと、今、必要性は認識するとおっしゃっていただきましたが、やはりこういうものを1個つくっておくことによって、市民にもきっちりわかってくると。そういう意味では、必要性の認識よりもさらに一步踏み込んで、やっぱりつくってみたいというふうな思いがあるのかどうか。当然、今、各部に資料

があるわけですので、全部足せば一覧のものはつくり上げる可能性はあると思いますが、その辺、認識を一步突き進んで、公開にいけるぐらいのものは一遍つくってみようかというふうな認識はあるのかどうかを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

この白書につきましては、議員ご所見の財務書類4表の貸借対照表等の減価償却費の算出に活用できるばかりでなく、本市が所有をする資産などを有効に活用して、経営の効率化と活性化を図るため、こういった白書を積極的に活用して、本市の公共施設の具体的な再編整備計画の策定だとか、課題の解決に向けた取り組みなども幅広く進めることができるというふうに考えてございます。

また、本市が保有する資産の積極的な情報公開といったことや、有効活用を図り、限られた財源や地域資源を効果的に活用するための資料とするとともに、職員のコストに関する意識改革などにも活用できるというふうに考えますので、策定の必要性については十分認識をするところでございます。

なお、後期基本計画の策定に当たりまして、特定課題の研究グループによる調査・研究を行っておりまして、その中の一つとして、すべての公共施設ではございませんが、主な公共施設を確定方式で整理し、現状、課題、適正化に向けた取り組みなどを取りまとめ、公共施設のあり方として報告をされておりまして、庁内においても、こういった白書の考え方に立って策定をされているという経過もございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

先ほどの岡本議員も指摘をされておりましたが、衛生公苑にしても、こういうものがあれば、我々が手元に持って議論ができるという部分で、ぜひこれは情報開示も含めて積極的に取り組みを進めてほしいと思います。

次に、その白書を使った後、当然、現状が把握された後に、どう今後それをもとに整備をしていくんだという、そういうものについて、公共白書をアセットマネジメントの基礎資料にできないのかについて質問させていただきます。

これは、施設の適正な管理によって更新時期を平準化するというのが今後求められてきたときに、どうやってそういうふうなものの管理を進めるのか、そういうものの手法の一つとして、アセットマネジメントというものがあるというふうに聞いております。これは、後期基本計画の中でも行政マネジメントの強化というところにきっちりうたい込みがしてありまして、公共施設についてはライフサイクルコストの意識とアセットマネジメントの考え方に基づいて、中長期的な視点による効果的、効率的な施設管理に取り組むというふうにきっちりうたい込んであります。私はその基礎資料として、今、お話がございましたが、こういうものがやはり最前提になるんじゃないかと。もしこの話がないときに、何をもとにこの適正管理に向けた議論をされようとしておったのか、少し気になるところでありますけれども、せっかくこういう提案をさせていただいておりますので、今後5カ年の後期基本計画の中で、そういうアセットマネジメントに取り組むということであれば、私

はぜひこの公共施設白書を作成の上、それを一たんアセットマネジメントの基礎資料として取り組むことはできないのだろうか、あわせて確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

公共施設白書につきましては、各公共施設の現状、コストや課題など、施設の実態がわかる内容となっておりますので、施設の適正な管理の基礎資料として活用できるものと考えてございます。

また、ご質問の中にもありましたように、後期基本計画にも位置づけられておりますし、亀山市行財政改革大綱におきましても、公共施設の統廃合を含め、適正配置を検証し、資産を効率よく管理するアセットマネジメントの考え方を念頭に、所有資産の効率的な維持管理に努めるといたしておりまして、こういったアセットマネジメントの取り組みを進めることについては重要なものであると認識をいたしておりますので、白書の先進市、たくさんあろうかと思いますが、こういったところをベンチマークとしながら研究をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひこの2つがセットになって、今後の寿命を迎える公共施設、どういうふうに取り組みを進めていくか、基礎資料にしてほしいと思います。

次に、大きな3点目として、市庁舎の再整備について、2点お尋ねをさせていただきます。

わざとといいますか、建設用語で再整備という言葉を使わせていただきました。要は寿命を迎えるということで、今後その寿命を迎える市庁舎をどうするんだということで、少し質問させていただきます。

まず、今ずうっとお話を進めております公共施設白書、これをつくる段階において、市庁舎自身もその中に位置づけができないのかということについて確認をさせていただきます。

市庁舎の建設については、平成21年3月末日で一たん凍結をするということで、建設に関する凍結はされております。凍結時期解除についても、具体的にはまだ当然示されておりませんし、後期基本計画を見ましても、今のところ触れられておりませんので、ある意味この5年間にはそのような議論は進まないのかなあというふうな判断になってまいります。ただ、先ほども冒頭申しましたが、54年を迎えた一番古いほうですね、増設もしておりますので、古い側の施設はもう54年ということで、いろいろ調べましたら、減価償却というか、そういうものでは70年とか書いてありましたが、やっぱり50年、60年という時間軸というんですかね、そのものはやはりそろそろ再整備の時期に入ってくるんじゃないか。

ただ、建設時期が今のところよくわからない段階であっても、私は再整備のために、まずは市庁舎の実態の分析をまずしておくべきではないのか。そのことによって、今の市庁舎の課題点や問題点がなかなか明らかになっていないわけですよ。古い古いというだけの話で、実際どういうものが、きょうも冒頭、雨漏りがあったみたいな話もありましたが、この2年間かけて、今度は再整備もされるんですね、空調も含めて。相当の金がまた投下されてくると。やはりもっと現状のものがきっちり我々にも把握される中で、今その何億という投資がよかったら、これは予算で通っていま

すので、今さらノーはないでしょうけれども、そういう議論の対象にはやはり私は一たん白書みたいなものをつくる必要性があるんじゃないかと思いますが、その辺についてのご見解を確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

これまで市庁舎につきましては、平成18年度、19年度にかけまして、耐震補強を実施いたしまして、適切な管理に努めているところでございます。

市庁舎の再整備に向けましては、平成20年3月に庁内の検討委員会が基本構想の素案を取りまとめましたが、一時凍結との判断によりまして、平成21年3月末に亀山市新庁舎建設基本構想等策定委員会が解散をされ、その後は、新庁舎建設についての検討はされていないところでございます。

なお、現庁舎につきましては、第1次実施計画にお示ししましたとおり、今後3年間で屋上の防水や空調設備改修など、部分的な改修を計画いたしておるところでございます。

この基本構想素案の中でも、現庁舎が抱えるさまざまな課題、問題点が上げられておりますが、今後、市庁舎の再整備についての検討や議論を進める上で、こういった公共施設の白書については、一つのツールとして活用できるであろうというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今も20年に検討委員会ができた。構想は今からつくるわけですね。ただ、現状はどうなんだと。それによって次のステップに向かってどういうふうなことが必要なんだと。そういう議論は当然やられる予定というか、とまってはいるわけですけども、私はやはり、次の質問に入らせていただきますが、建設の是非も大きな問題、議論を今議会でされておりますし、当然、それは財源論も含めた大きな議論になっております。そのことはちょっと別に置いて、凍結されているから、じゃあ何もしないのかということではなくて、やはり現状の実態把握をする中で、これからの市役所機能というものの検討は、ぜひ進めておくべきではないのかと。そうでないと、つくろうといってまたそれからすぐに動いても、数年かかってしまうと。やはり建設が、やろうとなったらすぐに建設に着手できる、そういう事前準備はもう既にやっておくべきじゃないかという視点で、今議論をさせてほしいと思います。少なくとも、先ほど言いましたように、5年間は建設は、書いてないわけですので、この後期の中で着手することはないのだろうかというふうな理解のもとに、今回2つの視点、1つは、先日発表になりました南海トラフ巨大地震というものの想定、3月末日に出ています。それから、新しいシステムといいますか、ネットワークで、自治体クラウドという、これは何回か質問させていただいておりますが、その2つの視点から、市役所機能の検討をまず進めておく必要がないのかということを確認させていただきます。

24年の3月に、南海トラフ巨大地震想定というものが出まして、相当これが、東海・東南海・南海の3連動地震が一緒に起きてという、最悪という、一番悪いところで想定をしたものが出てまいりました。きょうの新聞には、県のほうはまだよくわかっていないというようなことも載ってお

りましたが、少なくとも、今後、もっと細かい情報も入ってくると。ただ、マグニチュードが9クラスになりまして、震度7の地域も随分ふえてきたと。ホームページを見ますと、亀山市というところは予想震度は6強ということで、特に変化はございませんでしたが、私の聞いた説明では、震源域が少し北上をして、亀山市なんかその領域に入ってきたと。ただ、若干悪いほうへ亀山市も入ってきているというふうなことでございました。確かに、今おっしゃいました18、19年で耐震補強は行われておりますが、建物全体の強度は、年々経年劣化もしてまいりますので、常に一定の状況ではないということを考えれば、これまでの地震予測から、新しく出てきたもっと悪いほうへ想定をした南海トラフ巨大地震の想定の見直しというところで、私はまずその防災拠点の機能というのが十分確保できるのかどうか、その辺の機能の見直しもまずやっておくべきじゃないかということで、まずその今回の地震想定の中での防災拠点施設としての機能、十分これは耐え得るのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市庁舎でございますが、I s値0.6以上という形で耐震補強を行っておりますので、おおむね震度6強程度の地震には、倒壊または崩壊という最悪の状況は回避される建物であると考えております。防災の拠点や災害時の情報発信の場としての役割は果たせるであろうとの認識はいたしておりますが、設備等の損傷によりまして、その機能が発揮できない場合も考えられますので、そういった場合には、他の公共施設といったものの活用もあり得ると考えてございますので、庁舎の機能の見直し、検証といったものは必要と考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一応見直し、検証は必要というふうな話でしたが、以前に、議員になってちょうど消防庁舎が新しくできたときの話をふっと思い出すんですけど、当時、阪神・淡路大震災があつて、急遽消防庁舎の見直しをしたんですね、震度7だったから、もっと強いほうにしようということで、つくりかえました。そのときに私は、本会議だったと思いますが、当然市役所が堅牢ではないというか、当時は、そうだったんで、もし災害が起きた場合、もし市役所が使えなくなった場合、どうするんですかという話をした。消防庁舎を使ったらどうかと。これは、視察に行ったところもそういうふうな機能でしたので、消防庁舎が代替機能として指揮所になるような格好だったんで、そういう質問をしたことがありました。

当時の答弁は、いや、対策本部は市庁舎にあるんだと。そんなもん使わないというふうな答弁だった記憶があります。ところが、徐々に徐々に、やっぱり阪神・淡路大震災以降、さまざまな議論を経て、今、部長が答弁された代替機能として、多分これも消防しかありませんね、今の段階では。新しい消防庁舎を使った、例えば災害本部が移ってしまうとか、それはだから変わってきたと思うんですね。当時は全く聞く耳を持たないような状況だった。そういう意味からいくと、防災機能の指揮所というんですかね、その本部としてはそういうのがある。ただ、その後、例えば復旧した場合に、今、例えば、この後の質問も絡みますけれども、すぐにじゃあ市役所機能として復旧してい

くののだろうか。特にコンピューター関係というのは、これが一番ネックになるわけですね。ここは海に面しておりませんので津波被害というのは全くございませんが、庁舎の機能によって、もしそういう部分に一部破損、今おっしゃいましたが、破損等あった場合、完全にダウンしてしまうと。そういう意味からいくと、私はやっぱりきちっと現状も含めて、もう少し我々のほうにも、今のままでどれぐらい耐え得るものなのか、どんな被害想定があるのかということも、ある意味、これも白書の一つですわね、現状課題ですから。そういうものもやっぱり指し示しながら、本当にこの5年間、全く検討する必要、これもうちょっとたないと、南海トラフのほうの資料もちょっとおくれておりますので、もっと細かいものが出ると聞いておったんですが、なかなかまだ出ていないようですし、きょうの新聞でも、県のほうも聞いていないようなことも載っておりましたので、やはりこれまでとは違う想定の中で、本当にこの機能というものが担保できるのかどうか、私はやっぱり精査した上で、議会側にも提出すべきではないか。庁舎機能がとまってしまいますと、防災拠点は消防の本署のほうに移ればいいけれども、実際の住民機能としてはダウンしてしまうこともあるので、ぜひそういう部分では、きちっと検証をした上で、議会のほうにも出してほしいというふうに思います。今はまだ、必要性があるということはおっしゃいましたので、私は早急にやってほしいと思います。

次に、防災機能とともに、やはり今度は、仮にそういう3連動地震があつて、被災をした場合、すぐに復旧しなければならないと。当然、津波のところでは、全部水につかたりして全く動かなかったのですが、亀山市の場合、そういう危険性はありませんので、ただ、3月も聞きましたが、データだけは何かよそのところに置いて、担保するんだと。でも、動かすものがなければ、これは全く動かないわけですので、データだけがよそにあつて、全く機能しないということも考えられる。そういうことも含めて、将来、今、総務省の自治体クラウドというところをちょっと見てみたら、今後、自治体クラウドという新たな技術を使って、電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約、共同利用を進めて、情報システムに係る経費の削減や、住民サービスの向上を図るんだと。これはもう2年ぐらい前のITプランのときにも質問させていただきましたが、数年後には一応検討したいという答弁だったと思います。

ただ、これをなぜ言いますかという、この東日本大震災の経験も踏まえて、やはり行政情報をどう保全するんだと。それから、災害、事故の発生のときにどうやって業務を継続するんだと。そういう視点から、相当有効な手段ではないかというふうに見直しが入って、既に被災をされたまちでも、自治体クラウドを採用されたところも出始めてきたと。そういう視点からいきますと、大きな3連動地震というものを想定する中で、地震後の早急な復旧というものを考えれば、また、この視点も、緩やかに考えるものではなくて、ここら辺のことも早急に考えておくべきではないかと考えますが、このシステムが入れば、庁内には機械がありませんので、別な場所にデータセンターがあつて、そこのアクセスというふうになってまいりますので、ある意味、早急な住民へのサービスの復旧が可能と考えますが、この辺についての検討を進める考え方はないのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

庁舎整備の全体的な検討といったことで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、市庁舎の再整備につきましては検討がなされていないところがございますが、この間におきましても、行政事務の内容や情報の管理などにおきましても、市役所の持つ機能は年々変化をしておりますし、整備に係る財源につきましても、市債を活用するといったこととなりますが、これまでは基準面積だとか基準単価が決められておりましたが、23年度より撤廃されまして、緩和もされたところでもございます。

また、市庁舎の再整備については、都市計画や防災などの視点だけでなく、高齢社会を迎える中で、市民ニーズの変化や人口動向などの社会構造の変化に対応した新たな公共サービスのあり方を意識し、中長期的視点に立って検討を行う必要があるものと存じます。

こういったことから、平成20年3月に策定をいたしました基本構想の、これ素案でございますが、これの見直しを含め、現状や課題を整理し、庁舎機能など、新庁舎のあり方を継続して検討していくことも考える必要があるものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

クラウドのお話が出ましたので、私のほうから一部答弁させていただきたいと思います。

前回は答弁させていただいたと思いますけれども、次回の更新時期には、クラウドということも見据えて検討しなければならないと考えておまして、災害時にはクラウドについては有効な手段というふうに考えております。

クラウドにつきましては、ベンダー別のクラウドと単独市でのクラウド等々、いろんな形がありますので、そういった部分も含めて検討は進めるということと考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一応要望だけ申し上げます。

今回、要望みたいな提案みたいな話をさせていただいておりますけれども、やっぱり市庁舎を、この新しい、南海トラフの大きな地震の想定が変わった段階で、私は少し、今後もっとデータが出てきて、分析される間に、やっぱりちょっと変わってくるんじゃないかなというふうな、不安というか、建物に関する不安もあります。そういう意味では、建物建設時期や財源とは別に、やはり今の現状と、今後どんな市役所が求められるのかと、これは私は従来から議論しておいてもいいんじゃないかなという視点からいけば、ぜひまた今後、そういうちょっとした母体が、構想というんですかね、あれば、それをもとに、ぜひまた検討してほしいと思います。要望だけです。

○議長（小坂直親君）

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

次に、大きな2点目として、産業の活性化について質問をさせていただきます。

まず最初に、亀山地域産業活性化基本計画の策定について、2点お尋ねをいたします。

最初に、策定の背景と目的についてお尋ねをしたいと思います。

2011年12月の定例会の現況報告で、この基本計画の策定をするということで、亀山市産業活性化協議会を設置するとのことでした。そして、この6月定例会の現況報告では、パブリックコメントを実施するというので、6月16日から既にパブリックコメントが始まっております。

この企業立地促進法というのを調べましたら、平成19年6月に施行されたもので、国が地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援するというので、地域経済の自立的発展の基盤強化を図るんだということで、この法律ができたというふうになっております。

今回のこの基本計画は、国の支援を受けるのに必要であるということの説明でございました。三重県を調べましたら、平成19年度に三泗地域、津市、尾鷲市、平成20年度には伊賀、名張地域、松阪市、22年度に鈴鹿市、23年度に伊勢志摩地域ということで、ほぼ県内の地域がもう策定が終わっているということでございます。今回のこの19年に施行された企業立地促進法から約5年が経過する中で、今回この時期に策定をするわけですが、なぜこの時期になったのか、制定の背景についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

法が施行されて5年が経過する中でございますが、法が施行された当初は、研究開発施設などの共用施設整備に係る国の助成制度を活用するというような地域が率先して計画を策定されました。そんなところであります。進出企業に対します直接的な優遇措置は少なく、また、集積しようとする限られた業種のみを支援対象とするという制度でありましたことから、本市としましては、これまで計画策定に至っておりませんでした。

しかしながら、経済不況や産業構造の変化によって基本計画の内容も限られた業種の集積を目指すということから、幅広い業種の集積を目指す計画とすることが可能となってまいりました。また、この基本計画を策定することにより、亀山地域が次世代自動車関連産業や航空宇宙関連産業、またヘルスケア関連産業といった次世代産業の集積を目指す地域の一つとして対外的にも示されることとなります。これらを踏まえて、本市の産業の持続的な成長を実現していくために計画を策定するというものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

法ができた当時は、地域特定があったり、その業種というんですかね、ちょっと補助の範囲というか支援の範囲は狭かったということでした。

ただ、そうはおっしゃいますけれども、たまたまこの質問をするのに、企業立地促進法ということでインターネットで調べましたら、この案内パンフというのがあります。それには、亀山市の液晶産業誘致が企業立地の先進モデルの一つということで、きちんと紹介がされておりました。そうすると、なぜその時期にこのようなものを紹介される、確かにそれは、当時の液晶の誘致というのは、爆発的というか、奨励金をつけて、全国的にも有名なモデルになっていたと。そういうことが、一つ国としてもそういうものがあるんだということで載っていたと思うんです。パンフレットに載っていないながら5年も放置されていたというのは、不思議でしょうがない。何でその時期に、たとえ特定業種であっても、なぜさっき三重県ではと言ったかということ、既に19年には三泗地域、津市、尾鷲と、当然、当時は四日市市には東芝があって、大きな産業にまで成長しているわけですよ、電子産業として。そういう思いからすると、じゃあ何で四日市はこの時期につくって、亀山市は、今おっしゃったような理由でつくらなかったのか、非常に不思議でしょうがないんですが、私はやっぱりシャープの誘致の成功事例にちょっと甘えがあったのではないかと、そのことはね。ところが、5年たってみると、さまざまな大きな変化が起きてきたと。この液晶に関しては相当大きな変化が起きてきて、海外に淘汰されるような時代になってきたときに、慌ててこういうものを今から上げようとするのは非常に不思議でしょうがないんですけれども、本当に今おっしゃったような理由だけでこの5年間放置されていたのかどうか。要するに特定の業種だから、余り亀山市にメリットはないんだと。ところが、中身が若干変わってきて、次世代の自動車や航空機やおっしゃいますけれども、なぜじゃあよその地域は早く取り組んだんだと。ちょっともう一度、本当にそれだけの理由だったのか。何か取り組み時期を逸したのじゃないかと。どんどんどんどん先取りをするべきものが、ちょっとおくれてきたんじゃないかと思いますが、いま一度、本当にそれだけの理由だったのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

確かに奨励金制度を導入しましたことにより、シャープが亀山市に立地されたという形の中で、十分満足ということではございませんが、成功したというふうには考えてございました。そういう点からも、今回計画を策定いたしますものは、取り組みがおくれていたということは否めませんが、理由といたしましては、先ほどもご答弁させていただきました、進出企業に対する直接的な優遇措置がなかった、また、集積しようとする限られた業種のみを対象としておったというところが大きな理由でございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

工業で発展したこの亀山に液晶産業が入ってきて、さらに大きな飛躍をしたと。そういう意味からいけば、当然ここに書いてあるようなことは、今後の産業展開としては当然のことを私は書いてあると思うんですよ。それに若干時期がおくれたことについては、工業立地で発展したまちとし

ては若干疑問が残るところです。

少しどのような効果を期待するかということは、今の内容でわかりました。新たな産業に向けて取り組みの姿勢を示すということでした。

ただ、もう1点、企業立地促進法を案内している工業立地相談窓口というホームページがたまたまありました。ここでいろいろ調べたんですけど、企業立地サイトのリンクが張ってあるんです。ここには三重県や亀山市は載っていないんですよ。それは、向こうが載せないのか、こっちで言わないのかわからないんですけど、ただ、その促進法の案内もこのサイトに載っていて、パンフレットには亀山市が載っていると。こういう目配りはやっぱり必要ではないかと。幾ら旗を立てても、見つけてもらわなきゃあ来ないわけですので、少しその辺についても、今後やっぱりきちっと目配りの必要性をお願いしたいと思います。

それからもう1点、促進法の5条で、この今回策定しております基本計画は、1または2以上の市町村で共同してできるというふうなことになっております。この周辺市との共同の考え方、これがなかったのかどうかを確認したいと思います。特に三四地域、それから伊賀、名張地域、伊勢志摩地域ということで、複数の地域もあります。亀山市の計画を見せてもらいますと、自動車・輸送機械の関連産業ということで、鈴鹿に本田技研があって、その同じような業種が多いんだということも、この案には書いてあるわけですけども、特にその周辺、鈴鹿市との協議というものは、この計画策定の段階、例えば鈴鹿市がつくる段階、逆に亀山市が今回つくる段階で、そのような協議は行わなかったかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

鈴鹿市におかれましては、平成22年3月に計画を策定されております。この鈴鹿市が計画策定を行われた際には、三重県、鈴鹿市、亀山市、この三者で協議を行った経緯がございます。しかしながら、鈴鹿市が既に単独での計画づくりを進めてみえまして、計画原案の取りまとめが終了した段階というふうになっておりましたこともありまして、共同での計画策定には至らなかったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

この後の質問も関連するんで、あえて聞かせていただきました。

やはり、今回の計画案にも、自動車輸送と、次世代自動車も、電気自動車とか含めてあるわけですけども、そういうものを亀山市は期待しながら、そのおひざ元である鈴鹿市の本田技研まで書いておきながら、それは鈴鹿市さんが単独であったということかもしれませんけど、その前の情報交換を含めて、やはりここもきっちりと、産業のすそ野というのは市域をまたいでつながっているわけですので、やはりちょっと残念であるということだけ申し述べて、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、地域活性化協議会、きのうちちょっと宮村議員からもご質問ございましたが、改めてこの協議会の役割についてお尋ねをしたいと思います。

というのは、計画をつくるためだけの協議会ではなくて、産業集積の形成や産業集積の活性化に対して、これに対する必要な事項について協議をするというふうに法でうたっておりますので、計画策定だけでこの協議会が終わるのか、さらにもっと突っ込んだ議論をこの協議会が進めていくのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

協議会につきましては、企業立地促進法に基づきまして組織しておりまして、その役割につきましては、基本計画の作成及び同意を受けた基本計画の変更に係る協議、基本計画に位置づけられた諸事業の実施に関し必要な事項の協議、3番目といたしまして、関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明、その他協力を求めること、そのほかに、亀山地域における産業集積の形成または産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うと定められております。

そんな中で、この計画策定後におきましては、この基本計画に位置づけました事業の実施や目指す産業の集積の形成ということに向けまして、企業関係者の方々にも協議会委員に加入いただきまして、生の声をお聞きしながら、産業の施策に反映をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっとよくわからないんですけど、この協議会が主体的に、新しい産業の議論や、今おっしゃった企業関係者を集めてやるという話は、今後この計画案の進行に関しては、協議会がその中心になって議論が進められていくものかどうか、ちょっと確認をさせてください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

協議会の役割の中にも、基本計画に位置づけられた諸事業の実施に関し必要な事項を協議するという項目がございますので、協議会が大きな役割を担うというところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ほかの質問もちょっとありますので、もう少し具体的にまたいろんな資料を出してほしいと思います。相当大きな役割を担うのであれば、その辺についても確認をしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、中小ものづくり経営支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

この事業も昨年から行われておりまして、この3月の施政方針にも、予算編成方針の説明でも、中小企業の経営力向上を目指す中小ものづくり経営革新塾、所管の説明書には、中小ものづくり経営支援事業となっておりますが、具体的な取り組み内容、また期待する効果について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

中小ものづくり経営革新支援事業につきましては、市内事業者の大半を占めます中小製造業や建設業、運送業などを対象といたしまして、新たな事業展開、新市場開拓、新商品、新技術、新サービス開発、また下請からの脱却というような経営を革新する取り組みをするという方々を支援するために、昨年度から亀山商工会議所との連携によりまして実施をいたしているところでございます。

昨年度は、操業支援などに実績のある専門家を講師に招きまして、経営革新塾として計7回のセミナーや個別相談会を実施して、延べ75名の参加があったところでございます。また、うち1社につきましては、新商品を開発され、現在、亀山商工会議所を通じて、県へ経営革新計画の承認申請を行っているところでございます。またこのほかに、本年度におきましても、専門家によるセミナーや現地指導による支援を計画いたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

専門家による指導ということでしたので、次の質問に入らせていただきます。

鈴鹿市ものづくり産業支援センターとの連携は検討できないのかについてでございます。

5月に機会がありまして、このものづくり産業支援センターの業務の内容について説明を受ける機会がございました。長年やっておられますが、なかなか簡単な取り組みではないというふうなご説明もございました。22年に策定された鈴鹿市の基本計画では、このことがプラットフォームとしてつくってありまして、要するに基盤になっております。そういう意味からいくと、先ほど鈴鹿市との共同はできなかったということは非常に残念であったなど。このことが共同で計画がつくってあれば、今ご答弁のものについては、もう少し幅広いすそを持つ、特に自動車産業なんかについては、随分活用できたんじゃないかという、少し残念さはありますが、今、多く実績を持ち始めた鈴鹿市のこの同じような中小企業を支えるものづくり産業支援センターとの連携みたいなものは考えられないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

鈴鹿市では、平成18年度に鈴鹿市ものづくり産業支援センターを設置され、企業OBを活用した専門アドバイザー派遣や人材育成支援を初めとして、中小製造業の総合窓口として、商工会議所などとも連携をした取り組みを行われてみえるところでございます。

当市におきましては、中小企業の総合窓口としましては、商工会議所内にあります中小企業相談所がその役割を担っていただいております。巡回指導、窓口指導、講習会の開催など、実施をされているところでございます。また、技術相談というふうな面では、県の機関であります三重県産業支援センターを活用することによりまして、いろんな支援を受けていただくという形になってございます。

鈴鹿市と亀山市との連携でございますが、自動車関連産業を中心としたものづくり産業の集積ということもありまして、鈴鹿のものづくり産業支援センターとの連携につきましては、鈴鹿市と協

議をして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

会議所が中心となって、県とも共同してということでございますけれども、鈴鹿で聞いた話だと、やはり、特に製造業が多いんですよね。6割ぐらいは製造業のアドバイザーとなっておる。当然それは、経営的な面から技術的な面、今はもう人的なところまで入り出してきたと。ただ、残念ながら、これは鈴鹿市の予算でやっている事業ですので、亀山市がそこへ入り込むということはできないわけですね。この計画を一緒につくっておれば、鈴鹿市の計画、これがベースですのでね。だから、やっぱり大企業本位ではなくて、大企業のすそに広がる中小企業を支えていくんだというのが鈴鹿市の計画だったのかなあという気がしている。やっぱりこういうものが生きてきたと。そうになると、やはり人、もの、金、要りますけれども、どうも人の話はみんな他人なんですよね、会議所、県だって。市自身がそこに入っていない、今の声を聞いていると。そうになると、やはりノウハウを含めて、私は所長とも話しましたが、ぜひそれは一緒に話をしてもいいということは言っているわけですので、もうちょっと連携する姿勢を持って、やはりノウハウを学ぶことは必要だと思いますけれども、いかがですか、答弁を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

確かに今、鈴鹿市との連携のあり方、あるいはこの前段でご指摘をいただいた、企業立地法にかかわるこの計画の策定の時期というのは、本当に、今考えますと、鈴鹿市が19年度から検討を始めておられて、私、就任させていただいて、21年の6月に三者の協議を持っていただいて、結果的に既に単独で検討されておられたという経緯がございます。そういう中で、これ、大変残念であるというふうに思っておりますが、しかし、今ご指摘のように、鈴鹿市が長年の間に積み上げてこられたものづくりへの支援の体制という意味では、行政、あるいは産業界、蓄積がなされておるのでございまして、ある意味そういうところも我々は謙虚に学びながら、亀山市独自の体制をつくり上げ、次の一手につなげていくという思いで考えておるところでございます。特に今の人的な資源、マンパワーにつきましては、亀山市の限界、行政の限界もございますので、今後の課題というふうに考えておりますが、関係機関やその共同の中で、当然しっかりと前へ進めていきたいという思いを持たせていただいておりますし、当然、お隣の鈴鹿市さんとは、可能な限りの連携の模索をしていきたいと、こういう思いで臨んでいきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、東日本大震災について、溶融処理施設の性能について、衛生公苑の長寿命化についてと

いう3点について通告させていただいております。

まず、東日本大震災についてです。

今回の現況報告の中で、震災瓦れきの広域処理についてということで、現時点においては、市民の健康や生活環境への影響など、震災瓦れきの安全性に対する確証を持つに至っておりませんことから、さらなる研究や情報収集に努めるなど、引き続き慎重な対応を図ってまいりますとありますが、このさらなる研究や情報収集とは具体的に何を指すのか、まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

東日本大震災の災害廃棄物の広域処理につきましては、三重県において、処理に関するガイドラインが6月7日に策定されたところでございます。しかしながら、災害廃棄物の処理におけます放射性物質の安全性につきましては、整理されていない課題がありますことから、これまでも三重県に対しまして意見書を提出するとともに、その見解を求めてきたところでありますが、まだ十分な見解が示されておりません。このことから、引き続き放射性物質に関する調査・研究や、先事例におけます情報収集を行い、課題の整理に努めてまいるというものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そのさらなるというふうに、また同じことの繰り返しなんですけれども、その具体的な内容ですね、もうちょっと細かい話を聞きたいということだったんですけれども、先ほどの話だと、三重県の回答待ち、そこに、三重県の回答ということは、たしか以前、先日も、細かいいろんな項目とか言われていましたけれども、これは実際、三重県の見解をまず待つということなんですか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

三重県におきましては、パブリックコメントを実施されて、そこにも、亀山市としていろいろ質問等を投げかけてございますが、そのパブリックコメントに対します回答というのがホームページに掲載をされてございました。そのホームページは、一件一件に対する回答ではなく、大きくまとめて回答されておったところでございまして、私どもが投げかけた部分につきましても、まだまだ私どもが納得をさせていただくところまでは至っていないというような経過がございまして、したがって、また県のほうにもその辺の質問をさらに投げかけていくということで考えてございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

具体的というよりも、どっちかというまとめたような話ではあるんですけれども、そうしまし

たら、私も具体的なというのを振った以上、ちょっと具体的な話をしたいなあと思うんですけども、まず今回、その現況報告を読んで一つ一番気になったのは、震災瓦れきの安全性という言葉が使われたことです。震災瓦れきそのものは、もともと被災地の生活環境の中に存在していたものでして、それが原発事故というのがあわせて起こったことによって放射性物質が漏れ出て、これで汚染された。そういうことで懸念が出てきたことによって、この震災瓦れきそのものが危険というような、こういう認識になってきておるのかなあと思うんですけども、ただ、市が仮に瓦れきを受け入れるとしまして、その段になってやはり気にしなければならないのは、瓦れきが危険かどうかという以上に、その処理に安全性が確保できるかどうかだと思います。

その辺、聞き取りのときにもちょっと指摘はさせてもらったんですけども、きょう、市長からの答弁があった中で、処理の安全性という言葉にちゃんと置きかえられていましたもんで、その点、酌んでいただいたのかなあと思ひまして、ちょっとその辺は評価したいなあと思うんですけども、ただ、そういうふうな処理の安全性の中で、受け入れの話の中で懸念されるのが、やはりこの処理をした際に、放射性物質が溶融処理施設のバグフィルターを透過するのではないかという話があったり、あるいは処理後の灰、けさも坊野議員が言われましたけれども、それをやはり埋め立てるといふ話が各地で出ている。亀山市はゼロエミッションということで、最終処分量はゼロとっておるけれども、先ほど、市内で処理をせなあかんと違うかという懸念がやはり市民のレベルの間では存在している。これ、基本的には、三重県のガイドラインに沿ったら、やはりこれも含めて県の責任で処理するとなっておるんですけども、まだその辺が行き渡っていないことによって、やはり埋め立てて、それが地下水に漏れいするんじゃないかとか、その辺の話も出てきている、そんな感じなわけですね。

やはり個人的には、まず溶融処理施設の安全性、これをまず確証を持つ、これが一番最優先だとは思うんですけども、そんな中で、今回、この受け入れによる放射能汚染という話が出ていましたもんで、一度原子レベルでこれを考えてみようかなと個人的に思ひまして、まず、これ全体でどれぐらいの放射性物質の量があるのかというのを、セシウム137を例にとって検証してみたんですけども、高校の物理、化学のレベルで十分計算できる話ですもんで、簡単な計算ですけども、まず三重県が受け入れの際に基準としているキログラム当たり100ベクレル以下という数値、これですと、キログラム当たり最大1,400億個のセシウムの原子が存在するということになります。仮にそれを亀山市が受け入れるとするなら、施設の長寿命化がなかったとすれば、大体年間約2,000トンというふうな見解、3月議会の委員会でも出されました。そうしますと、これを掛け合わせると、年間で最大28京個、兆の一けた上ですね。1兆の28万倍に当たる量なわけです。これが質量に換算しますと、0.064ミリグラムです。つまりセシウム137に限っていえば、1キロ当たり100ベクレル以下の瓦れきを年間2,000トン受け入れた際の総量は、年間2,000トンで総量0.064ミリグラムです。これがさらに溶融処理施設の中で、99.99%がバグフィルターで除去できると。こういう話になっています。

ちなみに、先ほど、総量の0.064ミリグラムのセシウム、これのエネルギーが一体どれだけあるか。すべて放射線を出したというふうに仮定すると、12.6キロカロリー、0.064ミリグラムで。半減期は約30年とされていますので、大体約数十年かけて、1リットルの水を12.6度上がる熱損失がなかった場合ですけども、これぐらいのエネルギーを持つておる。この量を

危険と感ずるかどうかです。私は個人的には怖いとは感じません。ただ、それでも絶対安全かと言われるれば、そこまで言い切れるだけの知見は私は持っていません。

ただ、昨日、服部議員が電磁波の話がされました。携帯電話の待ち受けとか、電源を携帯電話、入れておるだけで、かなり電磁波が発生している。そういう電磁波が生殖系に異常を来すというのは、以前から指摘されておることです、それを言い始めたら、パソコンでも、テレビでも、あらゆる場面で我々は電磁波にさらされておる。それを思うと、それに比べたら、そこまで危険とは思えない、そういうふうなレベルではあるんですけども、ただ、それでも確かに怖いと言われる方もおられるかもしれません。

これはセシウムに限った話をしましたけれども、実はもっと怖いと言われておるのが、セシウム以外にストロンチウムとかいうのがありまして、ほかの放射性物質、こういうのが実は余り明らかにされていないもので、実は何かあるんじゃないかという、こういう疑心暗鬼もある。さらに言えば、100ベクレルとかいうとるんやけれども、これも本当に補償されるのかどうかかわらんというような、そういう疑心暗鬼もある。

こんな話ではありますもんで、私も絶対安全とは言い切れないとは言うんですけども、先ほど、私、処理系における多少の安全性というのをちょっと考えてはみたんですけども、実際、体内に入ったときの、ちょっと後でも触れますけれども、内部被曝という話がありますけれども、内部被曝も、生体の中の影響というのはある程度データとかもあるんですけども、結構よくわからないのが、実際多くの方が心配されているのが、実際には、仮にバグフィルターで除去できなかった部分、これが外に出た場合、それが体内に果たして取り込まれるおそれがどれぐらいあるのかという、その辺になってくると、もうこれははっきり言って環境学の視点が必要になってくると思います。そうすると、本市には、それこそ総合環境研究センターという環境問題に対するシンクタンクが存在するわけですけども、先ほど、さらなる研究や情報収集と言われるんだったら、県の回答待ちとかもあるでしょうけれども、それ以外にもこの総合環境研究センターにそのことをゆだねる、こういうこともすべきではないのかなと思いますけれども、その点、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

総合環境研究センターに投げかける、質問するという点でございますが、廃棄物の処理におけます放射性物質の安全性に関しましては、先ほどご答弁させていただきましたように、まだ整理されていないという課題もあると考えておりますので、放射性物質につきましては専門的な知識も必要でありますので、この総合環境研究センターでは限界もあるかもしれませんが、亀山市といたしましても、多くの知見を集めたいというふうに思っておりますことから、研究センターの見識をいただくよう、依頼をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

総合環境研究センターの知見もということをお願いいたしましたけれども、放射性物質の専門

ではないとは言われましたけれども、ただ、それこそ三重大かな、そこには専門家の方もいらっしゃると思います。そういう意味では、我々よりももっとそういうふうな知見を、情報を得やすいような立場にある方ばかりだと思いますので。年間500万ぐらいのたしか予算でしたか、これぐらいの予算でそこまで求められたらなというようなこともあるかもしれませんけれども、ただ、やはり総合環境研究センターというふうに銘打っている以上は、やはりそれぐらいの見解はちょっと出してもらわなあかんという部分もあると思いますので、知見をどれぐらい言っていたかかわりませんが、ぜひその辺、きちっと収集していただきたいなというふうに思います。

そんな中で、もう一回ちょっと瓦れきの受け入れの話をしたと思うんですけども、私自身がいろいろと情報収集を行う中で、先ほど内部被曝という話をしましたけれども、やはりその安全性の面で受け入れを懸念されている意見の中で、大部分が放射性物質が人体に及ぼす影響、基本的にはしきい値以上の強い放射線を浴びる、これによる影響を外部被曝と言っておるんですけども、それほどのエネルギーじゃなくても、それが体内に取り込まれたときに、それが微量であっても影響を及ぼす、そのことに対する懸念は、これ内部被曝というふうに呼ばれておるものなんですけれども、これは広島原爆で被害者の方と長年向き合ってきた肥田舜太郎さんという方がいらっしゃるって、肥田教育委員長と同じ肥田という名字なんですけれども、放射性物質がやはり微量でも、体内に取り込まれた際に、そこから出る放射線によって細胞膜が損傷するおそれがあると。これによって白血病やがんになるおそれがある、そんな話でした。もちろん体内に取り込まれても、代謝によって外部へ放出されるものもある。

ただ、そんな中で、肥田さんの著書を私もちょっと読ませてもらおうたんですけども、その内部被曝というものには、細胞レベルでは、高い線量の放射線を短時間浴びることよりも、低い線量であっても長時間浴び続けるほうが細胞膜には影響が出やすい。損傷という形になるんですけども、そういう報告がなされていると。また、放射線の持つ電離作用、これによって体内に活性酸素が発生する。これによって白血病とかがんとか、こういう懸念が出てくると。もう一つ、それが妊婦さんだったら、それが胎児の発育の段になって悪影響を及ぼす、そういう話も出ていますので、そういうことで、微量でもセシウムが外に出る、先ほど0.064ミリグラムと言いましたけれども、はっきり言ってちりぐらいのレベルですよ。ただ、それであっても、1リットルの水を12度も上げる、それだけの熱量を持っておるわけです。一遍ではないにしても。やはり、それを思ったら、僕は怖くないとは言いましたが、実はすごいエネルギーではあるんですね。当たり前なんですけれども。それによって核エネルギーというのを形成しておるわけですから。そんな話はさておき、そういうふうな懸念が出てくるのは、やはりその辺にあると。

もちろん、その瓦れきの受け入れによってどれだけ放射性物質が市民の体内に入るのかと。なかなかハカれるものではないんですけども、ただ、こういった危険性というのをいろいろ聞く中で、私の中でもう一つ疑問というか、何とかせなあかんのと違うんかなと思うことが出てきて、それは、もしこの瓦れきの受け入れが危険だと言われるんだったら、対象になっている岩手や宮城とかもありますけれども、それ以外に原発に近い福島ですね、福島で実際に生活されておられる方、特に子供さんとか、妊婦さんとか、その人たちによる影響が、本当に受け入れが危険だと言うんだらです、それ以上に危険、それとは比較にならないぐらいの危険にさらされているということになります、福島の方々は。そうすると、そんなんで瓦れきの受け入れ云々と言っている場合な

んかなというふうに思っていましたら、やはりそういったことを指摘されている方もいました。やはり、特に福島の子供さんらを中心に受け入れる活動をする、実際、戦時中の学童疎開みたいなことをすべきでないのかという方もあれば、ある程度の期間受け入れるだけでも意味があると。それこそ妊婦さんなんかそうですね。胎児の形成期間中だけでも安全なところにとかいう話にもなるかもしれませんし。やはり、ただ、そういうふうな話というのは、非常に私は説得力があるなとは思いました。

そんな中でお尋ねしたいんですけれども、市長は、2番目の質問なんですけれども、被災地に対する支援、こういうことを言われました。瓦れきの受け入れの問題というのはあるでしょうけれども、それ以上に、こういった人の受け入れとかこういった支援を含めて、被災地に対する息の長い支援と言われましたけれども、この震災から1年以上たった今、改めて現時点での支援のお考え方があれば聞かせていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

前段で少し放射能に対するご所見を述べられました。その中で、今日までその広域処理につきましても、本当にさまざまな知見や考え方がある中で、本当に今までのような安全だ安全だ、それだけでは済まない、想定外のことをやっぱり将来にわたっても考えるべきだという思いで、慎重に対応してまいったところがございますし、専門家ではございませんので、できる限りの知見を結集した上で考えていくべきだという姿勢で来たところがございます。

この原子力発電の事故におきまして、関東以北の16都県に放射性物質の降下があったという報道発表を一つの境に、今日までさまざまな議論がなされてまいりました。ここに至る背景につきましては、国において、原発事故における的確な判断や情報開示などの対応がなされず、想定外で片づけられてしまうことに、国民や住民が不信感を抱いてきたことも否定できないというふうに思っております。

今、セシウムのお話がありました。セシウムの134や137、あるいはストロンチウムのお話もされました。そういう多方面の各種に対する情報の開示でありますとか、不十分であるというふうに私自身も認識もさせていただいておるところでございますが、スピーディ（SPEEDI）の拡散の情報開示につきましても同様であろうかというふうに思っております。

そのような中で、災害廃棄物の広域処理に関しても、再び想定外があってはならないことが大前提となりますことから、本来、国の責任において十分な説明責任と的確な対応がなされることが必要であるというふうに考えておるところでございます。その上で、市長は、息の長い被災地への支援が必要だと、このことについてどうだということでございます。亀山市におきましては、ご案内のように、被災地の一日も早い復興を願ひまして、これまでより被災者の公営住宅での受け入れでありますとか、これも可能な限り今後も続けてまいりたいというふうに思っておりますし、総勢36名の職員を被災地へ送っておりますが、あれは発災後の夏までの期間でございましたけれども、本年から長期の職員派遣、1名でございますけれども、宮城の多賀城市へ派遣いたしましたところがございます。さらに、この間、児童の就学支援や長期休校期間における交流などにつきましても、こ

れも議員ご案内のとおりだろうと思っておりますが、さまざまな形で支援を行ってまいりました。

今後ですが、この6月30日には、市内各種団体の皆さんに大変お世話になりまして、実行委員会を立ち上げていただき、被災前の宮城県の石巻市などを舞台に、撮影、制作がされました映画「エクレール・お菓子放浪記」、この上映会が開催をされる運びとなってまいりました。その収益金のすべてを被災地に義援する動きもあるなど、今後も、行政としても当然でございますけれども、市民や事業者の皆さん、あるいは民間の団体の皆さんと連携をしまして、亀山市としてできる支援を息長く行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市長から交流云々の話も出ていました。

3月には福島の方からの子供さんを、亀山市だけではありませんでしたけれども、三重県の方の団体の方がいろいろと受け入れる中で、亀山市も協力したと。個人的には、私、その方々からお礼を言われまして、何かしましたっけと言いましたら、いや、亀山市さんがかなり協力していただきましたというようなことを言われた、それはホームステイのレベルの活動ではありましたが、いろいろお話を聞いていますと、関ロジで、ただ同然というか、ただで泊めてもらえたと。その話をいろいろ関支所長さんに聞きましたら、社協の補助を使うて、幹部会も大分カンパしたと、こんな話でありました。ここまで自治体挙げて協力してくれたのは亀山市さんぐらいやったというぐらいのことを団体の方が言われていまして、既に亀山市としては、そういう被災地の、というか、被災地といっても、特に福島原発の被害者の方ですけれども、こちらのほうに対する受け入れという意味では既に実績がある。何もないところが支援を行えたというよりも、既にそういう実績があるわけですので、やはりこれに対して今後もこういうことは続けていっていただきたいと思えますし、もし何かそういうふうな、加えて何か支援、補助みたいなのができるんだったら、何も亀山市が企画してやらなくても、そういう団体の方に対して、団体の方にやってもらって、それに対する必要なものを、現物支給でも何でもいいですけども、それを亀山市が行うという手もあります。というか、逆に、実際こういう受け入れというふうに自治体が言っても、やはり現地の人としては、いろいろなこういう条件やないと行けやんという話をいろいろ聞くと、そうすると、何や、せっかくこっちが準備してやったのにという話にもなりかねないという話も聞きます。ただ、そういうふうな専門の団体の方だったら、その辺も含めて処理されていると思いますので、亀山市がしなくても、そういうふうなことをされている団体さんの支援を行うというのも一つの手だと思います。

やはりこういった瓦れきの受け入れの話の中で、いろいろ議論を呼ぶ中で一番懸念されたのが、瓦れきそのものの拒絶が、実はこれ被災地の方を拒絶するというような、こんな動きにもなりかねないのかなというふうな、そういう懸念でした。聞くところによると、被災地から避難されてきた方に対する、子供さんのレベルですけれども、いじめがあるとか、そういう話も聞きます。これは亀山市ではありませんけれども、やはりこういったことだけは絶対にしてはならないと思えますし、そのためにも、やはり被災地、汚染されているものを拒むというよりも、それを何とかしてあげたいという、そっちのほうをまず何とかするほうが、やはりこれも大きな被災地支援になると思えますので、そういう思いでぜひ、既に福島の子を受け入れた実績があるわけですから、その辺、引き

続きやっていっていただきたいなと思います。

ちょっと意見になってしまいましたけれども、次に参ります。

次、溶融処理施設の性能についてということで通告させていただいております。

以前から、ちょっと放射性セシウムに限ってではあるんですけども、放射性セシウム、これは溶融施設の中で一体どういう処理をされるんだという話をしたところ、基本的にすべて飛灰に出てくるという話でした。この飛灰にすべて出てくるということで間違いなのか、この点を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

セシウムにつきましては、廃棄物を溶融炉内において高温で処理する過程で、そのほとんどが排ガス中に含まれることとなります。その排ガスを排ガス集じん機、バグフィルターといいますけれども、バグフィルターの手前で冷却をすることによりまして、セシウムは飛灰に移行して濃縮されますことから、バグフィルターで飛灰を捕集することで、セシウムの大気への放出をほぼ100%防ぐことが国において示されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ほとんどが灰じんに出てくるということでしたけれども、ほとんどということは、ごく一部はスラグやメタルに出てくる、こういう可能性もあるということでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

申しわけございません。スラグ、メタルにセシウムが移行するかどうかというのは確認をとっておりませんので、後ほどご答弁させていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうすると、やっぱり今までの議論というのは大分変わってくるんじゃないのかなと思うんですね。結局、その飛灰にすべて出てくるという話だったもので、前の受け入れをできないといった理由も、飛灰に全部出てくる。それが山元還元でその飛灰の処理ができないからだと、そんな話であったんですね。そうすると、スラグやメタルに出てくるとなると、先ほど0.064ミリグラムとは言うたんですけども、そのうちの、それこそ0.064ミリグラム全部がスラグやメタルに出てくるんちゃうとか、その辺の話にもなっていくかねないかなという。ほとんどが出るということで、それは間違いなんでしょうけれども。

ただ、ちょっと今回、東日本大震災と項目を分けさせてもらったというのは、そのスラグ、メタルの話もそうなんですけれども、要はこのセシウムが、言ってみりゃあ、そのバグフィルターを透過するんじゃないかという話が出ていました。99.99とか言われたんですけども。ただ、0.

0.1%は外に出る可能性がある、その辺の話なんですね。要は、今までもこの飛灰には、有毒な、有害な重金属が含まれるとかいう話がありました。思い切り細かい微粒子だったら外部に出ていってしまうというのであれば、それこそセシウムじゃなくても、ごく微細な、微量の重金属、有害と言われておったものも外に出る可能性があるんじゃないのかなということも思いましたもので、スラグ、メタルというのもありますけれども、その辺の、ちょっとバグフィルターの性能も含めて、もう一度その辺、ほんまにセシウムがどこに出てくるのか、スラグやメタルにも出てくるのか、それは後の答弁でないとあかんのでしたら結構ですけれども、もう一つ、バグフィルターを透過するのかどうか、その辺の状況をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどのスラグ、メタルの関係でございますが、スラグ、メタルにも微量にセシウムは含まれるというところでございます。しかしながら、国によりますと、危険度につきましては、再生利用には影響はないというふうに示されております。

それから、重金属等の大気への放出についてでございますが、こちらにつきましては定期的に観測をしてございまして、例えばダイオキシンの、それからNO_x、SO_x等につきましても、法に基づく監視と、それから、24時間溶融炉のほうで監視をしております、その法より厳しい自主基準値という数値も設定して監視をしております。そんな中で、かなり低い数値、自主基準値よりもまだ低い数字で、大気への放出はほとんどないというような状況で管理をしているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、先ほどの放射性物質の議論じゃないんですけれども、スラグ、メタルでも微量は放射性物質が出るということになりますと、その微量というのが、じゃあどれぐらいなのか。危険性はないと言われましたけれども、そもそも8,000ベクレルという、それでも安全という国の基準が、それはちょっとどうだということで、100ベクレルという話も出てきたりしたわけですよ。そうしますと、この微量というのは一体どれぐらいの量なのか、その点、もしわかればお聞かせ願いたい。

もう一つ、排気・換気で自主基準値を下回るということでしたけれども、具体的にNO_x、SO_x、その辺ですね。ダイオキシンはたしか発生しないと聞いてはおりますけれども、具体的に、一例で結構ですので、どれぐらいの値なのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

国の法におきます排出基準値は、例えばばいじんですと0.15グラムノルマル立米、それを自主基準値にしますと0.02グラムノルマル立米、それから、例えばあと窒素酸化物でいいますと、排出基準でいきますと250ppmのところ、自主基準値では50ppmというところでございます。

す。

なお、申しおくれましたけど、そんな中で、ばいじんは、例えば検出下限値であります0.005未満、窒素酸化物でいいますと17ppmとか13ppmとかいう数値でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、やはり多少は出るということですね。確かに島田市さんにもちょっとお聞きしまして、基本的にはダイオキシンは発生しないということでもんで、溶融炉においては。ただ、バグフィルターって通らないんですよというたぐいのことを聞きましたら、いやいや、バグフィルターだけではとてもやないけど無理ですよと言われました。実際、聞いてみると、やはり消石灰をまぜて、それで消石灰に吸着させて、それで遮断していて、それで、それこそ99.99という数値が出てくるんだというふうなことであったもので、ただ、その辺も含めて、やはり大気へ、それこそすべて不検出というぐらいの、今までそれぐらいの自信を持って言われていたように思いましたもので、だからけしからんということじゃなくて、やはりそういった情報を、確かにNOx、SOxの情報は出してはもろています。やはり、セシウムをもし処理したとしたらどれぐらい出ることなのかというのを、もう一度改めて市として持つておく必要はあるだろうなど。その辺も含めて、やはり総合環境研究センターというふうなことをいったわけでもんで、これでどうこうしろというよりも、やはりまずその辺のデータの把握に努めていっていただきたいなと思います。

何かありましたら答弁願います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどのご質問の中で、スラグ、メタルへのセシウムの含まれる量でございますが、これまでの試験結果によりますと、30ベクレル以下であるというふうに示されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、最後の項目に移らせていただきます。

衛生公苑の長寿命化ということで通告させていただいております。

これ、たしか今回の予算の中で実施計画書というのが出てきまして、具体的に予算化されたわけではありませんけれども、その中には、概算として約13億という数値が出ておりました。ただ、昭和62年に新設されたときには、新設で、きょうも岡本議員おっしゃいましたけれども、約9億5,000万であったのが、当時、バブル前で、このデフレ時代と比較したら、物価にそれほど差がないんじゃないかなと思われる中で、なぜ新設じゃないのに新設時よりも高額な価格が見込まれたんだろうかというふうなことも思いました。この辺、なぜこんな額になったのか、多少見直しもされているような感じですけども、ちょっとその辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成22年3月に策定をいたしました亀山市衛生公苑基本構想におきまして、既存施設を延命化する場合、その改修に必要となる概算工事費は、最大で13億4,000万円程度になる見込みであると算定をいたしております。基本構想では、亀山市衛生公苑と関衛生センターの2施設を統合して処理を行う計画でございます。概算工事費の算定に当たりましては、施設を全面更新した場合の工事費から、処理棟の土木、建築工事費を除いた金額を基準として、水槽修繕費や機械撤去費、また仮設費を加算した工事費としたものでございます。

なお、本年3月に亀山市衛生公苑長寿命化計画を策定する中で、施設への精密機能診断の結果や運転受託業者、また計画策定受託業者への聞き取りなどを踏まえまして、施設延命化のため必要となります改良範囲を抽出し、概算工事を約6億9,000万円に縮減いたしております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの6億9,000万円ですかね、今回出された委員会のほうの資料にも出てはおりましたけれども、それにしてもやはり、当時、先に13億ぐらいというのが、何か圧縮されて7億ぐらいになったと。6億ぐらい圧縮、よくやったと言えるのか、逆に最初の数字は何だったのかなというふうにも思いますんで、ちょっとその辺、何やったんやろうなという感じではあるんですけども、なぜその当時、62年で新設で10億弱でできたのが、消費税の率は変わっていますが、このころから、ここまで開きがあったのか、62年のときは入札だったんでしょうけれども、これが安かったのかどうかとか、入札すればこの辺がもっと安くなるのかとか、いろいろありますので、きちっと、13億が部長の努力で7億になったのか、それか見積もりがちょっと甘かったのか、どっちなのかわかりませんが、その辺、これからまた委員会とかでも説明いただきたいと思いますけれども、まずちょっとその差異が気になりましたので聞かせていただいた次第です。

何かこれだけの差が出た理由というのが、あるんだったら聞かせていただきたいですけど。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この基本構想の時点におきましては、先ほども答弁させていただいた中にもありましたように、まるきり新設した場合から引いていったというような大きな、言い方は悪いかわかりませんが、つかみの部分もようけあったと思いますけれども、大分今回の場合は、精密機能診断の結果とか、そんな中で不要なものはどんどん除いて、精査をしていったというところでございます。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時03分 休憩）

(午後 2時13分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。よろしくお願いします。

きょうは、大きく2点質問させていただきます。

まず1点目、地域コミュニティの仕組みづくり支援事業についてです。

ことしの予算決算委員会で初めてこの事業を伺いまして、少し予算決算委員会でもお聞きしたんですけれども、ちょっとはつきりわからなかった。それで、モデル事業として、私の地元の昼生地区、そしてあと川崎の2地区が指定されて取り組んでいるということですので、順次質問をしていきたいと思います。

まず1つ目に、コミュニティを新しい仕組みにする目的、目指す姿ということを上げたんですけれども、ちょっと大き過ぎますので、少し分けて聞いていきたいと思います。

まず、基本的なことの確認なんですけれども、自治会というのが、今までずっともともとあった組織があって、そしてコミュニティというのが後からできたと聞くんですけれども、この自治会とは何か、コミュニティとは何かというところ、そして、聞くところによりますと、コミュニティというのは、三重県内でこういう考え方で進めている市町が余りないということをお聞きしましたので、そこら辺のこともあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現在、市内には、住民自治活動を行う団体として、地区コミュニティ組織と自治会組織が存在をいたしまして、主に地区コミュニティ組織では、文化、スポーツなど公民館活動や、地域福祉活動を、自治会組織では、地域の祭事や防災、清掃活動などが行われておるところでございます。それと、当市みたいに、自治会とコミュニティというような、そういった位置づけで形としては一体的な形はあるとは聞いておるんですけれども、別々なそういうふうな形でやられておるといのはお聞きしていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

非常に簡単な説明であったわけなんですけれども、私もいろいろ調べましたら、三重県のホームページでは、やっぱり地域コミュニティで引いても出てこないんで、三重県内でこういう取り組みというのはそう進んでいるわけではないんだろうなあと思うんです。他県のホームページを見てみますと、やはり自治会組織も含んだいろんな団体が手をつなぐ中で地域を運営していくみたいな、そのつながりというところがコミュニティの一番の特徴なのかなということを感じております。

それで、今回の支援事業に地域ということがついております。コミュニティということをやっと私も調べておりましたら、このコミュニティというのは、地域を縁にしたつながりという意味と、あとは例えばネットなんかで、場所は離れていてもつながるというのもコミュニティというそうですので、そこを分けるために頭に地域というのがついていているというようなことが、よその県、よその市のホームページには書いてあったところです。

今回、新しく仕組みづくりを支援していくということなんですけど、今まで、この昭和53年からコミュニティというのが新しくできて活動してきているということなんですけれども、このコミュニティの活動についてどのように分析しているのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

コミュニティの活動ということでございますけれども、3月の予算決算委員会でもご答弁をさせていただいておりますけれども、現在、住民自治活動を行っている団体の中には、先ほどもご説明をさせていただいた地区コミュニティ、それから自治会というものがあります。それでさまざまな活動をしていただいておりますけれども、さらに地域の中には、個別的なテーマを持った、そういった団体も活動をしていただいております。

地域のコミュニティ活動というのは、先ほど言うた、そういった活動が主なんですけれども、これからの地域コミュニティの考え方といたしましては、今後のあるべき姿というふうなとらえ方をさせていただくとすれば、地域全体が共同体として意識を持ち、自助、共助に取り組み、地域の自治を担う組織ができる、そういった組織づくりでございます。その地域の自治を担う組織では、先ほど言った地区コミュニティ、自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団、自主防災組織、それから、活動されておる市民活動団体などが、あらゆる主体が地域には存在をしてございます。そういった情報を共有して活動できる状況が、目指すあるべき姿と考えておるところでございます。

具体的には、例えば3世代交流活動などの中では、それぞれの団体が主体的に取り組む努力をしていただくことで人と人のつながるような、さらには次の担い手を育成できるような地域の仕組みの構築を目指してほしいという考えがございます。また、これまで地域の窓口としては、個別の団体や組織で対応していただいておりますが、地域組織の窓口を一本化することで、地域内の団体が、横断的にさまざまなニーズや地域課題に対し地域が一体となって取り組みを進めていただけるというように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今のご答弁ですと、私は今までのコミュニティのあり方を、行政としてはどのように分析しておるのですかということをお聞きしたんですけれども、それよりもたくさん分量をとられたのは、こういうものを求めていくんだということをとたくさんご答弁いただきました。それで、確認ですけれども、このコミュニティというのが53年に発足して、コミュニティのあり方としてはそれを否定するものでもないし、それがその当時目指した中では足りないというものでもなかったわけですねということをお聞きしたい。そして、今回新しく仕組みをつくっていくということは、時代が変わ

ってきて、新しく必要になったものがあるから今回出されたのか、それとも、どういう意図でどうなってほしいというものを今出されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

それぞれの地域の自治会や地区コミュニティなどの組織の団体については、これまでも個々の活動の場において、課題の解決や地域をよりよくするため、それぞれの立場でさまざまな取り組みを展開していただいております。これは否定するものではございません。しかしながら、先ほども言った、団体間の連携とか、後継者の育成、役員負担など、課題も地域によってはお聞きをしておるところでございます。また、地域における歴史的な背景やこれまでの取り組みの経緯など、地域特性もさまざまあるということも認識をいたしておるところでございます。

今後ますます少子・高齢社会が進む中で、地域において多様な主体が相互に協力、連携し合う組織が求められております。そのことから、さまざまな団体が包括的にまちづくり計画や地域での課題の解決や地域が目指す方向など、協議ができるような場をつくる仕組みについて検討をしておるところでございます。

一方、それぞれの地域におきまして、これまで取り組んできた活動や歴史、文化などの特性がございますので、どのような組織体系がよいのかというのは、それぞれの地域で検討をしていただき、そういったことに対して支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

要するに、この新しい地域コミュニティの仕組みづくりをなさる、やってほしいという思いはわかるし、窓口を一本化してほしいというのは、行政としてのご都合としてはわからなくてもないんですけれども、地域がどうあったらいいのかということとか、地域コミュニティって何なんやとか、何で今必要なんやということがわかりやすい形でやっぱりお示しできるものが既にでき上がっていないと、なかなか地域に持っていったときに、それを皆さんが構築していくということは難しいんだと思いますね。

ちょっと半分未消化な形でしたけれども、これ支援事業という名前がついていますんで、じゃあ行政としてはそのなってほしいという姿に向けてどのように支援をしているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

さきに議員のほうからモデル地区のお話をされました。そういう中で、モデル地区におきましては、地域の課題の掘り起こしや課題解決に向けて、また多くの地域住民の皆さんが参加しやすい環境づくりのため、地域の多様な組織が主体的に協議、また活動ができるような組織づくりを進めていくための支援を行っていききたいと。そのためには、地域において目指すべき姿を探るため、先進地視察や活動の場の情報発信のためのホームページの作成や、また住民アンケートの実施などにつ

いて、行政が持てるノウハウの提供などによる支援を行っていく予定でございます。

それと、現在、モデル地区では、組織の代表の方々と議論を重ねていただいております。その中身としては、新組織の役員構成や、規約の検討などを行っていただいております。その中で市は、それらの議論にオブザーバーとして必要に応じ参加をし、議事の運営を円滑に進めるためのアドバイスなどの支援も行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

質問の2番のところにも入っていただいたんですけども、先進地視察とか、ホームページの開設というのは、まず出てきているんです。私も昼生の様子をちょっと伺ったら、そういうことを言われているんだというようなことでしたね。

ホームページの開設をするために、予算を早う立てて、パソコンを買いなさいと。決して悪意でもないし、押しつけでもないんですが、いろいろ目指す姿というのが行政にはあるから、そうやって言われているんだと思うんですけども、やはり先ほどの議論に戻りますと、何なんよ地域コミュニティというのはということと、何で今必要なやということが、地域の多くの方に合点いただかないことには、視察に行く意味も熱意もわいてきませんし、パソコン買うてどうするのやということになってきはしないだろうかということが私は心配になっています。

地域の窓口を1つにするということは、今までは各自治会さんからいろんな要望も上げて、自治会の中である程度いろんなことがなされてきたのを、昼生の場合ですけど、コミュニティによっていろいろやり方が違うと思うので、昼生の場合はコミュニティが1つまとめてということではなかったですけども、コミュニティはコミュニティの中でいろんな部会がある中で、今回、市から提示してもらった組織図に近い形の運営はしてきたわけです。自治会は自治会で頑張ってきたわけです。それをあえて1つにまとめて、コミュニティの会長さんを窓口にするということは、やはりコミュニティの負担とか、指導員さんの負担というのはふえるんじゃないかとか、あと自治会長さんも、せんど集まってみえますので、そういうことがまたふえてくるんじゃないかとか、PTAや青少年育成部なんかも、学校で集まったり、コミュニティで集まったり、いろいろ重複して集まっていますが、それらはどうするんかとか、いろんな不安材料ばかりが出てくるわけです。やはり、先ほどの議論、今、私たちのまちに何が必要なんかとか、何を大切にしたいんかとか、どういうまちにしていきたいんやとか、地域課題は何やということをもんがが出し合える、そういう場をつくるための支援というのが、今必要とされているのではないのかなということを思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいたんですけども、そういった議論の場をつくる仕組みについて支援をすると。今までそういった、あらゆる団体が固まって、地域の課題とかそういったことを話し合う場がなかったと。地域としての取り組みを、そういった場をつくると。それによって一つの地域の一体性というものが生まれてくるのではないかなというような考えでおります。

それと、新しい組織では、地域で活躍しているさまざまな団体がかかわることになりますので、地域内の活動の情報など、必然的に集約できる仕組みができると予想をしております。そのことで、これまで交流のなかった団体との交流が始まったり、他の団体の情報を得ることで、活動の広がりも期待できるものと考えております。

また、自治会長さんにつきましては、新たな地域組織の中においてどのようなかかわり方をするかをご検討いただき、市においても検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

私が見たところ、地域でどういうことが起こっているかといいますと、押しつけじゃないしということをおっしゃるけど、部長さんもね、地域が自分たちの地域の課題を自分たちでとらえて、それを解決していく自主的な地域であってほしいんやと、そういう地域づくりというのになってほしいんやということは言われるんですね。押しつけじゃないからというんだけど、一定の案があって、こういうふうやっていったらどうですかというものを持ってみえるわけですよ。それを今、うちの昼生の地区だと、この役員さんレベル、本当に少ない人数で、その案をもらって、うちではどういう組織図にしたらいんやろうとか、どんな予算を立てて、ああ、もう出さなあかんあとか、そういうことをしているだけで、コミュニティというのはいろんな部があるわけですけども、ほかの部の人は、まだそういうことが起こっていることは何も知らんわけですよ。ですから、押しつけじゃないと言いながら、やはり形としては何かが上からおりてきた。そして、コミュニティの中でも、上で何や議論をして、これきちっと形になったら、また各部へおりていくというような形が、残念ながら起こりつつあるという気がするんです。

もう一つ懸念があるのは、これほどの、自治体の下請ということでもないですけども、これほどの重い仕事を現在の指定管理者制度のままするのかどうか、指導員として事務に携わっていただいている方、本当に時給幾らとか、そういう中でやっていただいているんですけど、そこら辺はどうするのかとか、そこら辺も懸念がありますし、地域に予算をとということが言われています。今回30万ということです。名古屋市なんかは、もっと500万とか1,500万とか、そういう大きい予算を使いますんで、それを執行するということは、この役員も選挙せなあかんとか、いろんな議論になっているんですけども、やはり30万でも、されど30万で、大事な予算ですから、やはり熟慮されるべきだと思うんです。何度も言いますけれども、今回のこのあり方、コミュニティのあり方を問う1年ということではだめなんではないでしょうか。きちんと地域、みんなが話し合いをするという下地づくりということに本当に本腰を入れていただくわけにはいかないんじゃないかということ最後に私は市長にお伺いしたいと思います。

香川県が、何か大分ホームページでわかりやすい資料を出していたんですけども、地域コミュニティとは何ですかといったら、日常生活の触れ合いや、共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会です。これがなぜ必要なんですかということ、それは、省略して読みますけど、社会が大きく変化したからですと。相互扶助の機能が低下しておるとか、さまざまな地域課題が発生しておるとか、地方分権やら、市町村合併が進んで、地域の課題をみずから

解決する地域分権型社会の実現が求められておるといことが書かれてあります。それがどうなのかということとはさておいて、次に、どのように地域コミュニティを構築していくんですかということがホームページに上げられていて、これは4つヒントがありますと。まず1番目、幅広い世代や住民層の参加を促進して、できるだけたくさんの住民の自主的な参加を得る必要がありますと。その仕組みづくりをしていかなあかんとということがまず書かれているわけですね。私、そのとおりだと思うんです。そして2番目として、住民みずから課題を考える、解決に向けて合意形成を図る仕組みづくりが必要だと。だから、仕組みづくりとか、組織図とか、予算で何をかうとか、そんなんは皆さんが話し合っ、たくさん参加して、地域課題をたくさんしゃべれるような、そういう雰囲気、機運を高めた、その後じゃないかなと思うんです。それで3番目には、リーダー層、実際に入っていきますけど、リーダー層だけじゃなくて、多様な人材の育成確保、そして4番目として、行政支援のあり方を検討ということが上げられているんですけどね、今までの議論を聞いていただいて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

先般も坂下のコミュニティで3世代の触れ合い交流会というのがございまして、参加をさせていただきました。その中で、本当にご案内のように少ない、300名という地域住民の中で、今少し事例として出されました、多様な方々が本当に世代を超えてかかわり、あるいは幅の広い地域の皆さんが地域の課題に対していかにその力を共同体として結集をしていくのかと、こういう中で、すばらしい交流会を拝見させていただきました。

坂下のこの事例も一つでございしますが、実は亀山市は、ご指摘のように、53年以降、コミュニティの組織と自治会の組織が並立をしながら、これは先見の明があったというふうに思っておりますが、現在、25の地区コミュニティ組織、あるいは26の自治会の支部の組織が、それぞれの地域、今、合併以降は全域に広がっておりますけれども、日々、地域住民の皆さんが地域の課題に本当にそれを取り組んでいく姿というのは、大変すばらしいものがあるかというふうに思っております。

一方で、お話がありましたように、時代の変化の中で、なかなか地域間のつながりが薄かったり、あるいは世代間で連携ができなかったり、いろんな団体がかかわっていただいておりますので、今回、これからの亀山市のまちづくりは、本当に市民力、地域力で、一層魅力ある、支え支えられるような、そういうまちをつくらしていきたいという中で、やはりこのコミュニティ組織というか、地区の地域自治の組織のあり方について、従来積み上げてきました本市のいいところを、さらに今回、モデル地区を設定させていただいて、その課題解決に向けたさまざまな取り組みの過程で、今後の亀山市の一層の地域づくりの多様な組織が主体的にかかわれるような仕組みについて研究をしよう、そして、それを支援しながら考えるきっかけにしよう、次へつなげていこうという思いで進めておるところでございます。

したがって、それぞれの地域によっては、地域の歴史的な事、あるいは地域の課題、それぞれ多様でございますので、一つの形で上から押しつけるということではなくて、今回指定、選定

をいたしました2地区での取り組みの過程で、そういう問題を解消していくようなノウハウや考え方や新たな仕組みが整理されることを本当に望んでおりますし、期待をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

望みは私も望んでいるんですけどね、本当の形で丁寧な積み上げで議論がなされて、みんながその気になって地域コミュニティというものが構築されたとしたら、それはすばらしい活動になっていくと思うんです。せっかくのご提案を無にしないように、支援のあり方について、ぜひ再考いただきたいと思います。

このコミュニティというのは、私、語源を調べましたら、フランス語のコミューンということだそうで、共同社会とかいう意味で、余談ですけど、日本共産党のジャパニーズ・コミュニスト・パーティーのコミュニストと一緒に語源なんです。私たちがこれをとっているのは、みんなが国の主人公になる、自由で平等な世の中をつくるという意味もあるので、この言葉を世界に発信しているわけですが、本当にみんなが輝く場所がある、居場所があって、いいコミュニティができるように、ぜひ本当の意味で支援していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

市内のJR駅についての市民要望に対する行政のあり方についてです。

このパネルの写真をごらんいただきたいと思います。

まず1点目の事例です。これは、亀山駅の改札口に入って、ぱっと右を見てもらったときの写真です。ごらんのように、視覚障がい者の方からの要望について、今からご紹介をします。

名古屋へ行くときなんかによくここを利用するんですけども、2本、黄色い点字ブロックというか、誘導ブロックというのが敷かれています。左のほうのブロックは点々点々となっていて、これより先に行ったらホームから落ちますよ、これ以上行っちゃいけないよというブロックだそうです。それで、この長い誘導するブロックについては、これをたどっていくと、後ろの階段裏のエレベーターに行きますよというブロックだそうです。冷静にこれを見ていたら、このブロックをずうっとたどっていったら普通にエレベーターに行けるわけですが、視覚障がい者の方がこのエレベーターにたどり着くのが非常に困難だというご相談だったんですね。

ここをもう少し進んで、ここから見た写真を次に出しますが、非常にぼやけた写真で申しわけないんですけども、カメラマンの腕が悪くて。私なんですけれども。これは、そこの先ほど見ていた、曲がったところにごみ箱があって、据えつけのベンチがあるところです。裏に回ってエレベーターに乗ろうとすると、このごみ箱にぶつかる、乗客がたくさん立っている、ベンチにぶつかる。ただでさえ階段で狭いのに、そういう状況で、なかなか危なくて裏へ行きにくい。そして、先ほど言った一番危ない、ここより先に行ったら落ちますよという点字ブロックよりも線路側を、あえて避けて通っていくということもあるそうなんです。

写真を戻しますが、この方のご要望は、今の障害物となっているごみ箱やベンチをどけてもらえないだろうかということが1つ。それから、何より安全策として、この階段の右側に通路があるんです。それで、整備していただきたきれいなトイレもあって、それをずうっと通路を真っす

ぐ行くとちょうどエレベーターの裏に行くんですけども、今はフェンスがあって、エレベーターに入れないことになっています。そこをこちらからエレベーターに行けるように、フェンスをとって開放してくれないだろうかという願いでした。私は、これはもっともな願いだと感じました。この要望をされた方は、亀山市に対してもこの要望を伝えたそうです。対応していただいたようですので、内容や経過を今聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この改良要望につきまして、視覚障がい者の方から市の高齢障がい支援室にご相談がございましたので、JR東海との連絡窓口になっております商工業振興室の職員と高齢障がい支援室の職員とが亀山駅に出向きまして、亀山駅長と要望内容について協議を行ったところでございます。

その中で、まず通行しにくい一因となっております固定式のベンチ、それからごみ箱につきましては、既に移設に向けた準備が進められているところでございます。もう一つのご要望であります別の通路を利用できるようにという件につきましては、フェンスと、もう一つ段差がございまして、その構造上難しいところがございますので、亀山の駅長のほうからJR東海の関係部署と調整をしていただいたところ、毎年秋以降に、県や市が合同で行っておりますJR東海本社への要望活動、そのときに要望をしてほしいということでもございました。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

市民のこの切実な要望に共感していただいて、部、室を越えて動いていただいたということで、昨日は何かお役所仕事というお話がありましたけれども、本当に越えてこうやって動いていただいたということは、本当に感謝するし、高く評価したいなと思います。

そして、この秋の要望に言うてくれということなんですけれども、今回、私は、この視覚障がい者の方がホームから落ちるとい事故について調べてみました。日本盲人社会福祉協議会から出されている通信によりますと、2012年の4月号を見ていましたら、1994年以降、駅のホームから転落して死亡あるいは重傷を負った視覚障がい者は、わかっているだけで47人に上るそうです。わかっているだけというのは、私も調べていてなかなか出てこなかったんですけども、ホームに落ちる事故というのは年々ふえているんですけども、お酒を飲んでいたか飲んでいなかったかみたいな分類をしているのが多くて、視覚障がい者であるかどうかというところがちょっとわかりにくくて、やっと見つけたんですけども、わかっているだけで47人ということなんです。死亡事故の防止には、ホームドアといって、さくをしておいて、電車の入り口にドアをあけるといのが一番有効なんですけれども、コストがかかるし、時間もかかるので、大きい駅でもほとんど設置されていないのが実情です。

日本盲人連合会という、また違う会があって、そこが2011年に252人の方に転落事故に対するアンケートを行っていました。「ホームから転落したことがありますか」という問いに対して、「ある」と答えた人が252人中92人もおられました。37%です。それで、「転落しそうなったことがありますか」という問いになると、151人にふえております。60%ぐらいですね、

答えた方の。「どんな理由で転落したんですか」という問いに対しては、いろんな理由が複数回答であるんですけれども、一番多かったのが、「方向がわからなくなった・わからなかった」という回答なんです。視覚障がいというても、いろんな見え方、見えにくさがあって、一様には言えませんが、歩行中、方向を見失うということがよくあるらしいんですけれども、それは、障害物を避けたり、人を避けたり、柱を避けたりしたとき、またぶつかって転倒してしまった後、それに急いでいたり、あっ間違っただけみたいな焦りがあったりすると、余計に方向を見失うということがふえるそうです。それで、立ち上がって、間違っただけのまま歩き出して、ホームから転落してしまうということが多いようです。この問題というのは、やっぱり命にかかわる、先送りできない課題だと思うんです。亀山市内には、現在、視覚障がいのある方が、聞いてみましたら127人おられると。肢体不自由の方が1,200人おられると。この方々がみんなJRを使うというわけではありませんが、駅ですので、通られる方は市外の方も県外の方もたくさんお見えですし、障害者手帳をもらっていない方でも、エレベーターを使いたい方は、ひざが痛い方やいろんな方がお見えになると思うんです。安心して自由に移動して、豊かな人生を送れるよう、この秋の要望を待つんではなくて、一刻も早く市内の知恵を絞って力を尽くしていただきたいと思うんですけれども、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、JR本社さんのほうへ要望活動を秋にさせていただきたいと、させていただくということでございますが、市内の知恵を絞ってという中には、当然、鉄道事業者でありますJRさんの役割、行政の役割というのがあるわけございまして、我々はそういう思いがあるということ、この案件以外にもそうですが、すべて行政が対応できないところは、本当に的確にその要望を伝えていくという活動をこれからもさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、議員ご指摘のような、そういうユニバーサルデザインといいますか、行政のまちづくりや道路や、あるいはこういう公共の場、あるいは企業が行うさまざまな取り組みにつきまして、そういう障がい者のみならず、高齢者であったり、幼児であったり、人に優しい社会環境をつくるという概念が、これは官民挙げて大変重要であるという認識をいたしておりますので、そういう視点では、今後、市としてもしっかり考え方を重視をした取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

次の質問に移ります。

これは下庄の駅前です。2009年の12月の定例会で、私、一般質問に上げた地域要望についてでございます。同じくJRのことですので、あわせてお話しさせていただきたいと思っております。

このでこぼこの駅前を舗装してほしいという要望と、あと駐輪場を整備してほしいという要望でした。それで、前回の質問の折には、以前から地域から上がっておられるこれらの要望に対し、動いていただいたんですかということをお伺いしました。そのときは、残念ながらまだ動いていないというご答弁でしたので、ぜひ早く動いてくださいということで終えたように思います。残念ながら、今

もこのように水がたまって、でこぼこのままなんですけれども、駅の周辺につきましては、地域としては全体の開発をどうするのかという問題もあって、要望もあるところなんですけれども、今回はこのJRの敷地内の問題として、この2点に絞って伺いたいと思います。

これは、勝手に、自転車置き場ではないんですけど、そこしか置くところがないので置かれているおびただしい量の自転車です。ずうっと道のほうまで続いていまして、こちらは月決めの駐車場で、車をとめる契約をしているところも、知らずにとりつか、とめていて、無法地帯のようになっている状況です。これも前に質問したときのままなんです。これら2つの状況に対して、市はどうすべきだとお考えになっているのかをまずお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

舗装と自転車の関係につきまして、今まで市が取り組んできた内容というようなことでご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず舗装につきましては、平成21年の12月に実施いたしました、三重県鉄道網整備促進期成同盟会の要望書の個別要望といたしまして、JR東海のほうに協議を行いましたところ、JR東海としては舗装を考えていないというようなご回答でございました。その後、わだちが大きくなったことから、JR東海のほうで補修を行っていただいたところですが、平成23年の12月には、また市のコミュニティバスの乗り入れ、回転により、再び大きなわだちが発生をいたしておりましたことから、市でわだちの補修を行ったところがございます。しかし、簡易な補修工事では抜本的な解決にならないため、舗装工事の実施について、実施方法、費用負担などをJR東海と市で調整の場を持つというようなことで、現在、準備を進めているところでございます。

また、自転車のはみ出しにつきましては、下庄駅前につきましては、駅の入り口付近ということで、自転車が多くとめてございまして、その横を市の運行バスが乗り入れをしておるというところでございまして、そのため、市バス運行開始をいたしました折には、朝の時間帯に自転車整理員を配置いたしまして、バス乗り入れに支障の出ないように対処したところでございます。

また、あわせて、バス乗り入れ口付近に、バス通行の支障にならないよう協力を求める表示を行っておりまして、駐輪者には、バス通行部分の確保の必要性についてはおおむね理解をされているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

おおむね理解しているかどうかは知りませんが、けさから見ましたけど、ぐちゃぐちゃです。白い線から飛び出るとまっていますし、えらいことになっています。それで、自転車の預かり所もありましたけど、今、ご都合で狭めていまして、本当に十四、五台ぐらいしかお預かりになっていないということで、どんどんふえているような状況です。

今、JR東海と話し合っていたいただいた結果、舗装は考えていないと言うていたけれども、どういふわけか知らんけれども、調整の場を持つということでは合意がされておるといふことは、考えていないという考えは変わったということによろしいんですか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

当時、市のほうから協議を行いましたところ、舗装を考えていないというようなご回答でしたが、再度、今の時点で、再度JR東海のほうへ要請をいたしまして、その調整の場を持っていただけるという運びになったところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

いいほうに変わったんですからいいんですけれども、ぜひとも舗装を、根本的に解決しないと、やっぱり同じような状況が繰り返されていますので、していただいて、ここでもし人がこけたりけがをしたら、だれが責任をとるんやということにもなってくるかと思います。

トイレのほうも、実は前回の質問には言いませんでしたけれども、JR東海は何も手入れしていませんので、地元の方が掃除をしたり、ペーパーを入れたりしてもらっています。こういうこともあるので、そういうことも伝えながら、ぜひともいい交渉ができるようにやっていただきたいと思います。

それで、今回2例を挙げたんですけれども、JRに関する市民要望ということで上げてきましたけれども、先ほど市長がおっしゃいましたように、市で何もかも受けて、市がするというものばかりでもないということはよくわかるんです。ただ、市民の困っているということについては、聞いていただきたいし、それがもっともだなと思ったら動いていただきたいというのは、変わらずあると思うんです。

今回、国分部長がご答弁に立っていただきましたけど、三重交通の場合もあるし、いろんなことがあると思うんです。公共交通についてご相談がある場合には、どこに相談に行ったらいいのかということをもっとまず一回確認しておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

公共交通におけます市の窓口というのは、環境・産業部の商工業振興室で行っておりますが、市民の方からいろいろご要望をいただいた中で、鉄道に關しますことは、JR東海関係ですと亀山駅、それからJR西日本関係では亀山鉄道部のほうに相談を行い、そのたびに対応しておるところでございまして、あとバスに關しましては、三重交通に關する事案の場合は三重交通の中勢営業所にうちのほうから連絡をとって対応いたしておるところでございまして。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

最後になりますけれども、こうやって市が受けていただいて、動いていただいて、結果も見えつつあるというところは、いいなあと思うんですけれども、例えば相談を受けた場合に、市民団体であるとか、新たな団体としても一つ要望を上げたらどうですかとか、あとは個人としてもいいわけ

ですね、直接上げていただいても、両方で頑張りましょうよとか、そういうこともなかなかかかっていかないことについては、自治会も一緒にやりましょうとか、そういうことも必要だと思うんですけども、けさの新聞でも、個人の方が信号の要望を公安に持っていったというような記事がありましたよね。そういうことについてのサジェスチョンをぜひ、ただ受けるだけじゃなくて、していただきたいと思うので、よろしく願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時02分 休憩）

（午後 3時12分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ラストバッター、公明党の森 美和子でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大きく防災・減災対策についてお伺いしたいと思います。

午前中も竹井議員のほうから少しありましたが、静岡県駿河湾から九州沖まで、西日本の太平洋沖に伸びる海底の溝、南海トラフで起きる巨大地震について、国の有識者による南海トラフの巨大地震モデル委員会が、最大で震度6弱以上の地域が全国の自治体の3割を超えるなど、新たな想定を発表いたしました。

そこで、私たちは、防災・減災にどう取り組んでいかなければならないのか、確認したいと思います。

1点目としまして、学校施設の非構造部材の耐震対策についてお伺いします。

白川小学校の耐震化が終了すれば、亀山市の小・中学校の耐震化はすべて終わります。しかし、これは構造体の部分、いわば骨組みの部分の耐震化であります。それでは、天井材や照明器具、窓ガラスや設備機器、家具等の非構造部材の耐震対策はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

昨年4月の調査では、小・中学校の耐震化は、全国でも建物の構造体では80.3%進んでおりますが、非構造部材に関しては29.7%と、耐震対策は非常に低い結果が出ております。亀山市の学校施設における非構造部材の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校施設の非構造部材の耐震対策についてお答えをさせていただきます。

亀山市内の学校の耐震化工事につきましては、木造校舎を除き、すべての学校の耐震化工事を完

了しています。残る木造校舎の白川小学校につきましても、本年度、設計業務を行い、平成25年度、26年度の2カ年をかけて工事を予定いたしております。

また、学校施設につきましては、ほとんどの学校の体育館が避難所として指定されていることから、今年度から計画的に各小・中学校の体育館トイレの改修、洋式トイレの設置とか、段差解消に取り組んでいるところであります。

議員ご質問の、学校施設の非構造部材における耐震化につきましては、今年度、新たに公立幼稚園3園の保育室、遊戯室の窓ガラスに飛散防止フィルムを設置する工事に取り組んでおり、今年度中の完成を目指しているところであります。

また、各学校におきましては、今までに大型テレビや図書室の書架については固定を行い、非構造部材の耐震化に努めてきているところでありますし、その他の内装材や天井材、照明器具等につきましても、一部耐震化を図っているところであります。

今後、しっかりとした現状の把握を行う必要があるとの考えから、文部科学省から出されております学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づいて、学校職員による点検、また、学校設置者であります教育委員会といたしましても点検をしてまいりたいと考えているところであります。

なお、学校施設は子供たちの活動の場であり、非常時には地域住民の応急避難場所となることから、その安全性の確保は重要であるとの認識のもと、関連部署と連携、協議を図りながら、非構造部材の対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

順次進めていただくということで、幼稚園のほうの飛散防止フィルムも今年度の予算に入っておりますし、亀山市はつり天井はないということですので、順次気になるところはやっていかなければならないのかなと思います。文部科学省からも、昨年3月の大震災を受けて、またことしの4月26日にも、非構造部材の点検を速やかに実施するとともに、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材の落下防止対策等を進めるよう通知が来ておると思います。児童・生徒や地域住民の命を守るために、今、次長がおっしゃったような形で、早急な対策をお願いをしたいと思います。これは質問させてもらおうと思いましたが、やっていくということですので、順次お願いをしたいと思います。

2点目としまして、学校安全法に基づく点検項目に非構造部材の点検は含まれているのかについてお伺いしたいと思います。

学校保健安全法第27条において、学校安全計画に規定することとされている学校の施設整備等の安全点検の対象や項目は、各学校において定められるものですが、この中に非構造部材の点検項目が入っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校保健安全法第27条に基づく学校安全計画は、安全教育の各種計画などに盛り込まれている内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合

的な計画でありまして、各学校において策定するものでございます。

計画の内容といたしましては、安全教育、安全学習とか、安全指導、安全管理、及び学校安全に関する諸活動（研修等を含む）から構成をされておまして、安全管理の中で諸設備の点検などの実施時期を定めていただき、安全点検の対象や項目につきましても各学校において定めていただき、取り組んでいただいているところでございます。

つきましては、今回のこの国の通知を受けまして、書棚、ロッカー等の非構造部材につきましても、諸設備の点検時に合わせて点検等を実施していただくよう、各学校に依頼をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

学校保健安全法第26条には、学校の施設者が施設・設備の整備充実に努めること、また、第28条には、校長が施設・設備の安全確保、措置を講じることとありますので、ぜひ安全性の確保と防災機能の強化に一層の努力をお願いしたいと思います。

次に移ります。

市職員の危機管理意識と個々の地震対策についてお伺いします。

23年6月の私の質問の中で、各部の中に危機管理担当を置いてはどうか、意識改革につながるのではないかとこの質問に対して、部長の答弁では、組織が複雑化するというので、それはできないというご答弁をいただきました。震災後15カ月がたちますが、市職員の特に関し防災に対する危機管理意識は高まったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

昨日も災害対策本部を設置をさせていただきました。昨年も台風が襲来しまして、3回設置させていただいたわけでございますけど、だんだんやはり訓練といいますか、体験を実際に積む中で、それぞれの組織、災害対策本部の機能、活動の質も高まってきておると思います。そういう中に、連絡員とかを介して各室長に、組織に有効に伝達するようなことが少しずつできるようになってきておりますので、職員の災害の備えに対する意識は高まってきておると思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、副市長にご答弁いただきましたのは、災害に対する職員の意識、それは高まってきたと。確かにきのうの対応、それから前回の対応に対しても、本当に一生懸命やっただいただいているということは存じております。私、今回質問させていただいているのは、防災に対する危機管理意識ということで、市役所というのは、やっぱりいろんな市民の方たちがふだんから出入りをされております。市役所だけじゃありませんけど、公の施設というのは、ふだんから市民の皆さんが出入りをされております。職員の身近に存在するロッカーや書庫、先ほど学校の非構造部材に対する質問をさせてもらいましたが、プリンターやパソコンなどが、地震の際には倒れたり、飛んできたり、そん

な凶器に早変わりするような、そういうことはないのでしょうか。市役所など公の施設における防災対策について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

原則、背の高い書架につきましては、壁に固定をされておるといふふうに考えてございます。また、ご質問のありましたパソコン、特にデスクトップにつきましては、本体が、役所とか医療センター、全部合わせますと約200台ほどあるんですけれども、そのうち100台につきましては耐震の対策はとられておりますけれども、残りの100台についてはとられておりません。また、それに伴いますモニターも約200台ございます。それらについても対策は特にはとられておりませんので、今回、耐震マットなどによりまして、早急に対応したいといふふうに考えてございます。また、それ以外のものにつきましても、現在、月1回でございますが、安全衛生委員会の職場巡視といったものも行っておりますので、指摘のあった不安定な棚だとかパソコンラック等につきましては、所属長に適宜指摘を行いまして、その場で速やかに改善を行っているといったところでもございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

きのうの尾崎議員の質問で明らかになったように、トップのほうで決まっていることがなかなか現場に伝わっていないということもあるんですよね。新議員と私、この庁舎内を少し歩いてみたんです。そうしたら、やっぱり市民の皆さんが通る通路なんかでも、もしかしたら揺れたときに落ちてくるんじゃないかとか、倒れてくるんじゃないかというようなものもやっぱりありましたので、本当に小さな視点ではありますが、気をつけていかなければならない。有事において、職員の皆さんというのは、本当に膨大な業務を遂行されていくわけですから、市民の皆さんの命を守るといことは、自分の命を守っていただかないと市民の皆さんの命は守れませんので、そういうこともやっぱり考えていただきながら、防災の意識の向上というのは、面倒なようでも、月1回やっていたらいいということもおっしゃっていましたが、常日ごろから周りをよく見回していただいて、手間暇をかけて、知恵を出し合って、自分たちが何ができるのか、それをよく考える必要があると思いますので、どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。

もう1点、個々の地震対策についてお伺いしたいと思います。

これは、亀山市からいただいた、全戸配布をされた防災マップであります。これ本当によくできておりまして、避難所とかも書いてありますが、災害への備えとか、そういうのもしっかりとこの中に記入されております。個々の職員の家庭での防災に対する意識は高まっているのかということについてお伺いしたいと思います。

豊橋市では、昨年、一般市民とともに、職員にも防災に関するアンケート調査を行ったそうです。その結果、必ずしも職員の危機管理意識が十分でなかったという結果が出たということが発表されておりました。地震はいつ来るかわかりません。我が家の防災対策を危機管理のほうからしっかり

と、我が家の防災対策をしましょうと呼びかけていただいておりますが、職員は率先垂範でなければならないと考えます。ここの地震対策についてどうとらえているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

職員の防災意識でございますが、当然、職員が被災をしたら、現場に駆けつけることもありませんことから、十分な危機管理意識は持ち合わせ、耐震の対策についても十分に行っているものというふうに認識をいたしております。

今後とも職員に対しましては、危機管理意識の醸成と自宅の耐震対策につきまして、適宜アンケートなどで確認を行いながら、積極的に推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

職員の方にアンケート調査もしていくということですが、職員というのは非正規も、きのうの議論じゃありませんが、非正規も含めてお願いをしたいと思います。

次に移らせていただきます。

実践に即した防災訓練についてお伺いしたいと思います。

住民の命を守るには、自助、共助、公助、これは常日ごろから言われておりますが、私は、隣近所で助け合う「ご近助」が極めて大事になるんじゃないかと思います。毎年、9月を中心に、総合防災訓練を行っておりますが、イベント的な訓練になっている自治体もあると聞きますが、亀山市はどうかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

亀山市の総合防災訓練でございますけれども、ここ数年、地域の方々と協議をいたしまして、地域の方々が参画していただくような総合訓練といたしておるところでございます。

今年も9月30日、東野公園を会場にしまして、現在、地域の方々と協議を進めながら、訓練の内容について詰めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

地域の方と協議をしながら、亀山市はイベント的な訓練にはなっていないということで理解をさせていただきました。

ただ、当局のほうから出された世帯参加率は必ずしも高くはありませんので、23年度で32.5%でしたか、今後の対策も必要かと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、1点目としまして、夜間を想定した訓練についてお伺いしたいと思います。

災害はいつ何どき来るかわかりません。基本的に、訓練というものは昼間に行われております。さまざまな地域で夜間を想定した訓練というのが今行われておりますが、昼間と違う中で、いろい

ろ見えてくる課題もあるというふうに聞いております。亀山市における夜間を想定した訓練についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まず、夜間を想定した訓練でございますけれども、これまでに亀山市の地域防災計画で、亀山市総合防災訓練において、地震などを想定した地震災害に対して、県・市防災機関や、市民、企業の参画のもとで、年1回以上実施するものとしております。計画の中にも、夜間を想定した訓練を実施するというようになっております。

議員おっしゃられるように、昼間、このごろ出前講座等でいろいろ要請を受けて行かせていただくわけでございますが、地域の実情というんですか、環境そのものを見たいというような形で、出前講座の中でも一緒に参加をさせていただいて、昼間のうちにその地域の環境を見るというんですか、タウンウォッチング的な、そういうような形で出前講座のほうもさせていただいているところでもございます。昼間に確認をした上で、夜間となりますと、また一層危険な場合もあると思いますが、そういうような点検をしながら、今、実施をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

夜間にやっているとおっしゃいましたけど、やっているということで理解させていただいてよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

夜間を想定した、総合防災訓練でございますけれども、実施をさせていただきましたのは、合併前の旧亀山市で平成15年に総合保健福祉センターあいあいとその周辺で、地域の皆様とともに夜間訓練をさせていただいた実績がございます。

夜間の想定した訓練でございますけれども、実績としては15年ということで、今後の夜間訓練の計画でございますけれども、本年は先ほど言わせていただきました、昼間の想定で、東野公園とその周辺の自主防災組織、自治会の協力を得て、協議をもう既に進めさせていただいておりますので、本年度はそのままさせていただくということになりますが、来年度、25年度以降、総合防災訓練を企画をさせていただく中で、夜間の訓練の実施についても、地域の方とやはり協議をしていく中で、夜間の訓練もどうかというような形で提案もさせていただきたいというふうに思っています。東日本大震災で検証しました1つに、自主防災組織、コミュニティ機能の強化というようなことを検証してまいりました。地域単位での防災訓練、これは夜間の訓練も含めましてですけれども、これらを積極的に行っていただけるように、自主防災組織等にも呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

旧亀山市で平成15年に行われたということで、お聞きをさせていただきました。

大がかりな夜間訓練となると、本当に難しいものがあるんじゃないかなと思いますが、昼間、普通に歩いているところも、真っ暗な中で夜歩くということは本当に困難で、いろんな課題が私は見えてくると思うんです。大がかりな訓練じゃなくても、本当に局長がおっしゃった、自主防なり自治会なりで、そういう小さな単位でも、夜間、地域を歩いてみるということだけでも大きな発見があるんじゃないかと思いますので、またそういう視点もとらえながら、訓練をお願いしたいと思います。

2番目の、災害時に支援の必要な方たちへの訓練のあり方についてお伺いしたいと思います。

要援護者の問題は、以前より質問をさせていただきましたし、総合防災訓練でも、車いすを押して参加をされてみえる方の光景も見せていただきました。私の知り合いの中で、呼吸器を離せない、常時呼吸器が必要なお子さんを持っている親御さんが見えます。震災になったらどうしようという議論の中で、実は自分たちは、本当に呼吸器がないとこの子の命は保たれないんであって、だから、看護師さんとかいろんな人たちの知恵をもらって、我が家で防災訓練をしようと思っているんだというようなお話を聞きました。まさしく自助の行動をされているんだと、私は思いました。でも、市内にもたくさん、やっぱり重度の、高齢者にしても、それから障がい者の方にしても、いらっしやと思います。そういった訓練になかなか参加ができない方、何か情報提供の方法などがもしあったら教えていただきたいのと、もう1点は、福祉避難所についてお伺いしたいと思います。

2008年6月に、厚労省から福祉避難所についての設置運営ガイドラインが出されました。亀山市では、この福祉避難所が今一軒もありません。ただ、総合計画にも要援護者支援がうたわれており、新たに示された地域防災計画にも、要援護者に配慮した施設の確保がうたわれております。今後の動向についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

まず、支援の必要な方たちへの情報提供ということで、今回、先ほどもご答弁させていただきましたが、東野公園で、今年9月30日に予定をさせていただいております亀山市総合防災訓練、今、地域と協議をさせていただいておるということでご答弁をさせていただきましたが、この協議の中で、自治会、自主防のほうで、避難訓練等に参加しようと、参加する自治会の中で、こういった障がいのある方の訓練も取り入れようということで、一部の自治会でございますが、協議の中で言っています。総合防災訓練のさまざまなこういう要援護者、先ほどの夜間の想定もそうでございますが、さまざまな想定を盛り込んで、実践に近い訓練を実施していきたいと。今後の訓練におきましても、そういうような要援護者の訓練を含めた訓練を、これから先も、地域から上がってくればなおさら結構なんですけど、こちらのほうからもそういう提案をさせていただきながら、訓練に参加をいただくよう図ってまいりたいというふうに思います。

それと、福祉避難所でございますけれども、議員おっしゃられましたとおり、現在、亀山市においては福祉避難所の指定はございません。地域防災計画に要援護者のための避難所の確保ということで紹介もいただきましたが、地域防災計画のほうに定めてございます。今年度、この福祉避難所

の指定等は、あらゆる避難所に指定していない公共施設などを利用しながら、その福祉避難所の指定を行っていきたいと。これは一定の条件はございますが、指定をしながら進めたいというふうに思いますが、対象者に対しまして、指定施設が不足するような予想がありますので、民間福祉施設との支援協定、こちら辺の締結についても進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

防災訓練に参加できる方はいいんですが、参加できない方も絶対いらっしゃいますので、そういったいろんな方を想定した対応というのは大事だと思いますし、私、この本に出会ったんです。「重症児者の防災ハンドブック」というのを読ませていただいて、これ3・11を乗り越えた子供たちや、重症児者の方の体験とか課題とかが載っていますので、ぜひこういった体験、それからいろんな地域にいらっしゃるそういった方々のご意見とか課題とかを吸い上げながら、対応をぜひお願いをしておきたいと思います。

では、次に移らせていただきたいと思います。

木造住宅の耐震化に対する支援について伺います。

阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割は、古くて耐震性のない倒壊した建物や家具の下敷きとなり、発生から15分以内に亡くなったとされております。その中で、新耐震基準で建てられた、昭和56年以降の家は、13%しか壊れなかったと。阪神・淡路での最大でシンプルな教訓が、耐震性の高い住宅に住むことだと言われております。このことによって、木造住宅の耐震化に対する支援が始まったと認識をしております。

亀山市の23年度末の実績において、耐震化率は85.9%と聞いております。これを100%に持っていくということが目的となっていくわけですが、無料耐震診断の後に耐震補強工事に結びつかない家庭の課題についてどのように把握をされているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

耐震診断から補強計画、補強工事のほうまで進んでいない状況がうかがえるということでご質問をいただきました。

木造住宅補強事業につきましては、亀山市耐震化促進計画に基づきまして、対象家屋の耐震化率90%を当面の目標として事業を進めているところでございます。これまで、耐震診断はされますものの、木造住宅耐震補強計画、設計でございますけれども、に進んでいただけない状況がございましたが、23年度には、住宅耐震補強計画事業の補助金の限度額、これを15万から24万円、それと、住宅耐震補強事業に対する県補助金30万円の加算と、同事業と同時に行うリフォーム工事につきましても、市内事業者が施行する場合に限りまして補助の対象とし、県・市補助金合わせて40万円を限度として、住宅の所有者がより利用しやすい制度とさせていただいたところでございます。このため、平成23年度後半からこれまで、耐震診断から住宅耐震補強計画事業、工事に結びつくものでございますけれども、これについて、かなり進んでいただけるような件数が多くな

ってきているというところでございます。

今後も、市民の方々に対しましては、県下でトップクラスの当市の補助制度を周知し、自助として備えをしていただきますよう、さらに事業の活用を呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

補助金も拡大をしていただいで、本当に利用しやすい環境になったということで、私の周りにも、やるんやわという声も聞かせていただいておりますので、随分そうなんだろうと思います。ただ、本当に一部、やっぱり耐震補強をするにはちょっと厳しいというようなお宅もあるんじゃないかと。これは情報提供なんですけど、住宅支援金融機構、旧の住宅金融公社における高齢者向け返済特例制度というのがあります。これを周知したらどうかということで提案をさせていただきたいんですけど、これは、60歳以上の方が自宅のリフォームをする際、耐震化やバリアフリーを行えば、土地と建物を担保に1,000万円まで融資が受けられるというものであります。月々の返済は利息のみで、元金は生命保険などを利用して死亡時に返済をするということで、そういった制度もありますので、もしそうやってお金の問題とかで耐震に結びつかないご家庭があるのであれば、こういうこともあるんだということの一つの方法として周知をしていただいたらどうかと思いましたので、情報提供をさせていただきます。

それともう1点は、総務部長にお願いをしたいと思います。

アンケート調査を職員にとられるということですので、この木造住宅耐震化、無料診断なり、56年以前の建物に住んでおられる職員が、耐震化に結びついていない職員が、多分いないと思うんですけど、それも1項目入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移らせていただきます。

市民サービスについてお伺ひしたいと思います。

まず1点目として、住民登録をされた方、転入者ですよね、その転入者に対する対応について、住民登録をされて、市民部が登録をされた方に何をお渡しをしているのか、まず聞きたいと思ひます。ごみカレンダーとかそういうものなんですけど。

それからもう1点は、家族構成によって渡すものが違うのかということもあわせて聞きたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市外から転入された方に対しまして、転入手続の際に、本庁の戸籍市民室及び関支所の地域サービス室の窓口におきまして、転入後に必要となる主な手続を説明してあります。亀山市に転入された方へのお知らせ、それから暮らしのガイドブック、ごみ収集カレンダーを、また、議員が今おっしゃられた、妊婦さんやお子様がいる場合は、別途、健康診査と予防接種のお知らせをお渡ししてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

横軸の問題を指摘させていただきたいと思います。

なぜ防災マップを配らないのか。これは亀山市が本当に避難所を指定をされてつくられた、大事なツールだと思うんです。これを転入者の方になぜ渡さないのかということについてお伺いをしたいと思います。

また、これは全戸配布をしていただきました。でも、自治会に加入をしていない方、アパートとか集合住宅に住んでおられる方には渡っていないんですね。このアパートに自治会がない限り、その人たちの手元には渡りません。それから、この転入をされたときにこういうものを渡しておけばいいんじゃないかと。自治会がなくても手元に渡るということ、これをなぜしないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災マップにつきましては、19年に全戸配布をさせていただきました。以降、転入者の方に対する周知という点でございますが、防災マップの市民への周知につきましては、19年に全戸配布をさせていただきました。その後、市役所の玄関、それとコミュニティセンターに防災マップのほうをお渡しできるような体制で設置をしてございます。さらに、市民の方に広く周知をするため、市のホームページへの掲載のほか、行政出前講座、防災訓練などの機会をとらえて配布をさせていただいているところでございます。窓口で直接お渡しはさせていただいていないところではございますが、そういうようなところでマップをお渡しできるような体制をとらせていただいている、また、ホームページを見ていただいて、周知をさせていただくような方法をとらせていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

おかしいですね。渡してあげたらどうですか。別に窓口において、とって行ってくださいとかじゃなくて、転入された方にはお渡しすると、それで私は済むと思うんですけど、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

現在、19年に作成させていただきました防災マップのほう、残数そのものも今現在のところ少ないというような状況の中で、今後におきましては、窓口のほうで、その防災マップのほう、いろいろ中の内容が変わってきているところもございまして、このあたりを改めて作成をさせていただきまして、印刷以降、窓口のほうでお渡しをさせていただこうというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いしたいと思います。

2点目のほうに触れていただきましたので、2番目の防災マップとハザードマップについて、3点お伺いしたいと思います。

今、局長が言われたように、これは19年度版と書いてありますので、古くなっていると私は思いますので、これは新しくしたらどうかという提案と、それから洪水ハザードマップを今配られております。ただ、これは該当地域にしか配られておりません。これはきょう、窓口で私がもらってきたものですが、私に配られたのは、産業建設委員会で配られたこれだけを私は持っております。私はその該当地域に住んでおりませんので、私の手元にはこれはありません。該当地域の人たちだけがその地域にいるわけではなくて、そこの地域でお仕事をされている方とか、さまざまな交流がある中で、その地域に訪れる方もいらっしゃると思うんです。これはその該当地域の方のみお渡しするのではなくて、全戸配布する必要があると思いますが、その点についてもお伺いしたいと思います。

あともう1点は、新議員の以前の質問の中で、土砂災害のハザードマップを作成をされるとお聞きをしました。これ、3つになるということですので、あわせてこれの中に1つにまとまらないのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどのご質問の洪水ハザードマップのほうでございしますが、洪水ハザードマップの市民への周知につきましては、対象自治会である川合町ほか14自治会の約700世帯に配布をいたしました。また、ポルトガル語、スペイン語版も作成をいたしまして、配布をさせていただいております。

さらに、市民の方に広く知っていただくため、市のホームページへの掲載、出前講座などで市民への周知をいたしておるところでございします。

議員ご指摘の全戸配布につきましては、今後の印刷の機会をとらえまして、他の部署との連携を図りながら、できる限りの対応を図ってまいりたいと存じます。

土砂災害のマップ、土砂ハザードマップという件もご質問をいただきました。これにつきましては県のほうで調査をしていただいております。平成22年度から、急傾斜地域とか土石流区域の調査を行っておるわけですが、平成22年は坂下地区とか坂本地区、平尾地区の一部について基礎調査、昨年度はその22年に調査した区域の細部調査、また原尾地区の基礎調査なども行っておるんですけども、この調査自体、地域の指定をする場合に、地域の方の意見を聞いて指定をするというようなことが必要になってまいります。そういうこともございまして、まだまだちょっとこの土砂のハザードマップについては時間がかかるということですので、ちょっと時期がずれた段階になると思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

先ほどの洪水ハザードマップ、それと土砂災害のマップでございします。それと私どもの防災マッ

プでございますけど、これの一本化ということにつきまして、先ほど建設部長からもご答弁させていただきましたが、今後の印刷の機会をとらえて、転記をしまいたいというふうに考えております。

防災マップについては、先ほどもご答弁させていただきましたが、平成19年において全戸配布し、一部の避難所等の変更がございますので、今後、来年に向けて作成、配布等を行っていきたいと思っておりますが、ご提案いただきました防災マップに、洪水ハザードマップなどの情報を集約して全戸配布で検討していきたいというふうに考えております。幾分建設部長のほうから触れさせていただきましたが、土砂災害情報につきましては、今年度、新たな地区がありますが、今後、毎年度、情報が土砂災害については追加更新がされていきますことから、この周知方法につきましては、それ以降の分についてはちょっと工夫が必要であるというふうに考えております。連携をとりまして、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

いずれにしてもわかりやすい対応をお願いしたいと思っております。

ホームページに、防災マップで検索をしても出てきません。避難場所というところでクリックをすれば、避難場所がその地域地域で出てきますが、せっかくこれだけきちんとしたものをつくっていただいているので、防災マップでも、ホームページをクリックして出てくるような対応もお願いをしたいと思っております。

あと1点、AEDの位置情報も、この防災マップにできないのかについてお伺いしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災マップのほうへAEDの情報をということでございますが、公共施設に配備されておりますAEDにつきましては把握をしておりますので、この分については情報のほうを入れていきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思っております。

先ほど少し言い忘れましたが、その市民サービスについて、これは質問ではないんですけど、この健康づくりの手引きをきのうから見せていただいて、議会の中でもお示しをいただきましたが、これも大変素晴らしいものができていると思うんです。年々進化を私はずしてきていると思うんです。これもぜひ配布をしていただきたいなあと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

では、最後になります。防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進についてお伺いしたいと思います。

現在の亀山市の防災会議には、2名の女性が入っていると認識しております。ただし、充て職に

よるものであります。今、防災対策に女性の視点を入れるべきというのは全国的な動きであり、内閣府から5月8日に通知も来ているはずであります。女性登用のために、災害対策基本法第15条1号、5号、7号を活用して、女性委員をふやすことができるとなっておりますが、内閣府のこの通知を受けて、亀山市の防災会議への女性の参加の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

防災会議での女性登用ということでご質問をいただきました。

亀山市防災会議の組織の構成につきましては、亀山市防災会議条例の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関といった、所定の機関の職員などで構成をしております。そのうち女性委員は、ご紹介もいただきましたが、19名中、鈴鹿保健福祉事務所長と教育長の2名となっておりますところでございます。

防災会議への女性の登用でございますけれども、災害対策基本法、これもご紹介いただきましたが、第16条第1項において、亀山市の防災会議を設置し、その組織は、同条第6項により、県防災会議の例に準じて市条例に規定し、委員の指名を行っているところでございます。

現在、当市の防災会議委員の選出の考え方につきましては、条例の区分に応じた防災関係機関からその組織を掌握する機関の長を指名しているところでございます。防災会議条例の中にあるその長というような形では、条例上、規定はさせていただいていないですが、やはり先ほどの考え方と同様、機関の長で指名をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

もう時間がありませんので、また議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明21日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時03分 散会）

平成24年6月21日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成24年6月21日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	最 所 一 子 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	三 谷 久 夫 君
上 下 水 道 部 長	高 士 和 也 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふじ子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

選挙管理委員会
事務局 長 井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 松村大
書 記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。

緑風会の宮崎でございます。一般質問の最終日のトップバッターとして登壇させていただきました。

私、きょう60分という時間をいただいておりますので、十分に議論できると思っております。その点を踏まえて、よろしくお願ひしたいと思っております。

台風も、大きな被害もなく、しかし天気予報を聞いておりますと、今晚ぐらいには大雨が降るという予想も立てられております。その分、また警戒に入っていないかかなというふうにも思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告しておりますのが大きく5点ございまして、まず最初に住宅リフォーム助成事業についてでございます。

昨年、年度途中で補正でこの事業が立ち上げられました。そういう中での500万円の事業費でございましたが、これについての検証はなされておるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

昨年度の実績のほうから報告させていただきます。

昨年度の実績につきましては、助成件数42件、工事費4,559万3,940円に対しまして483万9,000円の助成を行ったところでございます。

助成者の工事契約金額の内訳でございますが、100万円以下の工事が25件で全体の59%、101万円以上200万円までの工事が12件で29%、201万円以上300万円以下の工事が3件で7%、300万円以上の工事も2件で5%でございました。また、助成者のタイプ別の内訳でございますが、一般型が20件、高齢・障がい者型が22件であり、ほぼ半数ずつとなっております。請負業者におきましては、株式会社が46%、個人事業者が35%、有限会社が19%となっております。

リフォームの内容でございますが、屋根・外壁の塗装や補修工事、クロスの張りかえや畳・ふすまの取りかえなどの内装工事、キッチンやバス・トイレなどの水回りの改修工事、電気設備工事などが主なものでございます。

住宅リフォーム助成事業の効果についてでございますが、助成金交付決定額に対して工事費が9倍以上の金額となり、一定の経済効果があったものと考えられます。

○議長（小坂直親君）

宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

検証された結果を報告していただきました。特に効果として一定の経済効果があったというふうにお聞きしたわけでございます。こういう一定の経済効果がある中で、本年度もまた事業がございます。

しかし、昨年、聞くところによりますと、抽せん漏れになった方も見えると聞きますが、その報告は今ございませんでした。その点について、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

昨年の住宅リフォーム助成事業におきましては、ご存じのとおり申込件数が55件でございまして、抽せんを行い、当初43件の方に交付決定を行いました。3月になりまして工事を取りやめた方が1名発生したため、最終42件の助成件数となりました。

また、ご質問の抽せん漏れの方12件の状況でございますが、今年度に申し込まれた方が5件、来年度申込予定者が2件、昨年度助成を受けずリフォーム工事を行った方が3件、その他検討中ということで、その方が2件あると確認いたしております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この住宅リフォーム助成事業については、我々議員の中での提案がされて採用されたということでもございます。

そういう中で、本年度につきましては、現在までの申込件数と補助金額、6月14日までが申し込み締め切りだと思うんですが、わかっている範囲で結構でございます。ご答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今年度の申込状況ということでございます。

今年度は、5月16日から6月15日までを申請の申込期間としておりまして、申し込みを受け付けましたところ、件数にしまして92件、工事費1億3,189万2,514円になりまして、申請金額としましては1,170万1,000円の申し込みでございました。今年度の助成額の予算額の1,000万はこれで超えておるということになっております。

今年度の申請者の工事契約金額の内訳でございますけれども、100万円以下の工事が40件で全体の43%、101万円から200万円以下の工事が37件で40%、201万から300万円以下の工事が8件で9%、300万円以上の工事が7件で8%となっております。

また、助成者のタイプ別の内訳でございますが、一般型が42件、高齢・障がい者を対象とした特例型が50件で、特例型が多くなっております。

請負業者におきましては、株式会社が41%、個人事業者が46%、有限会社が13%となっております。

リフォームの内容につきましては、昨年度と同様に屋根・外壁の塗装や補修工事、クロスの張りかえや畳・ふすまの取りかえなどの内装工事、キッチンやバス・トイレなどの水回りの改修工事、電気設備工事などが主なものでございますが、昨年度と比較いたしますと、特にトイレ・浴室の改修、キッチンなど水回りの改修工事、それから電気設備工事の件数が増加をいたしております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

本年度の申込件数と補助金額を聞かせていただきました。

その中で、92件ということで非常に増加もしております。

それと、補助金額が1,170万1,000円という報告でございましたが、予算は1,000万だと思っております。そのオーバーした170万1,000円については、今度どのようにするのか、お聞きしたいと思っておりますが、一定の経済効果という部分から見て、さらには市民の皆さん方が利用もするが、補助制度があればしやすいというので、非常に多くなってきておるものと思っております。非常に喜ばしいことだと思っておりますが、この点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

昨年度の住宅リフォーム助成事業につきましては、希望者が多数で予算額を超えたため、抽せんにて助成対象者を決定いたしました。市民の要望にこたえるため、もう少し柔軟な対応ができないものかというご指摘を受けたところでございます。今年度につきましても、予算額1,000万に対し、申請金額は1,170万1,000円となっており、申請者全員に平等にリフォーム助成ができるようにするため、予算を超えた部分170万1,000円につきましては、予算の補正なども含めて柔軟な対応をいたしたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今後、補正なりで処理するという答弁でございました。

当初の予算決算委員会とかいろいろな場でもこれは議論されておりまして、本年度1,000万の予算で、その中で処理したいということでもございましたが、当然市民の要望も、我々にしても、申し込みされた方は平等という観点から見て、これはやっていっていただきたいという気持ちがあります。しかし、予算提示の中で1,000万という部分もございまして、そういう部分を170万1,000円の今後補正という話でございまして、これは市長の英断というふうに私は理解しておりますが、市長の考えはそれでよいのかどうか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のお尋ねでございまして、先ほど部長のほうから答弁させていただきましたように、今回の予算を超えました部分につきましては、今後、予算の補正等も含めて柔軟な対応をさせていただきたいと、このように考えております。

また、この住宅リフォーム助成事業につきましては、基本的には住環境の向上と、それから緊急経済対策を目的といたしておるものでございまして、当初、議会の皆様にもご理解いただいて、平成23年度から平成25年度までの3カ年の時限的施策として計画し、実施をしてきたという背景でございまして、したがって、現在のところ、この3カ年を事業計画として考えておるところでございまして、先ほどの件につきましては柔軟に対応していくというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

柔軟に考えていくという話でございまして。

来年度以降、当然、今市長の答弁にもありましたように、3年の時限的な施策でございまして、1,170万1,000円で、170万1,000円のオーバーは来年度の、例えば当初から言われておる2,000万という金額でございましたが、これが来年度にしわ寄せが行くのかどうかを確認したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

予算につきましては、3年間で2,000万という枠組みで計画をいたしておりますので、現在のところでは当初の計画どおりというふうに考えてございまして。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

来年度は残りでやるという考えを聞かせていただきました。

しかし、市民の要望等は、本年度を見てもかなりの件数があるんじゃないかと。施策から見て、これは効果があったものと非常に私にも感じております。今後、この事業がさらなる継続をし、当初は時限的な施策とし取り上げておりましたが、今後継続的にやっていけないのかどうか、そういう考えはあるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この事業は、3カ年の総額2,000万を想定して創設をしたという経過がございます。基本的には、その考え方を現時点で持たせていただいております。

さらに、この事業自体の目的は先ほど申し上げましたが、やはり目的に沿った事業として運用していくというのが大原則であろうというふうに思います。亀山市の今の308の施策がございますけれども、さまざまな地域の課題や、それにこたえるための優先順位ということもございまして、そこは財政の状況もございまして、しっかり総合的に判断をする必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

時限的な施策であるけれども、市民の要望が、これだけの対象者があるということは、経済効果にしろ、住環境の整備の中で、特に高齢者のパーセンテージも非常に高い部分がございますので、さらに今後も進めていただきたいというふうに私は思っております。

この件については、櫻井議員が午後からも触れられると思いますので、またそちらで議論もお願いしたいなと思います。

それでは次に、亀山市の雇用、失業の情勢についてお尋ねしたいと思います。

昨今の我が国における経済情勢の悪化、その中で最近パナソニックとかソニーとかシャープとか家電メーカーについて、また自動車関連企業も、トヨタを除く各メーカーの赤字が発表されております。その中で、会社経営の中で従業員を削減するというふうなこともうたわれております。

特に我が亀山市につきましても、シャープもございまして、それから、ホンダ関連企業もございまして、そういう企業がある中で亀山の雇用、失業の情勢について尋ねたいと思います。

まず亀山市の失業率について、どうなのか、調べてあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

亀山市の失業率についてでございますが、亀山市だけでの失業率の数値は集計されていないところでございまして、三重県におけます失業率について申し上げますと、平成24年1月から3月までの平均は3.5%となっております、全国平均の4.5%よりは低くなっております。

なお、リーマンショック前の平成19年の三重県の年平均2.5%よりは依然高いものの、リー

マンショック後の平成21年の年平均4.3%よりはやや改善をしているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

亀山市の失業率は、市だけでは統計もとれないということもでございます。これは、三重県で出されておる数字は我々もある程度つかんでおりますが、例えば鈴鹿のハローワークの関係の中では、この地方における失業率はつかまれているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

失業率は、国の総務省が調査をいたしておりまして、三重県という形でしかあらわされてございません。しかしながら、鈴鹿管内のハローワークでは、有効求人倍率というものを示しておりますので、その数値でございますが、本年4月が0.78%でございまして、リーマンショック後の平成21年4月の0.21、また昨年5月の0.40などからはかなり改善の動きを見せているというところでございます。しかしながら、厳しい状況であるということには変わりはないというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

失業率はこの管内ではとれないということでございますので、有効求人倍率の報告を受けましたが、そういう中での当市の雇用の状況は、数字的には出せないかもわからんけど、感じるころはいかがかと思えます。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市におきましても、この鈴鹿管内の有効求人倍率が示しますように、まだまだ厳しい状況にあるのかなあというふう感じております。しかしながら、近年、我々の部署のほうに既存の企業さんの増設についてのご相談なりが少しふえてきたかなというふうに感じているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いい答弁でございました。非常に皆さん方も、市としても努力されておるというふうに感じます。その中で、今後の雇用対策についてどのように進めていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

雇用対策につきましては、三重県労働局、ハローワーク、また県との連携を図ってまいりますとともに、国・県により多くの支援制度が設けられておりますことから、支援制度の変更などの情報把握に努めまして、これらを失業者、また事業所の皆さんに的確にお知らせをまずしていくというふうに考えてございます。

また、商工業振興室では、働く人の相談窓口を設置いたしまして、支援制度の紹介、国・県・市の窓口紹介などを行うとともに、市が事務局を持っております亀山市雇用対策協議会におきまして、企業と高校就職指導担当者の方々との求人懇談会の開催、また事業規模縮小に伴います希望退職者の他企業への就職あっせん情報の提供を行うことなどによりまして、雇用促進の協力お願いもしているところでございます。

さらに、雇用確保のために、新たな企業誘致や既存企業の事業活動の支援に、今まで以上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

当市の雇用については、非常に明るい兆しがございますが、担当部のほうでも鋭意努力されておる部分は認識いたしました。その部分から、今後もさらに雇用についての対策を講じていただきたいと、かように思います。

というのは、亀山市に雇用によって永住される方への、施策の中でも非常に大事ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

その次に、今後の企業誘致についてお尋ねをしたいと思ひます。

亀山・関工業団地についても、まだ残っている部分もござひます。そういう部分からも、今後の企業誘致はどのように考えておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

新たな企業の操業や既存企業の事業規模拡大によります増設などは、働く場の確保に直結いたし、地域の活性化にもつながるといふことから、現在策定中の亀山地域産業活性化基本計画に沿った新たな成長分野企業の企業誘致、また三重県、住友商事、その他関係機関との連携した亀山・関テクノヒルズへの企業誘致、さらには既存企業の事業拡大の支援などに力を注いでまいりたいといふふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きく3点目の、教育行政の現況報告についてお尋ねしたいと思ひます。

以前より、学校への不審者の侵入とか、交通事故等の防止対策には鋭意努力されておると思ひます。その中での児童・生徒の安全対策は今後どうしていくのか。これに関して、現況報告にもございましたように、4月ごろより各地で相次いで登下校の児童の列に車が突っ込んでおる、痛ましい

事故が発生しております。また、そのほか修学旅行中でそのような事故も発生しております。

以前から、このような事故防止には地域の人に、またその地域の方々の子供見守り隊とか、安全パトロールとか、いろいろご協力いただいて、現在来ておるわけですが、この皆さん方にお世話になる地域の方々にも、今後さらにもお願いもしていかなければならんと思っておりますが、その中で、教育委員会として安全対策はどうしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

議員ご指摘のとおり、今年度に入りまして京都府、愛知県、千葉県、大阪府におきまして、相次いで登校や下校の児童の列に乗用車が衝突するという交通事故が発生しております。

このような連続事案を受けまして、市教育委員会といたしましては、4月27日付にて、登下校時における幼児、児童・生徒の安全確保に関する適切な対応について、市内幼稚園長、学校長に指示をしたところであります。

その具体的な内容は、次の4点でございます。

保護者等と連携した通学路の安全点検、幼児、児童・生徒への交通安全指導の徹底、登下校見守り隊など地域の方々や関係機関との連携強化、通学路マップや危険箇所マップの必要に応じた見直しでございます。各園、各学校では、日常的な交通安全指導はもちろん、交通安全協会や警察の協力を得た交通安全教室の開催、PTAの協力を得た通学路の危険箇所点検などに取り組んでいるところであります。

また、例年の通学路に関する要望事項も受け付け、警察や道路管理者などの関係者による現場確認や、合同点検も行っていく予定であります。

そして、暫定的な対策や予算を投じての対策などについて、関係者と協議をしながら改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これについては、鋭意努力されていることと思いますが、この危険箇所の点検とかいろんな部分については、こんなのはきのうきょう始まった問題じゃないと私は思っております。私らがPTAを担当しておるときにも、通学路の安全点検とか、危険箇所の点検とか、いろいろ確認して、行政への要望もしてきておりました。なかなか予算的に難しい部分もあつたらうと思っておりますが、今後、このような事故を踏まえて、市も、地元の学校からのそういう要望も聞き入れていただきたいと、かように思います。その点、一度行政の財政当局のほうからご答弁をいただければというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

子供たちの安全のためのさまざまな改修等々もたくさんあるといったことは、私も存じておると

ころでございます。また、来年度、25年度の予算編成も始まってまいります。その中で、財政状況等も考慮しながら、緊急性の高いところから順次改修するように予算措置をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今後、亀山市の次世代を担っていただく子供たちの安全、そこらの部分は十分教育委員会、さらには行政も含めて対応をお願いしておきたいと思っております。

その中でも、今答弁にもございましたように、学校内においても、交通安全教育とかいうような部分も含めて、よろしくお願ひしたいと、かように思っております。

その次に、ふるさと先生の導入による実績と今後どうするのかということをお尋ねしたいと思います。

行き渡る教育のために、定員削減というのか、児童数を今30人学級ですか、亀山市の求めているのは。それについて、亀山市は特色のあるふるさと先生の導入をされております。その実績はどうであったのかをお尋ねするわけでございます。

我々、PTAをやってきた中で、当時は45人学級というので、また40人学級にし、35人学級にし、いろいろな要望活動もしてきております。そういう中から、さらには行き渡る教育のために、亀山市は三重県下で注目されておりますふるさと先生の導入をしていますが、これの実績をお聞かせ願ひたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘のふるさと先生につきましては、平成21年から過密学級を解消したり、少人数グループでのきめ細かな指導を行ったりするために、県のみえ少人数教育推進事業を補完しながら、市単独で正規職員に準ずる期限付講師を配置しているところであります。このことから、1クラス35人以上の過密学級の大部分が解消されているところでございます。

一方、児童・生徒に少人数教育に関するアンケートを実施したところ、少ない人数のほうが勉強がわかるとの回答が85%を超え、少ない人数のほうが自分の意見や考えを言えるとの回答も90%近い結果が出ております。ほかにも、先生がよく見に来てくれる、わからないところをすぐ聞けるなどの声がたくさん届いております。また、教職員からも一人一人に応じた指導が可能になるとか、児童のつまづきを発見しやすく、支援や評価がより正確にできるなどの声が届いているところでございます。

近年は、保護者の方々にも理解浸透が進み、少人数教育に対する期待が大きいとの認識を持っているところであります。今後につきましても、国や県の教職員定数改善計画に関する動向に留意しながら、市として引き続き事業の効果を検証しながら、きめ細かな教育の推進ができるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

少人数学級、子供たちに対するアンケートからも、非常にいいというふうに私も理解しております。当然、少人数学級であれば行き渡るのではないかというふうにも思っております。

この点については、教育長、今後も、継続されていくと思いますが、さらなる効果のある事業でございまして、続けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

それから次に、道徳教育に対する考えでございますが、新学習指導要領に対応するために、道徳教育の研修を進めるとしてあります。昔から、我々子供のころから道徳については非常に学んでおったつもりでございます。しかし、現在、徳育というか、道徳教育をさらに進めようとしておる中での考えをお聞かせ願ひたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

おはようございます。

先ほどご質問いただきました、道徳教育に対する考え方ということで、述べさせていただきます。

全国的な傾向でございますけれども、やはり亀山市においても、子供たちの最近の実態から考えまして、子供たち自身の自尊感情が低くなってきている。それから、規範意識が低下してきている、基本的な生活習慣が乱れている。人間関係を築く弱さ等の課題があるというふうに認識をしております。

このことから、道徳教育の重要性を改めて確認し、亀山市学校教育ビジョンの社会性を育てる教育の中にも、道徳教育の充実を位置づけているところでございます。

また、教育委員会の平成24年度の使命・目標にも、第1番に知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進すると位置づけさせていただいているところでございます。

道徳教育と申しますのは、道徳の時間を初め、そのほかの教科の学習、教育活動全般を通じて行っているものでございます。したがって、道徳という時間は教科とは言わずに、領域という言い方をしております。特に道徳の時間におきましては、豊かな体験活動を生かした指導の工夫や、地域との連携による活動の充実を努めていきたいと思っております。そして、子供たちに道徳的な心情や実践する態度、意欲を育てる取り組みを現在進めているところでございます。

また、平成23年度には小学校、今年度からは中学校の学習指導要領が改訂されておりますけれども、その中でも、道徳教育は学校だけでなく、家庭での教育も基本になっているというふうでございますが、ですから学校だけでなく家庭、それから取り巻く地域の方々との協力も得ながら、学校、家庭、地域が連携した、子供たちの道徳性を高めていくようなことを進めていきたいというふうに考えております。

また、今後、家庭教育力の向上、幼児教育のあり方についても、最重要課題としてとらえておりますので、その点、教育委員会挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

道徳教育については、教育長の考えをお聞かせ願ひました。今後、これを進める中でも、私は今

教育長の話がありましたように、家庭内の教育も必要。私も、親育の教育は非常に大事かと思っております。そういう部分も、地域を通じて、また学校から家庭に向けての発信をしていただきたいと、かように思っておりますが、その点いかがですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今年度、特にモデル校を決めまして、そしてそのモデル校を中心に実践をさせていただく予定をしております。その学校におきましては、特に地域との連携、もう既にやってもらっておりますけれども、あいさつをしっかりしよう、そういった実践も具体的に取り組みを進めてもらっているところでございます。

それから家庭の教育力向上ということで、今年度、教育研究室はアンケートを実施しているところでございますが、その分析も踏まえて、今後、生涯学習室と連携をとりまして、前回の議会でも答弁させていただきましたように、保護者に対する子供の教育のあり方ということで、さまざまな形で研究を進めながら、啓発を今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

道徳教育は非常に大事だと思いますので、今後さらに進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次にコミュニティ・スクールというようなことが現況に出ておりますが、どのような教育なのか、お尋ねしたいと思います。

これは、私の考えでいきますと、保護者、地域住民が学校運営に参画して、学校、家庭、地域が一体になっての学校づくりだというふうに思っておりますが、これでよいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

コミュニティ・スクールについてのご質問でございますが、加太小学校が今年度よりコミュニティ・スクールの制度を導入して活動を始めております。加太小学校におきましては、これまで2年間、研究期間を設けまして、コミュニティ・スクールについての研究を進めてまいりました。その結果を受けまして、今年度から本格実施ということになります。

それから、川崎小学校については、今年度からその研究を進めていくというふうになってございます。

コミュニティ・スクールと申しますのは、学校運営協議会制度というものがございまして、これは平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、その改正により導入されたもので、コミュニティ・スクールというふうに私たちは呼んでおりますけれども、学校運営協議会を設置した学校のことを申します。そして、こういうコミュニティ・スクールを通じまして、議員がおっしゃいましたように、保護者や地域の皆さんが、今までの教育協議会という制度もありまして、それは亀山市は随分と充実しておりまして、地域や保護者の皆さんの協力を得なが

ら子供たちの教育活動を進めてまいったわけでございますけれども、このコミュニティ・スクールと申しますのは、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する。そのことにより、そのニーズを学校運営に反映させ、学校、家庭、地域が一体となって、よりよい教育の実現のために協働して取り組むことがこの制度のねらいでございます。そういった趣旨のものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これは、以前から学校運営協議会ですか、地域の人等を入れて、それぞれの学校で協議を図って、学校がうまく運営できるかというふうにされておるのが、この片仮名になったのかなというふうには思っておりますが、それと、例えば地域の方々にも入っていただく。例えば南小の例をとりますと、ゲストティーチャーを導入されております。そういう部分。さらには、子ども放課後教室とか、いろいろなことで地域の方々にお世話になっておるといのが、今現在各学校でもやられておると思いますが、これがこれに匹敵するんじゃないかと私は思いますが、そこらの確認をもう一度お願いしたい。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども少し申し上げましたけれども、コミュニティ・スクール、つまり学校運営協議会の制度を取り入れた学校につきまして、この学校運営協議会と言いますのは合議制の機関でございます。法律に基づいて学校運営、教職員人事等についての関与する一定の権限が付与されているといったものでございます。

それから、これまでもたくさんの皆様方にお世話になりまして、私がかつて勤務しておりました亀山南小学校でもそうでございますが、地域の方々が本当に子供たちのために、さまざまな体験をさせていただく場面を与えていただき、ゲストティーチャーなどにもたくさん来ていただきまして、地域挙げて学校の教育にお力をおかりしてまいりました。

そういった亀山市には大変ありがたい地域の風土がございます。それをさらに推進していくために、こういったコミュニティ・スクールの制度を充実させるというか、推進させていきたいというふうに考えております。

現在ございます教育協議会というのは、法律には基づいていなくて、保護者や地域の皆さんが学校運営に関して直接関与したり、拘束力ある決定を行ったりするものではないという、そういう違いがございますので、今後、将来的にはこのコミュニティ・スクール制度を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

教育行政、いろいろ多岐にわたっての要望も、また取り組みもあると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、民間保育所整備事業についてお尋ねします。

次世代を担う人づくりと、歴史文化の振興から、子育て支援の中で民間保育所整備事業についてお尋ねするわけですが、この事業については、慢性的な定員オーバーを解消するために、福祉法人を公募するとしております。その事業参入する事業所はあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

ちなみに、その選定についての資料をいただいておりますが、その結果はこの資料を見ますと出ております。私が通告したときには、この資料はいただいていたので、ちょっと後手になったわけですが。

しかし、私が聞き取りの中ではこのような話が出なかったように思っております。その点、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この民間保育所整備事業に関します社会福祉法人の募集につきましては、4月に市ホームページ上に公募要項を掲載して事業者を募りましたところ、2つの事業者から応募があり、その選定につきましては学識経験者等第三者で構成します選定委員会の審議を経まして、6月15日に決定をしたところでございます。

事前の公募の要項等でもお示しをさせていただいておりましたが、6月中旬には選定をいたしたいということでした。議員との聞き取りの中でも、時間的なそごがございましたが、予定どおりに選定したところでございます。

なお、この選定までの間、公平性を担保するという意味で、公にはさせていただいておりませんでしたので、その辺はご了承をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

聞き取りの中での話はそれとして、聞き取りの日の6月12日に1事業者が辞退されていますね。そういう連絡も全くなかった。ただ、この書面をほうり込まただけで、私、見なかったら全然わかりませんわね。そこらの点、不親切だなあというふうに私は思います。

その点も踏まえて、特に審査の中での採点、550点となっております。しかし、満点は550点ですが、この事業者は361点というふうに報告をいただいております。この差は非常に開きがあると思います。そこらで十分、点数が一番多いので、この事業者を採用するというふうなことだと思いますが、それでいいのかどうか、確認しておきます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

審査による採点結果でございますが、選定いたしました法人予定者にありましては、550点中361点という結果でございました。これは、100点満点にしますと65.6%ということになります。

この採点に当たりましては、基準等、委員会の中で示させていただいておりましたが、その考え方といたしましては、約6割が市の求めます保育内容という部分で、それ以上加点する部分があれば6割をアップしていく、またそれより少なければ6割を下回っていくという考え方でございましたので、この65%というのは、そういった意味で市の考えていた点数を上回っているということでした。

また、いろいろヒアリング等の中でも、委員さんから保育内容等についてもお尋ねをいただきまして、その辺の法人が考えます保育につきまして、いろいろお尋ねをいただきました中でも、その辺の評価をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

6割が合格ラインというのはちょっとわからないんですが、基準ということで設定しておくこと自体が、私は低過ぎるんじゃないかなというふうにも思っております。そこら、余り高くなるとうまいというのもございます。しかし、そういう事業者、里和という福祉法人の報告を受けておりますが、その事業者が現在の状況の中で4月に開園が間に合うのかどうか、確認したいと思っております。

これもやはり公募の条件だと私は思っておりますので、そこらを確認したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この募集に基づきます平成25年4月の開設でございますが、確かにタイトなスケジュールであるというふうには考えておりますが、現在の市内の保育の状況を考えますと、少しでも早く開所することが必要でございますので、来年度の当初からの開所を予定していただいております。

なお、この募集に当たりまして、4月20日には申し込みに係る事前説明会を開催いたしました。その場におきまして、新園の開設時期は25年4月というふうに説明をしております。今回提案のありました事業者も、当然そのことを踏まえた上で応募を行っていただいたものでございます。

なお、社会福祉法人予定者からの提出のあった工程表におきまして、年度内の完成を確認しておりますが、この工程に沿った進行には、行政に係ります手続とか、また地域との対話、工事の進捗等がスムーズにいくことが欠かせませんので、庁内連携を初め、県や法人との連絡調整、また地域との連絡調整、情報共有等、市としましても、その時々状況に応じまして進捗を逐次確認してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私、耳にしておる中では、例えばこの辞退された事業者かどうかわかりませんよ。応募されたかどうかはわかりませんが、開発をかけてこれに対応したいという事業者が、今その敷地を整備されたというふうにも聞いております。その方が、この辞退された業者かなというふうに私は憶測するんですけども、そういう部分から、そこまで頑張ってやろうという意欲のある方も見えますし、

特に新たに今から保育園の敷地を整備していかなければならん事業だと思いますので、私がここで尋ねておるのは、4月開園に間に合うのかどうかというのをお尋ねしたわけでございます。

今後、委員会でもご協議をお願いしたい。

それでは、次に地元事業の支援についてでございます。

地域コミュニティ仕組みづくり支援事業は、どのような事業かということで、昨日、福沢議員がこれに対しての聞かれたわけでございますので、私は省略したいと思いますが、改めてこのコミュニティ仕組みづくりをしなければならん、私は自分らの地域のコミュニティはもう十分できておるんじゃないかというふうに私も自負しておりますが、まだできておらないコミュニティがあるのかどうか、そこらを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

市内には25のコミュニティがございまして、地域としてもたくさん、地域のそういった歴史的な背景、それから地域の資源等々、すべて異なっております。その中でも、課題としても異なっておると。

議員が言われる、例えば1つの地域をとらえてみると、そういった地域全体が協議ができる場というのがもうつくられておる地域も既にごございます。ないところもございまして。そういったところで、地域の課題を全体の課題として、個々の団体ではなく、全体の課題としてとらえる、そういった話し合いの場、とりあえずその場を、今回モデル地区を2つお願いしたんですけれども、その場で話し合いをお願いしておるところです。既にモデル地区の川崎と昼生におきましては、地域の団体を包括した組織の案を独自に作成していただいて、議論が始まろうとしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、次に地域における事業に対する支援の考え方をお尋ねしたいと思います。

コミュニティとか自治会とか、そういう組織にとらわれず、地域の方々が取り組まれておる事業、例えば白川の里とか、穴虫の郷とか、ササユリの里等の事業がございまして。特に私、もう少し前の時期に、このササユリの里を何度か訪ねました。非常に地元の方の熱意が我々に伝わってきまして、ことし、私がおるうちにでも何十人の方が訪れられております。そういう中で、非常に亀山の観光の一つの材料になるのと違うのかなというふうに私も思っております。非常に地域の方が熱心に取り組まれておられて、ことしは駐車場の整備まで自費でされております。他の事業については余り聞いておりませんが、そういう部分に対する支援の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

ササユリの里に対する支援ということでご質問をいただきました。

ササユリの里につきましては、地元の楠平尾ひょうたんの会の皆様のご努力により、ことしも開花時期には観光スポットとして、市のほうに市内外から多数お問い合わせをちょうだいいたしたところでございます。そこで、今後は観光振興の面からも、広く情報を発信すべく、市や観光協会のホームページ等を中心に、積極的なPRに努めてまいりたいと存じます。

特に本市では、四季折々の花々が私たちの目を楽しませ、心を和ませてくれています。そこで、年間を通して季節ごとの花々をPRできるような、例えば花ごよみのような、写真等を使ったビジュアルな表現をして、人の目を引くわかりやすいPR等により、多くの観光客に訪れていただけるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

このササユリについては、私も先般、関の道の駅へ寄ったときに、大阪の方だったと思うんですが、どうやって行ったらいいのやという話を関ロッジの本間支配人に聞いてみえたので、私が偶然おったもんで、こうやって行くんやと。地元の方でそれぞれの看板も立てられておるといふので、そこまで行ったら看板が出ておりますので、行ってくださいよというふうに案内はしておきました。

ほかの穴虫の郷にしろ、白川の里にしろ、地元の方の熱意によって、こういうような亀山の誇りというまちづくりの一環としても取り組まれております。これも教育に対しても、南小学校、白川小学校等が訪れて、菌打ち体験とか、いろんなこともされております。そういうような部分から見ても、やはり情操教育の中でも非常に大事だろうというふうに思っておりますので、また何か市のほうで支援することがあれば取り組んでいただきたいと思います、かように思っております。

最後になりましたが、皆さん方のお手元にも、きょうの私の資料を配付しております。これは「亀山めぐり唄」という一市民がつくられておるわけでございます。歌詞はこのように、CDを出されております。この方がなぜ出されたか。私も、よそへ仕事に行つてUターンしてきて、亀山のよさはよくわかつたということで、それぞれ生まれた地域でございますので、探索もされ、歌にされたんだと思ひますが、この歌は市民の方で濱崎さんという方です。それから佐熊さんという方です。子供のおはやしが入つておるんですが、ミュキッズというのが、御幸の子供たちだということをお聞ひしております。作曲は、皆さんご存じの原先生でございます。

地域の方がそれぞれ頑張つて、亀山をPRしようというふうに「亀山めぐり唄」をつくられて取り組まれております。1小節を見ますと、「能褒野 ほのぼの ほのぼの 能褒野 大和武尊はふるさとが 愛し恋しと白鳥になつて飛んだよ西の空 羽を休める止まり木が 鳥居 鳥居が そこかしこ そこかしこ トトンがトン トトンがトン そーれゆらゆら ゆーらゆら」というような歌でございます。このCDをお聞ひしておりますと、私も踊りたくなるような歌でございますので、また何かの参考にしていただきたいと思います、かように思ひます。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。
質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

きょうは1点だけ、坂本棚田についてお聞きをしたいというふうに思います。

この坂本棚田でございますけれども、約400年前から築かれ始めまして、明治時代の初期には千枚田のような形になりまして、その後、明治から大正にかけてまた整地がされ、現在の形になったというふうに言われております。その棚田の面積ですけれども、約23ヘクタールで、棚田の枚数が440枚。そして、この棚田の特徴があるんですね。全国にも珍しい棚田の特徴としまして、はしご田と呼ばれる石積み棚田が点在する全国でも有数の美しい景観を有しておりまして、独特の田園風景を見ることのできる非常に貴重な地域資源であるというふうに私は思っておるわけでございます。

なだらかな斜面を利用して階段状に田んぼが広がったその姿は、見る人に郷愁を感じさせる上、春には水をたたえ、夏には緑のじゅうたん、秋には稲穂を下げた黄金色一色、冬は雪景色と、四季折々に美しい姿を見せてくれる貴重な地域資源であります。

また、平成11年7月には日本の棚田百選にも認定され、近年、市内外から観光客も増加傾向にあり、本市の観光振興にも大きく寄与しているところでございます。

そこで、1番目の質問に入りたいと思いますが、この貴重な地域資源である坂本棚田について、市としてこの坂本棚田をどのようにとらえられているのか。棚田に対してどのような思いを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

坂本棚田につきましては、平成11年に日本棚田百選に選定されたことをきっかけに、坂本棚田保存会が結成されまして、また坂本営農組合が組織され、現在、中山間地域等直接支払交付金事業により棚田での稲作保全管理に集落ぐるみで取り組みをいただいているところでございます。

そのような中、市といたしましても、石積み体験事業への支援、また獣害対策用の侵入防止さくを設置工事などに取り組んでまいったところでございます。

坂本棚田は、当市のみならず、全国的に見ても後世に残すべき貴重で美しい農村景観資源、また観光資源であると認識をいたしておりまして、今後におきましても継続的に棚田の保全に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、部長のほうから、棚田の市の思い、考え方というのをお聞きしたわけでございますけれども、今、部長のご答弁をいただいたわけでございますが、平成11年7月に、繰り返すようすけれども、日本の棚田百選の認定を受けたのをきっかけに、より力を注いで棚田を守っていこうという機運が本当に坂本に高まりまして、坂本棚田保存会というものが結成されたと聞いております。

ここ十数年間にわたり、自助、共助の精神のもと、棚田の保存に努めて現在に至っているわけでございますけれども、高齢化には勝てません。棚田における農作業は、地形上、機械による省力化に限界があり、人力による部分が他の水田に比較して多いのは明らかでございます。

ここで、坂本棚田を有する坂本地区の高齢化について資料を調べましたので、お話をさせていただきたいというふうに思います。

昨年の国勢調査で、65歳以上の高齢者人口の比率が23%というのは新聞紙上でも発表されました。そして、亀山市全体ではほぼ全国と同じ22%ちょっとでございます。野登地区に关しましては、65歳以上の人口がはね上がりまして29.98、約30%でございます。坂本地区に限れば、坂本地区は41世帯109人の人口でございます。そのうち65歳以上の方が38.53%と、物すごい高齢化が進んでおる地区でもあるわけでございます。そのうち、75歳以上の人口は、全体の42人のうち26人と半数を超えております。非常に高齢化が進みまして、このままの状態では、坂本地区というのは本当に近い将来、限界集落というふうなことになっていくんじゃないかという危惧をしておるわけでございます。

こういう中で、この高齢化の進展に合わせるかのように、米づくりを断念し、今も部長からお話がありました、中山間の支払事業を受けていろいろと米づくりも一生懸命やってきたわけでございますけれども、高齢化に合わせるように米づくりを断念して、年々保全管理だけの水田が増加しているという現状があるわけでございます。

このような状況の中で、この貴重な地域資源を保護して後世に継承していくことは、極めて重要である。あわせて、この地域資源を有効に活用していくことが、我々に課せられた責務ではないかと私は思うわけでございます。

この平成20年度に亀山市観光振興ビジョンというのが策定されております。この中に、亀山市観光振興ビジョンという項目がございまして、私も読ませていただきました。この中で、ちょっと読み上げますと、観光振興のための施策の中で、自然資源の保全、磨き上げというところがございます。それはどういうことかといいますと、森林とか河川とか農地などの美しい自然環境、景観を維持保全する活動に継続的に取り組んでいくということがここに書かれておる。その中に、7つ展開事業が上がっております。その中の1つに、棚田保全事業というのが上がっております。その事業内容としまして、日本の棚田百選に選定されている坂本の棚田を地区内外にPRしていくと。また、援農者、ボランティアなどの協力を得るなどの体制づくりを進めて、美しい棚田を保全していきます、亀山市としてもそういうふうに取り組んでいくということが、この亀山市の観光振興ビジョンに書かれておるわけでございます。

そうした中で、今度の後期基本計画の中にも、実はちゃんと、今までもずうっと言われているこ

とでございますが、自然との共生、これは今に始まったことではございません。もう数年前、もっと前から自然との共生ということは言われております。その自然との共生、健康で自然の恵み豊かな環境の創造ということで、基本施策の大綱にうたわれておる。その中で、自然との共生、そして施策の方向性として、自然資源の保全と多様な生態系の確保から、4番目の自然との触れ合いの場や機会の創出をするというようなことが、この基本計画にもちゃんと亀山市として上げられておる。これは、当然棚田の保全にもつながることだというふうに私は思っておるわけでございます。

そこで、こういうふうなこと、棚田の保全事業、いろんな今の観光振興ビジョンにも上げられておる、後期基本計画にも示されておる。その中で、今後本当に、私思うんです。亀山市として、今後の保全についてどういうふうに考えておるのか。ただ、中山間支払事業をやっておる、そういうハードの面といいますか、支援、予算の面で手当てをしているから、保全は地元任せだということではないと思うんですが、今後の保全についてどのように考えているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

坂本集落におきましては、高齢化、また担い手不足の問題が年々深刻化してきておまして、保全管理をしている農地がふえてきているということは十分認識もしてございます。

そんな中で、坂本の方々も、現状で満足しているというふうには全然思ってみえないということもお聞きをしております。市といたしましても、そういった中でこういった問題の解消に向けまして、坂本集落の皆さんの思いや考えを尊重しながら、地域の方々とともに研究・検討を重ねながら、積極的に棚田保全に関する支援に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

現在まで、市の方も手をこまねいているだけでなく、坂本棚田というものに対して思いを入れて、いろんなご支援をいただいているということは私も十分認識をしておるんです。そういう認識は十分しておるんですけども、この棚田の保全に関して、地元任せといいますか、本当に私が感じておるところで、これは間違っておるかどうかわかりませんが、市の行政として、やはり立ち位置というのが一歩も二歩も控えた立ち位置じゃないかということを感じておるんです。

この坂本棚田の保全・保護をしていくということは、自助、共助という面では、保全・保護には限界が来ておると私は感じておるんです。今こそ、お金も必要なんでしょうけれども、ソフトの面で、公的な公助というものが必要なんじゃないかということを感じておるわけでございます。今まで以上に積極的に保全・保護に力を注いでいただきたいというふうに思うわけです。

私は、そこで提案をいたします。この坂本棚田、これはもちろん野登や坂本の資源だけじゃない、亀山市の本当に貴重な資源なんです。そこで、棚田の保全とか保護に関して、広く一般市民の方を含めて、このあり方、保全の仕方はどうしたらいいんだというようなことの議論の場を設けて、一遍そういう考え、議論の場を設けるといふ考えは行政としてあるのかなのか。僕は、そういう議論の場が必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

棚田の保全につきましては、高齢化や担い手不足などの関係で限界もありますことから、一般市民の方々を含めた新たな担い手づくりや受け皿づくりという、保全管理の方法などについて話し合うことも有効な手段の一つであるというふうには考えておりますが、まずは地域の方々の思いというお考え、それを尊重したいという考えから、地域の方々とまずは話し合いを持ちたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

私、お言葉を返すようでございますけれども、今もお示しをいたしました亀山市の観光振興ビジョンですね。これは平成20年度に策定されておるわけです。今もちょっと読み上げさせていただきますけれども、この中で、もう既にこのところで日本の棚田百選に選定されている坂本棚田の援農者ですね。これは一番大事なところだと思うんです、私。援農者、ボランティアとか、そういう協力を得るような体制づくりを進めていくということが書かれておりますが、今地元には全然そういう話がない。亀山市の観光振興ビジョン、これは書かれただけではないと思うんですよ。そう考えれば、これは20年度に策定されているわけですから、もう3年、4年たっておるわけですから、その辺の方向性というものは、その高齢化とかいろんなことを言われている時点でわかっていることだと思うんです。わかっているからこそ、この亀山市の観光振興ビジョンにそういうふうな援農者とか、ボランティアとかいうようなことも書かれて、体制づくりをしていくということを書かれておると私は理解しておるわけでございます。

ですから、その保全の思い、そういうものを本当に、支援事業というようなことで、支払事業とかそういうことだけでなしに、私が今言いましたように、一般の人、いろんな方からの意見を聞いて議論の場を設けて、本当に亀山市の観光振興ビジョンに書かれているようなことが達成できれば、坂本棚田はずうっと未来永劫続いていくわけでございますから、そういうようなことで、ぜひとも議論の場を設けていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今申しました保全の関係で、皆さんも新聞報道、テレビ報道でもよくご存じだと思うんですけど、旧の紀和町ですね。今熊野市に合併したんですが、丸山千枚田というのがございます。これは市民の方もご存じだと思うんですが、棚田保存の条例が制定されておまして、そこにはきちっと、私もちょうと読ませていただいたんですが、市の責務とか、市民の責務、所有者等の責務というようなことがこの条例で定められております。そして、熊野市としても紀和町から引き継いだこの条例を、助成もある、消費者等に対して予算の範囲内では助成もする。それから、財源措置を市は講じなきゃいかんとか、こういうことが熊野市でも紀和町から引き継いで、平成17年に熊野市丸山千枚田条例というのが制定されておるわけでございますが、こういう条例を制定して、熊野市もしっかりと丸山千枚田の保存・保護に一生懸命力を入れておるといふことです。

そして、ここでは1つ参考のために申し上げておきますけれども、丸山千枚田で、もう米づくりができんというような農地を熊野市が無償で借り上げる制度がありまして、無償で借り上げる、熊

野市さんお願いしますという、熊野市が米づくりができない農地を無償で借りるわけです。借りた土地を、公社ができておまして、その公社に市が貸すわけですね。その公社が事業展開をしていく。そこで米づくりをするということで、この丸山千枚田の条例が亀山市に全くすぐ当てはまるとは思っていません。規模とか立地条件とか、いろんなものがございますから、丸山千枚田は棚田の数が440枚やそこらではないもんですから、広い大きな規模のもんですから、これが全く当てはまるとは思わないんですけど、こういう丸山千枚田の条例、こういうものを参考にさせていただいて、いかに坂本棚田を持続させていくか、保存していくのか、そういうことを私は思うわけでございますけれども、そういう観点から、そこまで踏み込んでやっていく。今すぐその返答をいただけないと思いますけど、私が今説明を申し上げました丸山千枚田、そういう方向に進んでいく考えというか、そういう思いもあるのかどうか。その辺も、すぐに返答は難しいと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

坂本棚田の地域資源としての価値、あるいは今後の環境保全、あるいは今あの地域が抱えておられる高齢化や担い手不足の問題、こういうことも承知をいたしておるんですが、さてこれをどのように継続、発展をさせていくのかということについては、今幾つかご提案をちょうだいいたしました。その問題を地域の皆さんと、先ほど部長が答弁させていただきましたが、まずは地域の皆さん、きのうもコミュニティと行政のかかわり方、上から落とし込むのではなくて、地域のさまざまな考え方や価値感が交錯いたしておりますので、ぜひそういう問題を乗り越えていけるような議論を積み上げていく必要があるというふうと考えておるところでございます。

その意味でも、まずは地域との話し合いからというふうな思いを持たせていただいておりますが、丸山千枚田の事例を少しご紹介していただきました。

私も、丸山には何度も足を運んでおりますし、先ほどご提案いただいたお話もあるわけですが、そこと亀山市の坂本との積み上げ、あるいは状況が若干違うというふうに、まずは感じておるところでございます。しかしながら、今ご紹介のありました手法につきまして、ぜひ私どもは坂本の地元の地域の皆さん、それから野登の推進協議会、いわゆるコミュニティでございますけれども、いろんな形、どのようにかかわっていただくのか。本当に価値観が交錯をいたしておりますので、そういうものを乗り越える中で、ぜひ今後のあるべき仕組みや考え方を行政として検討していきたいというふうに思っておりますし、この地域資源を今後、未来へ継承していかななくてはならんと、今熱い思いで語っていただきましたが、私どももその思いで対応をしていきたいというふうに思っております。

先ほどもご紹介いただきました「亀山めぐり唄」の3番には棚田も中に触れていただいております。本当に広く市民全体の思いがそれを支えていくような状況をつくっていくような議論を、まずは地域の中からつくり上げていくことがまずは大事ではないかというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

市長もそういうような考え方ということで理解はさせていただきますけれども、これは本当に悠長に考えておる時期じゃないんです、坂本棚田は。本当に喫緊の課題だと思うんですよ。方策をどういうふうにしていくんだという基本方針。これを決めていただかないと、前へ進まないんです。

ただ、地元との協議、いろんなことはあるでしょうが、まずは地元に行政が入っていただいて、どういうふうだというイニシアチブをとっていただくということも一つ必要じゃないかと。地元任せとは私は言いませんが、そういうことも必要じゃないかということをや々感じておるわけでございます。

最後に、私は何も棚田の保全・保護を行政に丸投げするつもりは毛頭ございません。あくまでも、このすばらしい地域資源を有効に活用していく、これは地元が中心になって、地元が本当に力を入れてやっていかならん。しかし、今現在、坂本棚田を取り巻く環境というのは非常に厳しいんです、本当に。だから私は危惧するんです。すばらしいんです、この坂本棚田は。だから今一般質問で取り上げさせていただいて、質問させていただいたということでございます。

そして、このすばらしい亀山市の地域資源を有効に活用して未来に残していく、歴史を伝えていく。もちろんこれは今も言いましたように、地元が中心になって取り組んでいくのは当たり前のことなんです。当たり前のことですが、何遍でも言いますけれども、坂本棚田を取り巻く環境というのは非常に厳しいから皆さんにお願いしておるわけです。

そういうことでございますので、本当に棚田の保存に関与を深めていただいて、農政、観光、両面から相互の連携をしながら、十分な検討をしていただきたいと。そうでなければ、坂本棚田の将来は非常に厳しいんです。本当の話が厳しいんです。ぜひともそういう検討課題として、市、オール市役所を取り上げていただいて、本当に方向性というものを示していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

厳しい今の状況というのは、本当に伝わってまいります。一方で、今高齢化率38%という状況でございますので、例えば市内全域でいくと坂下が40%を超えておるという状況の中で、まさに地域づくりをどうしていったらいいのかということが、非常に皆さんが切迫感の中で英知を投入していくと、それを固まりにしていくという取り組みが必要だというふうに私は感じておるところであります。

ただ、今ご指摘をいただきましたように、坂本棚田の農業施策の視点だけではなくて、例えば観光や文化や市民生活というさまざまな視点からの坂本集落をどうしていくのかという検討は、先進地の取り組みも含めまして調査・研究をしっかりとさせていただくということと、これは県当局とも連携をしながら、地域の方々とともに議論を重ねて進めていきたいというふうに考えております。

少し多方面の視点からのアプローチが必要であるという認識は持たせていただいておりますので、ぜひぜひそういう環境を、地域におきましても、ぜひ議員も先頭に立っていただいて頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

1点目に、住宅リフォーム助成制度の現状についてですけれども、この案件につきましては、宮崎勝郎議員がかなり現状について細かく尋ねられましたので、その尋ねられた内容から、再度、もう少し私なりの観点から質問させていただきたいと思えます。

これは、平成23年10月から施行された時限立法による総額2,000万の予算であります。報告によりますと、平成23年度が489万9,000円、24年度が1,170万1,000円ということで、総額2,000万というんですけれども、来年度は当初の形からいくと340万となりますけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいたとおり、2,000万という枠でございますので、現在のところは計画どおりですので、340万ほど残るといふ形になるというふうを考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

といいますのは、先般の議会のときに、利用者数の説明の中で55名、抽せんによって41名、繰り上げで3名、そして辞退者が1名で、42名という結果になっておると。そのとき、私は前回の議会のときに、このような市民がたくさん応募されたことについて、11名の補正対応できなかったのかと言ったときに、あくまでもこれは当初、抽せんによるということが決まっておったので、そんなことは無理だという答弁でしたな、市長。いろいろ詰めていった中で、最後の市長の答弁の中に、今回のリフォーム助成制度については10月からスタートさせていただいたと。3年間で実施するというのでございますので、今ご懸念の分については、来年度においても事業を行う予定でありますので、今回の結果を踏まえ柔軟な対応をさせていただきたいと検討しておりますという

ようなことですね。

柔軟な対応というような答弁をしておると。だけど、今回は23年度が抽せんであったと。今回は先着順であったと。これはどういうことですか。市長がそういうふうに指示したのかどうか、そこを一遍確認したい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のお尋ねでございますけれども、昨年度につきましては、この事業を創設して、当初より予算額を超えた場合は抽せんを行う旨を、配布資料や広報及び窓口相談等において市民の皆さんに周知をさせていただいて実施をしたという経過がございましたので、その金額の上限がございましたので、それを超えた部分については抽せんとしてさせていただいたということでございます。

昨年の12月の議会やこの3月の議会でも、いろいろご意見もちょうだいをいたしまして、それにつきまして少し、今後の対応について柔軟に検討していこうという中で、平成24年度の事業の進め方について先着順の受け付けとして、随時審査を行って交付決定して、着工できるような対応へと、24年度の事業の進め方として対応させていただいたという経過でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

柔軟な姿勢だったら、明らかに24年度は92件で170万1,000円の、当初の予算より余分の応募者があったと。当然6月にその額はわかっておると。私が聞きましたら、5月16日の受け付けの日には45件、総額600万、次の日は65件で徐々にふえていったと。そして、私も確認しました、電話をして。どのような状況かと。先着順だったら早く行かないかということと、当日に45名の市民の人が申し込みに来られたと。

今、宮崎議員の答弁の中で明らかになったように、170万1,000円の余分が出たと。何でこれを6月補正で対応して、この制度を、あなたが言われておる地域経済の活性化、緊急経済対策の側面、住環境の向上のために制度を発足させてもうたと。それだったら、柔軟な対応だったら、この6月に当然予測して、200万ぐらいの補正を提案するのが市長の思いと違うかな。それをなぜ提案せんと。そうすると、補正対応すると9月か。残りの方は9月まで待てということかな、そうすると。どういうことかな、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本年度の事業の進め方でございますが、ちょうど先週末の6月15日金曜日が今回の申し込みの締め切り期限でございました。5月16日からこの助成申請の申込期間として、申し込みの受け付けをいたしたところでございます。

最終的に、本年度予算を1,000万ということで考えておりましたので、早くからその状況を把握して、この6月定例会に補正予算として上げるべきだというご指摘だろうと感じておりますが、まさに先週の末が最終の申込期限であったという中で、それに対してどうするかというのは、先ほ

ど宮崎議員にも申し上げましたけれども、把握させていただいた状況でございますので、補正予算等も含めて今後検討していくと、このように先ほど申し上げたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、行政の矛盾をつくったらあかんと私は思う。限度額は2,000万。さきの答弁で、来年度は340万しか組めへんということですね。そうすると、来年度に340万以上超えた市民は、あんたらはもうあきまへんと。市民としての権利は行使できませんとお断りになるのかな。そうすると、来年は抽せんになるわけですか。340万の範囲を超えた場合は抽せんですか、それを確認したい。そうなるよ、あんたの言うことだったら。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の平成23年10月に創設をさせていただきました住宅リフォーム助成事業につきましては、3年間の時限措置として取り組みをさせていただきました。その目的は、市内の経済情勢も含め、緊急経済的な色彩が強く、なおかつ住環境の向上にもつなげるという目的のもとに、3カ年を2,000万の枠をもって議会の皆さんにお示しをさせていただき、この事業が動いてきたという経過がございます。

議員もご案内のとおり、亀山市といたしましては、3月には後期基本計画の議決をいただきました。同時に、第1次の実施計画、この中でもしっかりと、その2,000万の枠の中で24年度、25年度を位置づけて、今日に至っておるところでございます。

したがって、今後、現時点におきましては、その方針をもって今後、25年度に向けても対応していくという状況でございます。

いずれにいたしましても、本年度の今の状況、このリフォーム助成事業につきましては、先ほどご指摘をいただいたような状況でございますので、当面これの対応が必要というふうに認識をいたしておりますので、補正予算等も含めてしっかり対応させていただくと。今後につきましては、今後のさまざまな検討が必要であろうというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ほか案件もあるので、あんまり時間を割きたくないけれども、市長にお尋ねしたい。

このリフォーム制度は、地域業者のための制度か、市民の住生活の環境改善のための制度か、どちらですか。右か左かで教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これはしっかりと明示をさせていただいておりますが、住環境の向上並びに緊急の経済対策、その視点も含めた、その目的のために創設をさせていただいた。これは議会からのさまざまなご提言、

ご意見をもとに、最終的に判断をさせていただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

さらに聞きますよ。あなたの選択と集中という、どちらかを選ばんらんとときに、業者の経済政策か、市民の住生活の環境を優先するのか、どちらを市長として優先すべきであるかということを知りたい。市長は両方とも優先しておるといような形やな。両方だったら、市民の要望を聞くんだったら、当然2,000万の枠を超えた予算もしていかならんと思う。ところが、しないというんだらう。そこを聞いておる。業者の経済対策をやっておるのか、選択と集中の中で、もしどちらへ選べと言われたら、どちらを選ぶのか、それを聞きたい。私から行くと、業者の育成のための経済効果をねらっておるといような形に見えておる。どちらですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

A or Bということではなくて、当時から、本当に議会のご議論はどちらかという経済対策の色彩が濃い中での制度の提言が多かったというふうに思っておりますし、またそういう色彩が強いということも認識をさせていただいておりますが、同時に住環境の向上という視点も持ち合わせての制度の創設であったということは、今日に至る過程もご存じいただいておりますので、AかBかということではなくて、この両方を目的としてこの事業は創設をされたという経過を持っておるといふふうに認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

制度というのは、政治というのは、これは私の政治信条だけど、市民が主人、市民の皆さんが大将、この市民の皆さんのために私らは仕事をさせてもらうわけ。市民の要望が多ければ、市民のニーズにこたえるのが行政の仕事。それをするによって市民の納税意識とか、市民としての義務が果たせると私は思っております。あなたの言い方では、どうも私は府に落ちん。ただ、この紙1枚の、平成24年度亀山市リフォーム助成事業、ここにこれありますよ。窓口で配ってあったものです。これを見て、早いとこ行かないかんということを行った人がおるんやけれども、25年度は340万にこだわらんと、去年が9,000万、ことしが1億3,000万という、一つの市内業者の育成とかそういうものもできた。ただ、それに付随した中で、それ以前に市民の住環境の改善というのを図る制度やで、これは2,000万にこだわらんと、もっとやっていただきたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

東日本大震災における瓦れき処理について。

ちょっとパネルを利用させていただきますけれども、今日までの動きを、私の浅知恵でつくらせてもらいました。いみじくも平成23年3月11日、震災が起きました。その後、いろんな形で日本国、それから各自治体でいろんな動きがあった。その中で1つ言うておきたいのは、震災が起こ

って汚染瓦れき云々の問題があったと思うんですけれども、私はここで1つ紹介したいんですけれども、福島原発の1号機の炉心を冷やすために、当時の東電の吉田所長が独断で海水注入をされた。これは、東電の本社、それから日本国政府の指示よりも、現場で直接その発電所を担当されていた所長が独断で判断したと。だけど、基本的に東電が3月12日午後7時4分に海水注入を始めた。そして、鑑定とかいろんなことをして、7時25分に中断した。そして、8時20分に再開した。それで55分間のどうのこうのがあった。だけど、吉田所長は独断でこれをやった。もし吉田所長が見えなかったら、今問題になっている被災瓦れき、もっとすごい放射能の拡散があったと思う。この方がおったもんで、福島内で終わった。だから、政府は何とか岩手、宮城の瓦れきを全国の自治体に広域処理をしてくださいと言って、この時期に政府が発表された。

その前に、東京都知事、静岡県、島田市長、そこが受け入れなり試験焼却をやった。当亀山市は、島田市と同じ溶融炉施設を持っています。私は、2回目になると思うんですけれども、亀山市が島田市と同じような溶融炉施設を持っていない自治体だったら、私はここまで言わない。やはりいろいろ坊野議員からも質問がありました。周辺住民の人からやいのやいの反対があった。そんなもの承知せんぞというときに、市長は大分詰め寄られたらしいですけれども、一遍市長に聞きたい。

今日までずっと言われてきたのが、まず前回のときに、5月19日、市長会の決め方があるので、その動向を見ると、5月20日に町村会があった。そして、24年6月8日に、三重県の東日本大震災の廃棄物に関するガイドラインが発表された。この一連の流れがあった。きのうの坊野議員への答弁の中に、こういうようなことを言われた。最後のほうに、被災瓦れきの処理においては、安全性の確認について、現在、整理する課題がまだ残されておると。私どもが考え、感じておりました、三重県に対してまだその見解を求めておる状況でございます。なお、当然処理施設の周辺の住民はもとより、市民の皆さん、ある意味放射能が付着した瓦れきに対する不安や懸念がある。これは、市民に限らず全国に起こっておるところでございます云々と。飛灰の処理先が確保される必要がある。この、現在まだ整理する課題が残されておるといのはどういうことですか。一遍それ市長に聞きたい。何が残されておるんですか。三重県のガイドライン、ここにあります。6月8日に出されたガイドライン。この中身、市長は十分読んでみえると思う。私も読ませていただいた。それから、きのうも飛灰の処理先が確保されることが必要である。同時に住民の協力が必要だと。あるいは議会の皆さんの同意が必要だと。あなたは議会に同意を求めたことがありますか。今まで。ありませんやろ。あったら一遍言うて。きのうの答弁。まだ整理する課題が残されておる、何が残されておるんですか、それを教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

広域処理の件でございますけれども、きのうも坊野議員、伊藤議員がさまざまな角度から、このご懸念についてご質問がございました。お答えをさせていただいたところでございますけれども、今議員が触れられた、現在、整理すべき課題があると。それは何かということでございます。

私どもは、4月末の県・市町の三者におきます合意書及び確認書、4条件3項目の合意書、確認書の締結を三者でしたという状況の中で、県はその後、三重県内への瓦れきの受け入れの処理・処

分に関する手続を示した標準的な処理工程を定めたマニュアルとして、県のガイドラインの策定の作業を進めてまいりました。

その間で、これは議会のほうにも我々が懸念しておる問題点、あるいは理解できない、こういうものにつきまして、県のほうにも、亀山市としてかなりの数を問いかけをさせていただいたところでございます。それらをもとに、県としては最終的にガイドラインを制定されたところでございますが、現在、私どもが考える整理すべき課題といたしまして、十分な回答がいただけていないこともございまして、例えば放射能測定の頻度の根拠に関することでありまして、溶融処理後の施設内への放射能残留による作業員への影響の有無、あるいは施設内への滞留の有無、あるいは低レベルの濃度の瓦れきであっても、大量に受け入れることによって、総量がふえることによって高い濃度にならないのか。あるいはバグフィルターで捕捉した飛灰を施設から排出する時点から埋立処分するまでの安全性の確認と根拠は何なのか。こういう安全性に関する課題につきまして、まだまだ的確な科学的根拠に基づくような回答がいただける、あるいは確証に至るという状況には至っていないという立場から、昨日、そのようなお答えをさせていただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長にお尋ねしたいんですけれども、このガイドライン、お読みになりましたか。読んであったら、今の話は全部ここに書いてありますやんか。基本的に、これがスケジュールですよ。地元説明会においては、国及び県で当該自治体と協力すると。飛灰の処理については、国・県が責任を持って処理施設をきちっとすると。それから、作業員については、マスク等の着用をして、健康管理に努める。それで、搬入については、搬出先の測定及び搬入地の測定値が上回った場合には、搬出先へ送り返す等々がすべてここに書いてありますよ、ガイドライン。何も聞くことはない。

地元説明会が確かに必要です。地元説明会には、国から、県から、その担当者が来て、きちっと説明をすると。確かに私も島田市に行かせていただきました。島田市長さんにも会わせていただいた。島田市のいろんな懇談会も聞かせてもらった。鈴木議員がこの資料をつくってくれたんですけれども、島田市長さんにわずか二、三分ですが、面談を求めました。そのとき、環境センターの所長さんの配慮でお会いできました。

報告書に鈴木議員が書いてくれたんですけれども、さて市長との面談ですと。私、櫻井清蔵です。宮崎勝郎です。2人あわせて櫻井勝郎ですなとって名刺交換をいたしました。そこで市長さんも和んでいただいたと思う。市長さんが、このように言われました、最後に。市内には、受け入れに対してはいろんな反対する市外の団体の人が来て、その説明会を妨害したり、いろんなことをした。そして、苦慮したけれども、私の一つの決断に対して、中学生、高校生を初め若者は、瓦れき受け入れに対して大多数賛成していただいていると確信しているという市長のコメントをいただきました。

そして、広報紙があるんです、島田市の。というのは、東南海3連動の地震があるときは、当然静岡県島田市も被災地になるかと。そのときに、東北の折には島田市は何もしなかったと言われやんように、やはりしておくべきではないかという声もある。だけど、反対に、そこの茶農家の方にもお会いさせてもらった。この方も、元議員をされていた方らしいんですけれども、わしは茶農家だ

と。ちょっとわしんとこより離れたところより放射能が測定された。茶が半値になって困ったと。あの人、やめさせないかんわと、そこまで言われた。だけど、このガイドラインには一番大事なことは、瓦れき受け入れを決定する前に、周辺の事前調査を行いますということが書いてあるわけだ。

私も、松阪である講演会を聞きました、市民団体の。風評被害をつくるような講演会でした。あほらしいで、わしは途中で寝ました。聞くに及ばんからと。

だから、こういうような一連の自治体の中、亀山市は名を上げない中、5月30日の新聞報道があります。木くず解決、残るは汚染瓦れき。受け入れ、後発組困惑と。愛知県も、施設をつくると。燃やす瓦れきはもうないのやと、少なくなってきたおる。

これ物すごく気に入らんのは、あなたの現況報告。一体震災を何とっておるんやと私思った、この文章見たときに。現況報告の。経済は以前として厳しい状況にあるものの、東日本大震災後の復興需要等を背景に、緩やかに回復しつつありますと、ばかなことを書くか、こんなこと。だれに書かせたか知らんけど。国内で起こった背景ってどういうことなの。そんな亀山市は思いなんですか。

それから、本当に受け入れる気持ちになかったら、ここではっきり言ってください。こういうわけで、ああだこうだ言っておるうちに、もう木くずはなくなる、あとは汚染瓦れきのみだということになってきておるんです。汚染瓦れきは、私も受けたくないと思っとる。岩手、宮城の木くずは、もっと速いところ、当亀山市で、熔融炉を持っておるんだから、受け入れたらいい。これは市長だけに見せるけれども、この写真は北九州で試験焼却するときに反対運動が起き、警察官ともめた写真、これ。これが日本人のすることかとわしは思っておる。市長は一遍、それをはっきり受け入れなくなかったら、受け入れたくないとはっきり言うてください。安全基準がわからんとか、ここにちゃんとガイドラインが書いてあるんやから、各自治体の長は、東京都知事が、前も言いました。3,000本か4,000本の抗議電話があったと。何を言うてるんやと。我が東京都はこれを受け入れやなあかんやないかと。ツルの一声で埋め立てを決めたと。島田市長も、私らの報告書にも書いてありますけれども、余り先走ったことをしてもろうたら困るなと言うけれども、だれかがせなあかんやないかという気持ちで、島田市長は熔融炉施設を持っておる自治体として踏み込んでくれたわけですよ。

三重県下、きのうも大井議員から聞いたんですけれども、いなべ市ですか、議会で質問をやっています。名張市の市長会の会長も、伊賀南部処理区で処理するための地元説明会をやっています。だけど、そういうような施設よりも、亀山市の施設は熔融炉施設とって、伊藤議員も言ったように、確かに99.9%しか処理できないけれども、まず間違いないだろうということです。だけど、事前調査をすることによって、亀山市の施設は三重県下で最たる、真っ先に手を挙げるべき施設であると私は思うけれども、この議論をするに至らんとするんですけれども、市長のここでの判断を一遍聞かせてください。亀山市は絶対に受け入れたくないという判断か、いやいやまだ検討すると。検討しておったら、結論を出したときには、もう被災瓦れきはなくなっていますわ。

それだけ各自治体は、民間も動いています。なぜ政府が広域処理をしたかということを考えたら、当亀山市が三重県下で一番いい施設を持っておる前提で、市長の今の判断を聞かせていただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し丁寧に考え方を申し上げなければならぬのではないかと考えておりますので、考え方を申し上げたいと思います。

きのうもお2人の議員さんにお答えさせていただきました。その中でさまざまな考え方、私自身も昨年の夏以降、賛否両論それぞれの声を寄せていただいてまいりました。被災地の現状もみずから感じまして、これらのご意見を踏まえ、何度も自問自答しながら今日に至っておるところでございます。

これは議員ご案内のように、まずは昨年の福島原発事故以前の日本というのは、国際基準や原子力等規制法に基づいて、原子力発電所などから排出される1キロ当たり100ベクレルを超える放射能が付着した物質は低レベル放射性廃棄物と定義をされまして、徹底的な封じ込めがなされてまいりました。焼却することはもちろん、埋め立てさえ認められず、唯一青森県六ヶ所村の埋設センターで約300年間、厳重に管理をされるという原則のもとに運用されてきたと、これは議員ご案内のとおりでございます。

しかし、昨年8月の国会での特別措置法の成立以来は、焼却後8,000ベクレル以下であれば埋め立て可能な基準へと、従来の基本原則が変更となったという状況でございます。このことによりまして、今、島田市のお取り組みや北九州のお取り組みは、それぞれの判断をされたわけでございますが、このことによりまして、果たしてこの数値が安全性の確証が得られるものかどうかということにつきまして、多くの国民や地方自治体が抱く疑問の一つだと考えておるところでございます。

現在までの国・県の説明によると、一貫して処理施設の外部への放射性物質の流出はあり得ず、安全であるとの見解が示されておるところであります。

一方で、事故により拡散した、ある意味微量とされる放射能に対し、直ちに健康への影響はないという考え方を示されてまいりました。しかし、その発言の裏を返せば、将来のことはわからないということにもつながるものでございます。

今日、亀山におきましては、県なり、あるいは市町のいろんな議論にも参画させていただいてまいりました。ガイドラインにつきましても、我々が感じる課題や懸念につきましても問いかけを積極的にさせていただいたところがございます。

それはなぜかと申し上げれば、やっぱり安全性の議論がしっかり担保されることが、もし仮に亀山が熔融炉であろうがなかろうが、受け入れるということになりますれば、本当に将来に対する責務が、どういうものを想定するのか、このことを想定外ということでは済まされないというふうに感じてまいったということございまして、市民の健康や生活環境へのリスクを担保していくということは、当然自治体としての使命であるというふうに思っております。

したがって、いろんな情勢の変化は、ご指摘のように先月の5月21日の瓦れきの被災地の受け入れ量が大幅に減少いたしておりますし、可燃物の量につきましても6割減というふうに私どもも認識いたしておりますが、今後、さまざまな情勢の変化の中で、しっかり国・県の動向を見きわめる必要もあろうというふうに思っておりますし、私どもは市民が安全であることが担保されるまで、引き続き慎重に検討していきたいと、情報収集も含めて、こういう立場でございます。これはきのうも申し上げた考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

慎重に見きわめたいって、俗に言う、こんなことを言ったら失礼だけど、日和見主義というの。よそが難儀しとるときは知らん顔しておるの。手前が難儀するときはわあわあ、助けよ助けよというのが日和見主義だと思う。自分がえらいときは、早く助けてくれと言うの。よそが難儀しておるときは、まあ周りが何とかするやろうがなという話。それではつまらんぞな。

実際、私、前回にも、復興の第一歩は瓦れき処理だと。あの瓦れきを見て生活しておるその地域の人らの気持ちになったら、いろんなボランティアで活躍してもらおうと、立派なことやと思う。金を送るのも立派なことやと思う。だけど、自治体としてすべきことがある。きのうの鈴木議員の質問じゃないけれども、水道を引っ張ってくれ、1,800万かかる。そんなところに家を建てたのが悪いやないかというもんじゃないですか。違いますか、市長。何を確認するんやね、今。このガイドラインに基づいて手続をして、そして地元と交渉するという気持ちはありませんか。県に、できたらこのガイドラインに基づいて、地元と交渉に入りたいけれども、国及び県へ一遍亀山市へ来いという申し入れをする気持ちがあるのかないのか、もう一遍聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ガイドラインに基づいてというのは、今ガイドライン自体はこの広域の瓦れきを受け入れるための手続を県として示された、その手順書ということで、マニュアルという概念でございます。

私どもは、これは亀山市だけではございませんけれども、4条件3項目、これに沿って安全性が確保できること、それから住民の不安が払拭できること、そして議会の理解が得られること、そして最終の処分の方式が確保されること、この4条件の概念に沿って、これをクリアした段階で次の段階へ行くということございまして、現在、そういう意味で情報収集や研究や、対応をしてきておるといふことであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、前の答弁の中に、あなたは市長会の動向を見据えて、亀山市として判断したいという答弁がある。そういうふうに私にしてもらうと。ここに覚書、災害廃棄物瓦れき広域処理に係る合意書、三重県知事 鈴木英敬、三重県市長会会長、名張市長 亀井市長。それから、立会人がリサイクル対策部長、この覚書がありますやんか。あなたが市長会にゆだねると言ったんやないかな。市長会の会長がこうやって覚書を書いておるのやぞ。それに、なおかつこれはどうでもいいのか。ここに覚書って書いてありますやんか。住民の不安が払拭されること、そのための説明会を何で亀山市はせんのかな。おかしいやないか、あんたの言うことは。真剣に考えておるのかな、あなたは。ぐたぐたと同じことを繰り返して、この市長会の覚書に従うと言わへんかったかな。違いますか。もう一遍確認したい。それは言うていないか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今覚書とおっしゃられましたが、合意書の4条件、この中で、次の条件が整うことを前提に対応できる市町が実情に合った協力をしていくと、これが合意書であります。覚書につきましては、国・県・市町の役割を、責務を明確にさせるために締結をしたという性格のものでございまして、いずれにせよ、この合意書の4つの条件をクリアするかどうか、このことがそれぞれの市町の実情や状況が違いますので、その中で各自自治体が判断をします。それがクリアできたところが、この覚書に基づいて前へ進めていくという状況というふうに理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

私は、市長会に事務局から確認してもらった。市長会の会議は、公開か非公開か。そうすると、非公開だと。非公開ということでした。そうですね、市長。私は傍聴したかった。一体亀山市長が何を言うか。近隣の市長が何を言うか。非公開のため、私は聞けなかった。それがこういう覚書なり合意書が出てきて、あなたがいわゆる市長会に従うと。亀井市長、名張の市長はやってますやんか、伊賀南部処理区で地元説明会を。そうすると、人を見とるのかな、市長会の会長のことを。違いますか。何をぐつぐつ言うとするのや。だから、亀山市は受けるのか受けないのか、はっきり言ってください、ここで。頼みますわ、気持ちを。どうのこうの言うたらんと。きれいごととはもういい。きれいごとを言うのには、日がたち過ぎた。結論を決める、それがきょうだと思っておる。あなたの思い、住民説明会もせん、県のほうへ調査項目三十何項目出しても、それは高度で専門的なことやもんで、議会に示さなかったというようなことを言われたな。そんなことしか言っていないのにどうなんやな。受ける気持ちがあるのかないのか、はっきりしてください、ここで。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず前段で議会へ、県へのやりとりについて、あの時点で実務的な内容でございましたので、その回答をいただく段階でもございませんでしたので、回答をいただいた上で議会のほうへお示しをさせていただくということでご提示をさせていただいておるというふうに思っております。

亀山市といたしましては、これまでも被災地の復興を願って、温かい心で市民の皆さんや事業所の皆さんや団体の皆さんを初め、さまざまな支援を行ってまいりましたが、これからも亀山市でできる可能な限りの支援を行っていくという考え方には変わりはありません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ぐだぐだしておるで、伊勢新聞に書いてありました。次期市長選挙を構えた首長は表明をなかなかようせん。その立場というて、私は理解をさせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 1時49分 休憩)

(午後 1時59分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

きょうは雨なんですけれども、夏至だということで、お昼間が一番長い日だと伺っておりますけれども、一般質問、これで最後になりますので、最後までおつき合いますようお願いいたします。

今回は、亀山市の空き家・空き地対策についてお伺いいたします。

空き家問題については、私にとってここ最近では一番相談の多いテーマでございまして、しかも今後もっとふえていくことが容易に想像できるために、あらかじめきちんと対策を考えておく必要があると思い、今回、ようやく質問をさせていただくことになりました。

空き家・空き地対策といっても、大きく2つに分けることができますと思います。1つは、倒壊しそうな家屋や適正に管理が行き届いていない空き地など、つまり周囲に何らかの不利益を及ぼす可能性があるもの。もう1つは、手入れをすれば住める家屋、きちんと管理すれば活用できるものです。

前半に周囲に不利益を及ぼす可能性のある空き家や空き地について、そして後半に手直しや適切な管理をすれば今後活用できる空き家・空き地についてという順番で質問をしたいと思います。

前回の3月定例会では、前田議員が、周囲に危険を及ぼす空き家について質問をされており、昨年度、火災予防条例によって行われた空き家の数の分析によりますと、亀山市では339軒の空き家が確認されているということでした。その後、まだ3カ月しかたっておりませんので、数について更新データはないと思われませんが、恐らくふえているのではないのでしょうか。

まず最初にお聞きしたいのは、空き家や空き地によるトラブルを抱えている市民の方々に対して、亀山市はどのような対応をとっているかということです。

もちろんトラブルにもたくさんございます。古い家屋が倒壊しそうで怖いとか、管理をされておらずに草が伸び放題になっている、また巨木が倒壊しそうで何とかしてほしい、枯れ草に放火されたら大変だなど、管理がなされていない家屋の周辺にお住まいであるの方々にとっては、さまざまな心配事がございますが、その中で具体的に個人所有地の草木等に対する管理指導について、それから倒壊のおそれがあるなど危険な家屋に対する管理指導について、この2点を分けてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まず個人所有地の中の草木等に対しての管理指導についてということで、これらの管理についての対応でございますけれども、対応窓口につきましては、火災・景観などさまざまな視点で相談にお見えになれるため、危機管理局、それと市民部や消防本部等の複数の部署で対応させていただいている状況でございます。

相談のほとんどは自治会でございます、昨年度、空き家とあわせて数件の相談がございました。相談を受けた事案につきましては、所有者が特定できない場合については、受けた窓口において所有者の調査させていただきまして、自治会から所有者に向けてその改善をお願いしてもらっているところでございます。

それと、空き家につきましては、今回は倒壊の可能性があるということですので、危険と見られる空き家につきましては、先ほどの各部署、関支所等も含めて対応させていただいております。

このような空き家について、所有者または管理者が特定できない場合、建築基準法第10条、保安上危険な建築物に対する処置ということで、建築住宅室を通じまして、県の建築主事が所有者に対して適正な管理をしていただくように、連絡指導をうちのほうから連絡をさせていただきまして、県と連携をして対応させていただいているところでございます。

なお、倒壊などの危険性はないものの適正な管理がなされていない空き家については、草木同様、所有者に対して改善をしていただくよう自治会から連絡をしていただいているというような状況でございます。

あと、草木について、枯れ草のほうは火災予防の観点でありますので、消防次長のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

火災予防上における空き家、枯れ草等の指導はどのように行っているかということでございますけど、市内各地域で散見されます空き家の火災予防上の指導につきましては、空き地の枯れ草も同様でございますが、亀山市火災予防条例第33条で、空地の所有者または管理者は、火災予防上必要な措置を講じなければならないと規定しておりますことから、この規定に基づき、空き家の調査及び管理に関する運用基準に沿った指導を行っているところでございます。

市内の空き家につきましては、昨年、各自治会長様のご協力を得まして、実態調査を行いましたところ、先ほど議員申されました339軒の空き家の届け出がありました。その後、現地調査の結果から、24軒が空き家への侵入防止やら周囲の燃焼物の除去など改善指導が必要でありました。現在、空き家の所有者、または管理者の調査を進める一方、口頭による指導もあわせて行っているところでございますが、個人情報保護の観点から、空き家の所有者、または管理者をすべて特定することは難しい状況にあります。今後も、自治会や市関係部局から情報を得ながら、実態の掌握に努め、火災予防上必要な行政指導を徹底してまいります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

先ほど危機管理局長さんのほうから、所有者の調査までしているということで答弁をいただいたと思うんですけど、私のほうに相談に来られた方は、結構市役所に行ったけれども、所有者がわからなくて、その辺はちょっと個人の問題になってくるので言えないということで、結局相談に来たということが多かったのも、どちらなのかなということで、またお伺いしたいんですけども、相談に来られる方のほとんどが、結局苦情を言いたいんですけども、その所有者がわからなかったり、あと連絡のとりようもないケースが多くて、たとえ相手の連絡先がわかったとしても、所有者に容易に応じてもらうことができなくて、ややもすると、本当はしたくないんですけども、訴訟を起こすしか方法がないといった切実な不条理な場合が多くなっております。

私も、空き家に関するご相談を数件受けているんですけども、いろいろなパターンのご相談があります。しかしながら、解決に至ったケースはごくわずかで、1件だけなんですけれども、ほとんどの場合が空き家の近隣に住まわれている方が我慢をする、または不安を強いられて日々生活しておられます。相談にも来られない方、どこに相談に行ってもいいかわからない方もたくさんいらっしゃると思うので、不安な毎日を過ごされているのではないのでしょうか。

こちらに、亀山市地域福祉活動計画、これは3月にお配りしていただいたんですけども、この中を見ますと、各地区における地域福祉活動、もともとこれは地域のきずなを深めよう、地域一丸となってやっていこうというふうな趣旨で書かれていますけれども、その中の4章に、地域福祉活動として、各自治会の、例えば1番から昼生地区、地区の構成、特徴、それから地区のよいところや問題点、アイデアとかいろいろ書かれています。この中の25地区分なんですけれども、地区をよくするためのアイデアや、今、地区の問題点として抱えている部分ということで、空き家という言葉が書かれている地区が25件中19件もございます。これ赤で私がチェックしているところすべて空き家のことが書いてあるんですけども、これほど空き家というのは皆さん問題意識を持っておられると思います。

そこでお聞きしたいのですが、適正な管理がなされていない空き家や空き地を抱える地域や自治会、コミュニティ等の空き家・空き地に対する意見を市はどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

空き家・空き地につきまして、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、昨年、数件の直接のご相談がございました。その中で認識をとということですが、3月にもご質問いただいた中で、3月から県において、廃屋問題を研究する会ということで、県のほうが主体で立ち上げていただきました。この中で、3月、これまで先月の5月も含めまして2回の研究会をさせていただいております。

議員申されますとおり、これから高齢化とかいろいろ人口が減少する中で、空き家がふえることが考えられますので、今、県下の市町とともに研究会の中でいろんな諸問題を研究しておる最中がございます。そういう形で、引き続き研究を進めさせていただいていこうかということで考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

前回の前田議員の提案の中で、所沢市でつくった空き家の条例をつくってはどうかということで質問があったと思うんですけども、あれからわかるだけでも、4月1日の朝日新聞の報道の中で、今、全国の31自治体が空き家に対する対策の条例をつくっているそうです。また、三重県では名張市が今年度から空き家条例について制定をしたばかりだと伺っております。

3月定例会での答弁では、条例の制定について、各市町の状況、問題点、対応策について、県及び各市町と連携し、研究した中で、条例制定の必要性についてもあわせて検討してまいりたいと考えているというような答弁がございました。あれから数カ月で、今2回ほど会議に出席ということなんですけれども、確かにこの短い期間内でどれほど進展したかという期待はないんですけども、ただ条例をつくる等の方向性などでも、もし決まったことがあるのならば教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

先ほどのご質問の中で、空き家の所有者を調べるところの中で、登記情報なんかも確認しながら答えをさせていただいているということで、ちょっと答弁のほう抜けましたが、わからない、特定できない場合はというので、それ以上ちょっと調査はできませんので、その段階で調べられないということでお答えもさせていただいている状況でございます。

それと、条例の制定に向けてということでご質問をいただきました。

先ほど申しました研究会等でいろいろ研究を重ねている最中でございます。引き続き県下の市町とともに研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

先発して、適正な管理をしていただくような空き家条例等について、これからその効果、他市町とともに制定の必要性について研究をしていきたいというふうに思っております。

いろいろ研究会の中でも、全国で54の市町が制定されてみえますので、これらを研究会の中でも、県の調査の中で紹介もしていただきまして、研究を重ねている最中でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

今、効果とか必要性とか、そういったことをこれから決めていくということで、これからということですので、また後日教えていただきたいと思っております。引き続きお願いいたします。

さて、今そうやって空き家条例、空き家対策について、全国で皆さんが課題として考えていらっしゃると思うんですけども、この空き家問題について、いろいろと私も調べてみましたところ、全国的にさまざまな対策がとられています。例えば空き家率が全国で3位である和歌山県では、空き家といいましてもいろいろありまして、例えば別荘地がいっぱいあるところなんかは空き家率が高くなっちゃうとかもあるんですけども、その中でも別荘とかはないんですけども、もし別荘とかを含めないと和歌山が1位じゃないかと言われているその和歌山県なんですけれども、防災という観点で強調するのではなくて、景観を大きく上げて、建築物等の外観の維持保全及び景観支障

状態の制限に関する条例というすごい長い条例で、通称景観支障防止条例というのを施行されております。和歌山県と申しますと、熊野古道などの観光地があるということで、そういう観光地の景観による被害を防止するという観点でつくられております。

亀山市にも東海道の3宿が存在しており、景観条例もほかの自治体に先駆けてつくった実績もあります。また、亀山市では、現在、町並みを歩くウォーキングなどを楽しまれている方がたくさんいらっしゃいますよね。そういった中で、手入れがされていない空き家、また空き地、雑草等が町並みの景観を害しているのではないかとことも時々お話に聞きます。また、本来、所有者がきちんと管理すべき資産ではありますけれども、これだけ多くの苦情や相談がある中で、最も身近な相談の引き受け手となるはずの市区町村が何もできませんというのではいけないと思います。

3月の前田議員に対する答弁の中にも、市として空き家対策に対する権限がないのでということが理由に述べられておりましたけれども、公共の福祉という観点から考えたときには、これはちょっと問題かなと思います。

この空き家・空き地問題というのは、当然個人、所有者の責任によって適正に管理されるのが一番大切ということは重々存じ上げてはいるんですけれども、明らかに一般市民の個人の手には負えない状態、行政が間に入らないと解決が困難であるということは、多くの方がきっと認識されていると思います。今後、空き家の適正管理を促すための法的な根拠をつくることは必要ではないでしょうか。そうでなくても、相談に乗ったり、できる限りの手を尽くすことは大切なことだと思います。

最近、自助、共助、それから公助という言葉、防災の中でもよく使われますけれども、この空き家問題についても個人とか地域、自助、共助だけでは解決できない問題であり、公的な助けがここにも必要であると思います。

例えば住民票の調査権限を持っています戸籍市民室とか、防災のスペシャリストである危機管理室、建築住宅室や警察・消防、すべてですけれども、そういった部署が連携してできることも、まだあるはずだと思います。

もちろん地域とかコミュニティとか、そういった地域的な人たちも問題を共有しながら、一丸となって問題解決に向かっていくことが、今求められていると思いますけれども、そのためにもまず市がリーダーシップをとっていくべきだと思いますが、市のリーダーである市長はどう思われますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えします。

今、幾つか事例も挙げて、ご提案も含めてご紹介をいただきました。

この空き家の問題、あるいはその適正管理に関する仕組みという意味では、現在までなかなか限界があるという状況の中で運用というか、対応してきたということは事実でございます。

そういう中で、今おっしゃられた問題意識を我々も持たせていただいて、ぜひ県下の市町との共同の研究を、今参画をさせていただいておること。それから、先進の事例が、54自治体が既に適正管理条例を制定いただいておりますので、私どもとしてもさまざまな調査・研究を進めてきた

いというふうに思っております。

個人が所有される、あるいは民間が所有される所有物に公共がどこまで関与できるかというのは、なかなか難しいテーマであろうと思っておりますが、先ほどご指摘の景観の視点とか、あるいは防犯、それから防災、こういう視点からも、どのようにそれらを組み合わせていけばいいのか、ハードルはいろいろあるかと思っておりますけれども、少し研究をしっかりとさせていただいて、前へ進めていきたいという思いで臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほど和歌山県の景観に関してということでご紹介させていただきましたが、ほかにも京都市、長崎市では空き家条例をつくるのではなくて、既に存在している建築基準法で対応している市町もございます。

例えば、長崎市は建築基準法に基づいて、危険な家屋を撤去しています。最大50万円までの解体費用の補助制度を設けたり、土地を市に寄附するということを条件にして、市が解体撤去されているのが長崎市なんですけれども、長崎市は地形的に、そこの市自体がおもしろいんですけれども、皆様もご存じのとおり港がありまして、そこを中心に栄えています。その港を中心にすごい急斜面のところをすり鉢状に町が形成されていったんですけれども、坂のところだったので、すごく道が狭くなって、土地もすごく狭いところにどんどん家が建って行ってしまった。そうすると、車も通れない、軽自動車も通れないような細い道だったんですけれども、そうすると、今、車社会なので、若い人たちがそこに住まない。そして、そういう狭い道なので、原付とか自転車とかが通るんですけれども、狭いから家にも駐車場がない。だから、そこに路駐をしてしまうとか、そういう悪い循環がどんどんつながっていたんですけれども、先ほどの土地を市に寄附すれば、市が解体撤去しますよという制度にすることによって、撤去したところを駐輪場にして、そうするとまた駐輪場ができたり駐車場ができることによって、また若者が戻ってくる動きもあるという。これは長崎市ならではのやり方だなあというふうに思ったんですけれども、もちろん皆さんも今お話を聞いて、亀山市では無理だなと思われたと思うんですけれども、ただ亀山市は亀山市で、亀山市らしい方法というのがきっとあると思うんですね。その辺を、地域の方もそうですし、行政も一緒になって考えていくのはとても大事なんじゃないかと。

特に亀山市は景観条例もありますし、そういう景観とかもいろいろ考えていくと、何かないかなというふうに私は思っております。

ここでお聞きしたいんですけれども、亀山市として、今の最大50万円の解体費用とか、いろいろありましたけれども、空き家に対する支援というのはあるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

空き家・空き地の処分に対する補助金等ということでございますので、空き家・空き地、そこに立つ草木ですね。これらの処分につきましては、所有者の責任のもとで行っていただくことになり

ます。

ただ、空き家につきましては、地震災害に起因する被害の軽減という視点から、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊するおそれのある評点0.7未満と診断された家屋につきましては、木造住宅耐震補強事業の除却事業として30万円を限度として補助制度の活用が可能でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

そういった支援があるということをご存じない方もいらっしゃったので、一応そういうのがあるということでお話を伺いました。

最後に、今までは倒壊しそうな家屋とか、危険な家屋、活用不能な空き家などを扱ってきましたけれども、次に活用が可能である、また適正に管理すれば住めるような空き家・空き地についてお伺いをしたいと思います。

3月議会の空き家に関する質問への答弁の中で、市への空き家・空き地に関する問い合わせ、相談件数が昨年度は6件だったということがありまして、私は絶対そんなはずはないなと思ひまして、市に相談がないということは、恐らく議員さんのほうに行ったのかなと思ひまして、皆さん、すごいお忙しい中だったんですけれども、全員に空き家に関する相談を受けたことがありますかというアンケートをとりました。きのうとその前の日で全員に答えていただきました。皆さんとても丁寧に答えていただいて、とても参考になったので、またお配りしたいと思います。

その結果が、私が思っていたのと随分違ったものだったので、私が住んでいる地域というのは、今も相談がたくさんあったということで、空き家の管理がなされていなくて、危険な家屋がすごく多いんですけれども、ほかの地区では、もちろん私と同じような相談を受けている方もたくさんいらっしゃったんですけれども、それと同じぐらいの数が空き家を探している、空き家がないので見つけてほしいんだけど、探してほしいんだけどという相談を受けている方が同じぐらいいらっしゃいました。いろいろ事情を聞きますと、最近では震災の影響とか、さまざまな事情で内陸部であったり、鈴鹿市や四日市市など、他市とのアクセスがすごくよいし、土地の値段も安いという亀山市に移住したいという方がふえているそうです。ほかにも空き家はあるんですけれども、別に相談されるほど問題にはなっていないとか、団地なので自治会が管理しているから、空き家の相談は受けなかったという議員さんも複数いらっしゃったんですけれども、ほかの地区にお住まいの先輩議員さんたちのお話を伺っていると、空き家の需要というのも、今の亀山市ではかなり高いのではないかと、そういうことがわかってまいりました。

それから、これはつい最近の中日新聞の記事なんですけれども、空き家バンクのお話なんですよね。多分新聞で見られた方もいらっしゃると思うんですけれども、大台町の空き家バンクを利用して若い人が引っ越してきたという内容なんですけれども、こういった空き家の活用というのは、これから結構大事になってくるのかなと私も思っております。

そこで、亀山市にも空き家バンクがございますけれども、現在、どのような状況なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家バンクについてご質問をいただきました。

当市では、定住化や地域活性化施策の1つといたしまして、平成23年度から空き家情報バンク制度を施行いたしたところでございます。

この制度は、市のホームページで空き家情報を発信することにより、移住希望者と空き家の売却、または貸出希望者を結びつける制度でございまして、事前に市と協定を結んでおります不動産、宅建取引業協会などの協力を得て進めておるところでございます。

昨年度からの運用状況といたしましては、売却または貸出希望者からの空き家の登録が3件ございまして、うち1件につきまして成約に至ったものでございます。

また、移住希望者からの問い合わせにつきましても、制度施行以降、10件以上ございました。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

私も、亀山市の空き家バンクのホームページを見せていただきましたが、何か思った以上に物件が少ないなあと思いました。3件ですかね、今。3件だけだったと思います。需要自体はあると思うんですけども、供給量が足りていないかなと素朴に思ったんですが、これは何か問題があるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家バンク制度のほうの観点からしますと、いろいろ問い合わせというのがありますが、実際にそこに登録される方が諸事情がございまして、登録までは至らないというケースが多いというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

諸事情ということと言われてしまったんですけども、先ほどの議員さんへのアンケートのお話もしたんですけども、そういう相談を受けている議員であったり、自治会もいろいろな空き家の相談を受けて要望を出したりしているわけです。こうやって空き家の存在を知っている人や、空き家を求めている人を知っている人というのがいるわけですから、その辺で情報を共有して、お互いの求める方向へ持っていくことができないのかと思うんですけども、そのためにも、現在空き家バンクというものがあるわけですから、市としましては、上手にコーディネートしていただいて、多くの人に役立てていただきたいと思います。

それから、私の友達とか知り合いでも、古い家に住みたいという人もいらっしゃいますし、今、シェアハウスというのをやっている知り合いもいます。今、伊勢でやっていると言っていましたけれども、1戸の家を借りまして、それを何人かで共有して住むんですけども、それをしながら商

店街を活性化させていこうとかいう動きをされています。結構若いのに頑張っているなあと思っているんですけども、あとは住み開きというのを教えてもらったんですが、住み開きというのは、家のあいているスペースですね。庭というか、あいている倉庫であったり部屋などのスペースを活用して、地域の人が気軽に集まることができるようなスペースを共有するというので、これはいろんな意味で、防犯の観点であったり、地域活性化であったり、高齢者の孤独化を防ぐとか、いろんな機能といたしますか、いろんなことで活用ができるそうです。これをやれば本当にいいんでしょうけれども、最初にやりましょうよというのが難しいと思いますが、そういう活用もあると思いますし、さっき見ていただきました亀山市地域福祉活動計画の中でも、空き家を活用したらどうかという意見が物すごくたくさんありましたので、こういうのを少しリーダーシップをとっていただいて、実用にしていければと思います。

とにかく空き家ということなんですけれども、亀山市でもどんどんふえていっております。これからは予備軍といたしますか、たくさんふえていくと思うんですけども、これをただ負の財産ととらえるのではなくて、資産ととらえて、活用していくという考え方ってとても大事だと思いますので、これから私も勉強していきたいと思いますが、ぜひ市としましても積極的にといたしますか、前向きにとらえていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定をいたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はございませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明22日から28日までの7日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明22日から28日までの7日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの29日は午前2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時35分 散会）

平成24年6月29日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成24年6月29日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について
第 2 議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について
第 3 議案第42号 亀山市税条例の一部改正について
第 4 議案第43号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
第 5 議案第44号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
第 6 議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
第 7 議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について
第 8 議案第47号 工事請負契約の締結について
第 9 議案第48号 訴えの提起について
第 10 議案第49号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
第 11 議案第50号 市道路線の認定について
第 12 議案第51号 市道路線の変更について
第 13 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
第 14 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
第 15 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
第 16 議案第52号 工事請負契約の締結について
第 17 議員提出議案第2号 市長専決処分事項の指定について
第 18 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	山川美香		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る18日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第40号から日程第15、報告第9号までの15件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条

の規定により報告します。

記

議案第40号	亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について	原案可決
議案第41号	亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について	原案可決
議案第42号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第43号	亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第44号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第49号	三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	原案可決
報告第7号	専決処分した事件の承認について	承認
報告第8号	専決処分した事件の承認について	承認
報告第9号	専決処分した事件の承認について	承認

平成24年6月26日

総務委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 小坂直親様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第47号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第48号	訴えの提起について	原案可決
議案第50号	市道路線の認定について	原案可決
議案第51号	市道路線の変更について	原案可決

平成24年6月22日

産業建設委員会委員長 前田稔

亀山市議会議長 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について	原案可決

平成24年6月27日

予算決算委員会委員長 大井捷夫

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

初めに、高島 真総務委員会副委員長。

○1番（高島 真君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る18日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、26日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定については、さまざまな質疑が行われました。

まず、現在までの亀山市の指定管理者制度の総括と、指定管理者制度を導入しようとする経緯についての質疑がありました。

このことについては、昭和42年に開業した関ロッジは、観光客のニーズや地域性を生かして、健全な経営を積み重ねてきたところであるが、近年の利用者のニーズ、施設の老朽化もあわせ、平成19年度から赤字経営となっており、民間活力の導入など、経営形態のあり方についてさまざまな選択肢を検討した中、指定管理者制度を導入することが適切と判断したとの答弁でありました。

次に、指定管理となった場合、運営に当たり指定管理者が協定書どおり施行しているかの検証について質疑があり、これについては指定管理者制度運用指針に基づき、毎年、事業報告書の提出をさせるとともに、市民ニーズの把握やモニタリングを実施し、5カ年で総括をする方針であるとの

答弁でありました。

次に、管理者と締結する協定書の概要を提示できないかとの質疑があり、今回は公募により関ロッジの経営を希望する業者からよりよい提案を引き出し、市にとって最適な事業者を選定したと考えており、実際に締結する際に議会へ示すとの答弁でありました。

次に、指定管理料の根拠についての質疑があり、これについては、関ロッジの運営手法検討調査業務委託を実施し、民間ヒアリングを行った結果、指定管理料の必要性があるとの見解から、平成22年度の決算を基準に、収益は2%の増、支出は1%の削減を見込み、算出した結果による額であるとの答弁でありました。

次に、パート職員の雇用や休館中の賃金について質疑があり、これについては、希望されるパート職員については、指定管理者に引き続き雇用の依頼を行うが、平成25年4月から6月までの3カ月間については、耐震工事により休館となり、雇用しないことから、賃金の支払いはできないとの答弁でありました。

次に、平成25年から平成29年度の間指定管理者が途中で撤退した場合についての質疑があり、これについては、指定管理者において原因がある場合などは、協定書において違約金の賠償請求ができる事項を盛り込み、対応したいとの答弁でありました。

また、指定管理者制度を導入することは、時代の変化や経営状態からやむを得ないところではあるが、指定管理者がいなかった場合や、指定管理となっても途中解約により管理者が撤退した場合においては、市が責任を持って持続していくのかという質疑があり、これに対し市長は、指定管理として、5カ年の中で運営できる能力を持った業者を選定し、さまざまな手法を引き出し、市長の責任において万全の体制で取り組んでいくとともに、不測の事態が発生した場合においては、行政の責務として、また市長の責任において、公の施設として維持していくとの答弁がありました。

以上のような議論を経て、討論では、指定管理者制度を導入するに当たり、協定書の内容や指定管理料の根拠が不明確であり、また休館中のパート職員の処遇についても対応の考えがないことから反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号亀山市道の駅閑宿地域振興施設条例の制定について、議案第42号亀山市税条例の一部改正について、議案第43号亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、議案第44号亀山市国民健康保険条例の一部改正について、議案第49号三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、報告第7号専決処分した事件の承認について、報告第8号専決処分した事件の承認について、報告第9号専決処分した事件の承認については、いずれも質疑等はなく、原案どおり可決・承認することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、前田 稔産業建設委員会委員長。

○17番（前田 稔君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る18日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、22日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。議案第47号工事請負契約の締結については、和賀白川線道路改良工事に係る入札は、一般競争入札であったにもかかわらず入札の参加者が2者しかなかったことの要因について、参加資格要件が厳し過ぎたのではないかとこの質疑がありました。これについては、多くの応募を期待し公告したが、今回の工事が特殊工法のため、過去の工事实績の要件を重視したところ、入札参加者が想定よりも少なく、結果的に2者での入札となったという答弁でありました。

特殊工法であるのならば、地域要件を外す、県の基準に合わせるなどして入札参加者を促す方法をとるべきではなかったのか、また市内の業者の育成から、実績がなくても参加させるべきではなかったかといった意見も出されました。

討論では、入札については、従来から競争性を重視としてきた中、今回は実績を重視し、さらに地域要件や高い点数基準を設けるなど、議会から入札制度に対し指摘している事項が改善されていないという反対討論と、入札制度については、さらに協議を必要とするという条件をつけた上で、工事の進捗等をかながみ、可決せざるを得ないという賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、入札制度においては、さらに研究・検討をされますことを申し添えたところであります。

次に、議案第48号訴えの提起については、管内町地内の樺野下水路敷地の所有権移転登記手続請求のための訴訟に至った経緯について詳細な説明を求め、現地確認を行いました。今後は、このような狭隘地への下水管工事を行う際には、地権者、施工業者、行政、三者での事前調査をしっかりと行っていくべきという意見があり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である北町8号線の路線認定について、道路法の規定によるもので、現地確認の上、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号市道路線の変更については、道路改良工事の施工に伴う野村布気線の起点の変更について、県道白木西町線の市が行う部分については、市道区域として整備を行ったほうが事業が一体的に円滑に進むことから変更するもので、現地確認の上、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、大井捷夫予算決算委員会委員長。

○21番（大井捷夫君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る18日の本会議で付託のありました議案第45号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）については、同日に当委員会を開き、各分科会を設置し、各分科会に議案を分担して審査することと決定し、25日には教育民生分科会を、26日には総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

27日、市長、副市長初め関係部長の出席を得て、当委員会を開催し、両分科会の会長から審査の経過について報告を受け、また分科会長報告に対する質疑を行いました。

議案第45号、46号とも討論があり、その内容は、指定管理者制度を導入するため、5年間の

指定管理料の上限額を設定するものであるが、管理料は業者の損失補てんを行うものであり、民間活力の導入につながらないことから、指定管理料について認められないとの反対意見がありました。採決の結果、議案第45号、46号とも、賛成者多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第40号から議案第51号まで及び報告第7号から報告第9号までの15件について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第40号亀山市国民宿舍関ロッジ条例の制定について及び議案第45号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての反対討論を行いたいと思います。

私は、今回の市長が決断された関ロッジ指定管理者制度について、どのような経緯であるかということも委員会等で質疑をさせていただきました。

関ロッジにおいては、皆さんもご存じだと思いますけれども、関ロッジは、昭和42年12月より旧関町において国民宿舍事業として開業をいたしました。この国民宿舍事業については、その当時の公営企業法等によって国からの支援もあり、この制度が生まれて、その当時に関町の町長が決定されたというふうに聞いております。

関ロッジの歩みを、私は皆さん方にお知らせ、またお伝えしたいと思っております。

関ロッジの運営に当たり、開業以来9名の支配人が運営に当たりました。この45年間に、初代上田支配人、黒田支配人、福島支配人、猪飼支配人、日比支配人、小川支配人、木崎支配人、松田支配人、現在の本間支配人、9名の方が支配人としてこの関ロッジ経営に当たりました。その経緯の中で、宿泊者のニーズにこたえるために、昭和58年4月、新館の増設を行いました。また、昭和60年4月にはブルートレインを設置し、平成9年、会館の利用を図るために、4,400万円の内部資金においてエレベーターの設置を行いました。なお、その間、借金は、平成10年3月にすべての借財を完了しております。

現在、パート職員の方が23名、正規職員が4名で運営されております。財務状況も、過去45年間の職員の皆さん方のご努力により、23年度末で1億5,000万の留保資金を蓄えられております。これは、歴代支配人及び職員及びパート職員の皆さん方の努力の結晶のたまものだと私は思っております。

今回の指定管理者の導入に伴い、その留保資金の1億5,000万のうち1億円を投入し、耐震

及びリフォーム工事を行うということです。

現在のロッジの経営が平成19年から赤字ということですが、その赤字の補てんは、内部留保金によって賄ってみえたということを知り及んでおります。今日まで45年間、関ロッジの建設の折には、一般会計からの繰り入れがあったように聞いておりますけれども、それ以降は、すべて関ロッジとして運営し、利益で生まれた資金によって関ロッジの経営がなされていたと私は記憶しております。

私も旧関町在住の人間です。関ロッジは、関町民として、公設公営で運営されることによって、関ロッジのあり方というのは町民の一つのシンボルでございました。関ロッジがあることによって、いろんな事業を旧関町では行ってまいりました。皆さんも関ロッジをご利用されたと思いますけれども、ロッジから北側にかかっていますつり橋があります。俗に言う聖橋です。この整備もやられました。また、池の周囲を宿泊者に散策していただく周遊道路も整備されました。また、周辺にはSLを導入されました。また、テニスコートも整備されました。

私が、特に皆さん方にお伝えしたいのは、現在、全国の皆さん方が、我が関町の町並み保存の見学にお見えになる。私は、もしこの関ロッジがなかったら、我が関宿のまちの整備はなかったと思っております。関ロッジがあるがために、町並み保存事業が二十数年かけて現在の状況になったのは、関ロッジがあったからです。

そのような関ロッジを、たかが3年間の赤字、委員長報告でも高島副委員長が述べさせていただいて、また議論もされましたけれども、民間ニーズに合わないとか、宿泊利用者のニーズに合わないとか、いろんなことを理事者が言われた。それを民間にしていっていいんでしょうか。私、やはり施設というのはいろんな形で、公設の施設を指定管理によって、経費削減というような形で幾多の施設がそのように移行されております。だけど、失敗もたくさんあります。先般の新聞にも、四日市で指定管理者の見直しということがうたわれております。そういうような施設である、関ロッジのあり方というのは、公設公営であるということが利用者が一番安心していただくものであると思います。委員長報告にあったと思うんですけれども、もし失敗したらどうするんやということもあると思うんですけれども、失敗したら、やはり公設公営でよかったというふうに思うのではないかと私は思っております。

いろんな思いがあるんですけれども、ここで指定管理者になって、経営がうまくなくなったら、あんなもんはぶつつぶしてしもうたらええやないかという意見もあります。そんな冷たい行政はもうやめていただきたいと思えます。私たち旧関町民のシンボルである関ロッジを、やはり市民が一体で守っていく、そのような政治を私は望んでいます。

議員各位には、いろいろな思いがあると思えます。だけど、歴代9名の支配人、そこで勤められたパートの人、またそれを利用していただいた、45年間に少なくとも150万以上の人があの施設を、公設公営の関ロッジやということで利用していただいたということを念頭に入れていただいて、採決をしていただきたいと思えます。

もう1点、議案第45号の行政改革推進費の指定管理者選定支援業務委託料24万9,000円についてでございます。この内容についても委員会で質問をさせていただきました。

指定管理者の選定委員が十分知識がないがために、その専門家を雇うための資金です。そうしたら、その人らでやってもろうたらよろしいやんか、その専門家ばかりで。アドバイザーがいるよう

な専門家の人らに、この施設を託す24万9,000円です。内容も聞かせていただきましたけれども、明確に答えていただくことができませんでした。私は、たとえ一円でも、明確でない市民のお金は使いたくないと思います。

長々と申し上げて時間をとらせまして、また委員長報告等も高島副委員長にお願いいたしましてご迷惑かけましたけれども、十分その意を踏まえて、亀山市議会の皆さんの良識を尋ねたいと私は思っております。どうか、皆さんの力で公設公営の関ロッジを残してください。お願いします。

これで、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

私は、議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今議会の本会議、並びに総務委員会でも十分議論をさせていただきました。

皆様ご承知のとおり、国民宿舎関ロッジは、昭和42年12月開設以来、多くの市民、並びに来訪者の方々に利用され、関町のシンボルとして長きにわたり親しまれてまいりました。国民宿舎は、保養や休養をだれもが気軽に安価で利用できることを目的とした宿泊施設でございます。近年では、全国的にも減少しているなど、国民宿舎を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。本市関ロッジにおいても、利用者ニーズの高度化や多様化及び施設の老朽化に加えて、長引く景気の低迷、交通動線の変化等から、近年の経営状況は赤字経営と、厳しい運営となっております。

このことから、関ロッジについては、これまで市では、市民から成る関ロッジ在り方検討会を設置され、一方市議会では公営企業経営問題特別委員会を設置し、さまざまな角度から議論をされてまいりました。私は、当時の特別委員会の副委員長を務めさせていただきました。議会の総意として、市長に対して3項目の提言を行ってまいりました。その中の1つとして、経営形態については、「指定管理者制度を視野に入れて公設公営から公設民営化に向けて検討すること」という提言を行ってまいりました。今回の指定管理者制度導入は、この提言に基づいたものでございます。

また、市では、平成22年度において、民間活力の活用を求め、民間事業者に対しヒアリングを実施する関ロッジ運営手法検討調査を行い、民間事業者の意向確認も行われ、後期基本計画においては、民間活力の導入など新たな経営形態に向けた取り組みを進めるとする方針が打ち出されております。

今議会に上程された議案第40号亀山市国民宿舎関ロッジ条例は、こういった方針によるもので、現状の関ロッジの直営経営は限界と判断し、これまで携わってこられた関ロッジ関係者のご努力により積み上げてきた内部留保金としての1億5,000万円を財源とした耐震補強及び施設改修を行い、安心・安全及び利便性の向上を図り、指定管理者制度での新たな運営形態による関ロッジの再生を今行おうとしているものでございます。関宿を初めとする、観光及び地域資源と連動させる主要施設として国民宿舎関ロッジを位置づけるものであり、現状を打開すべく、民間事業者のノウハウ、創意工夫及び効果的・効率的な管理運営による関ロッジの存続のために大きく期待し、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の討論は終わりました。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、議案第47号工事請負契約の締結につきまして、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、これは現在市の直営の国民宿舎関ロッジを民間活力を経営に生かす、民間のノウハウを取り入れるということで、民間に関ロッジの経営をゆだねるために指定管理者制度を導入するもので、そのための5年間の総額の指定管理料の上限2,280万円という額を設定するものです。

その根拠となった理由としては、業者複数に調査したところ、月額40万円もらえるならやってもいいというような結論に至った、そういうたぐいのものとのことでした。

しかし、もともとの話は、関ロッジの業績悪化に対して、経営改善を行うための民間活力の導入です。提示された理由は明らかに業者の損失補てんで、つまり民間としてももうお手上げということで、これでは民間活力を導入する意味がありません。そもそも、市も関ロッジの経営悪化に対し、施設の老朽化、利用者ニーズの変化という理由を上げており、それに対し、市の予算で、耐震化も含めた一定の改修を行い、さらに施設に付随の備品は無償貸与ということになっているわけです。また、指定管理であるため、そのための固定資産税も発生しませんし、減価償却も発生しません。このような状況で、さらに損失補てんが必要というのであれば、その業者の手腕を疑わざるを得ず、その業者の見解が根拠になっているのであれば、ともすれば経営手腕に疑問の残る業者を呼び寄せることにもなりかねないと考えます。そんな業者の損失補てんに金をつぎ込むぐらいであれば、関ロッジの魅力を向上させるための施設改修にでも回したほうがよっぽどいいと考えます。民間といいながら、全く民間活力の導入につながらない、ともすれば経営手腕に疑問の残る業者を呼び寄せることにもなりかねない、そんな指定管理料については認めるわけにはいかないと考え、この議案について反対するものです。

続きまして、議案第47号工事請負契約の締結についてです。

これは、和賀白川線の補強土壁工事を行うものですが、この入札に当たりましては、一般競争入札といいながら、工法の特殊性を理由に上げ、この工法の実績が参加資格要件に繰り入れられました。実績が必要ということで業者が限られてくることが予想されるわけですが、その結果、入札参加者が2者という事態が発生しました。また、参加資格に三重県経営事項評価1,000点以上という条件も入っているわけですが、三重県でも同種工事では800点以上という基準を採用しており、三重県の基準よりもあえて厳しい基準を設けたこととなります。市としては、当初11者程度を想定していたとのことですが、以前より競争性の確保と言われている中、業者が限られてくるような状況で、三重県が信頼性があるとしている基準よりもさらに厳しい基準を設けたことについては、本気で競争性の確保に努めているようには見えません。

そもそも、実績と言われましたが、品質確保は業者としては当然の使命であり、実績のあるなしにかかわらず、示された工法を行えるかどうかの判断で入札に参加するわけです。実績が参加要件であるというのなら、実績のない業者はずうっと実績を持ってないということになりますし、一方で

同じ和賀白川線の橋梁工事では、地元の業者に経験を積んでいただきたいということでJVという方式を採用するなどしていたにもかかわらず、今回は業者育成とまでは言わないまでも、地元業者への実績づくりも考えていないわけです。

くしくも、今回議会の一般質問でも指摘がありました民間保育所整備事業では、みなし法人、つまり現時点で法人格を持たない、つまり法人としては民間保育所の経営実績のない社会福祉法人が選定されましたが、実績面から運営を懸念する声に対しましては、園長個人の運営経験を理由に、法人の実績面がクリアされるというのが当局の見解でした。

同様の理屈であるなら、この工事に対しても工事経験者を採用するなど、あと工事实績のある企業に協力を仰ぐなどができるはずで、実績がなくても実績の面をクリアさせる方法はあるはずです。特殊性ということで実績重視ということが言われましたが、それが従来の市の姿勢と整合性がない、その点からこの議案については反対をさせていただくものです。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の討論は終わりました。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私は、議案第47号工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

この工事契約案件は、和賀白川線の工事発注による工事請負契約であります。

今回の工事については、テールアルメ工法であり、入札において工事实績を求めるものであります。工事請負契約金額2億7,280万円であり、予定価格に比べて83.1%であります。今後の工事進捗を進めるためのものであり、賛成するものでありますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、討論いたします。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の討論は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、報告第7号及び報告第8号専決処分した事件の承認について、反対の立場で討論いたします。

今回専決処分された市税条例の一部改正は幾つかの内容がありますが、市民に大きな影響があるのが固定資産税や都市計画税の住宅用地に係る措置特例を平成26年度に廃止するという問題であります。

今年度は、3年に1度行われる固定資産税の評価がえの年度です。住宅用地の固定資産税や都市計画税の評価額については、そもそも今から20年前、政府の一片の通達で評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の2割から3割程度から7割水準まで一気に引き上げました。この一片の通達による7割水準への引き上げが平成6年の評価がえで導入されると、全国的に評価額が一気に上がりました。評価額が上がれば、課税標準額が上がり、税額が上がったため、国民の怒りが噴出しました。

政府は、こうした国民の批判をかわすため、平成9年の評価がえから急激な税額の上昇を抑える

ために導入されたのが、負担水準による負担調整措置です。今回の改正では、この負担水準による負担調整措置を現在の80%から平成24、25年度には90%に引き上げ、26年度には100%にするということで廃止しようというものであります。議案質疑で明らかになりましたが、こうした改正により、平成24、25年度には800人が増税となり、600万円の増収、26年度には1万1,000人が増税となり、1,100万円の増収となります。

反対する理由の第1は、現在でも相次ぐ負担増で厳しい生活を余儀なくされているこの時期に、さらなる負担増をすべきではないということであります。負担調整措置が廃止される26年度には、1万1,000人ももの市民の固定資産税と都市計画税が増税になるのです。

反対する理由の第2は、固定資産税の評価額は公示価格方式で算定されますが、銀行や証券会社などが持つ土地も、零細商店の土地や宅地も、全く同じように扱われています。つまり、収益を上げる目的での土地所有も、私たち庶民のような生活のために住み続けるだけの土地所有も、全く同じ扱いというのはおかしいということです。こうした固定資産税の持つ問題点を見直すことなく、増税だけを目的とした改正には納得できません。

以上のように、税制度の問題点を見直すことなく、多くの市民が負担増となる市税条例の一部改正を専決処分した報告の承認には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第40号亀山市国民宿舎関ロτζジ条例の制定について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第40号亀山市国民宿舎関ロτζジ条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第45号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第45号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第47号工事請負契約の締結について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第47号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました報告第7号専決処分した事件の承認について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、報告第7号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、同じく討論のありました報告第8号専決処分した事件の承認について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、報告第8号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第41号から議案第44号まで及び議案第48号から議案第51号まで、並びに報告第9号の9件について、一括して起立採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決、または承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、

議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

議案第42号 亀山市税条例の一部改正について

議案第43号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

議案第44号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第48号 訴えの提起について

議案第49号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第50号 市道路線の認定について

議案第51号 市道路線の変更について

報告第9号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決、または承認することに決しました。

次に、日程第16、議案第52号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第52号工事請負契約の締結についてでございますが、井田川小学校教室増設事業に伴う井田川小学校教室等増築工事について、平成24年6月20日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は1億9,687万5,000円、契約の相手方は亀山市田村町1995番地の31、白川建設株式会社、代表取締役 服部 清でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

通告に従い発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

議案第52号、追加上程議案の工事請負契約の締結についてですけれども、今回、一般競争入札

ということでありますけれども、参加資格の要件があるようです。この内容について、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井総務部参事。

○総務部参事（笠井泰宏君登壇）

今回の井田川小学校の教室増築工事の入札参加資格でございますが、亀山市における建設工事の参加条件として、県の経営審査点950点を参加条件とさせていただきます。あわせて、亀山市に隣接する市町に本社を持つ業者様という形で考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

まず、先ほど950点以上の経営事項審査評価点ということでしたけれども、先般、委員会のほうでも、別の件でありましたけれども、和賀白川線の補強土壁に関しては1,000点という話やうたと思えます。その時々によって950点とか何点とか、いろいろ変わるような感じがありますけれども、なぜこの950点なのか。前の工事、1,000点というのもありました。1,000点とどう違うのか、この工事とどう違うのかということをお聞きしたいことが1点。

もう1つ、先ほど隣接する市町と言われましたけれども、なぜこれに伊賀市が入っていないのか、その点お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（笠井泰宏君登壇）

まず、ご質問の内容の中で、土木工事等における経営審査点と異なるというご指摘をいただきました。先般の和賀白川線におけるところの土木工事につきましては1,000点だったと、そして今回の部分については950点という形でございます。

まず、亀山市が一般競争入札を導入した際、一番初めに運営したのが亀山東幼稚園の一般競争入札でございました。この案件につきましては、建築工事でございます。この建築工事につきましては、すべて950点で運営をさせていただいているということでございます。土木工事におきましては、今現在は1,000点で運営しておるのが状況でございます。

それから、あわせて隣接する市町をどこにしているかということでございますが、亀山と人口交流を占める、津市、鈴鹿市、四日市市に本社を持つ業者という形で整理をさせていただいております。

なお、先ほどこの一般競争入札の条件の中に、県950点と申しましたが、市内に格付Aランクを有する業者様も含めた形で参加資格を付与しておるのが、言葉足らずでございました。申しわけございません。以上です。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど、隣接するという意味で伊賀市と言うたんですけど、滋賀県の甲賀市も隣接やなあというふうに思ったんですけど、交流がないからということで、その割に甲賀市や伊賀市さんとは、広報とかの面でも、昔のカシオペアの会ですかね、あれにかかわるような形でやっておられるのに、ちょっとこの点は不思議だなというふうに思いますけれども、交流がないというふうに言い切られるのであれば、交流がないというふうにさせていただきます。

先ほど、950点と1,000点というのは、建設では950点、土木では1,000点ということでしたけれども、それがなぜ土木のほうが1,000点で、なぜ建設のほうが950点かと、それをお聞きしたかったんですけども、その理由があるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（笠井泰宏君登壇）

950点と1,000点の差ということでございますが、建築と土木の差、往々にして、建築工事につきましては950点を採用させていただいているというのが状況です。土木につきましては、以前も答弁させていただいておりますけれども、市内の格付業者の基準で、市内の土木業者が約1,000点を持っておられます。それ以上の実力を持たれる、経営審査点を持たれる業者様をお呼びして、品質の確保をしていきたいというような形で、土木についてはそういった状況にしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、何かお話を聞いていますと、市内の業者さんにできるだけ入ってもらおうと思うと、土木の場合は1,000点を設定したほうがいいと、建築のほうは950点を採用したほうがいいと、市内重視の意図からすればそうだとということで、よろしいでしょうか。

あともう1つ、ちょっと先ほどから、討論の中で実績という話を私もさせていただきましたけれども、いろんなケースはあるとは思いますが、この小学校の教室の増設工事ですけれども、実際増築ですので、のり面に建てるという特殊な工法じゃないのかなと思うんですけども、実際安全性の問題とか、やはり小学校は特別な管理をせなあかんとかあるんですけども、これには実績は要らないのかどうか、その点、聞かせていただきたいと思えます。この2点。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（笠井泰宏君登壇）

まず1点は、学校関係のところにおいて条件を付与しないのかというお話でした。

従来から、建築工事におきましては、条件を付与していないのが状況でございます。先般、医療センターの改修工事については、特に入院病棟の方々の配慮だとか、いろんな形があったものから、病院の工事の実績を持つ社を条件に付させていただきましたが、建築工事におきましては、現在のところ、そのような環境、または特殊な工法という理解はしておりませんので、今回の場合につきましては工事実績を付与していなかったというのが状況でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

地元重視ということやったのかという答弁、そのことに対する答弁はちょっと抜けておったよう
ですんで、もう一度その点は聞かせていただきたいと思います。

その点をお願いします。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（笠井泰宏君登壇）

地元重視ということで、当然のことながら、市の発注する工事につきましては、原則市内を視点
に置いた発注はあるべきだろうという理解をしております。ですので、今回も基本的には地元を重
視した形での発注形態をとってきておるとというのが状況でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

何か、ちょっと押し問答みたいになってきましたけれども、やはり先ほど言われましたような地
元重視というのは、私は非常に大事なことやとは思っております。ただ、そうは言いながらも、そ
の状況によって、何か知らんけど、特典を、いろいろ設定を変えてみたりとか、条件をつけてみ
たりとか、あと地域要件をさわってみたりとか、そんなところが非常に見受けられる気がしており
ます。

先ほど実績云々の話を出しましたけれども、やはり業者としては品質確保は当然のことであって、
安全確保も当然のことであって、その自信があるからこそ入札に参加してくることやと思ってい
ます。

今回、その入札に関してはこういうふうな形で実績とかどうこうじゃなくて、やはり市の従来か
らの基準に従ってというのが本来の姿だとは思いますが、今後、先ほどの産業建設委員長の
報告にもありましたけれども、入札制度というのをさらに深めていっていただきたいという思いが
ありますので、その辺しっかりしていただきたいということと、あと、これは教育民生委員会の付
託案件のようですので、委員会に付託されたら、そちらの審議を待ちたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

以上で、予定しておりました通告による質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第52号工事請負契約の締結についてを教育民生委員
会にその審査を付託いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 3時05分 休憩）

（午後 4時14分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど教育民生委員会にその審査を付託いたしました議案第52号を議題といたします。

教育民生委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第52号 工事請負契約の締結について

原案可決

平成24年6月29日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

服部孝規教育民生委員会委員長。

○18番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第52号工事請負契約の締結については、井田川小学校教室等増築工事に係る入札について、建築工事として一括発注とした理由、また地元、学校内の安全対策や騒音対策について質疑がありました。これについては、電気と器械設備の割合が低いことから一括工事として発注し、また地元自治会への周知を行うとともに、夏休み期間中に工事を進め、児童への安全対策を講じて施工していくとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第52号について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第52号について、起立採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第52号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第17、議員提出議案第2号市長専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ただいま上程いただきました議員提出議案第2号市長専決処分事項の指定について、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明をいたします。

本議案につきましては、本年4月1日から亀山市の私債権の管理に関する条例が施行されておりますが、市の私債権回収の有効な手段となる裁判所からの支払い督促に対して、債務者から異議申し立てがあったときは訴訟に移行し、迅速な対応が必要となるため、この訴えの提起に関する事項について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項として、市長が専決処分できるよう指定するものであります。

なお、専決処分を行った事項は、地方自治法の規定により、次の議会への報告が義務づけられておりますことを申し添えまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

続いてお諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案について討論に入りますが、通告はございませんので、討論を終結し、議員提出議案第2号市長専決処分事項の指定について、起立採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第2号市長専決処分事項の指定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第98条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「安全・安心なまちづくり」について
～防災体制の充実について～
2. 理 由 亀山市の「防災体制の充実」を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため調査・研究を行うため

平成24年6月26日

総務委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「子育て支援」について
～学童保育所の位置づけについて～
2. 理 由 亀山市の子育て支援策における学童保育所の位置づけについて調査・研究を行うため

平成24年6月25日

教育民生委員会委員長 服 部 孝 規

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「これからのごみ処理」について
2. 理 由 ごみ処理に係る課題・問題点（ごみの減量化及び処理方法など）について調査・研究を行うため

平成24年6月22日

産業建設委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

以上で今期定例会の議事はすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

したがって、平成24年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

(午後 4時21分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月29日

議 長 小 坂 直 親

2 番 新 秀 隆

13 番 中 村 嘉 孝